

ソフトウェア開発モデル契約の解説

<注意>

本書は、2008年に作成されたもの（一部、誤植等修正）であり、2020年4月施行民法改正（平成29年6月2日法律第44号）には対応していません。

2008年10月19日

一般社団法人 電子情報技術産業協会
ソリューションサービス事業委員会

はじめに

このたび、社団法人 電子情報技術産業協会（以下、「JEITA」といいます。）は、2007年4月に経済産業省から公表されました「情報システム・モデル取引・契約書〈第一版〉」をベースに、新たに「ソフトウェア開発モデル契約」を作成し、ここに公表することと致しました。

JEITAの前身である社団法人 日本電子工業振興協会（JEIDA）が1994年に策定・公表した「ソフトウェア開発モデル契約」は、日本のソフトウェア市場が未成熟であるとの認識の下で平成5年に通商産業省（当時）産業構造審議会情報産業部会が公表した「ソフトウェアの適正な取引を目指して」に示された「ソフトウェア開発契約に盛り込むべき主要事項」の内容に基づいて、社団法人 日本電子工業振興協会（当時）において検討を行い、同年、公表したものです。以来、ソフトウェア開発契約のひな型の一つとして、ソフトウェア開発の当事者の間で広く活用していただき、ソフトウェア開発における適正な取引慣行形成の一助として、一定の役割を果たしてきたとの評価をいただいております。

一方、インターネットの普及に見られるように、情報システムの社会的な位置付けは、近年その広がりや重要度をますます増してきており、社会インフラとして必要不可欠な存在になってきています。このことは、情報システムに一旦障害が発生すると、これに依存する社会経済活動や国民生活に甚大かつ深刻な影響を与えかねないことを意味しており、事実そのような事例も増加傾向にあります。そこで、2006年6月に経済産業省は、『情報システムの信頼性・安全性の向上』の観点から、情報システムの企画・開発から保守・運用にわたるライフサイクル全般において情報システムのユーザとベンダが遵守すべき、あるいは遵守することが望ましい事項をまとめた「情報システムの信頼性向上に関するガイドライン」を策定・公表しました。そして、このガイドラインの実効性を担保する取り組みの一つとして当該ガイドラインの考え方を反映したモデル契約を策定すべく、経済産業省は、ユーザサイド、ベンダサイドそして有識者からなる「情報システムの信頼性向上のための取引慣行・契約に関

する研究会及びタスクフォース」を立ち上げ、2007年4月に「情報システム・モデル取引・契約書〈第一版〉」を取りまとめ、公表されたところです。JEITAからもこの研究会およびタスクフォースに参加させていただき、微力ながらご協力申し上げました。

このような時代の趨勢の中で生まれた経済産業省のモデル契約は、『情報システムの信頼性・安全性の向上』を目的としつつ、ユーザ・ベンダのソフトウェア開発取引の可視化に寄与するとともに、ユーザとベンダ間の取引の共通プラットフォームとして活用されることが期待されます。

そこでJEITAでは経済産業省のモデル契約を基本として、以下のようなJEITA独自の視点から検討を加えて新たにモデル契約を策定し、解説書として作成致しました。

- ・ソフトウェア開発の経験を踏まえた検討の深化

JEITAの会員企業では、これまで多くのソフトウェア開発プロジェクトを経験しており、その経験を踏まえて議論を深め、開発実態に即した工夫を致しました。

- ・ベンダの立場からの条文の選択・変更

経済産業省のモデル契約では一つの条項で複数の案が提示されているところがあります。この案の中でベンダの立場から選択しているところがあります。また、一部条文については同様の立場から変更しているものもあります。これらは、ベンダの考え方を知っていただくという観点から明確にすることと致しました。

- ・独自の解説と利便性

本書では、会員企業においてソフトウェア開発の契約実務に携わる部門のメンバーにより、1994年に策定・公表した「ソフトウェア開発モデル契約」の成果を踏まえつつJEITA独自の条文解説を作成するとともに、当該条文を実運用する場合の留意点なども適宜付加しております。また、経済産業省が公表されたモデル取引としての契約プロセスについて、失敗事例、チェックポイントなどを付加して編集することにより利便性に配慮いたしました。

JEITAは、民間部門における取引のみならず、官公庁・自治体等の公共部門

におきましても、経済産業省のモデル契約とともに、本書が幅広く活用され『情報システムの信頼性・安全性の向上』に寄与することを念願する次第です。

なお、経済産業省のモデル契約からJEITA独自に変更あるいは選択した点は、あくまでJEITA独自の考えであり、経済産業省とは何ら関係はありませんことを念のため申し添えさせていただきます。

以 上

目 次

はじめに

第 1 章	本書の概要	1
1.1	本書執筆のバックグラウンド	1
1.1.1	『ソフトウェア開発取引の健全化』を目指した社団法人 日本 電子工業振興協会 1994 年公表「ソフトウェア開発モデル契 約」／1	
1.1.2	『情報システムの信頼性向上』を目指した経済産業省 2007 年 公表「情報システム・モデル取引・契約書〈第 1 版〉」／3	
1.1.3	本書におけるソフトウェア開発モデル契約／4	
1.2	本書が取り扱う範囲	6
1.3	本書の構成	7
1.4	モデル契約の前提	9
1.4.1	想定している開発モデル／9	
1.4.2	前提とする開発プロセス／9	
1.4.3	「要件定義」以前の「システム化の方向性」「システム化計画」 の重要性／11	
第 2 章	モデル契約の構造と基本問題	13
2.1	モデル契約の構造	13
2.2	見積りの問題	15

2.2.1	フェーズ別見積り／15	
2.2.2	全体の規模見積りの注意点／16	
2.2.3	「全体見積り」は参考値として「フェーズ別見積り」を／19	
2.3	仕様確定の問題	20
2.3.1	ソフトウェア開発におけるトラブル原因／20	
2.3.2	「仕様」の問題とは／22	
2.3.3	開発プロセスと「仕様」／23	
2.3.4	「仕様」の確定／26	
2.3.5	「仕様」の問題と多段階契約／27	
2.4	作業主体と契約類型（準委任と請負）の問題	28
2.4.1	「作業の範囲・内容」の問題／28	
2.4.2	作業主体と契約の種類（準委任と請負）／30	
2.4.3	準委任契約と請負契約／33	
2.4.4	作業主体と多段階契約／36	
第3章	モデル契約の条文解説	37
3.1	基本契約と個別契約	37
3.1.1	契約の全体構造と特徴／37	
3.1.2	契約の締結方法／38	
3.2	モデル契約～条文解説～	40
第1章	総則..	42
	第1条（契約の目的）／42	
	第2条（定義）／43	
	第3条（適用範囲）／47	
	第4条（個別契約）／49	
	第5条（委託料及びその支払方法）／55	
	第6条（作業期間又は納期）／57	

第 7 条（再委託）／57	
第 2 章 本件業務の推進体制	61
第 8 条（協働と役割分担）／61	
第 9 条（責任者）／65	
第 10 条（主任担当者）／67	
第 11 条（業務従事者）／69	
第 12 条（連絡協議会の設置）／70	
第 13 条（プロジェクトマネジメントの責任）／76	
第 3 章 本件業務	80
第 1 節 要件定義作成支援業務／80	
第 14 条（要件定義作成支援業務の実施）／80	
第 15 条（要件定義作成支援業務に係る個別契約の締結）／83	
第 16 条（要件定義検討会）／85	
第 17 条（要件定義書の確定）／87	
第 18 条（業務の終了・確認）／92	
第 2 節 外部設計書作成（支援）業務／96	
準委任型（A 案）と請負型（B 案）に関する解説／96	
A 案準委任の場合	
第 19 条（外部設計書作成支援業務の実施）／98	
第 20 条（外部設計書作成支援業務に係る個別契約の締結）／99	
第 21 条（外部設計検討会）／100	
第 22 条（外部設計書の確定）／103	
第 23 条（業務の終了・確認）／106	
B 案請負の場合	
第〇条（外部設計書作成業務の実施）／111	
第〇条（要件定義書の補正）／112	
第〇条（外部設計書作成業務に係る個別契約の締結）／115	
第〇条（外部設計検討会）／116	

第〇条（外部設計書の納入）／118	
第〇条（外部設計書の承認及び確定）／119	
第〇条（瑕疵担保責任）／122	
第3節 ソフトウェア開発業務／125	
第24条（ソフトウェア開発業務の実施）／125	
第25条（ソフトウェア開発業務に係る個別契約の締結）／131	
第26条（納入物の納入）／132	
第27条（検査仕様書の作成及び承認）／133	
第28条（本件ソフトウェアの検収）／138	
第29条（瑕疵担保責任）／141	
第4節 ソフトウェア用準備・移行支援業務／145	
第30条（ソフトウェア運用準備・移行支援業務の実施）／145	
第31条（ソフトウェア運用準備・移行支援業務に係る個別契約 の締結）／147	
第32条（業務の終了・確認）／148	
第4章 契約内容等の変更	152
第33条（本契約及び個別契約内容の変更）／154	
第34条（システム仕様書等の変更）／154	
第35条（中間資料のユーザによる承認）／157	
第36条（未確定事項の取扱い）／161	
第37条（変更管理手続）／166	
第38条（変更の協議不調に伴う契約終了）／169	
第5章 資料及び情報の取扱い	172
第39条（資料等の提供及び返還）／172	
第40条（資料等の管理）／174	
第41条（秘密情報の取扱い）／175	
第42条（個人情報）／181	
第6章 権利帰属	184
第43条（納入物の所有権）／184	

第 44 条（納入物の特許権等）／185	
第 45 条（納入物の著作権）／187	
第 46 条（乙による納入物の再利用）／191	
第 7 章保証及び責任	192
第 47 条（知的財産権侵害の責任）／192	
第 48 条（第三者ソフトウェアの利用）／197	
第 49 条（FOSS の利用）／200	
第 50 条（セキュリティ）／203	
第 8 章一般条項	204
第 51 条（権利義務譲渡の禁止）／204	
第 52 条（解除）／205	
第 53 条（損害賠償）／206	
第 54 条（輸出関連法令の遵守）／210	
第 55 条（和解による紛争解決）／211	
第 56 条（仲裁）／212	
第〇条（合意管轄）／212	
第 57 条（協議）／231	
3.3 変更管理に関する参考帳票例・・・	214
3.4 個別契約サンプル	220
3.4.1 個別契約（準委任型）サンプル／220	
3.4.2 個別契約（請負型）サンプル／224	
第 4 章 モデル契約プロセス	235
4.1 契約プロセスについて	235
4.2 プレ商談段階の秘密保持契約書締結	236
4.3 デューデリジェンス、RFP/RFI	241
4.4 提案書	246

4.5	企画・要件定義段階	250
4.6	開発段階	256
4.7	保守・運用段階	260
4.8	マルチベンダ方式、分割発注	263
4.9	パッケージ活用型	266
4.10	ハードウェア等調達契約	271
 第5章 ソフトウェア開発基本契約書		275
5.1	ソフトウェア開発基本契約書	275
5.2	2007 年経済産業省公表「ソフトウェア開発委託基本モデル 契約」との相違点	308
 参考資料		
1.	1994 年 JEIDA 公表「ソフトウェア開発モデル契約」	331
2.	2007 年経済産業省公表「ソフトウェア開発委託基本モデル契約」	349

《略語表》

「JEITA」

社団法人 電子情報技術産業協会

「2007 年経済産業省報告書」

2007 年 4 月経済産業省報告書『「情報システムの信頼性向上のための取引慣行・契約に関する研究会」～情報システム・モデル取引・契約書～（受託開発（一部企画を含む）、保守運用）〈第一版〉』

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/softseibi/index.html#02

「経済産業省モデル契約」

2007 年経済産業省報告書に掲載されているモデル契約「ソフトウェア開発委託基本モデル契約書」

「モデル契約」

経済産業省モデル契約を基本にして、2008 年に JEITA で作成した「ソフトウェア開発基本契約書」

「旧モデル契約」

JEITA の前身である社団法人 日本電子工業振興協会（JEIDA）が 1994 年に公表したモデル契約「ソフトウェア開発基本契約書」

「共通フレーム 2007」

「共通フレーム 2007～経営者、業務部門が参画するシステム開発および取引のために～」（独立行政法人 情報処理推進機構 ソフトウェア・エンジニアリングセンター編、オーム社、2007 年）

第1章 本書の概要

1.1 本書執筆のバックグラウンド

1.1.1 『ソフトウェア開発取引の健全化』を目指した社団法人 日本電子工業振興協会1994年公表「ソフトウェア開発モデル契約」

1970年代から1980年代にかけメインフレームコンピュータを中心とするソフトウェア産業においてソフトウェアの有償化が押し進められ、それが実現する一方で、情報産業におけるソフトウェア部門の重要性が飛躍的に高まっているにもかかわらず日本のソフトウェア市場は未成熟であるといわれていた。そうした中で、通商産業大臣（当時）の諮問機関である産業構造審議会情報産業部会が、ソフトウェア産業の市場環境整備に必要な種々の対策を提言するとともに、ソフトウェア市場の公正・透明・効率的なマーケット・メカニズムの確立のために必要な基礎的条件である取引に関する問題に関して1993年に「ソフトウェアの適正な取引を目指して」という報告書を公表した。

この報告書では、契約問題と価格問題を取り上げていた。契約問題では、トラブルの起こりやすいソフトウェア開発取引の実態を踏まえて、取引のtransparencyや取引相手に対するcredibilityを確保し、取引にまつわるトラブルを回避するために、表1.1に掲げる「契約書に盛り込むべき事項」と「契約に関するその他の手続き的事項」ならびにそれらの内容についての望ましい方向性をガイドラインとして提示した。

表 1.1 契約書に盛り込むべき事項等

1. 契約書に盛り込むべき事項
 - (1) 仕様の確定
 - ① 契約の対象となるシステムについての説明
 - ② ベンダとユーザの役割分担
 - ③ 仕様の確定の手続き
 - ④ 仕様の確定へのエンドユーザの参加
 - (2) 仕様の変更
 - ① 変更の申し入れおよび受け入れ窓口の明確化
 - ② 変更の申し入れ方法の明確化
 - ③ 変更も受け入れ方法の明確化
 - (3) 検収
 - ① 基準の明確化
 - ② 検収の期間の明示
 - ③ 検収の終了手続き
 - (4) 仕様の不一致と機能追加・変更の区別
 - (5) 瑕疵担保責任
 - ① 瑕疵担保責任の範囲の明確化
 - ② 損害賠償責任の範囲の明示
 - ③ 瑕疵担保責任期間の明示
 - (6) 知的財産権
 - ① ルーチン、モジュール等の権利の帰属
 - ② 無形情報の権利の帰属
 - ③ 機密保持義務
2. 契約に関するその他の手続き的事項
 - (1) RFP (Request for Proposal) による発注の慣行化
 - (2) 請負と委任の区別

JEITAの前身である社団法人 日本電子工業振興協会では、産業構造審議会情報産業部会の貴重な提言を最大限活用し、ソフトウェア開発取引が適正なものとなるよう、この「契約書に盛り込むべき事項」を反映したソフトウェア開発モデル契約を作成し、1994年に公表した。

1.1.2 『情報システムの信頼性向上』を目指した経済産業省2007年公表 「情報システム・モデル取引・契約書<第1版>」

ソフトウェア開発モデル契約を公表した1994年当時から比べても、情報システムを巡る状況が大きく変わってきた。コンピュータの処理性能の飛躍的進歩に伴い、メインフレームコンピュータを中心としていたものがクライアント/サーバを中心としたものになり、さらにモバイルコンピューティングへと進展している。また、それとともにプラットフォームではオープン化、ウェブ化が進展し、インターネット、無線LANに代表されるようにネットワーク環境も激変している。これらの変化は、情報システムは企業の情報システム部門が活用するものという状況からエンドユーザ部門、個人が活用するものという状況をもたらし、社会経済活動および国民生活はネットワーク化された情報システム抜きでは考えられないものとなっている。

このような状況において一旦情報システムの障害等により民間企業や公共機関の各種業務やサービスが停止したり、滞るようなことが起きると、社会経済活動あるいは国民生活に与える影響は大きく、深刻なものとなっている。現にそのような事態が発生してしまうこともある。

こうした中、経済産業省は情報システムの信頼性・安全性向上が喫緊の課題であるとの認識から2006年6月に「情報システムの信頼性向上に関するガイドライン」¹（以下、「信頼性ガイドライン」という。）を公表した。このガイドラインは、情報システムがその重要性に応じて本来備えるべき信頼性・安全性を確実に備えるようにすることを目的として、その企画・開発から運用・保守にわたるライフサイクル全般において、情報システムのユーザおよびベンダの双方が配慮すべき事項をガイドラインという形で提示している。

上記信頼性ガイドラインは契約に関する事項にも言及している。「情報システム利用者と情報システム供給者は、本ガイドラインの遵守を前提として契約を予め結び、当該契約を遵守しなければならない。特に、情報システム利用者及び情報システム供給者は、システムライフサイクルプロセスの円滑な実施及

¹ <http://www.meti.go.jp/press/20060615002/20060615002.html>

び管理のためには両者の協力が重要であるとの認識に立ち、役割及び責任について一方に偏った契約を避けるべきである。」²とし、さらに信頼性ガイドラインの実効性を担保するために、「本ガイドラインの考え方を反映した標準的な契約のあり方を検討」³し、モデル契約の策定と活用が掲げられている。

2007年4月に経済産業省から公表された報告書『「情報システムの信頼性向上のための取引慣行・契約に関する研究会」～情報システム・モデル取引・契約書～（受託開発（一部企画を含む）、保守運用）〈第一版〉』⁴で提示された経済産業省モデル契約はこの実行担保策として、ユーザサイド、ベンダサイドおよび有識者による研究会によりまとめられたものである。

1.1.3 本書におけるソフトウェア開発モデル契約

信頼性ガイドラインでは、情報システムの信頼性・安全性向上のために、ユーザとベンダが情報システムの重要性に応じて求められる信頼性・安全性の水準を正しく認識し、その実現のために企画段階では、目標とする品質基準等について双方で合意するとともに、開発段階では、ユーザはシステム要件（利用者の要求を満足するためにソフトウェアが実現しなければならない機能要件および性能、容量、情報セキュリティ、拡張性などの非機能要件）について自らの関係者の見解を統一し、また、それをベンダに説明する責任および最終的に確定する責任を負うことを求めている。

この基本的な考え方を反映した経済産業省モデル契約には、情報システムの信頼性向上のためにはユーザとベンダ間の役割分担の明確化と円滑なコミュニケーションの実現が大切であるとの観点に立った次のような特徴があると考えている。

- システム要件を明確にし、確定する「要件定義」はユーザが主体となっ
て行うことを明らかにしている。
- システム要件についてユーザとベンダ双方が正しく認識するために、そ

² 「情報システムの信頼性向上に関するガイドライン」 20 頁

³ 「情報システムの信頼性向上に関するガイドライン」 22 頁

⁴ http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/keiyaku/index.html

の検討段階において両者による検討会を開催することを定めている。

- 本来確定すべき時点で確定しきれなかったシステム要件について扱いが曖昧とならないようにするために、その取扱いに関する定めを置いている。
- システム要件の変更についても扱いが曖昧とならないようにするために、手続きまで踏み込んだ定めを置いている。

JEITAとしても情報システムの信頼性・安全性向上は重要な課題であると認識しており、この実現を目指す経済産業省モデル契約が広く普及することを期待している。

そこで、JEITAでは、1994年の「ソフトウェア開発モデル契約」公表以来の経験なども踏まえ、経済産業省モデル契約にJEITAの見解も加えたモデル契約を作成した。

なお、その作成に当っては、次のような観点も踏まえている。

経済産業省モデル契約は、ユーザとベンダが対等の立場で情報システム構築やソフトウェア開発に係るリスクを認識し、応分の責任を負担するといった「理想モデル」を前提としている。しかしながら、現実のソフトウェア開発の実態に照らしてみると、専門家であるベンダの技術的知見や経験にユーザが依存するところはいまだ大きく、また、ユーザは「お客さま」とであるという一般認識もあいまって、開発されたソフトウェアに結果的に生ずるリスクや責任の負担先がベンダに傾きがちであるというのも現実ではないかと思われる。そこで、これらの負担のあり方は、対価の中で解決するかあるいは契約において解決するか、さらに契約において解決する場合には、どのような形で位置付けるべきなのか、ソフトウェア業界の今後の継続的かつ健全な発展という観点も踏まえ、議論の余地が残るところではないかと考えている。

また、ソフトウェアの再利用・標準化を通じたソフトウェア品質の確保、開発コストの低減といったベンダの取組みは、最終的には同じく「情報システムの信頼性向上」を目指すものであり、個々のソフトウェア開発においても、そのための契約条件や環境を確保しておくことが今後ますます重要になると考える。さらに、純粋に実務的な観点から、ユーザとの会議体のあり方や運用方法、

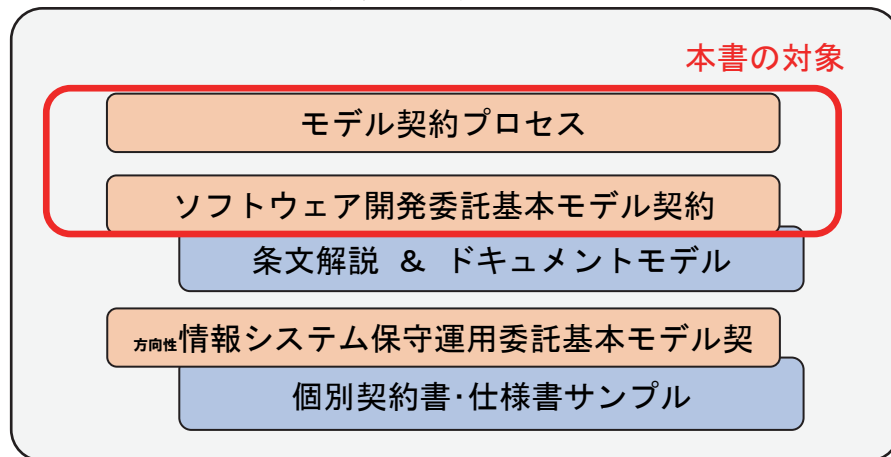
変更管理手続き、ベンダから第三者への再委託の方法などについて、より具体的かつ効果的な方法を織り込むことが好ましいのではないかと考える。

今般、経済産業省モデル契約を基本としたモデル契約を作成したが、1994年に公表した「ソフトウェア開発モデル契約」は、ソフトウェア開発取引の健全化という観点からなお有用と考え、参考資料として本書に掲載した。

1.2 本書が取扱う範囲

2007年経済産業省報告書は図1.1のようなアウトプットから構成されている。

図1.1 2007年経済産業省報告書と本書の対象



本書は、以下の観点から「モデル契約プロセス」および「ソフトウェア開発委託基本モデル契約」をベースとしている。

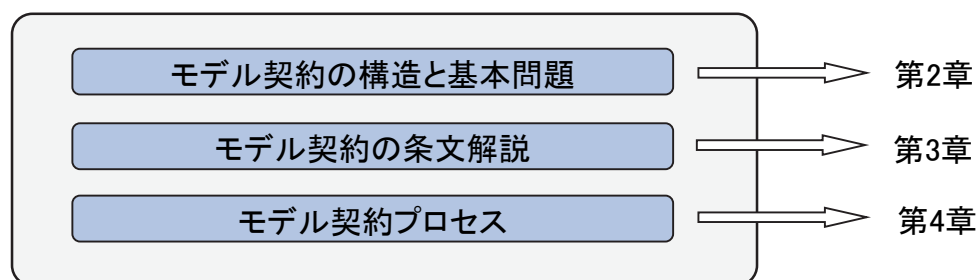
- 上記「モデル契約プロセス」は、実態把握から契約締結（企画・開発、保守・運用）、変更管理手続き（仕様変更・契約変更）に至るまでの取引プロセスのモデルを提示するものであり、ユーザ・ベンダ間の取引の共通プラットフォームとして広く認知されることがJEITAとしての希望でもある。
- 経済産業省の上記報告書では、モデル契約としてソフトウェア開発と情報システム保守運用の2種類が提示されている。ソフトウェア開発につ

いては、1994年「ソフトウェア開発モデル契約」が可能であったように、開発プロセスモデルの想定が比較的容易だろうと考える。これに対して、開発したソフトウェアを含む情報システムの保守運用は、非常に広範囲なものであり、ベンダが提供するサービスも種々様々なものがある。例えば、運用では、ユーザ自ら情報システムを運用するに当たって必要な技術支援をベンダが提供するというものから、オンサイトアウトソーシング（ユーザ先でのシステム運用の受託）あるいはデータセンタアウトソーシング（ベンダが用意するデータセンターにユーザの情報システムを持ち込み、システム運用を受託する）などもある。また、セキュリティ監視のようなサービスもある。保守では、是正保守、予防保守、適応保守、完全化保守の4つのタイプがあり、障害発生時のハードウェアとソフトウェアの切り分け作業なども含めると様々なサービスがある。このように、保守運用については多種多様なサービスモデルが想定され、そのすべてをカバーすることは困難といわざるを得ない。また、保守運用のフェーズについては、もっぱらサービス品質の可視化としてSLA（サービスレベルアグリーメント）が重要な鍵として扱われており、JEITAでも「民間向けITシステムのSLAガイドライン第三版（2006年10月）」を公表しているところである。そこで、本書では、モデル契約の対象として、ソフトウェア開発に絞った。

1.3 本書の構成

本書では、図 1.2 に示す 3 つのパートから構成されている。

図1.2 本書の構成



【モデル契約の構造と基本問題】

- モデル契約がどのような構造となっているかを概観する。
- なぜそのような構造となっているのか、背景にある基本的な問題について解説する。

【モデル契約の条文解説】

- 条文ごとに必要に応じて【条文解説】あるいは【適用ガイド】を記載している
- 【条文解説】では、当該条文の趣旨あるいは背景について、実務的観点からJEITA独自に解説している。また、経済産業省モデル契約から変更した点あるいは選択した条文については、その理由、考え方を説明している。
- 【適用ガイド】では、当該条文を実際の契約書として活用する際には当該条文に基づく運用を行う際の留意点やアドバイスを説明している。
- 要件定義、外部設計、ソフトウェア開発、ソフトウェア運用準備・移行の各フェーズの具体的な取引条件は個別契約書で定められる。個別契約書の具体的なイメージをつかんでいただけるよう、準委任契約（要件定義）と請負契約（ソフトウェア開発）のそれぞれ一つずつ個別契約書のサンプルを作成した。

【モデル契約プロセス】

- 2007年経済産業省報告書で提示されたモデル契約プロセスを引用しつつ、各プロセスが適切に実行されなかった場合に想定されるリスク事例を紹介し、また、契約プロセスに基づく注意点をチェックリストという形で整理し、より利便性を高める工夫をした。

1.4 モデル契約の前提

1.4.1 想定している開発モデル

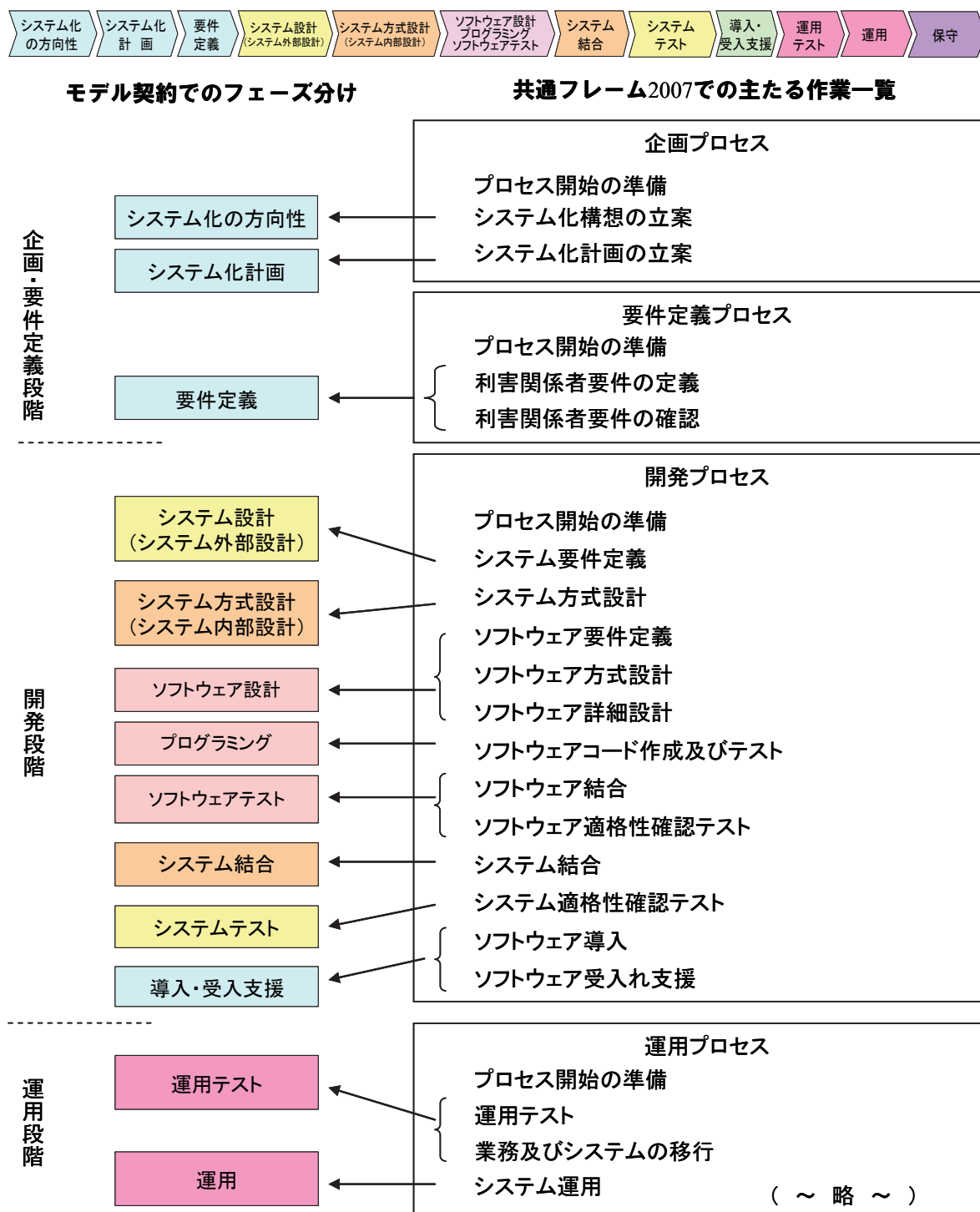
モデル契約は、経済産業省モデル契約をベースとしていることから、経済産業省モデル契約が想定しているソフトウェア開発モデルをおおむね踏襲している。

- 契約当事者：対当の交渉力のあるユーザとベンダを想定。
(例) ユーザ：民間大手企業、ベンダ：情報サービス企業
- 開発モデル：ウォーターフォールモデル
- 対象システム：重要インフラ、企業基幹システムの受託開発（一部企画を含む）
- プロセス：共通フレーム 2007 による標準化されたシステムの要件定義段階、開発段階
- 特定のベンダに要件定義段階と開発段階の双方を委託する形態に加え、マルチベンダ形態、工程により異なるベンダに発注する形態も加味

1.4.2 前提とする開発プロセス

モデル契約は、経済産業省モデル契約が前提とした図 1.3 の開発プロセスを踏襲している。

図 1.3 前提とする開発プロセス



出典：経済産業省報告書『「情報システムの信頼性向上のための取引慣行・契約に関する研究会」～情報システム・モデル取引・契約書～（受託開発（一部企画を含む）、保守運用）〈第一版〉』30頁（2007年4月）

1.4.3 「要件定義」以前の「システム化の方向性」「システム化計画」の重要性

次章で説明するとおり、モデル契約は、「要件定義」から「運用テスト」までの工程におけるユーザとベンダ間の取引を対象としているが、「要件定義」以前の「システム化の方向性」と「システム化計画」の工程に関する取引は対象としていない。

この2つの工程は、ユーザの経営戦略・事業戦略およびこれらを踏まえたIT戦略を明確にし、システム化の目的、必要性、課題、実現する機能範囲あるいは投資効果評価や実行計画などシステムおよびプロジェクトの大枠についてユーザの利害関係者（経営層、業務部門、情報システム部門等）の間で合意を形成していく工程であり、ユーザが主体となって進めていくものである。その際、ユーザ自らだけでは、これらの工程を進めるだけのノウハウ等が不足している場合には、ITコンサルタント等の力を活用することがある。すなわち、「システム化の方向性」と「システム化計画」の工程では、ソフトウェア開発としての契約とは別のコンサルティング等に関する契約が活用されることが多いとされている。このことから、ソフトウェア開発を対象とするモデル契約ではこれらの工程は対象とはしていない。

ところで、「システム化の方向性」と「システム化計画」の2つの工程は、次章以降で説明するモデル契約に基づくソフトウェア開発が成功するために非常に重要な工程である。

今や現状の業務を効率化するために単純にシステム化するというものだけではなく、むしろユーザは新たなビジネスモデルや新たな企業価値を創出すべく事業を見直し、システムはそれを実現するものとなっている。また、企業活動におけるほとんどの業務がシステム化した現在、一旦、システムに不具合が発生したり、停止したりすると、事業活動そのものが混乱したり、停止してしまい、それが社会的な混乱をもたらすことにもなる。

そこで、システム化に当り、事業のレベルでは経営層が、当該事業を実行する業務レベルでは業務部門が、当該業務を実現するシステムのレベルでは情報システム部門がきっちりスクラムを組んで、システム化の入口である「シス

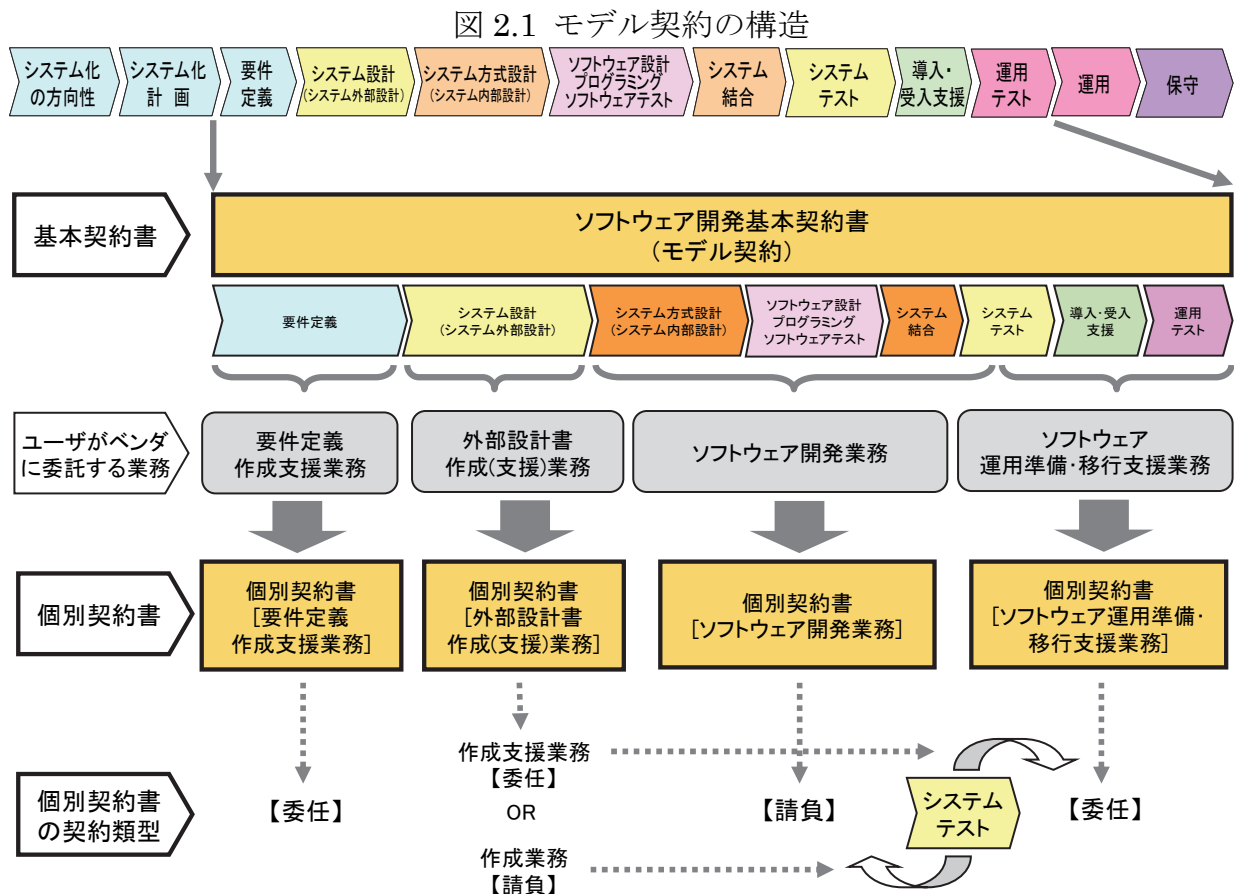
テム化の方向性」と「システム化計画」に取り組み、ユーザにおける多くの利害関係者間で合意を取り付けておくことが必要である。これらの合意がない、あるいは合意があっても合意内容がベンダに正しく伝わらないと、「要件定義」以降の作業の段階で混乱を生じかねず、せっかくのモデル契約も水泡に帰すことになる。

「システム化の方向性」から「要件定義」までは「超上流」といわれ、その重要性については独立行政法人 情報処理推進機構ソフトウェア・エンジニアリング・センター編「経営者が参画する要求品質の確保～超上流から攻める IT 化の勘どころ～第 2 版」（オーム社、2006 年 5 月）に詳述されているので、参照いただきたい。

第2章 モデル契約の構造と基本問題

2.1 モデル契約の構造

モデル契約の構造を図 2.1 に示す。



モデル契約は基本契約の形態をとっており、ソフトウェアライフサイクルプロセスのうち「要件定義」から「運用テスト」までの工程を対象としている。それらの工程を、次の4つのフェーズに分けて、それぞれのフェーズにおいてユーザがベンダに委託する業務について、それぞれ見積りを行った上でユーザとベンダ間で個別契約書を締結するという構造をとっている。

- 要件定義フェーズ
 - 対象工程：「要件定義」
 - ユーザからベンダへの委託業務：「要件定義作成支援業務」
 - 契約類型：準委任
- 外部設計フェーズ
 - 対象工程：「システム設計（システム外部設計）」
 - ユーザからベンダへの委託業務：「外部設計書作成（支援）業務」
 - 契約類型：準委任または請負の選択
- ソフトウェア開発フェーズ
 - 対象工程
 - ◇ 外部設計フェーズが準委任の場合
 - ⇒「システム方式設計（システム内部設計）」～「システム結合」
 - ◇ 外部設計フェーズが請負の場合
 - ⇒「システム方式設計（システム内部設計）」～「システムテスト」
 - ユーザからベンダへの委託業務：「ソフトウェア開発業務」
 - 契約類型：請負
- ソフトウェア運用準備・移行フェーズ
 - 対象工程
 - ◇ 外部設計フェーズが準委任の場合
 - ⇒「システムテスト」～「運用テスト」
 - ◇ 外部設計フェーズが請負の場合
 - ⇒「導入・受入支援」～「運用テスト」
 - ユーザからベンダへの委託業務：「ソフトウェア運用準備・移行支援業務」
 - 契約類型：準委任

モデル契約は、基本契約の下で個別契約を4つのフェーズごとに段階的に締結するという特徴をもっている（このような契約方式を以下では「多段階契約」という。）。JEITAの前身である社団法人 日本電子工業振興協会が1994年に公表した「ソフトウェア開発モデル契約」でも同様に多段階契約となっていた⁵。ソフトウェア開発では、なぜ、多段階契約とする必要があるのか？その背景には、ソフトウェア開発における次の3つの基本問題が関連している。

- 見積りの問題
- 仕様確定の問題
- 役割分担と契約類型（準委任と請負）の問題

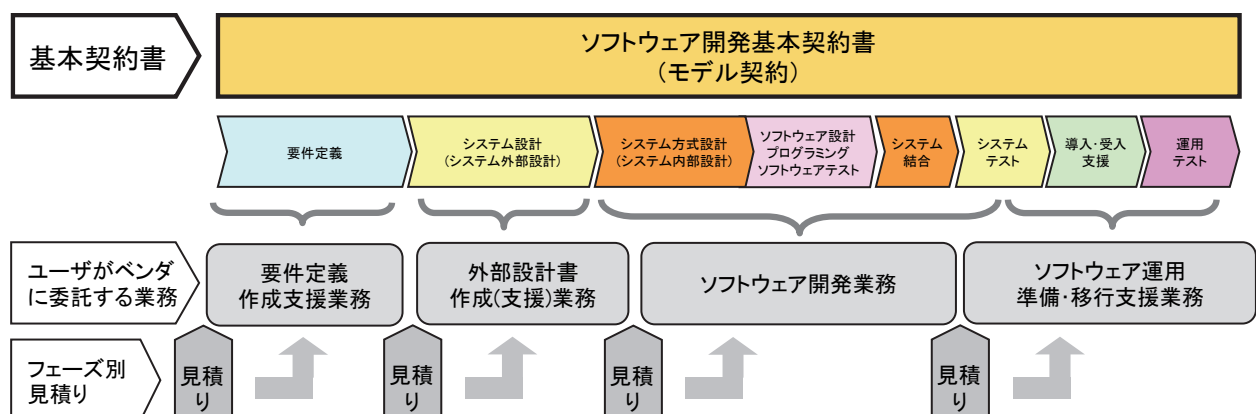
それではこれらの基本問題を順次みていこう。

2.2 見積りの問題

2.2.1 フェーズ別見積り

モデル契約では、4つのフェーズごとに当該フェーズでの委託業務について事前に見積りを行った上で、当該フェーズの個別契約を締結する形態をとっており、本章では、これを「フェーズ別見積り」という（図2.2）。

図2.2 フェーズ別見積り



⁵ ただし、1994年モデル契約ではフェーズ分けが「要件定義・設計フェーズ」、「構築フェーズ」、「運用準備・移行フェーズ」の3つとなっている。

例えば、要件定義フェーズであれば、要件定義作成支援業務について、ベンダにてスケジュールや委託料金を見積り、当該見積りに基づいてユーザとベンダ間で当該要件定義作成支援業務に関する契約条件を協議し、個別契約を締結するというものである。

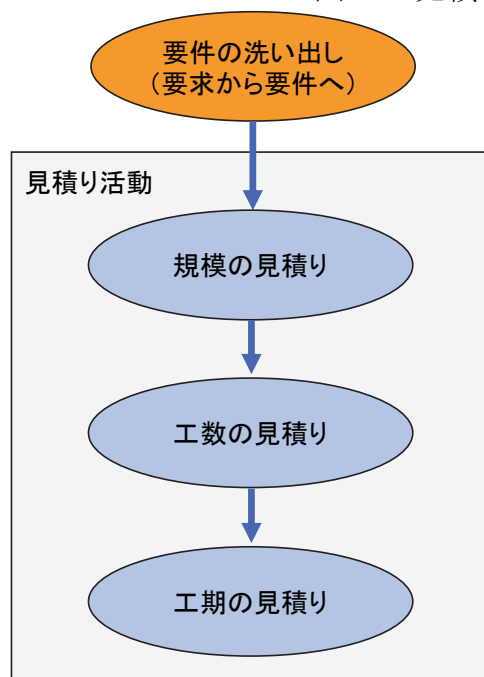
2.2.2 全体の規模見積りの注意点

フェーズ別見積りでは、フェーズが進むごとに次のフェーズの見積りを行うので、この見積りだけでは最後のフェーズまで進まないと、最終的に全体としていくら費用がかかるのか分からないことになる。

通常、実務的には、「システム化の方向性」あるいは「システム化計画」のような初期の段階で投資効果の判断、予算化などの目的で、本稼働までにかかる費用、さらには本稼働後何年間かのシステムの運用費用や保守費用などについてどれくらいの費用が必要となるか予測をたてるために、開発するソフトウェアの規模見積りが必要となる。このように開発するソフトウェアの規模見積りを行い、これを基に本稼働までにかかる費用を見積ることを、本章では「全体見積り」という。

ソフトウェア開発の見積りの基本的な手順は図 2.3 のとおりといわれている。

図 2.3 見積の基本的手順

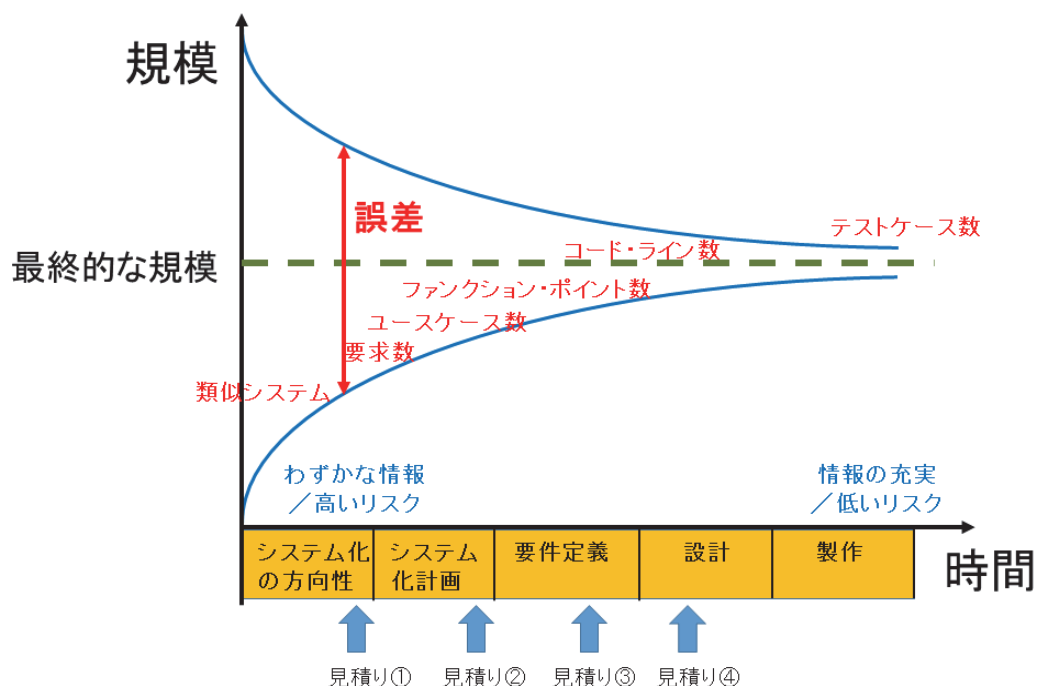


出典：「ソフトウェア開発見積りガイドブック～IT ユーザとベンダにおける定量的見積りの実現～」
(11 頁、独立行政法人 情報処理推進機構ソフトウェア・エンジニアリング・センター編、オーム社、2006 年 4 月)

これによると、洗い出された要件を前提として、開発するソフトウェアの規模を見積り、当該ソフトウェアを完成させるまでの工数と工期を見積る。そうすると見積りの正確性は前提となる「要件」の内容の正確性に依存することになり、一般にソフトウェア開発では、工程が進むにつれ見積りの誤差が小さくなるといわれている。それは工程が進むにつれて「要件」が明確になっていくからである。「全体見積り」では、この見積りの誤差という特質について注意しておく必要がある。

図 2.4 は、上記手順の第 1 ステップである、開発すべきソフトウェアの「規模の見積り」について、時間の経過（工程の進捗）とともに誤差が小さくなることを示している。この図の「システム化の方向性」の段階では「仮試算見積り」（見積り①）、「システム化計画」の段階では「試算見積り」（見積り②）、「要件定義」の段階では「概算見積り」（見積り③）、そして「設計」の途中段階で「確定見積り」（見積り④）といわれている。

図 2.4 見積り時期とリスク



出典：「経営者が参画する要求品質の確保～超上流から攻める IT 化の勘どころ～第 2 版」

（38 頁、独立行政法人 情報処理推進機構ソフトウェア・エンジニアリング・センター編、オーム社、2006 年 5 月）

（注：見積り①＝仮試算見積り、見積り②＝試算見積り、見積り③＝概算見積り、見積り④＝確定見積り）

「見積り時期が早ければ早いほど、プロジェクト全体に不明確な点が多く存在し、最終的な規模と見積り規模との「ぶれ」幅は大きくなります。不明確な部分があると、どうしても実際にできあがるものから比べて、見積りの「ぶれ」が出てしまうことは避けようがありません。」⁶このように上流工程ほど開発するソフトウェアの規模に関する見積り誤差が大きくなる。「システム化の方向性」あるいは「システム化計画」の段階では、まだ業務要件については具体化しておらず、システム化の対象となる業務の概要やラフな業務フローレベルである。また、「要件定義」の段階では、最終的な画面、帳票は確定していない。様々な見積り手法等が検討されているが⁷、元来、開発するソフトウェアの機能要件、非機能要件などの仕様内容は段階的に具体化、詳細化されていくものであるため、上流工程での見積りの誤差を小さくすることにはおのずと限界があるといわざるを得ない。

ただ、ユーザからすると、予算と投資判断の関係から、できるだけ早い段階でベンダを選定し、ソフトウェアの完成までの作業につき価格を決めて一括してベンダに任せたいという気持ちになるであろう。他方、ベンダからすると、あまり早い段階の見積りは誤差が大きいことから、そのような見積りに基づいてソフトウェアの完成まで一括して契約することは非常にリスクが高くなり、躊躇するであろう。

実は、このようなユーザ・ベンダ双方の気持ちのズレが中々埋まらないことが、トラブルの一因となっていると思われる。すなわち、あまり早い段階の見積りに基づいて対価と納期を確定し、ソフトウェアの完成までを一括した契約をすると、後々、誤差が現実となり、ベンダにとってはコスト問題が発生する一方、ユーザには納期問題が発生するという双方にとり望ましくない状況になりかねない。また、ユーザが確定的な見積りが出るまでは契約をしないということになると、ベンダは契約なしで上流工程の支援をしなければいけないということになる。

⁶ 「ソフトウェア開発見積りガイドブック～IT ユーザとベンダにおける定量的見積りの実現～」(6 頁、独立行政法人 情報処理推進機構ソフトウェア・エンジニアリング・センター編、オーム社、2006 年 4 月)

⁷ 「ソフトウェア開発見積りガイドブック～IT ユーザとベンダにおける定量的見積りの実現～」(独立行政法人 情報処理推進機構ソフトウェア・エンジニアリング・センター編、オーム社、2006 年 4 月)

2.2.3 「全体見積り」は参考値として「フェーズ別見積り」を

「全体見積り」はソフトウェアの規模見積りに基づき当該ソフトウェアの本稼動までの工数や工期を見積るものであるが、上記のとおり上流工程ほど誤差が大きくならざるを得ない。だからといって、「全体見積り」を否定するものではない。むしろ、プロジェクトを推進するかどうかの意思決定やプロジェクトを推進していく上での重要な指標となる。

問題はこの「全体見積り」、特に仮試算見積り、試算見積りにより算出された費用や工期を法的な意味で（すなわち、契約により）当事者を拘束するものとして扱うかどうかである。

2007年経済産業省報告書では、仮試算見積りや試算見積りは参考値として取り扱うべきであるとしている。⁸ すなわちこれらの見積りは、あくまで参考値として扱い、法的拘束力を与えるべきものではないと理解される。

それでは「全体見積り」を実際にどのように扱っていくべきであろうか。

上記 2.2.2 の図 2.3 を前提にすると、上記のようなユーザとベンダの双方のリスクを最小限にしていくためには、「システム化の方向性」、「システム化計画」、「要件定義」および「設計」の各段階で、より誤差の小さい「全体見積り」を出していく。

段階ごとに「全体見積り」を行う意義は、当該見積りの結果を踏まえて、「仕様」、「納期」および「費用」の要素を調整していくことにある。上記のように見積りは基本的に「要件の洗い出し⇒規模⇒工数⇒工期」という手順で行われ、「規模」は「仕様」と、「工数」は「費用」と、「工期」は「納期」とそれぞれ関連する。段階ごとの「全体見積り」の結果、前の見積りより規模が増大し、費用の増大と納期の延伸が必要となった場合には、ユーザにおいて「仕様」、「費用」、「納期」のいずれを優先するかという意思決定を行う。もし、「納期」と「費用」を優先するとなれば「仕様」を絞り込むことになるし、もし「仕様」を優先するとなれば「納期」や「費用」を変更することになる。

このように段階的に誤差の小さい「全体見積り」を行い、「仕様」、「費用」、

⁸ 「2007年経済産業省報告書」28頁

「納期」という 3 要素を調整しながら、プロジェクトを進めていくことが結果的にユーザとベンダ双方のリスクを最小化することになると考える。

仮試算、試算、概算、確定の各「全体見積り」の段階で、当該「全体見積り」を踏まえて「仕様」、「費用」、「納期」の 3 要素を調整できるようにするためには、契約についてもその調整を踏まえて対応できるような柔軟なものである必要がある。上記のとおり「全体見積り」については法的拘束力を持たせず、参考値として取り扱うことを前提とするならば、フェーズごとに当該フェーズに関する対価、納期（期間）等を確定させる契約を段階的に取り交わすという

「多段階契約」が上記 3 要素の調整に最も柔軟に対応できるものと考えられる。すなわち、「多段階契約」では、ある時点の「全体見積り」を参考値としつつ、次のフェーズの作業に関しては確定的な「フェーズ別見積り」を行い、協議のうえ当該フェーズの契約を取り交わし、そして、当該フェーズを実施する。当該フェーズのアウトプットを前提要件として、その時点の「全体見積り」を行い、上記 3 要素の必要な調整を行った上で、さらにその次のフェーズの作業に関する確定的な「フェーズ別見積り」を行い、次フェーズの契約を取り交わすというプロセスとなる。

2.3 仕様確定の問題

2.3.1 ソフトウェア開発におけるトラブル原因

ソフトウェア開発では残念ながら依然としてトラブルが絶えない。「ユーザが仕様を決めてくれない。いや、それはベンダの仕事だろ。」「仕様が中々決まらないから、納期にも間に合わない。」「仕様が膨らみ、価格は上がるし、納期も遅れる。」このようなことをよく聞く。多くのトラブルの原因を簡単に整理してみると次のようになる。

【役割分担をめぐるトラブル】

- ① ソフトウェア開発の全体像についての「常識」が形成されていないため、
「作業の範囲・内容」についてユーザとベンダ間で認識が一致していない。

- ② 共同的な作業について、ユーザ・ベンダ間の役割分担が明確にされていない。
- ③ この結果、いずれの当事者が行うべき作業であるかについてのトラブルとなる。

【開発目的物をめぐるトラブル】

- ① 契約の最初の段階で、明確な仕様が用意されていないため、当初の仕様書からイメージするソフトウェア（開発目的物）について、ユーザとベンダで認識が一致していない。
- ② この結果、納品物について不満が生じたり、検収をしない、瑕疵担保責任の有無といったトラブルとなる。

【対価をめぐるトラブル】

- ① ソフトウェア開発取引では、契約の最初の段階で、明確な仕様が用意されていないことが多い。このため、開発作業の過程で、当初の仕様の範囲内なのか、それとも仕様変更（機能追加等）なのか争いになる。
- ② 開発作業の過程で、明確に仕様確定がなされないため、以後の変更要求が仕様変更なのか、それとも未確定仕様の確定なのか争いになる。
- ③ 仕様変更の窓口が不統一なため、正規の仕様変更以外のものまでが仕様に反映され、余分な作業を発生させる。
- ④ 仕様変更時に、変更に伴い発生する対価の取り扱いにつき取り決めがなされない。
- ⑤ 明確な役割分担がなされていないため、作業の追加・増加なのか、当初から委託した作業なのかで争いになる。
- ⑥ 以上のような要因で、増加コストの負担についてのトラブルとなる。

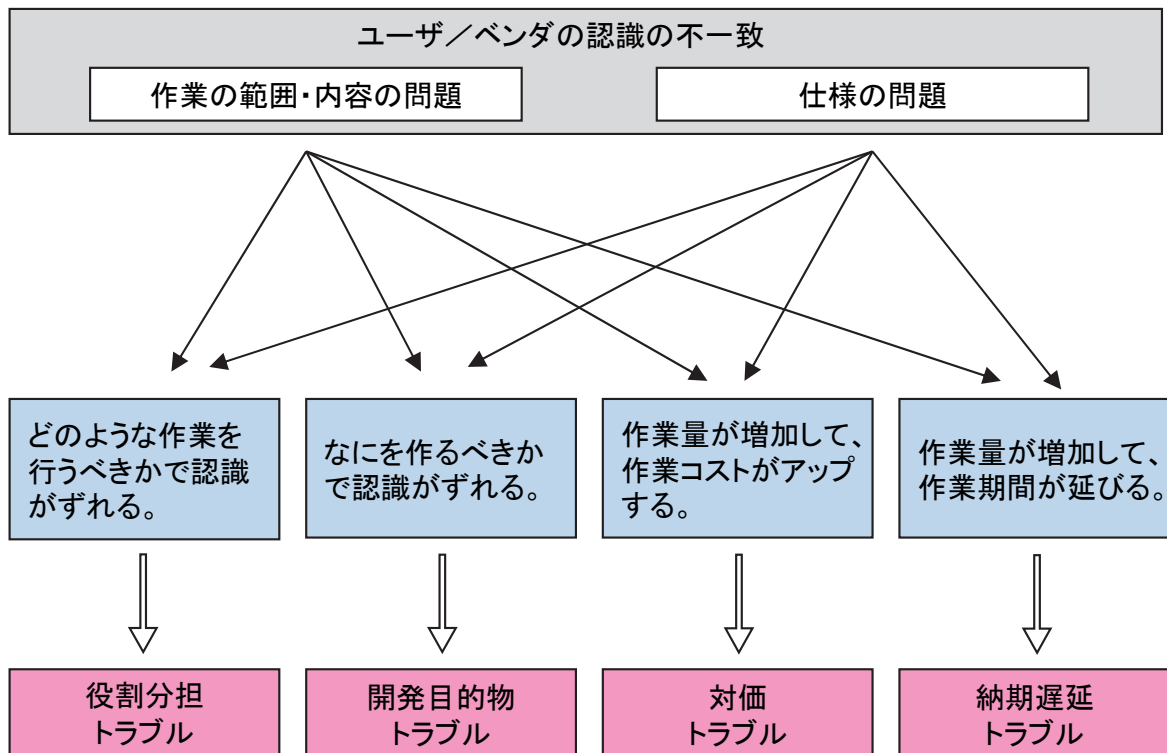
【納期をめぐるトラブル】

- ① 作業の範囲・内容についてのトラブルが原因となり、作業が遅延する。
- ② 仕様についてのトラブルが原因となり、作業が遅延する。
- ③ これらの作業遅延につき、ユーザ、ベンダのいずれの責任かでトラブルと

なる。

以上のことを少し違った角度から整理し直してみると図 2.5 のようにまとめることができる。

図 2.5 トラブル原因



すなわち、トラブルの根本原因は、「仕様」の問題と「作業の範囲・内容」の問題に集約されることがわかる。これは、ソフトウェア開発取引の特質を表している。

2.3.2 「仕様」の問題とは

ソフトウェア開発取引は、これから物を作ることを目的とした取引であるので、どのような物を作るべきかを認識するための「仕様」は最も重要な問題である。開発すべきソフトウェアの「仕様」は、例えば、基本仕様から詳細仕様、

あるいは外部仕様から内部仕様といった具合に、段階的に作業を進めていくことが多いため、ユーザとベンダ間で開発の目的物を認識するための「仕様」をいずれかの段階で明確に確定することが必要である。さらにいえば、このように確定された「仕様」の変更も度々生じるため、どのような手続きをとれば「仕様」の変更ができるのか、この際、対価や納期はどうするかといったことも問題となるが、ここでは「多段階契約」との関係から前者の「仕様」の確定の問題について取り上げる。

「仕様」の確定には、如何なる「仕様」を誰がいつ確定するのかという3つの問題がある。

ソフトウェア開発は、ユーザの事業、業務をITにより実現していくための一つのソリューションであり、ユーザの事業、業務を実現するためには、まず、ユーザが希望する当該事業あるいは業務を明確にし、ソフトウェアに求める機能などを明らかにしていくことが必要となる。これからベンダが開発するソフトウェアをどのようなソフトウェアとするのかというユーザの要求を、ベンダが開発できるような形にとりまとめていく必要がある。

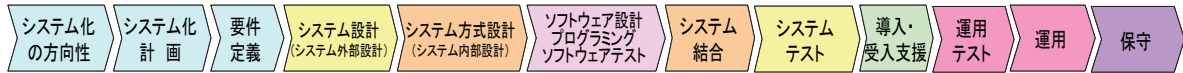
上記2.3.1のトラブル原因となる「仕様」の問題には、「何を作るべきかで認識がずれる」というのがあるが、これは開発するソフトウェアに関するユーザの要求が「作る」主体となるベンダに正しく伝わりきれていない、あるいはベンダがユーザの要求を掴みきれていないということである。ユーザの要求が正しくベンダに伝わるようにまとめたものがここでいう「仕様」であり、この「仕様」をどの段階で行い、誰がその内容を確定するかというのが問題となる訳である。

2.3.3 開発プロセスと「仕様」

ソフトウェアに対するユーザの「要求」をまとめた「仕様」とは具体的にどのようなもので、それが開発プロセスのどの段階で作られるものなのか、経済産業省モデル契約が前提とする上記1.4.2でも説明した図2.6の開発プロセスに沿って概観してみよう。⁹

⁹ ここでの説明は、「経営者が参画する要求品質の確保～超上流から攻めるIT化の勘どころ～第2版」(独立行政法人 情報処理推進機構ソフトウェア・エンジニアリング・センター編、オーム社、2006年5月)を参考としている。

図 2.6 前提とする開発プロセス



- 「システム化の方向性」と「システム化計画」

「システム化の方向性」と「システム化計画」の工程では、ユーザの経営戦略・事業戦略およびこれらを踏まえた IT 戦略を明確にし、システム化の目的、必要性、課題、実現する機能範囲あるいは投資効果評価や実行計画などシステムおよびプロジェクトの大枠についてユーザの利害関係者（経営層、エンドユーザ部門等）の間に合意を形成する。

- 「要件定義」

「要件定義」は、「システム化の方向性」と「システム化計画」の2つの工程の成果物をインプットとして、「新たに構築する（あるいは再構築する）業務、システムの仕様を明確化し、それをベースに IT 化範囲とその機能を具体的に明示することである。また、関連する組織およびシステムに対する制約条件を明確にし、定義された内容について取得者側の利害関係者間で合意すること」¹⁰を目的とした工程である。すなわち、「要件定義」は取得者側であるユーザ自身がシステムで実現しようとする業務（内容、運用ルール、処理手順、関連部門の権限、決裁手続き等々）を分析、整理し、システム化する範囲と当該業務を遂行する上で必要となる機能要件ならびに信頼性、セキュリティ、移行・運用方法などの非機能要件を明らかにし、ユーザサイドの利害関係者の合意を取り付けて、最終的に要件定義書などのドキュメントにとりまとめる工程である。

¹⁰ 「共通フレーム 2007」、101 頁

- 「システム設計（システム外部設計）」

「システム設計（システム外部設計）」（以下、単に「外部設計」という。）は、ユーザが日常の業務において使用する画面や帳票などのインタフェースを設計し、決定する工程であり、ユーザの視点から、どのようなソフトウェアを開発するのか決める工程となる。

なお、画面・帳票などのインタフェースはユーザが日常業務の中で使用するものであるため、ユーザ自身の使い勝手あるいは企業文化、業務ノウハウなどが反映されることもある。

- 「システム方式設計（システム内部設計）」から「プログラミング」

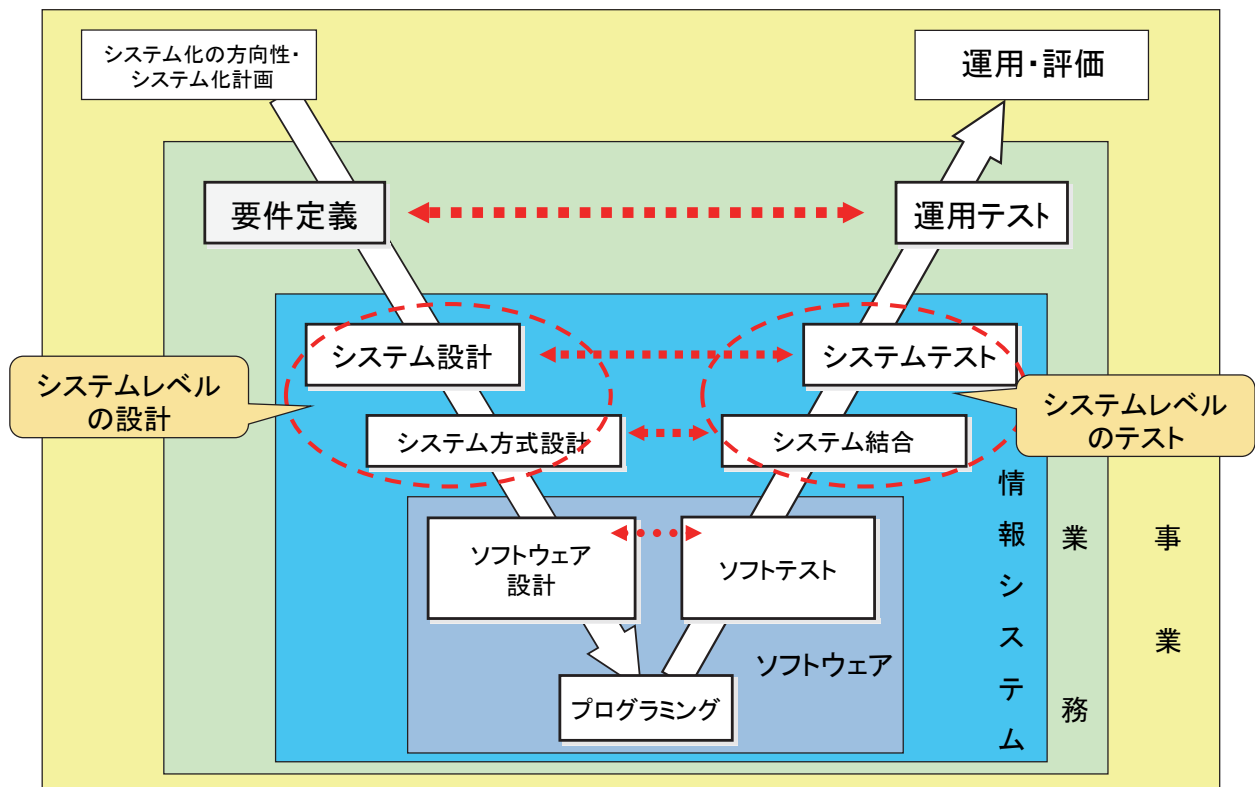
「システム方式設計（システム内部設計）」から「プログラミング」までは、「外部設計」のアウトプットである外部設計書を前提に、機能要件等のハードウェア、ソフトウェア等による実現方式の設計、処理の内部ロジックの設計など、開発すべきソフトウェアの詳細を設計し、プログラミングしていく。

- 「ソフトウェアテスト」から「運用テスト」

「ソフトウェアテスト」から「運用テスト」までの各種テストは、図 2.7 のとおり対応する設計どおりであるか確認するものとされており、当該設計において主体となった人がそれに対応するテストでも主体となるのが適切であるといわれている¹¹。

¹¹ 「2007 年経済産業省報告書」 38 頁

図 2.7 品質保証の観点からの設計とテストの対応関係



出典：経済産業省報告書『「情報システムの信頼性向上のための取引慣行・契約に関する研究会」～情報システム・モデル取引・契約書～（受託開発（一部企画を含む）、保守運用）（第一版）』31 頁、2007 年 4 月

以上の概観を踏まえると、「要件定義」はユーザの業務要件およびそれを実現するためにシステムに求める機能要件をまとめる、まさしくユーザの要求をまとめる工程といえる。また、「システム設計（システム外部設計）」もユーザが業務で使用する画面や帳票のようなインタフェースに対する要求を具体化する工程といえる。これに対して「システム方式設計（システム内部設計）」から「プログラミング」はソフトウェアの中身を設計してプログラムを作成していく工程であり、主としてベンダが作り込んでいくフェーズとなる。

すなわち、「要件定義」工程および「外部設計」工程のそれぞれアウトプット（「要件定義書」「外部設計書」等）がユーザの要求をまとめた「仕様」に相当するものといえる。

2.3.4 「仕様」の確定

ユーザの要求をまとめた「仕様」として、「要件定義」と「外部設計」の各

アウトプットをそれぞれの工程において適切に確定しておくことが重要となる。

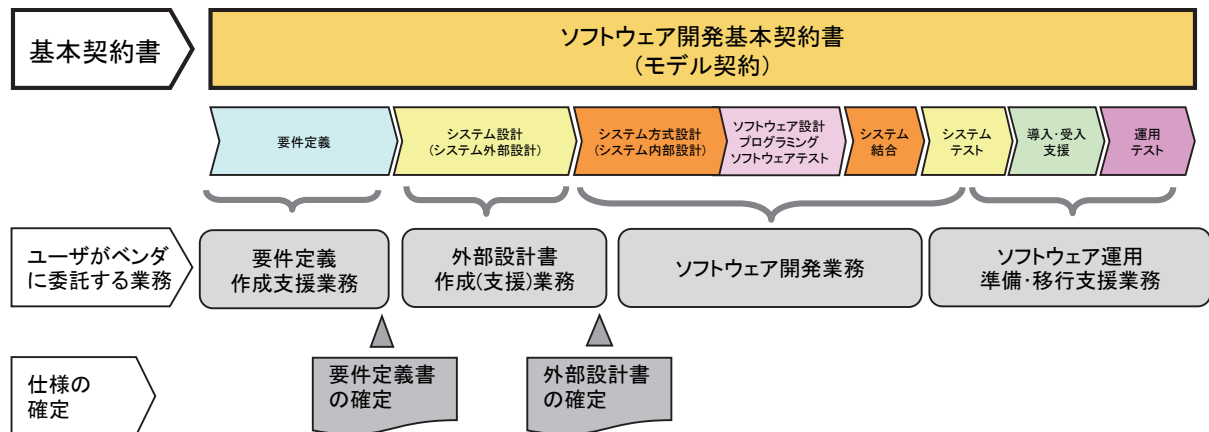
さて、この「確定」だが、「確定」とはどういうことであろうか？ また、誰が行うことであろうか？

例えば、「要件定義」から「外部設計」に進むためには、「要件定義」としてのアウトプットが決まっていなければ「外部設計」を行うことができない。現実の作業では、「要件定義」の過程でも「要件定義書」（案）が 0 版から 0.1 版、0.2 版……と修正されていき、一言「要件定義書」といっても、幾つもの版のドキュメントが存在することがある。そうすると、それまでの検討において決定した事項を反映した「要件定義」の最終的なアウトプットであり、次の「外部設計」のインプットとなる「要件定義書」はどれであることを明確にしなければならない。この明確化が「確定」である。そして、「要件定義」はベンダに伝えるべきユーザの要求をまとめる工程であるので、ユーザとベンダの双方が「これが要件定義のアウトプットである」と特定し、認識を合せておかなければならない。そこで、モデル契約では、これらの「確定」はユーザとベンダの双方が行うこととしている。

2.3.5 「仕様」の問題と多段階契約

「要件定義」と「外部設計」は、ソフトウェアに対するユーザの要求をまとめる工程であり、それぞれのアウトプットをきっちり確定させていくことが、「何を作るべきか不明確である」というよくあるソフトウェア開発トラブルの経験からも非常に重要であると考えている。これらの工程から安易に次の工程に進むことを避け、当該アウトプットをしっかりと確定させるには、当該アウトプットに対応した取引も一旦区切りがつくという形態の方が取引当事者にわかりやすく、その徹底に資すると考えられる。そこで、「要件定義」および「外部設計」をそれぞれ一つの取引単位とする「多段階契約」が考えられた。

図 2.8 仕様の確定時期



2.4 作業主体と契約類型（準委任と請負）の問題

2.4.1 「作業の範囲・内容」の問題

「2.3.1 ソフトウェア開発におけるトラブル原因」にて、「作業の範囲・内容」の問題がトラブルの根本原因の一つであると説明した。この問題はさらに次の2つの問題に分けられる。

- そもそもソフトウェア開発にはどのような作業があるのか。
⇒ 作業体系の問題
- ユーザとベンダのそれぞれがやるべき作業は何か。
⇒ 役割分担の問題

(1) 作業体系の問題

作業体系の問題とは、そもそもソフトウェア開発では、どのような作業がどのような順番で必要となり、どのようなアウトプットを作り出すものかという基本的なところで、ユーザ・ベンダ間で共通の認識ができていないというものである。この問題は、次の役割分担の問題の前提にもなるものである。

この認識の不一致を解消していくために、ベンダでは各社独自にソフトウェア開発に関する標準的な作業体系やドキュメント体系を用意しているところが

あり、また、ユーザでも同様の体系を用意しているところもある。また、独立行政法人 情報処理推進機構ソフトウェア・エンジニアリング・センターが、同センター編「共通フレーム 2007～経営者、業務部門が参画するシステム開発および取引のために～」(オーム社、2007 年 10 月)にて、「ソフトウェア開発とその取引の適正化に向けて、それらのベースとなる作業項目の一つひとつを定義し標準化した」¹²共通フレーム(以下、「共通フレーム」という。)¹³を提供している。経済産業省モデル契約は、共通フレームを前提として作成されている。これらの体系あるいは共通フレームを活用し、ユーザとベンダ間で、これから取り組むソフトウェア開発で必要となる作業内容について十分な共通認識を醸成しておく必要がある。なお、その際、ユーザ・ベンダ双方にそれぞれの企業文化、業界文化があるため、一つの用語あるいは文章であっても、その意味するところが異なることがある。このような点にも配慮しておくことが必要であろう。

(2) 役割分担の問題

これから取り組むソフトウェア開発で必要となる作業体系について十分な共通認識ができたとして、次に考えるべきことは、それぞれの作業はユーザとベンダのどちらが行うのか、また、ユーザ内のどの部門が行うのかといった役割分担の明確化である。

ソフトウェア開発は、ユーザとベンダの共同作業であるとよくいわれる¹⁴。言うまでもないことだが、だからといって両者の役割分担がなくてよいというものではない。それぞれが果たすべき役割が実行され、その結果が合わさってソフトウェアが完成していくのが共同作業の意味である。そして、役割分担が明確になっていないと、結局、作業の混乱ひいてはスケジュール遅延あるいは作業漏れ、仕様漏れ、機能漏れあるいは考慮漏れなどの問題を生じさせることになる。

そこで、上記の共通認識に至った作業体系を活用して、ユーザとベンダの役割分担を決めていくことになる。決め方としては、ある作業項目は、ユーザと

¹² 「共通フレーム 2007」3 頁

¹³ 「共通フレーム 2007」では、標準化された作業内容が体系化されて説明されているが、アウトプットとなる「ドキュメント、書式など、ドキュメントの詳細」は規定していない(同書 25 頁、28 頁)。

¹⁴ 「2007 年経済産業省報告書」42 頁

ベンダのどちらが作業主体となるかを明示する方法が一般的である。決められた役割分担は契約の中に取り込まれていく。これは、ユーザ・ベンダ双方を法的に拘束し、それぞれが責任をもって実行していくことを担保するためである。

2.4.2 作業主体と契約の種類（準委任と請負）

詳細な役割分担は契約の中で取り決められるが、「システム化の方向性」「システム化計画」「要件定義」「システム設計」等の工程ごとに、その目的・内容によりユーザとベンダのどちらが作業主体となるか傾向がある。

- 「システム化の方向性」と「システム化計画」

ユーザの経営戦略・事業戦略およびこれらを踏まえた IT 戦略を明確にし、システム化の目的、必要性、課題、実現する機能範囲あるいは投資効果評価や実行計画などシステムおよびプロジェクトの大枠についてユーザの利害関係者（経営層、エンドユーザ部門等）の間に合意を形成していく工程である。

⇒ ユーザ主体

- 「要件定義」

ユーザ自身がシステムで実現しようとする業務（内容、運用ルール、処理手順、関連部門の権限、決裁手続き等々）を分析、整理し、システム化する範囲と当該業務を遂行する上で必要となる機能要件ならびに信頼性、セキュリティ、移行・運用方法などの非機能要件を明らかにし、ユーザの利害関係者の合意を取り付けていく工程である。

⇒ ユーザ主体

- 「外部設計」

ユーザが日常の業務において使うことになる画面や帳票などのインタフェースを設計し、決定する工程であるが、この工程ではユーザ主体、ベンダ主体のいずれもあり得る。

➤ ソフトウェアで実現するユーザ業務の固有性が強く、そこで使用さ

れる画面、帳票等にもユーザの固有性が現れるような場合

⇒ ユーザ主体

- ユーザの固有事情に比較的左右されないような場合、長期の取引関係等からベンダにおいてユーザの固有性を把握できているような場合など

⇒ ベンダ主体

- 「システム方式設計（システム内部設計）」から「プログラミング」

機能要件等のハードウェア、ソフトウェア等による実現方式の設計、処理の内部ロジックの設計など、開発すべきソフトウェアの詳細を設計し、プログラミングしていく工程である。

⇒ ベンダ主体

- 「ソフトウェアテスト」から「運用テスト」

「ソフトウェアテスト」から「運用テスト」までの各種テストは、2.3.3の図 2.7 のとおり対応する設計どおりであるか確認するものとされており、当該設計において主体となった人がそれに対応するテストも主体となるのが適切であるといわれている¹⁵。

以上の各工程での作業主体（○印）を整理すると表 2.1 のようになる。

表 2.1 開発プロセスと作業主体

	ユーザ	ベンダ
システム化の方向性	○	
システム化計画	○	
要件定義	○	
システム設計（システム外部設計）	○※	○※
システム方式設計（システム内部設計）		○
ソフトウェア設計		○

¹⁵ 「2007 年経済産業省報告書」 38 頁

プログラミング		○
ソフトウェアテスト		○
システム結合		○
システムテスト	○※	○※
運用テスト	○	

※ ユーザまたはベンダのいずれかを示す。

作業主体がユーザとベンダのどちらにあるかにより、両者間の契約はどのような契約になるのか、ユーザはベンダに何を頼むのか契約の主題を考えてみよう。

(1) ユーザが作業主体の場合

「要件定義」、「外部設計」、「システムテスト」「運用テスト」における作業がユーザ主体というのは、要件定義ならユーザ自身が、システムで実現する業務を分析・整理し、必要な機能を明確にし、利害関係者の合意を得るという作業自体を行うことである。その過程で、ユーザがベンダに期待することは、ユーザには欠けている、あるいは不足している技術的知識、ノウハウなどを自身の作業の過程で補充してくれることであろうと思われる。

すなわち、この場合にユーザがベンダに頼んでいること（契約の主題）は、ユーザが主体となつて行う作業が技術的に適切に進むよう必要な技術的なアドバイス、指導などの支援を行うことと考えられる。

このような支援を依頼する契約は、「準委任契約」¹⁶といわれる。

(2) ベンダが作業主体の場合

「外部設計」から「システムテスト」までの作業をベンダが主体となるのは、まさしくそれらの作業をベンダ自身が行うことである。

そこでユーザがベンダに頼んでいること（契約の主題）は、「システム

¹⁶ 後掲注 17 参照。

テスト」まで終わったソフトウェアを作り上げることである。

このように何かを完成させることを依頼する契約は、「請負契約」といわれる。

2.4.3 準委任契約と請負契約

準委任契約¹⁷と請負契約というのは、民法という法律における契約の分類であり、民法における両者の概要をまとめると表 2.2 のようになる。

表 2.2 準委任契約と請負契約の概要

	準委任契約	請負契約
ユーザがベンダに委託する主題	事務の処理	仕事の完成
ベンダの義務	善良なる管理者の注意をもって事務の処理を行う義務	仕事を完成させる義務
ベンダの責任	事務処理を行わない場合あるいは善良なる管理者の注意を払っていない場合 ⇒ 債務不履行責任	・仕事の完成が約束した時期より遅れた場合あるいは仕事を完成させることができない場合 ⇒ 債務不履行責任 ・完成した仕事の結果に不具合がある場合 ⇒ 瑕疵担保責任
債務不履行責任	・損害賠償 (企業間の場合、時効 5 年)	・損害賠償 (企業間の場合、時効 5 年)
瑕疵担保責任		・修補 ・損害賠償 (責任期間：引渡から 1 年間)

¹⁷ 一般的に「委任契約」という用語が使われることが多いと思われる。しかし、正確には、委託する事務が法律行為である場合に「委任契約」といわれ、技術支援のような事実行為である場合には「準委任契約」といわれる。本書では、「準委任」あるいは「準委任契約」という用語で統一している。

(1) 「事務の処理」と「仕事の完成」

① 「事務の処理」と「善管注意義務」

準委任契約における「事務の処理」とは、いわゆる企業等でのデスクワークだけを意味するものではない。職業的な制限がある訳ではなく、弁護士による訴訟遂行、医師の診療行為、経営コンサルタントによるコンサルなど様々なものを含む概念である。委任する側は一定の成果（結果）が出ることを期待するであろうが、準委任契約では、受任した側には、決められた成果（結果）を出すことが義務付けられておらず、あくまで事務の遂行が義務付けられているだけである。例えば、弁護士は、勝訴する義務は負っていない。もちろん勝訴するように務めるのであるが、あくまで当該訴訟において必要な事務を遂行する義務を負うにすぎない。

「要件定義」「外部設計」等において、ユーザ主体作業に対してベンダが技術的支援を行うことは「事務の処理」にあたる。すなわち、要件定義書あるいは外部設計書として内容をまとめあげる責任はユーザにあるが、その過程で、ベンダはユーザに対して技術的支援という事務作業を遂行する義務を負う。したがって、ベンダには要件定義書や外部設計書など、「要件定義」「外部設計」の各工程のアウトプットを完成させる義務も責任もない。あくまでも、ユーザの作業をしっかりサポートしていただくだけである。

なお、「事務の処理」に当っては「善良なる管理者の注意」を払う義務（以下、「善管注意義務」という。）がある。

この「善管注意義務」とは何かよくわからないとしばしばいわれる。法律上は、「受任者＝債務者の職業、地位、知識等において一般的に要求される平均人（Durchschnittsmensch）の注意義務」¹⁸といわれ、個々人の能力等に応じた注意レベルではなく、あくまで当該職業、地位、知識等において「一般的に要求される平均人」の注意レベルといわれる。これでも非常に抽象的だが、残念ながらこの注意レベルをデジタルに説明することは不可能といわざるを得ない。

医師、弁護士、建築士、情報処理技術者など様々な職業が専門化してお

¹⁸ 「新版注釈民法(16)」225 頁(有斐閣、1989 年 9 月)

り、専門化に伴いそれぞれの職業で要求される注意レベルも専門化高度化しているといわれる。ソフトウェア開発においてベンダに要求される「善管注意義務」とは、情報処置技術の専門家として当然払うべき注意ということになる。

③ 「仕事の完成」と「瑕疵担保責任」

準委任契約における「事務の処理」に対して、請負契約における「仕事の完成」とは、契約で定められた成果（結果）を出すことである。ハードウェアの保守業務は請負契約であり、故障を修理し、当該ハードウェアが正常に動作する状態という成果（結果）を出さなければならない。

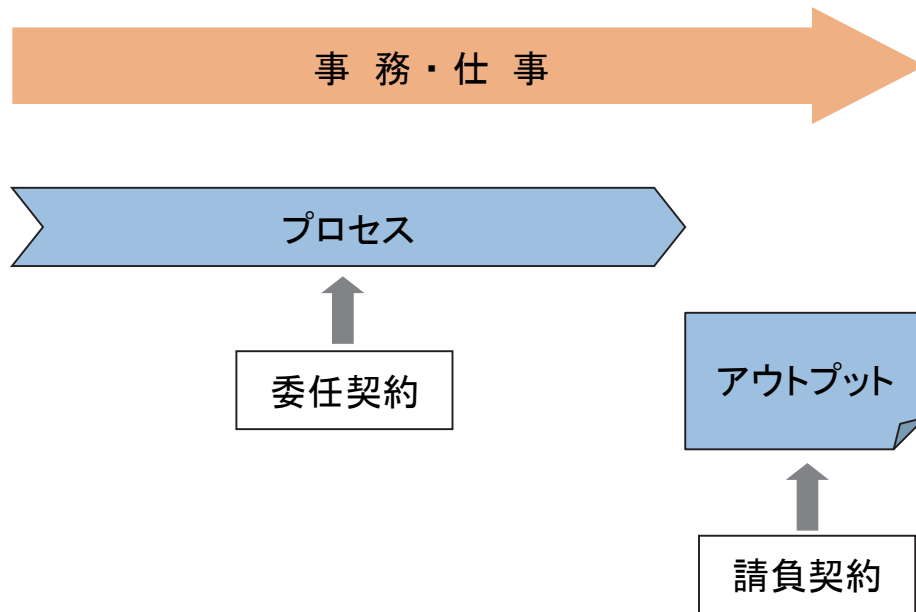
「システム設計（システム外部設計）」から「システムテスト」までを請負契約で請け負うということは、システムテストまで完了したソフトウェアを完成させるということであり、かかるソフトウェアという成果（結果）を出さなければならない。

請負契約では、成果（結果）を出すことに主眼が置かれていることから、成果（結果）が出た後、当該成果（結果）に不具合が発見されると、当該不具合に対しても責任を負うことになっている。これが「瑕疵担保責任」である。請負契約では、成果物の引渡が終わった後は、当該成果物に不具合（瑕疵）が発見された場合、当該瑕疵については、債務不履行責任はなく、すべて瑕疵担保責任の問題になるといわれている。

(2) プロセスとアウトプット

以上の「事務の処理」と「仕事の完成」を別にいい方をすると、前者は仕事のプロセスに重点を置いたものであり、後者は仕事のアウトプットに重点を置いたものといえる（図 2.9）。

図 2.9 準委任契約と請負契約の重点



2.4.4 作業主体と多段階契約

上記のとおり、「システム化の方向性」から「要件定義」まで（場合により「外部設計」まで）、およびこれらに対応したテストはユーザ主体作業であり、「外部設計」から（場合により「システム方式設計（システム内部設計）」から）「プログラミング」までがベンダ主体作業である。このように作業主体が異なることにより、ユーザからベンダに依頼する主題、それに応じた契約の種類ならびにベンダの責任の内容が異なってくる。

そこで、「見積の問題」および「仕様の問題」とあいまって、作業主体および責任のあり方が混在し、不明確とならないようにするために、モデル契約では、「要件定義」「外部設計」「ソフトウェア開発」「運用準備・移行支援」のフェーズに分けて個別契約を取り交わす「多段階契約」としている。

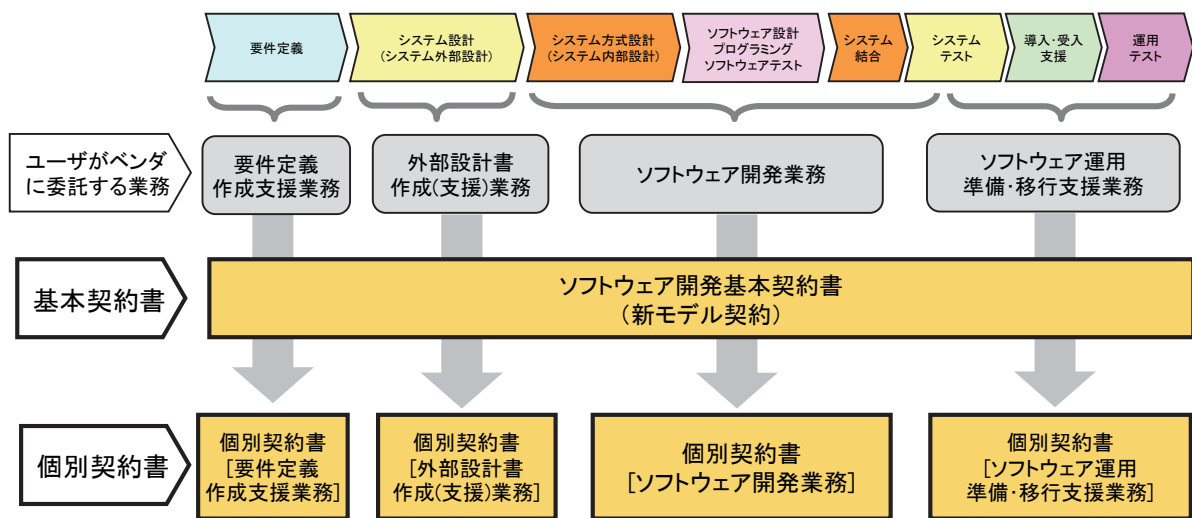
第3章 モデル契約の条文解説

3.1 基本契約と個別契約

3.1.1 契約の全体構造と特徴

図 3.1 にモデル契約等の構造を示す。

図 3.1 モデル契約の構造



- モデル契約は、ソフトウェア開発全体を4つのフェーズ（要件定義作成支援業務、外部設計書作成（支援）業務、ソフトウェア開発業務、ソフトウェア運用準備・移行支援業務）に分割して、分割されたフェーズごとに前フェーズの終了を待って、次のフェーズの契約金額、納期等の条件を確定して、各フェーズの契約を締結する形態（多段階契約）である。

- モデル契約は、ソフトウェア開発取引の全体的事項、重要事項、共通事項を規定している基本契約と各業務に関する事項を規定している個別契約により構成される。

なお、3.2 以降では基本契約にあたるモデル契約の各条文を解説しており、個別契約についてはサンプルを 3.3 において掲載している。

- モデル契約では、一つのベンダが「要件定義作成支援業務」から「ソフトウェア運用準備・移行支援業務」までを順次、受託していくことを基本形態として想定している。しかし、当該ベンダがユーザとの間で基本契約を締結したとしても、すべての個別契約を締結しなければならないという義務はない。したがって、基本契約を締結した場合、通常、最初の「要件定義作成支援業務」に関する個別契約も締結するであろうが、要件定義書に基づく「全体見積り」を参考にし、「外部設計書作成（支援）業務」に関する「フェーズ別見積り」に基づく対価交渉が成立せず、「外部設計書作成（支援）業務」に関する個別契約を締結しなかったとしても、当該ベンダもユーザも基本契約違反とはならない。

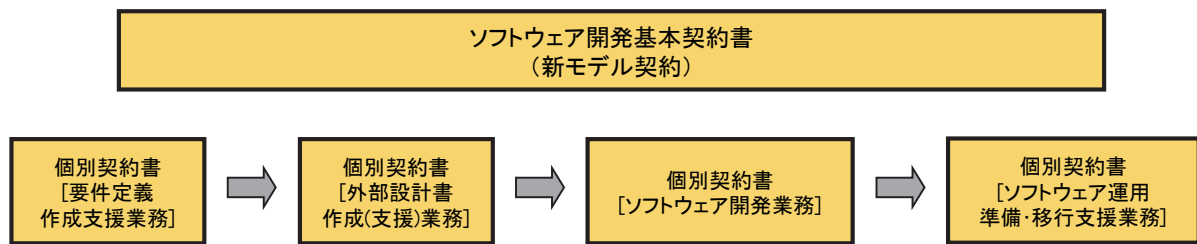
3.1.2 契約の締結方法

(1) 基本の契約形態（図 3.2）

モデル契約では、一つのベンダが「要件定義作成支援業務」から「ソフトウェア運用準備・移行支援業務」までを順次、受託していくことを基本形態として想定している。そこで、まず、ソフトウェア開発のプロジェクト開始時に、ユーザと当該ベンダの間で、プロジェクト全体に対する基本契約が締結され、その後速やかに「要件定義作成支援業務」に関する個別契約が締結され、その後順次各業務の個別契約が当該ユーザ・ベンダ間で締結されていく契約形態を基本としている。

なお、「要件定義作成支援業務」から「ソフトウェア運用準備・移行支援業務」までの 4 つのフェーズに関する個別契約を一括して一つの個別契約として締結することも事実上可能である。しかしながら、第 2 章で説明した背景を考えると、特に社会重要インフラや大規模システムのソフトウェア開発では、順次締結していく契約形態とすべきである。

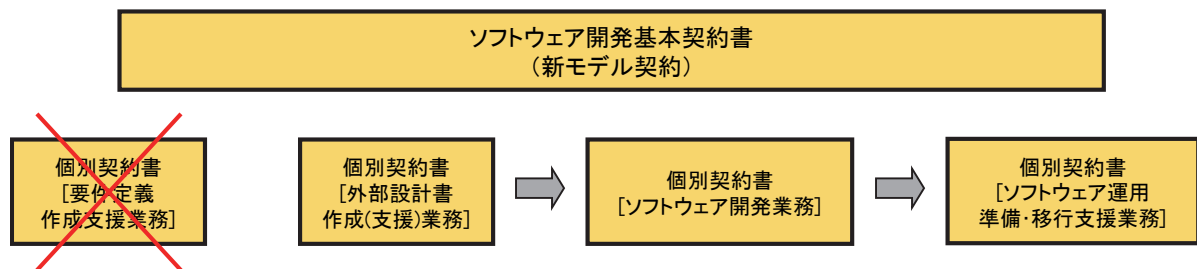
図 3.2 基本の契約形態



(2) 一部のフェーズのみを契約する場合 (図 3.3)

「要件定義作成支援業務」は A ベンダに委託され、「外部設計書作成 (支援) 業務」以降の各業務が B ベンダに委託されることもありうる。この場合、ユーザとベンダ B との間で、まず基本契約が締結され、その後「外部設計書作成 (支援) 業務」以降の各業務について順次個別契約書が締結される。

図 3.3 途中フェーズからの契約形態



なお、このような場合を想定してモデル契約では、B ベンダがユーザから提示される要件定義書について内容を確認し、補正等を行うことができる条文を用意している。

3.2 モデル契約～条文の解説～

ソフトウェア開発委託基本契約書

委託者：ユーザ（以下、「甲」という。）と 受託者：ベンダ（以下、「乙」という。）とは、コンピュータソフトウェアの開発に係る業務の委託に関して、次のとおりこの契約（以下、「本契約」という。）を締結し、その証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日
(甲) (乙)

【条文解説】

1. 趣旨

(1) 前文

契約書の条文の前に記載する文章を「前文」といい、契約当事者、契約の位置付けを明らかにする。

(2) 契約当事者

甲（ユーザ）が委託者、乙（ベンダ）が受託者と記述し、契約の当事者を明らかにする。

なお、共通フレーム 2007¹⁹では、ユーザは「システム開発に関する契約条項に則り、システム開発を直接に取得又は調達する組織」として「取得者」、ベンダは「システム開発を直接に取得者に供給する組織」として「供給者」と定めている。

(3) 契約書の位置付け

本契約が「コンピュータソフトウェアの開発に係る業務の委託に関して」の契約書であることを定め、ユーザとベンダがこの契約書に記載さ

¹⁹ 「共通フレーム 2007」16 頁

れた事項に合意してこの契約書を締結することを宣言している。

2. 経済産業省モデル契約との相違点

○ 記名押印欄

契約実務上、契約押印欄は必要となるため設ける。

なお、契約書の末尾（最終条項の下）に、「以上の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各 1 通を保有するものとする。」と記載し、その下に契約締結日付を記載する欄と甲乙の記名押印欄を設ける形式もある。

【適用ガイド】

1. 契約当事者の名称

契約当事者の名称は、登記されている正式名称を記述し、略称や通称を使用しない。

各当事者を「甲」「乙」と定義しているが、これに代えて各当事者の略称や通称を使って定義してもよい。その場合は、以降の条文中で甲乙としている部分をここで定義した名称に置き換えることとなる。

例えば、JEITA を甲とする場合は、「委託者：社団法人 電子情報技術産業協会（以下、「甲」という。）」となるが、甲の代わりに JEITA という略称を使う場合は「委託者：社団法人、電子情報技術産業協会（以下、「JEITA」という。）」となり、以降の条文中で甲となっているところを JEITA と書き換えて契約書を作成する。

2. 「本契約」

ここでは「コンピュータソフトウェアの開発に係る業務の委託に関する契約」を「本契約」と定義している。委託される業務内容に合わせてこの表現を変更することになる。また、以降の条文中において「本契約」とは、モデル契約を指す。

第1章 総則

(契約の目的)

第1条 本契約は、甲が、甲の〇〇〇システムのコンピュータソフトウェアの開発にかかる業務（以下、「本件業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託することに関する基本的な契約事項を定めることを目的とする。

【条文解説】

1. 趣旨

(1) 契約対象

契約の対象を明らかにすることにより、取引対象がソフトウェアの開発であることを明らかにしている。

(2) 目的条項

第2条以下の条文の解釈に際しては、本規定に定めた目的に沿うよう解釈され、モデル契約の一般的な解釈基準として機能することを意図する。

2. 条文の背景

(1) 対象ソフトウェア

モデル契約が、特定されたコンピュータソフトウェアの開発に関する基本契約であり、ユーザが今後開発するであろうすべてのコンピュータソフトウェアの開発に適用されるものではないことを明らかにしている。

実際に開発するソフトウェアの機能範囲等は「本件業務」を通じて具体化するものであり、基本契約では規定しない。

(2) 「本件業務」

甲の〇〇〇システムのコンピュータソフトウェアの開発にかかる業務を「本件業務」と定義している。以下の条文で「本件業務」とされている場合は、この委託された業務を指すものであることを示している。

3. 経済産業省モデル契約との相違点

なし。

【適用ガイド】

○ 委託業務の名称

対象ソフトウェアの名称「〇〇〇システム」については、当該契約の対象となるコンピュータソフトウェアを特定できるように定める。

図 3.4 システムの概念図

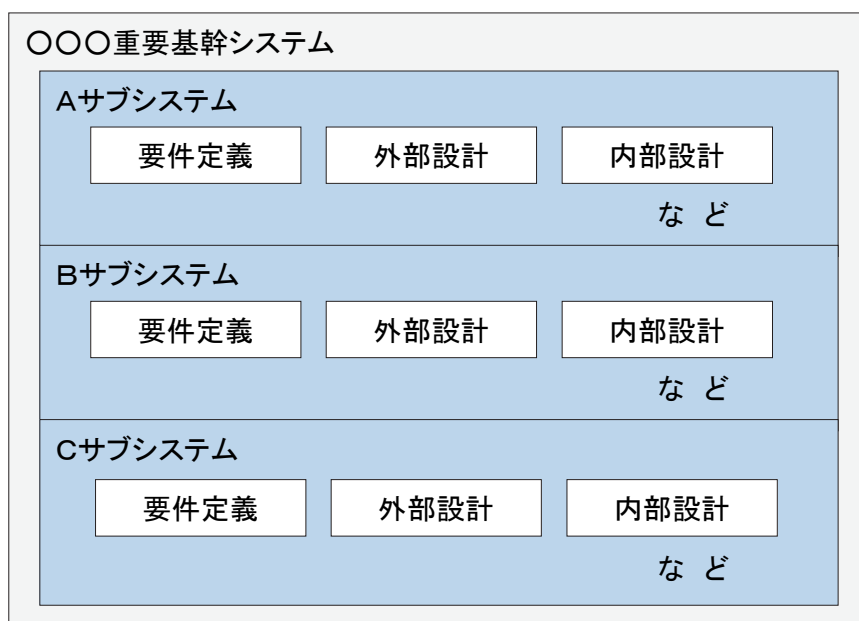


図 3.4 のような構成のシステムを開発する場合、本契約の対象が全体の場合は「〇〇〇重要基幹システム」とし、構成する一部のサブシステムの場合は例えば、「〇〇〇重要基幹システム Aサブシステム」と記載することで、ユーザとベンダが共通して認識でき、対象となるコンピュータソフトウェアが特定できる。

(定義)

第2条 本契約で用いる用語の定義は、次のとおりとする。

① 本件ソフトウェア

本契約及び個別契約に基づき開発されるソフトウェア

② 要件定義書

本件ソフトウェアの機能要件（甲の要求を満足するために、ソフトウェアが実現しなければならない機能に係る要件。システム機能及びデータにより定義される。）及び非機能要件（機能要件以外のすべて

の要素に係る要件。業務内容及びソフトウェアの機能と直接的な関連性を有さない品質要件、技術要件、移行要件、運用要件及び付帯作業等から成り、それぞれに対する目標値及び具体的事項により定義される。) をとりまとめた文書

③ 外部設計書

要件定義書に基づき本件ソフトウェアの画面、帳票などのユーザインタフェース、他システムとの通信やデータ入出力等のインタフェースなど、本件ソフトウェアの入出力全般に関する仕様を定めた設計書

④ システム仕様書

要件定義書及び外部設計書 (但し、要件定義書及び外部設計書に齟齬がある場合は、外部設計書の定めが要件定義書に優先してシステム仕様書を構成するものとする。)

⑤ 中間資料

本件ソフトウェアの開発過程で生成したもので、本件ソフトウェア、システム仕様書及び検査仕様書に該当しないすべてのもの

⑥ 第三者ソフトウェア

第三者が権利を有するソフトウェア (但し、FOSS を除く。)

⑦ FOSS

フリーソフトウェア及びオープンソースソフトウェア

⑧ 要件定義

共通フレーム 2007 の利害関係者要件の定義、利害関係者要件の確認に相当するもの

⑨ 外部設計

共通フレーム 2007 のシステム要件定義に相当するもの

⑩ 内部設計

共通フレーム 2007 のシステム方式設計に相当するもの

⑪ システム結合

共通フレーム 2007 のシステム結合に相当するもの

⑫ システムテスト

共通フレーム 2007 のシステム適格性確認テストに相当するもの

⑬ 導入・受入支援

共通フレーム 2007 のソフトウェア導入、ソフトウェア受け入れ支援に相当するもの

⑭ 運用テスト

共通フレーム 2007 の運用テスト、業務及びシステムの移行に相当するもの

【条文解説】

1. 趣旨

○ 定義

モデル契約における重要な用語について定義し明確化している。

2. 条文の背景

○ 用語

契約当事者およびモデル契約に関係する者（責任者、主任担当者、業務従事者）が契約内容を把握する上で、重要な用語の認識に齟齬がないようにするため、用語を定義する。

3. 経済産業省モデル契約との相違点

(1) 本件ソフトウェアの定義（第 1 号）

第 28 条において「納入物のうち本件ソフトウェア」とあり、また、納入物は個別契約で定められるものである（第 4 条第 1 項第 9 号参照）ことから、本件ソフトウェアと納入物との関係が不明瞭であったので、シンプルな定義に修正した。

(2) システム仕様書の定義（第 4 号）

第 27 条において受け入れ検査実施の検査仕様書がシステム仕様書に基づいて作成されることから、その対象を明確にするため、定義において補足を追記した。すなわち、要件定義書では、機能要件だけでなく、非機能要件もまとめられる。しかし、外部設計書では通常、非機能要件の具体化は行わない。このように、要件定義書と外部設計書では対象とする要件の範囲が異なり、外部設計書で具体化されていない要件定義書

の要件については、要件定義書の内容が検査仕様書の前提となる。また、外部設計書において具体化された要件定義書の要件については、具体化された外部設計書の内容が要件定義書に優先して、検査仕様書の前提となる。

(3) 第三者ソフトウェアの定義（第 6 号）

この用語は第 48 条にて用いられるものであり、第三者ソフトウェアが本件ソフトウェアにおいてどのように使われるかは第 48 条にて記載することとした。また、第三者ソフトウェアは本件ソフトウェアの一部の代替として用いられることを想定していることから、開発ツール等の例示は誤解を招くおそれがあるため、本条文における定義としてはいたってシンプルとしている。

【適用ガイド】

1. 用語定義の必要性

モデル契約で使用されている用語は原則、共通フレーム 2007 に準拠した用語としているが、共通フレーム 2007 と異なる用語を利用する場合は、ここで追加または修正して定義する。実契約の場合においては、ユーザとベンダで用語がかなり異なるので、共通認識できる用語を定義するようにし、その解説としてはユーザとベンダの双方が理解できるようにする。また、ユーザとベンダのいずれかまたは双方が共通フレーム 2007 の用語を理解していない場合には、共通フレーム 2007 に準拠した用語についても合意の内容に齟齬が生じないように定義する。

2. 定義について

共通フレーム 2007 では「『共通の言葉』で話すための『共通の物差し』を用意することが必要である」²⁰とされている。モデル契約での定義は、サンプルであるので、『共通の物差し』としてユーザとベンダの認識がひとつとなるように定義をすることが必要であるので、このまま利用するのもよいが、ユーザとベンダの認識に齟齬がないように 1 つ 1 つの定義を確

²⁰ 「共通フレーム 2007」 8 頁

認し、必要に応じて用語の定義を修正して本条を用いていただきたい。

(適用範囲)

第3条 本件業務は、第14条の要件定義作成支援業務、第19条の外部設計書作成支援業務（第19条においてB案を選択する場合は「外部設計書作成業務」）、第24条のソフトウェア開発業務、第30条のソフトウェア運用準備・移行支援業務の全部又は一部から構成され、本件業務の個々の業務（以下、「個別業務」という。）には本契約のほか、次条に基づき締結される当該個別業務に関する契約（以下、「個別契約」という。）が適用されるものとする。

2. 甲及び乙は、個別契約において本契約の一部の適用を排除し、又は本契約と異なる事項を定めることができる。この場合、個別契約の条項が本契約に優先するものとする。また、本契約及び個別契約が当該個別業務の取引に関する合意事項のすべてであり、かかる合意事項の変更は、第33条（本契約及び個別契約内容の変更）に従ってのみ行うことができるものとする。

【条文解説】

1. 趣旨

(1) 多段階契約方式

作業フェーズごとに個別契約を締結するという多段階契約方式を採用することを規定している。

(2) 個別契約の優先

本契約と個別契約で異なる定めをした場合は、個別契約に記載された内容が優先されることになる。

(3) 完全合意

本契約および個別契約がすべてであり、それ以外のものについて合意されていたものは、当該個別業務の取引には関係しないことを定めている。

ベンダからは、基本契約および個別契約の締結前にソフトウェアの説明資料、カタログ、パンフレット、提案書等の多種多様な資料がユーザーに提示される。場合によっては念書、差し入れ書が提出されたり、覚書などが結ばれているケースがある。そのような場合においても、本条があると、本契約および個別契約がユーザー・ベンダ間の当該個別業務の取引に関する合意のすべてであり（完全合意）、本契約および個別契約において規定されていない内容については、当事者間の契約内容とはならない。

2. 経済産業省モデル契約との相違点
なし。

【適用ガイド】

1. 完全合意

完全合意の条文パターンには、次の2通りがある。

- ① 本条のように契約締結前の合意は無効とし、本契約と個別契約に記載されたものがすべてであると定めるもの
- ② 次の条文例のように契約締結前に合意した内容も有効とし、本契約と個別契約において異なる定めをしたときは本契約と個別契約が優先されると定めるもの

2. 甲及び乙は、個別契約において本契約の一部の適用を排除し、又は本契約と異なる事項を定めることができる。この場合、個別契約の条項が本契約に優先するものとする。また、本契約締結以前に甲、乙間でなされた協議内容、合意事項あるいは一方当事者から相手方に提供された各種資料、申し入れ等と本契約の内容とが相違する場合は、本契約が優先するものとする。

よって、合意事項の変更は、第33条（本契約及び個別契約内容の変更）に従ってのみ行うことができるものとする。

2. 優先関係

本条では、個別契約に定められた内容が基本契約と異なる場合は、個別

契約の内容が優先されることを定めている。そこで、基本契約において不十分であった内容あるいは基本契約と異なる条件を定めたい場合等は、個別契約で修正できるので、個別契約締結の段階で十分交渉して個別契約に記載する。

3. 契約締結より前の合意事項

ユーザ・ベンダ間では、基本契約／個別契約の締結前に多種多様な合意事項がなされることがある。このような商談獲得活動を経て正式な基本契約を締結するのが、一般的な商談パターンである。そこで、基本契約および個別契約締結後、ユーザ・ベンダ間における合意事項の解釈に起因するトラブルを防止すべく、本条は、基本契約および個別契約がすべてであり、それ以前のすべての合意事項は効力を有しないこととしている。そのため、契約締結前の合意事項を締結後においても効力を持たせるには、かかる合意事項を基本契約あるいは個別契約に反映しておかなければならない。そこで、従前の合意事項が基本契約あるいは個別契約にすべて反映されているか確認し、基本契約あるいは個別契約に当該合意事項を記載するか、または当該合意事項を記載した覚書等の書面を引用するようにする。

(個別契約)

第4条 甲及び乙は、個別業務に着手する前に、甲から乙に提示された提案依頼書（RFP）及び乙から甲に提案した提案書、見積書を基礎として、当該個別業務について以下の各号のうち必要となる取引条件を定め、個別契約を締結する。

- ① 具体的作業内容（範囲、仕様等）
- ② 契約類型（請負・準委任）
- ③ 作業期間、作業工数（作業量）又は納期
- ④ 作業スケジュール
- ⑤ 甲・乙の役割分担（第8条で定める作業責任分担の詳細）
- ⑥ 連絡協議会の運営に関する事項
- ⑦ 甲が乙に提供する情報、資料、機器、設備等（以下、「資料等」という。）

- ⑧ 作業環境
 - ⑨ 乙が甲の委託に基づき作成し納入すべき物件（以下、「納入物」という。）の明細及び納入場所
 - ⑩ 委託料及びその支払方法
 - ⑪ 検査又は確認に関する事項
 - ⑫ その他個別業務遂行に必要な事項
2. 甲及び乙は、作業スケジュールの進捗に支障を来すことのないように各個別契約の締結交渉に着手し、可能な限り早期に合意に至ることのできるよう双方誠実に協議するものとする。

【条文解説】

1. 趣旨

(1) 個別契約の締結

モデル契約は「基本契約」として、複数の個別契約に共通する条件、基本となる条件を定めており、ベンダが行う作業内容、ユーザが行うべき作業内容およびそれらのスケジュールならびにユーザが支払うべき代金などの具体的な債務内容は個別契約において定められることになる。本条は、個別業務に関する具体的な債務内容を特定する個別契約の必要性および当該特定のために個別契約において定めるべき事項を明確にするものである。

(2) 個別契約記載の各項

① 具体的作業内容（範囲、仕様等）

モデル契約における各個別業務は、上流工程である要件定義作成支援業務・外部設計書作成（支援）業務から下流工程であるソフトウェア運用準備・移行支援業務という形式で大まかな枠を設定しているにすぎないため、個別契約において、各個別業務の「対象作業範囲の明細」を確定することが必要となる。

なお、このような構成となっているため、各個別業務における対象作業範囲については、各ベンダが個々のプロジェクトの特性に応じて、流動的に設定することが可能である。そこで、例えば、大規模かつ複

雑なプロジェクトで、構築サービスのための適正な「仕様」を早い段階で十分に確定することが困難なケースでは、構築サービスのインプットとなるシステム仕様書を作成する「要件定義作成支援業務・外部設計書作成（支援）業務」の工程を、通常よりも広く設定して、十分な仕様書を作成してから、「ソフトウェア開発業務」を行うことなどフレキシビリティを持たせることで、仕様の不確定に起因するリスクをヘッジすることが可能となる。

② 契約類型（請負・準委任）

モデル契約では、各個別業務の契約類型を表 3.1 のとおりとしている。

表 3.1 個別業務と契約類型

個別業務	契約類型
要件定義作成支援業務	準委任
外部設計書作成（支援）業務	準委任または請負の選択
ソフトウェア開発業務	請負
ソフトウェア運用準備・移行支援業務	準委任

表 3.1 のとおり、外部設計書作成（支援）業務のように個別業務の契約類型を選択する場合には、どちらの契約類型で行うかを当該個別契約において明示する。その他の個別業務のように、その契約類型がモデル契約上定められている場合は、本号は不要となる。

③ 作業期間、作業工数（作業量）または納期

個別業務が請負による場合、当該契約は仕事の完成を目的とするものであるが、「仕事の完成」条件として完成物を単に「ソフトウェア」とのみ個別契約に規定しただけでは、ベンダは何をどこに何時までに納入すべきかがわからず、ベンダの責任範囲が不明確となり、ユーザ・ベンダ間でトラブルの原因となる。そこで通常、納入物の明細、納期（納入期日）、納入場所が個別契約に定められる。個別業務が準委任による場合は、何らかの成果物を出すことを約束するものではないので、納入物、納期等は定めず、当該個別業務を実施する期間（作

業期間）または作業工数（作業量）を定め、その範囲内で、ユーザが行う業務に対し、役務を提供する。

④ 作業スケジュール

作業スケジュールは、請負契約の4大要素の「納期」に係わる重要な事項であるから、ユーザとベンダのコンセンサスを反映した適正な作業スケジュールを作成することが必要である。

なお、ソフトウェア開発は、手戻りの最小化を図るために、各種のアウトプットについて、ユーザの承認を得ながら先へ進むという形態が理想である。そのため、各個別業務において検収を受けるだけでなく、各個別業務の過程において作成されるアウトプットについても、「中間資料のユーザによる承認」（第35条）という形でユーザの承認を得ながら開発作業を行うべきである。開発作業にとって重要なアウトプットについては、その確認手続きの時期を作業スケジュールに組み込むことが望ましい。

⑤ 甲・乙の役割分担（第8条で定める作業責任分担の詳細）

ソフトウェア開発取引においては、ユーザとベンダのどちらがいかなる作業を分担するか、という点について、ユーザとベンダのコンセンサスが一致していないことも多いため、ユーザとベンダの役割分担を明確化することが必要である。その際、ソフトウェア開発作業の性格を考慮して、各個別業務についてユーザとベンダの作業分担が適正となるよう決定すべきである。

⑥ 連絡協議会の運営に関する事項

連絡協議会は、各個別業務内容により、運営方法や頻度、メンバーなどが異なることから、個別契約において定めるものとする。

⑦ 甲が乙に提供する情報、資料、機器、設備等

ユーザから提供される情報、資料、機器、設備等は、実際のソフトウェア開発作業にとって必要不可欠であるとともに、ユーザにとって重要な資産であり、完成後のソフトウェアあるいはユーザの日常業務の運用にとっても必要不可欠なものである。そのため、貸借関係を明確にし、賃貸対象物件を特定することが必要である。

⑧ 作業環境

ソフトウェア開発作業をユーザとベンダのどちらの作業場所において行うのか、その作業場所に関する費用（事務所賃貸料、旅費、宿泊費等）はユーザとベンダのどちらの負担となるのか、等については明確に取り決めておくことが必要である。請負契約の場合は、ベンダの事業所で作業を行っているが、準委任契約の場合やユーザの重要な情報を取り扱う（顧客情報等）場合、ユーザの情報システム環境を使う場合などには、ユーザの指定する場所となるケースが多く見受けられる。

⑨ 乙が甲の委託に基づき作成し納入すべき物件（以下、「納入物」という。）の明細および納入場所

上記③においても記載したとおり、個別業務が請負による場合には、個別業務の内容により、成果物たる納入物の明細も異なるし、納入場所も異なるので、かかる明細とその納入場所を個別契約において定める。

しかしながら、準委任による場合には、仕事の完成を約束するものではないので、成果物としての納入物を定めることはない。ただし、準委任による個別業務であっても、その過程で、何らかのドキュメントがベンダからユーザに提出されることがある。もし、かかるドキュメントを個別契約に定める必要が生じた場合には、「提供資料」「参考資料」など、請負における「成果物」とは明確に異なる用語を用いるべきである。

⑩ 委託料およびその支払方法

各個別業務の内容により、委託料は異なるし、支払方法も異なるので、個別契約において定める。場合によっては、支払方法については、統一できる場合もあるが、その場合は、次の第 5 条を修正し、個別契約では本号を省略できることになる。

⑪ 検査または確認に関する事項

本号は、各個別業務終了時の確認期間（第 18 条参照）あるいは本件ソフトウェアの検査期間（第 28 条参照）などを個別契約に定めること

を示す。

⑫ その他個別業務遂行に必要な事項

①から⑪の各号以外の事項であっても、ユーザ・ベンダ間で、取り決める必要のある事項がある場合には個別契約で定めるとしている。例えば、納入物の権利帰属について基本契約において定められている内容を変更する必要がある場合、個別契約において、その旨の規定を追加することが必要であるので、①から⑪の各号以外の事項でも個別契約に定めることができるとしている。

2. 経済産業省モデル契約との相違点

○ 作業工数

要件定義作成支援業務、外部設計書作成支援業務、ソフトウェア運用準備・移行支援業務のように準委任型の場合には、作業工数（作業量）により当該業務の実施範囲を定めることがあるため追加した。

【適用ガイド】

1. 個別契約の構成

個別契約の締結に際しては、第4条第1項に記載の各取引条件をユーザ・ベンダ間で協議しておくことが必要である。

個別契約のサンプルは3.3を参照されたい。なお、このサンプルでは役割分担等の詳細は別表に記載される構成となっている。この別表は個別契約書に袋とじし、一体としておくことが原則である。もし、例外的に別々とする場合には、当該別表が個別契約の別表であることが明らかになるよう別表の表紙に「〇〇〇〇年〇月〇日付要件定義作成支援業務個別契約第〇項の別表である」などと記述しておかなければならない。また、当該別表の表紙には、ユーザ・ベンダ双方の合意を明らかにするために双方の記名押印も必要となる。

2. 準委任契約における委託料の決め方

要件定義作成支援業務のような準委任契約によるサービスの場合、委託料の決め方には大別して定額払と実績払いの2種類がある。

(a) 定額払

例えば、金 1000 万円というようにサービスの対価の総額を予め定めておく決め方である。

なお、ユーザが主体となって行う作業に対して技術支援を行うというサービスの場合、ユーザの作業が長引くと、それだけベンダの支援業務の量が増えることになる。そこで、定額払による場合には、当該金額に対応した業務量により制限を設けることが一般的になされる。例えば、作業期間あるいは工数などの作業量を定めるなどである。

(b) 実績払

例えば、時間当たりの技術支援料を定め、実際に行った技術支援の時間数に当該技術支援料を乗ずるという決め方である。

なお、実績払方式の場合、一般的には月単位で実績報告するとともに、業務終了時には業務終了報告書にそれまでの実績全体を記載し、ユーザとベンダ双方で確認することが行われる。

(委託料及びその支払方法)

第 5 条 甲は乙に対し、本件業務の対価として、各個別契約で定めた委託料を当該個別契約で定めた方法で支払う。

【条文解説】

1. 趣旨

委託料とその支払方法は、個別契約で定める。

2. 条文の背景

モデル契約では、多段階契約の考え方を採用していることから、委託料は個別契約で定めることになる。また、支払方法を各フェーズで変える場合もあることから、個別契約で定めることとする。

3. 経済産業省モデル契約との相違点

なし。

【適用ガイド】

1. 基本契約に支払方法を定める場合

基本契約にて支払方法を予め定めるときは、第1項を次のように修正する。

(委託料及びその支払方法)

第5条 甲は乙に対し、本件業務の対価として、各個別契約で定めた委託料を以下に定める支払方法で支払う。

支払方法：○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

2. フェーズ別見積り

全体の予算管理に留意しつつも、各段階においてフェーズ別見積りを行うことにより、各フェーズが適正な委託料にて委託されるため、無理な作業による後戻りなどを防止できる。ユーザは後工程に費用面のしわ寄せが起こり、重要な開発が完遂できないことにならないように、全体の予算管理にも留意が必要である。

3. 支払遅延

旧モデル契約では、金銭債務の不履行により生じる「遅延損害金」に関する規定として支払遅延の条文を定めている。支払期日までに支払がないと、「利息」が発生し、これを「遅延損害金」とする。「遅延損害金」の「利率」の合意がない場合には、年6%となる（商法514条）。「利息の利率」については、利息制限法、国税通則法による延滞税（年14.6%の利率）、等を参考にして決定すべきである。ちなみに、「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率」については、財務省告示に定められている。なお、本条に支払遅延の条文を追加する場合は次のように2項を追加する。

2. 甲が、本契約及び個別契約により生じる債務の弁済を怠ったときは、乙に対し支払期日の翌日から完済の日まで年利○%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

(作業期間又は納期)

第6条 各個別業務の作業期間、作業工数（作業量）又は納期は、当該個別業務に係る当該個別契約で定める。

【条文解説】

1. 趣旨

各フェーズを多段階契約で遂行することを前提としているということで、各個別契約で作業期間、作業工数（作業量）、納期を定める。

2. 条文の背景

モデル契約においては、作業期間、作業工数または納期について、その具体的内容は規定しない。要件定義も行っていない、全体工程の試算程度しかわからない基本契約締結段階ではこれらの管理について合意できるものではない。よって、多段階契約により、フェーズごとに見積りを実施した上で、これらに事項を個別契約で定めることとする。

3. 経済産業省モデル契約との相違点

要件定義作成支援業務、外部設計書作成支援業務、ソフトウェア運用準備・移行支援業務のように準委任型の場合には、作業工数（作業量）により当該業務の実施範囲を定めることがあるため追加した。

【適用ガイド】

○ 契約類型（請負/準委任）に応じた定め

委託形態に合わせ、個別契約書に記載する内容を定める。請負型の場合は仕事の完成が必要なので納期や納入物を定め、準委任型の場合は仕事の完成責任はないので、委託された業務の内容やそれを行う作業期間または作業工数を定める。

(再委託)

第7条 乙は、乙の責任において、各個別業務の全部又は一部を第三者（甲が指定する再委託先も含む。）に再委託することができる。但し、

乙は、甲が要請した場合、再委託先の名称及び住所等を甲に報告するものとし、甲において当該第三者に再委託することが不適切となる合理的な理由が存する場合、甲は乙に、書面により、その理由を通知することにより、当該第三者に対する再委託の中止を請求することができる。

2. 前項但書により、甲から再委託の中止の請求を乙が受けた場合は、作業期間若しくは納期又は委託料等の個別契約の内容の変更について、第33条（本契約及び個別契約内容の変更）によるものとする。また、当該請求に従い乙が当該個別業務に係る当該第三者との再委託に関する契約を解除した場合（但し、前項の合理的な理由が乙と当該第三者との再委託に関する契約の解除事由に該当する場合を除く。）、当該解除に伴い当該第三者に対する損害賠償費用その他解除に伴い乙に発生する費用を、甲は負担するものとする。
3. 乙は当該再委託先との間で、再委託に係る業務を遂行させることについて、本契約に基づいて乙が甲に対して負担するのと同様の義務を、再委託先に負わせる契約を締結するものとする。
4. 乙は、再委託先の履行について甲に帰責事由がある場合を除き、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとする。但し、甲の指定した再委託先の履行については、乙に故意又は重過失がある場合を除き、責任を負わない。

【条文解説】

1. 趣旨

(1) 再委託の必要性

モデル契約の前提条件である「重要インフラ・企業基幹システム」のように大規模なソフトウェア開発では、受注したベンダ1社のみで対応することは非現実的であり、コストの面だけでなく、専門性の面でもシステム構築に多数の再委託先が開発に携わっている。そこで、本条では、個別契約の契約類型によらず、ユーザの事前承諾なしでベンダの判断で再委託が可能としている。

(2) 再委託先の報告

本来、請負における再委託は受注者の責任において自由に実施されるものであるため、ユーザへの事前報告は原則不要としている。しかし、ユーザから事務所立入りに関するセキュリティ面などの理由により報告を求められた場合、例外として、ベンダは再委託先をユーザに報告することとしている。

(3) ユーザの再委託中止請求

再委託先に対するユーザの都合により、ユーザからベンダに再委託の中止請求がされた場合には、ベンダとして受け入れなければならないことがある。その場合には、再委託先を変更することになるが、その変更は作業期間や納期に影響があるのみならず、再委託先の再選定にかかる期間や費用および拒否された再委託先への補償などの費用も必要となることから委託料等にも影響がある。よって、再委託の中止請求は第 33 条（本契約及び個別契約内容の変更）によるものとする。

(4) 再委託先の義務

再委託先の義務については、モデル契約に基づきベンダが負う義務を再委託先にも負わせることとしている。

2. 条文の背景

(1) 再委託先の選定

ベンダは再委託先の選定においては、技術力、実績、プロジェクト遂行能力、セキュリティ、コストなど様々な面から当該業務に最適な企業を選定し、ユーザに対して提案や見積りを実施している。

他方、ユーザとしては、セキュリティ面などから再委託について利害を有する。例えば、再委託先の従業員がユーザの施設内で作業に従事することも多く、当該施設において、そのためのセキュリティ対策が必要となる。また、再委託先の従業員が同業他社のシステム開発にも携わっているまたは携わる可能性がある場合には、委託業務の内容によっては秘密情報の漏洩リスクも生じうる。そこで、このようなリスクが想定される再委託先をプロジェクトから排除する必要性が生じた場合、ユーザから再委託の禁止を求めることがある。

そこで、モデル契約では第三者への再委託を原則として認め、例外的に「合理的な理由」がある場合に、ユーザは再委託の中止をベンダに請求できるとこととした。

ユーザの要請により、ベンダが当初予定していた再委託ができない場合、ベンダは、当初の見積りよりも開発費用が膨らんだり、開発スケジュールを遅延したり、最悪のケースでは仕事を完成できなくなることがある。一方で、ユーザにとっても、再委託先の技術力やセキュリティ対策がソフトウェアの品質や開発スケジュールに大きな影響があり、大きな利害関係がある。よって、再委託先の選定には責任が付随することとなるので、ベンダが選定した場合は、ベンダが再委託先について全責任を負う。しかし、ユーザが再委託先を選定した場合、多数の再委託先が携わるプロジェクトでは、コミュニケーションによるチーム統制がプロジェクト運営に必要であるが、それを維持できない可能性もある。したがって、ベンダは、ユーザが選定した再委託先の履行については、ベンダに故意または重過失がない限り一切責任を負わないと規定している。

3. 経済産業省モデル契約との相違点

(1) B案を選択

経済産業省のモデルでは、「A 案 再委託におけるユーザの事前承諾を設ける場合」「B 案 再委託先の選定について原則としてベンダの裁量（ただし、ユーザの中止請求が可能）とする場合」としているが、請負の場合、ベンダは仕事の完成、すなわち、ソフトウェアの完成を約束するものであって、その実現手段はベンダの裁量に任されている。したがって、実現手段の一つである再委託についてもその裁量に委ねられていると考えられている。

準委任では、商慣習上再委託は禁止とされる。しかし、ソフトウェア開発取引では、準委任であっても、専門性や費用の面から再委託を一切禁止することは現実的ではない。

そこで、モデル契約では、本件業務の第三者への再委託を原則として許容するB案を採択した。

(2) 全部を再委託

システム・エンジニアリング関係の事業をグループ会社化している場合、営業活動および顧客との契約は親会社が行い、当該契約に基づくシステム・エンジニアリング業務を一括してグループ会社に委託する場合などを考慮し、「全部」を追加した。

(3) 再委託中止請求の損害賠償

ユーザからの再委託中止請求の理由が、再委託先とベンダ間の契約の債務不履行などの契約解除事由に該再委託先が該当する場合には、ベンダは当該事由を理由に再委託先との契約を一方的に解除することが可能である。しかし、当該再委託中止請求の理由が当該再委託先とベンダ間の契約解除事由に該当しない場合には、ベンダは一方的に再委託先との契約を解除することはできず、解除するには、ベンダは再委託先に対して損害賠償を行う必要がある（民法 641 条）。このようにベンダにも再委託先にも法的な責任がないような場合の再委託中止請求に伴う賠償費用については、受益者負担という観点から、ユーザがその事情から当該中止を要請するものである以上、ユーザが負担することとしている。

第 2 章 本件業務の推進体制

（協働と役割分担）

第 8 条 甲及び乙は、本件業務の円滑かつ適切な遂行のためには、乙の有するソフトウェア開発に関する技術及び知識の提供と甲によるシステム仕様書の早期かつ明確な確定が重要であり、甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業が必要とされることを認識し、甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業を誠実に実施するとともに、相手方の分担作業の実施に対して誠意をもって協力するものとする。

2. 甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業は、各個別契約においてその詳細を定めるものとする。
3. 甲及び乙は、共同作業及び各自の実施すべき分担作業を遅延し又は実施しない場合、それにより相手方に生じた損害の賠償も含め、かかる遅

延又は不実施について相手方に対して責任を負うものとする。

【条文解説】

1. 趣旨

(1) 共同作業および各自の分担作業

情報システムの構築は、いわゆるオーダーメイドであり、ベンダのみではシステムを完成させることはできない。超上流工程における企画や要件定義などは、ユーザが内部の意見調整を的確に行って見解を統一した上、どのような機能を要望するのかを明確にベンダに伝え、ベンダとともに、要望する機能について検討して、最終的にユーザが機能を決定し、さらに、画面や帳票を決定するなど、ユーザが責任を持って行う必要がある。併せて、ユーザが成果物の検収や運用テスト、運用評価といった、最終確認工程においても役割を担う必要がある。よって、情報システムの構築はユーザとベンダの共同作業というべきであり、ユーザは一括して契約すれば「すべてベンダに丸投げできる」と考えがちであるが、実際には各々の役割を履行し、相手の役割を履行するために必要な協力をする必要がある。

(2) ユーザとベンダの責任

ユーザとベンダの役割を明確にした上でそれぞれの分担作業を行う責任があることを確認し、その分担作業を行わないときは債務不履行として相手方に損害賠償請求ができることを確認している。

(3) ユーザの協力義務

請負で契約をしたとしても、ユーザには発注者として協力義務があるという民法の解釈論もある。例えば、ユーザが行うべきこととして、開発に必要な資料の開示やハードウェアの設置場所であるユーザの管理施設への立入許可や作業環境の提供、成果物の確認などがある。ユーザからベンダへの丸投げ状態にならないように、ユーザの責任を明確にすることで、共同してシステム開発を達成するという目的を明確にする。

2. 条文の背景

ソフトウェア開発は各フェーズにおいて、準委任であればユーザ、請負

であればベンダと主体が異なるが、共同作業であることには変わらないことを認識すべきである。また、ユーザごとに異なる業務をシステム化する上では、その要求仕様についてはユーザこそが決定についての権限を有し、責任を持つものである。

3. 経済産業省モデル契約との相違点

(1) 役割分担は個別契約

具体的な役割分担は個別契約において定めることとなっており（第4条第1項第5号）、ソフトウェア開発業務、運用準備・移行支援業務については、基本契約締結時点で、確定的な役割分担は決められない。経済産業省モデル契約では、基本契約の別添の資料に分担作業を定める形式をとっているが、想定レベルのものを基本契約に定めることは、個別契約の交渉時において、当事者に誤った予断を与えるおそれがあるため、モデル契約では添付しないこととした。

【適用ガイド】

1. 個別契約（役割分担）

役割分担については、個別契約で定める。役割分担を定める場合には、各フェーズでカスタマイズすることになるが、個別契約で定めた役割の用語と工程表などスケジュール表の用語は統一する。

2. 東京地方裁判所（平成16年3月10日）判決におけるユーザの協力義務

オーダーメイドのシステム開発では、以下の判決文に見られるようにユーザとベンダの共同作業というべき側面からユーザに協力義務があると認められている。

＜判決文抜粋＞

※原告Aの協力義務について【原告：委託者（ユーザ）／被告：受託者（ベンダ）】

本件電算システム開発契約は、基本設計、詳細設計、開発、テスト、移行等、一連のシステム開発工程を実施し、本件電算システムを完成させることを目的とする契約であるから、事務の遂行を目的

とする準委任契約ではなく、本件電算システム開発という仕事の完成を目的とする請負契約であるというべきである。

しかしながら、本件電算システム開発契約は、いわゆるオーダーメイドのシステム開発契約であるところ、このようなオーダーメイドのシステム開発契約では、受託者（ベンダ）のみではシステムを完成させることはできないのであって、委託者（ユーザ）が開発過程において、内部の意見調整を的確に行って見解を統一した上、どのような機能を要望するのかを明確に受託者に伝え、受託者とともに、要望する機能について検討して、最終的に機能を決定し、さらに、画面や帳票を決定し、成果物の検収をするなどの役割を分担することが必要である。このような役割を委託者である原告Aが分担していたことにかんがみれば、本件電算システムの開発は、原告Aと受託者である被告の共同作業というべき側面を有する。

そして、本件電算システム開発契約の契約書（乙1）は、4条1項において、「被告は、原告Aに対し、委託業務の遂行に必要な資料、情報、機器等の提供を申入れることができる。資料等の提供の時期、方法等については、原告Aと被告が協議して定める。」旨定め、5条において、「原告Aの協力義務」として、「被告は、4条に定めるほか、委託業務の遂行に原告Aの協力が必要な場合、原告Aに対し協力を求めることができる。この協力の時期、方法等については、原告Aと被告が協議して定める。」旨定めており、原告Aが協力義務を負う旨を明記している。

したがって、原告Aは、本件電算システムの開発過程において、資料等の提供その他本件電算システム開発のために必要な協力を被告から求められた場合、これに応じて必要な協力を行うべき契約上の義務（以下、「協力義務」という。）を負っていたというべきである。

【事件名】 損害賠償請求事件(20378号)、損害賠償等請求事件(1739号)
【事件番号】 平成12年（ワ）第20378号
平成13年（ワ）第1739号

【裁判日付】 平成16年3月10日

【裁判所】 東京地方裁判所/民事第24部

【裁判結果】 本訴一部認容，一部棄却，反訴請求棄却

【上訴等】 確定

【裁判官】 裁判長：大橋寛明，桑原宣義，高島由美子

(責任者)

- 第9条** 甲及び乙は、各個別契約締結後速やかに、各個別契約における各自の責任者をそれぞれ選任し、互いに書面により、相手方に通知する。なお、当該個別契約において双方の体制図を定め、当該体制図に当該責任者を記載することをもって通知に代えることができるものとする。
2. 甲及び乙は、事前に書面により相手方に通知することにより、責任者を変更できるものとする。
3. 甲の責任者は、次の各号に定める権限及び責任を有するものとする。
- ① 第17条所定の要件定義書の確定を行う権限及び責任
 - ② 第22条所定の外部設計書の確定を行う権限及び責任
 - ③ 第27条所定の検査仕様書の確定を行う権限及び責任
 - ④ 第26条及び第28条所定の納入物の検収を行う権限及び責任
 - ⑤ 第35条所定の中間資料の承認に関する権限及び責任
 - ⑥ 第36条所定の未確定事項の確定後、確定した要件定義書、外部設計書の追完、修正の業務を請求する権限及び責任
 - ⑦ 第37条所定の変更管理書を相手方に交付する権限
 - ⑧ 第48条及び第49条所定の第三者ソフトウェア及びFOSSの採否を行う権限及び責任
 - ⑨ その他本契約及び個別契約の遂行に必要な権限及び責任
4. 乙の責任者は、次の各号に定める権限及び責任を有するものとする。
- ① 第14条の要件定義作成支援業務の実施に際し、甲から要請された事項の対応に関する権限及び責任
 - ② 第19条の外部設計書作成支援業務の実施に際し、甲から要請された

事項の対応に関する権限及び責任

- (③ 第 27 条の検査仕様書作成支援業務の実施に際し、甲から要請された事項の対応に関する権限及び責任)
- ④ 第 26 条及び第 28 条所定の納入物の検収を求める権限
- ⑤ 第 35 条所定の中間資料の承認を求める権限
- ⑥ 第 36 条所定の未確定事項が確定したときは、追完、修正の業務の請求を書面で受ける権限
- ⑦ 第 37 条所定の変更管理書を相手方に交付する権限
- ⑧ その他本契約及び個別契約の遂行に必要な権限及び責任
5. 甲及び乙は責任者を複数名定める場合は、それぞれの権限範囲を明確にし、相手方に通知するものとする。
6. 責任者が複数の場合には、甲及び乙は協議の上、総括責任者をおくことができるものとする。

【条文解説】

1. 趣旨

(1) 責任者

情報システムの構築においては、プロジェクト内にグループリーダーなどのプロジェクト責任者を定める。本条は、この位置付けを契約上も明確にし、権限と責任の範囲を定めている。また、権限を明確化することで、トラブルが発生したときの責任が明らかになる。

(2) 責任者の設置

責任者は個別契約締結後速やかに選定し、書面で通知する。責任者はいわゆるプロジェクトマネージャーであり、プロジェクト遂行において重要な役割を担うので、プロジェクト開始時には選定されていることを義務付けている。

2. 条文の背景

ユーザとベンダにおける会社を代表するものとして責任者を設置する。つまり、会社を代表するということは、各々の責任において判断し対応できることを指す。

責任者の権限と責任を明確にすることで、その他のメンバーにはその権限がないことを明示することでもあり、プロジェクト遂行においては双方の責任者を通してコミュニケーションをとるように定めている。

3. 経済産業省モデル契約との相違点

(1) 第4項第⑥号

経済産業省モデル契約では、追完、修正の業務の請求を「直ちに」書面で受けるとなっているが、第36条の規定と整合性をとるため変更している。

(2) 第5項

経済産業省モデル契約では責任者の人数を個別契約に定めることとなっているが、人数に法的拘束力を持たせることは開発体制の状況に応じた変更硬直性をもたらすおそれがある。むしろ、複数の責任者がいる場合は、それぞれの担務である責任範囲を明確にし、相手方に通知することがプロジェクト遂行上重要であることから、その旨の規定とした。

【適用ガイド】

1. 責任者の権限および責任

各条文で責任者の権限および責任が規定されているので、これらを列挙している。プロジェクトごとに責任者の権限と責任範囲を検討し、本条以降の条文において責任者の権限および責任が追加削除された場合は、本条の列記も修正する。

2. 体制図

個別契約において双方の体制図を定め、体制図に責任者を記載することをもって通知に代えることができるものと定めている。

(主任担当者)

第10条 甲及び乙は、各個別契約締結後速やかに、本件業務を円滑に遂行するため、責任者の下に連絡確認及び必要な調整を行う主任担当者を選任し、書面により、相手方に通知する。なお、当該個別契約において双方の体制図を定め、当該体制図に当該主任担当者を記載することを

もって通知に代えることができるものとする。

2. 甲及び乙は、事前に書面により相手方に通知することにより、主任担当者を変更できるものとする。
3. 甲及び乙は、本契約に定めた事項のほか、本件業務遂行に関する相手方からの要請、指示等の受理及び相手方への依頼、その他日常的な相手方との連絡、確認等は原則として主任担当者を通じて行うものとする。
4. 甲及び乙は主任担当者を複数名定める場合は、それぞれの権限範囲を明確にし、相手方に通知するものとする。

【条文解説】

1. 趣旨

ソフトウェア開発は、プロジェクトの規模に応じて開発期間の長短はあるが、ある一定の期間、ユーザ・ベンダが相互に協力して、開発作業を実施するプロジェクトであり、その取組体制にプロジェクトの成否が懸かっていることから、開発推進体制および定期協議会に関する規定を設けている。また、ユーザ・ベンダの様々な部門から、ソフトウェア開発に関して多種多様な要望、意見等が出され、相手方が混乱しないよう、ユーザ・ベンダ内部の要望、意見等を集約してから、相手方に連絡すべく、ユーザ・ベンダ間のソフトウェア開発に関する連絡窓口を主任担当者へ一本化する。

2. 条文の背景

(1) 主任担当者の権限

前条にて列記された、責任を伴う事項については、責任者が対応するが、日々のプロジェクト遂行については、主任担当者が連絡・調整の窓口一本化で対応する。

3. 経済産業省モデル契約との相違点

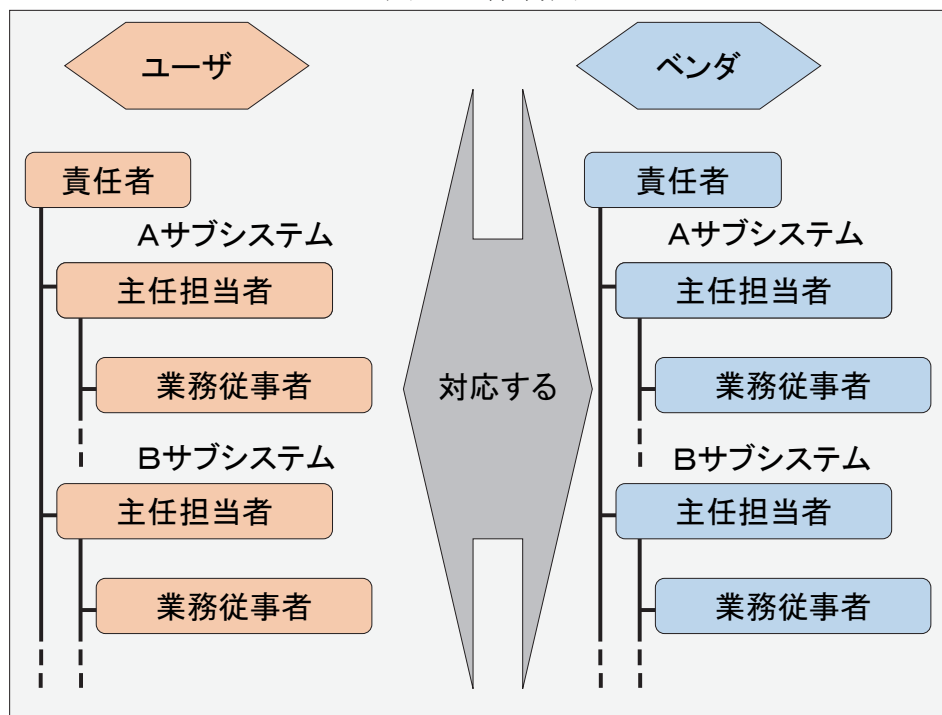
経済産業省モデル契約では主任担当者の人数を個別契約に定めることとなっているが、人数に法的拘束力を持たせることは開発体制の状況に応じた変更の硬直性をもたらすおそれがある。むしろ、複数の主任担当者がある場合は、それぞれの担務である責任範囲を明確にし、相手方に通知することがプロジェクト遂行上重要であることから、その旨の規定とした。

【適用ガイド】

1. 開発推進体制（図 3.5）

主任担当者は窓口一本化のために設置するが、大規模システムで複数のグループを組織するなど、プロジェクト推進上、複数人の主任担当者を選出する場合は、各々の権限や責任範囲を明確する。

図 3.5 体制図



（業務従事者）

第 11 条 本件業務に従事する乙の従業員（以下、「業務従事者」という。）の選定については、乙が行う。

- 乙は、労働法規その他関係法令に基づき業務従事者に対する雇用主としての一切の義務を負うものとし、業務従事者に対する本件業務遂行に関する指示、労務管理、安全衛生管理等に関する一切の指揮命令を行うものとする。
- 乙は、本件業務遂行上、業務従事者が甲の事務所等に立ち入る場合、甲の防犯、秩序維持等に関する諸規則を当該業務従事者に遵守させるものとする。

【条文解説】

1. 趣旨

○ 指揮命令

責任者、主任担当者を設置することで、ユーザが業務従事者に直接指揮命令することがないことを確認している。

2. 条文の背景

○ ベンダの業務従事者への責任

業務従事者に対してはベンダに雇用者としての責任がある。モデル契約においては、委託契約を前提としており、派遣契約ではないということで、この条文を記載している。

3. 経済産業省モデル契約との相違点

なし。

【適用ガイド】

○ セキュリティ

業務遂行上、ユーザの事務所等で作業する場合があるが、その場合、ユーザが入所者に対して行うセキュリティ上の管理や事務所内での規則遵守指導などは指揮命令に該当しない。

(連絡協議会の設置)

第 12 条 甲及び乙は、本件業務が終了するまでの間、その進捗状況、リスクの管理及び報告、甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業の実施状況、システム仕様書に盛り込むべき内容の確認、問題点の協議及び解決その他本件業務が円滑に遂行できるよう必要な事項を協議するため、連絡協議会を開催するものとする。但し、本契約及び個別契約の内容の変更は第 33 条（本契約及び個別契約内容の変更）に従ってのみ行うことができるものとする。

2. 連絡協議会は、原則として、個別契約で定める頻度で定期的に行うものとし、それに加えて、甲又は乙が必要と認める場合に随時開催するものとする。

3. 連絡協議会には、甲乙双方の責任者、主任担当者及び責任者が適当と認める者が出席する。また、甲及び乙は、連絡協議会における協議に必要となる者の出席を相手方に求めることができ、相手方は合理的な理由がある場合を除き、これに応じるものとする。
4. 乙は、連絡協議会において、別途甲乙間にて取り決めた様式による進捗管理報告を作成して提出し、当該進捗管理報告に基づいて進捗状況を確認するとともに、遅延事項の有無、遅延事項があるときはその理由と対応策、本章で定める推進体制の変更（人員の交代、増減、再委託先の変更など）の要否、セキュリティ対策の履行状況、個別契約の変更を必要とする事由の有無、個別契約の変更を必要とする事由があるときはその内容などの事項を必要に応じて協議し、決定された事項、継続検討とされた事項並びに継続検討事項がある場合は検討スケジュール及び検討を行う当事者等を確認するものとする。
5. 甲及び乙は、本件業務の遂行に関し連絡協議会で決定された事項について、本契約及び個別契約に反しない限り、これに従わなければならない。
6. 乙は、連絡協議会の議事内容及び結果について、書面により議事録を作成し、これを甲に提出し、その承認を得た後に、甲乙双方の責任者がこれに記名押印の上、それぞれ1部保有するものとする。乙は、議事録の原案を原則として連絡協議会の開催日から○日以内に作成して、これを甲に提出し、甲は、これを受領した日から○日以内にその点検を行うこととし、当該期間内に書面により具体的な理由を明示して異議を述べない場合には、乙が作成した議事録を承認したものとみなすものとする。
7. 前項の議事録は、少なくとも当該連絡協議会において決定された事項、継続検討とされた事項並びに継続検討事項がある場合は検討スケジュール及び検討を行う当事者の記載を含むものとする。

【条文解説】

1. 趣旨

(1) コミュニケーション

共同作業である部分と各々の分担作業についての進捗をお互いにチェックする。また、プロジェクト遂行上の課題を協力して解決するなどのコミュニケーションをとる。

(2) 開催頻度

開催は定期的に行われるべきであるが、その頻度は各フェーズにより異なるため、個別契約において定めるとしている。

(3) 連絡協議会出席者

第3項に最低限のメンバーは記載しているが、業務のわかるエンドユーザやシステム利用者など、必要に応じて出席要請ができるとしている。

(4) 進捗管理

ベンダが進捗報告することを定めているが、分担作業として、ユーザの申告についても確認が必要であれば確認する。

(5) 決定事項の遵守

協議会は意思決定の場であるので、その場で決定したことは遵守することを定めている。

(6) 議事録

協議会で定めたことは、ユーザとベンダで誤解のないように議事録に留め、お互い確認することでプロジェクトを確実に遂行する。また、ペンディング事項などのフォローを行う。

2. 条文の背景

(1) 会議体の運営

議論し決定したことを記録し、決定したことが遵守され運用できていることが重要である。

(2) 複数会議体の設置

大規模なシステム開発においては、出席者の異なる複数の種類の連絡協議会を設置する必要がある場合は適用ガイドにあるオプション条文を

参考とする。

3. 経済産業省モデル契約との相違点
なし。

【適用ガイド】

1. 会議の種類

会議開催目的に合わせて会議を開催する必要がある、その出席者選定においても会議目的に合わせて行われる。

会議は定期的に行われることで、コミュニケーションがとられるので、定期開催が重要である。

2. 定期協議会等の開催

本件ソフトウェアに関するコンセンサスの一致や仕様の確定のために、システム部門だけでなく、対象ソフトウェアの利用部門（エンドユーザ）も定期協議会に参加できるよう、ベンダがユーザに対し要請できるものとする。

3. 期日

第6項にて「連絡協議会の開催日から〇日以内に作成して、これを甲に提出し、甲は、これを受領した日から〇日以内にその点検を行うこととし、・・・」としているが、「〇日」は「〇営業日」と変更することもできる。ただし、その場合、どこの営業日か明確にすべきであり、必要であれば、「〇営業日（土日祝日を除く乙営業日）」などのように記載する。

4. 議事録作成

第6項で議事録をベンダが作成すると定めているが、ユーザが議事録作成者となる場合を想定して以下のようにしてもよい。

6. 甲及び乙は、甲又は乙のいずれが連絡協議会の議事録を作成するかを予め取り決めるものとし、議事録作成者は、連絡協議会の議事内容及び結果について、書面により議事録を作成し、これを相手方に提出し、その承認を得た後に、甲乙双方の責任者がこれに記名押印の上、それぞれ1部保有するものとする。議事録作成者は、議事

録の原案を原則として連絡協議会の開催日から○日以内に作成して、これを相手方に提出し、これを受領した日から○日以内にその点検を行うこととし、当該期間内に書面により具体的な理由を明示して異議を述べない場合には、議事録作成者が作成した議事録を承認したものとみなすものとする

5. 複数種類の会議体を設ける場合のオプション条項案

複数種類の会議体を設置する場合の条項を以下のようにオプションとして用意した。

(複数会議体の設置)

第 12 条 甲及び乙は、本件業務が終了するまでの間、甲乙双方の共同作業及び分担作業を含む本件業務の進捗状況の報告、課題・問題点の協議・解決、システム仕様書の内容の検討・確認等その他本件業務の円滑な推進のために必要な事項を協議するため、定期的を開催する会議体（以下、「連絡協議会」という。）を設置し、開催するものとする。なお、当該連絡協議会には、責任者及び主任担当者の出席を必須とする。また、複数の種類の連絡協議会を設けることができるものとし、この場合を含め、甲及び乙は、連絡協議会について次の各号を別途協議のうえプロジェクト計画書等の書面により定めるものとする。

- ① 開催頻度・時期
- ② 当該連絡協議会の名称
- ③ 責任者及び主任担当者が複数設けられている場合には、当該連絡協議会の開催に必須とする甲乙双方の責任者又は主任担当者
- ④ 複数種類の連絡協議会を設ける場合は、第 37 条に基づく協議を行う連絡協議会の特定、各連絡協議会において取り扱うべき事項及びそれらの連絡協議会の関係（上下関係等）
- ⑤ 議事録作成の甲乙の分担及び甲乙双方の議事録承認者
- ⑥ 前各号の他連絡協議会の運営に必要な事項

2. 連絡協議会は原則として、前項により定めた頻度で開催するもの

とするが、甲又は乙が必要と認める場合には随時開催することができ、甲及び乙は、連絡協議会における協議に必要となる者の出席を相手方に求めることができ、相手方は合理的な理由がある場合を除き、これに応じるものとする。

3. 第1項第(5)号により定めた分担に従い、甲乙のいずれかが連絡協議会の議事録を開催日から[3]日以内に作成のうえ相手方に提出し、相手方は受領後[3]日以内に確認するものとする。相手方の確認後直ちに甲乙双方の承認者が記名押印し、甲乙双方が各一部を保有するものとする。但し、相手方が受領後[3]日以内に書面により別段の異議を述べない場合、当該相手方は当該議事録を承認したものとみなし、この場合、作成当事者は、相手方の受領日及び相手方から何等の異議なく[3]日が経過した旨を記載のうえ当該作成当事者の承認者が記名押印し、相手方の承認者にその一部を送付することをもって足るものとする。

なお、当該議事録には、当該連絡協議会における配布資料、報告事項、決定事項、課題事項（調査・検討等を継続して行うこととされた事項であり、実行当事者、スケジュールを含む）等が明確になるよう記載されるものとする。

4. 甲及び乙は、連絡協議会において実行すべき事項とされたものにつき誠実にこれを実行するとともに、連絡協議会で決定された事項については、本契約及び個別契約に反しない限り、これに従わなければならない。但し、本契約及び個別契約の内容の変更は第33条（本契約及び個別契約内容の変更）に従ってのみ行うことができるものとする。

大規模システム開発の場合には、通常、会議体も複数種類設けられることが多い。例えば、次のようなものである。

① エグゼクティブミーティング

ユーザの CIO およびベンダにおける当該プロジェクトを担当する役員を必須の出席者として、1～2 ヶ月に一度の頻度で開催し、プ

プロジェクト全体の状況確認、プロジェクトあるいはシステムの方針に関わる事項についての協議を行う。

② 責任者会議

ユーザ・ベンダ双方のプロジェクト責任者を必須の出席者として、最低でも月一度の頻度で開催し、原則はプロジェクト全体であるが個々のサブシステム単位も含め、状況確認、課題管理、解決策の協議等を行う。

③ リーダ会議

大規模システムの場合には、推進体制としてサブシステム単位等でグループに分けられることがあり、ユーザ・ベンダ双方のそれぞれのグループリーダーを必須の出席者として、毎週開催し、当該グループの進捗管理、課題協議等を行う。

④ 仕様検討会・レビュー会

要件定義、外部設計等において、具体的な業務システム要件、ユーザインタフェース仕様等を検討、決定し、ドキュメントのレビュー等を行う会議であり、集中的に毎日でも行われることがある。

このように複数の会議体が設けられる場合には、経済産業省モデル契約での条項が、上記のどれを対象として定めているものであるか、現場のSEやユーザの担当部門の人にはわかりづらいおそれがある。そこで、複数種類の会議体が設けられることを前提とした上記の条項例を用意した。なお、各会議体で取り扱うべき事項、必須出席者等の詳細については、プロジェクト計画書など別のドキュメントに定める運用とすることが現実的である。

(プロジェクトマネジメントの責任)

第13条 甲が、本件ソフトウェアの開発等を全体のシステムの一部として乙に分割発注しており、本件ソフトウェアと連携する他のソフトウェアを第三者が開発している場合、当該他のソフトウェアと本件ソフトウェアの機能の整合性、開発スケジュールの調整並びに当該第三者と乙の開発進捗管理及び調整等のプロジェクトマネジメントに係る事項について

は、甲がその責任を負うものとする。

2. 甲が、前項のプロジェクトマネジメントを円滑に遂行するために、本件業務に関する範囲で乙の協力を要請する場合、必要となる条件を個別契約で定めるものとし、乙は個別契約に従い、甲のプロジェクトマネジメントに必要な協力を行うものとする。

【条文解説】

1. 趣旨

○ ユーザの責任範囲

ユーザがマルチベンダ方式（複数のベンダがひとつのシステムの部分を担当して開発する方式）を採用したときは、各担当ベンダの作業範囲や体制を明確化するなどの役割と責任はユーザの責任範囲に含まれているとしている。

2. 条文の背景

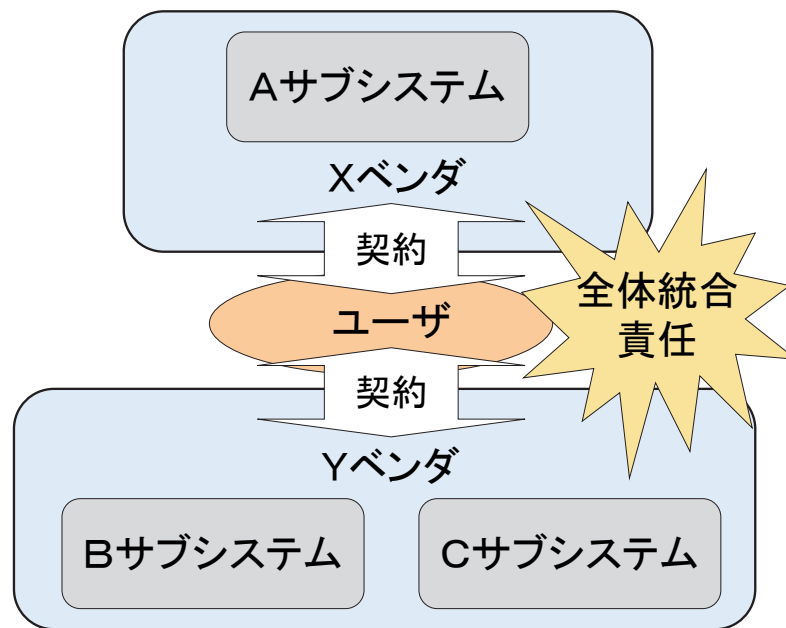
(1) 情報システム全体のプロジェクトマネジメント

マルチベンダ方式の場合、各ベンダ間においては契約関係がないため、実質的に契約関係のあるユーザが情報システム全体のプロジェクトマネジメントを行わなければならない（図 3.6）。ただし、ユーザがそのスキルを有していない場合は、ベンダに委託する場合もあるが、その場合は、そのベンダが契約の範囲においてその責任を負うこととなる。

(2) ベンダの協力

マルチベンダの場合、ベンダ間の連携や協力など必要な範囲があるが、各フェーズでその内容は異なるため、個別契約において定めることとしている。

図 3.6 マルチベンダ



3. 経済産業省モデル契約との相違点なし。

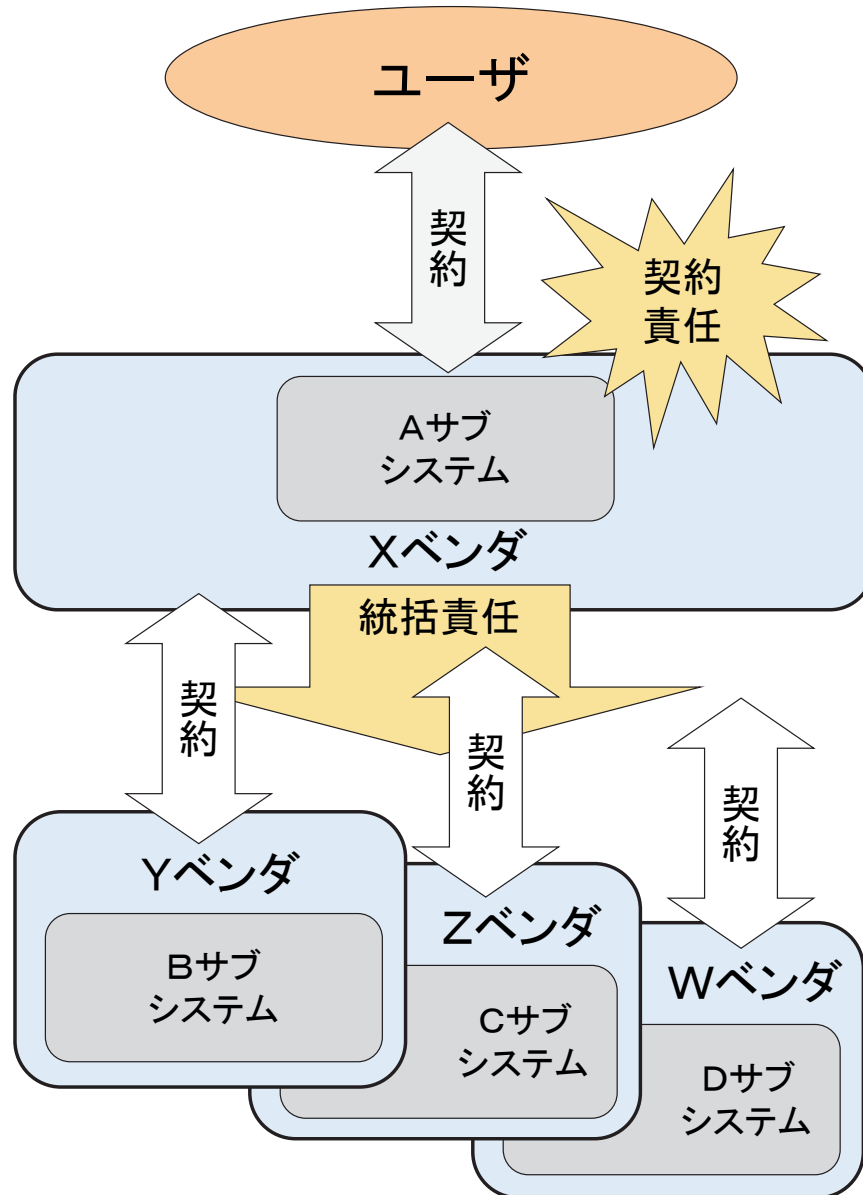
【適用ガイド】

1. マルチベンダ時のプライムベンダの活用

マルチベンダの場合、各ベンダと契約しているのはユーザである。各ベンダ間には契約がないので、ベンダ間の調整はユーザ責任となる。ベンダ間の調整責任としてはユーザ側のプロジェクトリーダーの責任は重要であり、各契約単位における最終的な責任は契約当事者であるユーザと各システム構築を担当するベンダにあると解される。

また、マルチベンダの場合でも、図 3.7 のように統括を請負うベンダ（プライムベンダ）があるときは、プライムベンダはシステム全体を受託しており、当該システムを構成するサブシステムを委託するベンダ各社との調整を行う責任が生ずる。しかし、この場合でも、ユーザと当該プライムベンダ間の契約において、プロジェクトマネジメントに関して一定の役割分担を取り決めているときには、その契約の範囲において、契約当事者であるユーザとプライムベンダの双方がそれぞれの役割について責任を負担することになる。

図 3.7 プライムベンダの活用



2. その他

全体システムを1つのベンダで請負う場合は、ユーザとベンダのプロジェクトマネジメントの役割分担ということで、個別契約書に記載されることになるので、本条は不要な条文となりうる。しかし、プロジェクト推進中にマルチベンダ方式を採用することもあるので、本条は削除しない。

第 3 章 本件業務

第 1 節 要件定義作成支援業務

(要件定義作成支援業務の実施)

第 14 条 乙は、第 15 条所定の個別契約を締結の上、本件業務として甲が作成した情報システム構想書、システム化計画書等に基づいて、甲による要件定義書の作成作業を支援するサービス（以下、「要件定義作成支援業務」という。）を提供する。

2. 乙は、情報処理技術に関する専門的な知識及び経験に基づき、甲の作業が円滑かつ適切に行われるよう、善良な管理者の注意をもって調査、分析、整理、提案及び助言などの支援業務を行うものとする。

【条文解説】

1. 趣旨

(1) 第 1 項

共通フレーム 2007 では「要件定義プロセスの目的は、新たに構築する（あるいは再構築する）業務、システムの仕様を明確化し、それをベースに IT 化範囲とその機能を具体的に明示することである。また、関連する組織およびシステムに対する制約条件を明確にし、定義された内容について取得者側の利害関係者間で合意することである。」²¹ とされている。すなわち、要件定義はユーザがシステムで実現しようとする業務（内容、運用ルール、処理手順、関連部門の権限、決裁手続き等々）を分析、整理し、システム化する範囲と当該業務を遂行する上で必要となる機能要件を明らかにし、ユーザ社内の利害関係者（エンドユーザ部門、経営層等の関係者）の合意を取り付けて、最終的に要件定義書というドキュメントにとりまとめる工程である。このように要件定義はユーザの業務そのものを見直し、ユーザ自身が判断・決定して、とりまとめていかなければならない工程であるため、その実行主体はユーザとなる。これに対してベンダは、ユーザがこれらの作業を遂行する過程で、情報処理技術

²¹ 「共通フレーム 2007」 101 頁

に関する専門家として技術的アドバイスの提供、評価の実施等の技術的な支援を行う。

第1項は、以上のユーザとベンダそれぞれの役割に基づき、契約という観点からユーザからベンダに委託される業務内容の主旨を明らかにするものである。

(2) 第2項

要件定義はユーザが主体となっており、ベンダは技術的支援をするということから、この委託関係は準委任契約を前提としており、第2項は、準委任契約に基づきベンダは善良なる管理者としての注意義務を負うものであることを定めている。(準委任契約については、本書 2.4.3 参照。)

2. 条文の背景

(1) 望ましい「仕様」の実現

(a) 従来のソフトウェア開発における「仕様」

従来の商談では、ユーザは、システムにつき抱いている大まかなイメージを「仕様」(要求仕様レベル)としてベンダに提示し、ベンダは、この「仕様」を基に、実際にソフトウェアを開発するために十分な設計書(詳細仕様レベル)を作成して、これをベースにソフトウェアを開発するというケースが多かった。

(b) 不十分な「仕様」に内在するリスク

そのために、開発されたソフトウェアは、要求仕様レベルから導き出される詳細仕様レベルのものが一義的でないにもかかわらず、仕事を完成したか否かを、当初の要求仕様レベルをベースに判断されるため、ユーザの評価が一定しないリスクが内在していた。

これはユーザからすれば、思惑どおりではないソフトウェアを利用せざるをえなくなったり、思惑どおりに変更させたとしても、稼働時期を延期せざるをえなくなったり、場合によってはベンダから追加費用を請求されることとなる。

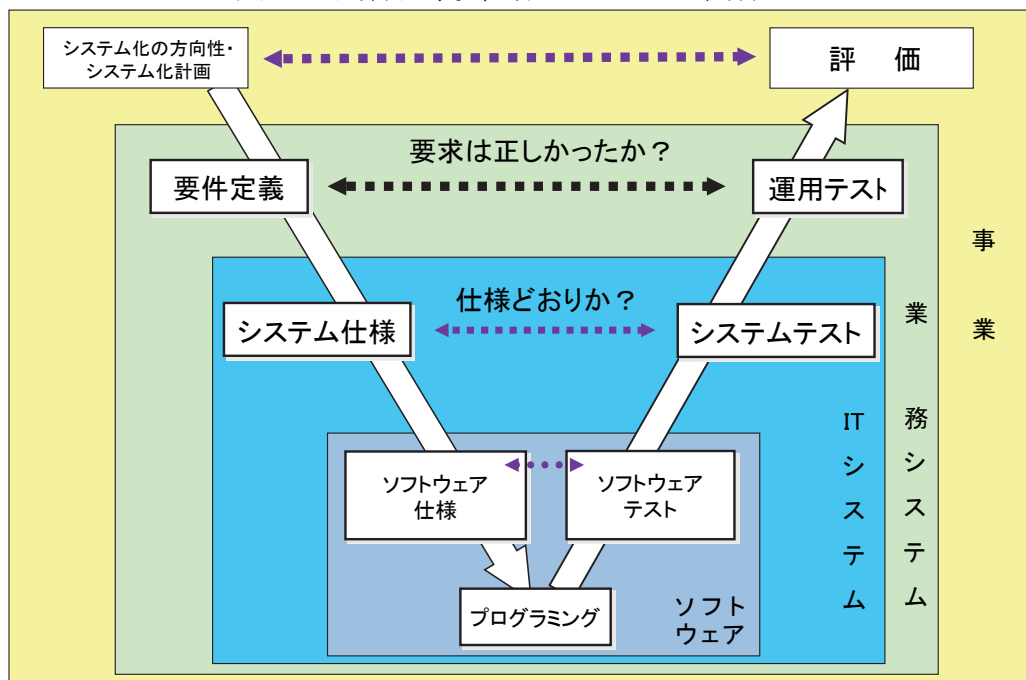
一方、ベンダからすれば、作成したものがユーザの思惑と異なった場合、変更に要する作業費用を負担すること、あるいは納期遅延の責任を追求されることとなる。

(c) 「仕様」の明確化

上記リスクを回避するためには、ユーザがベンダに提示する「仕様」が、その後ベンダが仕様を詳細化していく上で「望ましい仕様」である必要がある。そこでユーザがベンダに提示すべき「望ましい仕様」とは何かが問題となる。

一言「仕様」といっても多義的なものであり、ソフトウェア開発では図 3.8 のように「仕様」は「事業」領域から、「業務システム」領域⇒「IT システム領域」⇒「ソフトウェア」領域へと段階的に詳細化されていく。

図 3.8 要件定義・仕様とテストの関係



出典：「経営者が参画する要求品質の確保～超上流から攻める IT 化の勘どころ～第 2 版」（24 頁、独立行政法人 情報処理推進機構ソフトウェア・エンジニアリング・センター編）

「要件定義」は「業務システム」領域に属し、上記 1 に記載したとおり、ユーザの業務要件およびそれを実現するためにシステムに求める機能要件を「仕様」としてまとめる、まさしくユーザの要求を仕

様化する工程である。そこで、「望ましい仕様」を作成するために、この「要件定義」を切り出し、個別契約の一つの単位とした。

(2) 準委任契約と完成責任の有無

要件定義作成支援業務におけるベンダの責任は、技術指導を通じてユーザの作業を支援することに限られ、要件定義書の作成作業を行って、要件定義書を完成させる責任はない。

要件定義作成支援業務は、ユーザがベンダに対し、ユーザが実施する要件定義書作成作業を支援するという事務の処理を委託するサービスであり、この委託契約は、法的には「準委任契約」（民法第 643 条）となり、ただ委託している事務が法律行為ではなく、事実行為であることから、「準委任」（民法第 656 条）と呼ばれる。準委任契約では、受任者（ベンダ）は、成果（結果）に対する責任はなく、事務処理の過程において、受任者の業種、業務などに応じて要求される仕事を行わなければならないという責任（善管注意義務）を負うにすぎない。したがって、受任者は、成果（結果）についての不具合（瑕疵）に対する責任も負わない。

3. 経済産業省モデル契約との相違点 なし。

（要件定義作成支援業務に係る個別契約の締結）

第 15 条 甲及び乙は、要件定義作成支援業務について、第 4 条第 1 項記載の取引条件を協議の上決定し、要件定義作成支援業務に係る個別契約を締結する。

【条文解説】

1. 趣旨

モデル契約は「基本契約」として、複数の個別契約に共通する条件、基本となる条件を定めており、ベンダが行う作業内容、ユーザが行うべき作業内容およびそれらのスケジュールならびにユーザが支払うべき代金などの具体的な債務内容は個別契約において定められることになる。本条は、

要件定義作成支援業務に関する具体的な債務内容を特定する個別契約の必要性を明確にするものである。

2. 経済産業省モデル契約との相違点

なし。

【適用ガイド】

1. 個別契約書のサンプル

個別契約書の締結に際しては、第4条第1項に記載の各取引条件をユーザ・ベンダ間で十分協議しておくことが必要である。

個別契約書のサンプルは3.3.1を参照されたい。なお、このサンプルでは役割分担等の詳細は別表に記載される構成となっている。この別表は個別契約書に袋とじし、一体としておくことが原則である。もし、例外的に別々とする場合には、当該別表が個別契約書の別表であることが明らかになるよう別表の表紙に「〇〇〇〇年〇月〇日付要件定義作成支援業務個別契約第〇項の別表である」などと明記しておかなければならない。また、当該別表の表紙には、ユーザ・ベンダ双方の合意を明らかにするために双方の記名押印も必要となる。

2. 準委任契約における委託料の決め方

個別契約では、「委託料及びその支払方法」（第4条第1項第⑩号）を定めることになっている。要件定義作成支援業務のような準委任契約によるサービスの場合、委託料の決め方には大別して定額払と実績払の2種類がある。

(a) 定額払

例えば、金1000万円というようにサービスの対価の総額を予め定めておく決め方である。

なお、ユーザが主体となって行う作業に対して技術支援を行うというサービスの場合、ユーザの作業が長引くと、それだけベンダの支援業務の量が増えることになる。そこで、定額払による場合には、当該金額に対応した業務量により制限を設けることが一般的になされる。例えば、作業期間あるいは工数などの作業量を定めるなどである。

(b) 実績払

例えば、時間当たりの技術支援料を定め、実際に行った技術支援の時間数に当該技術支援料を乗ずるという決め方である。

(要件定義検討会)

第 16 条 甲は、要件定義書作成のために必要となる事項の明確化又は内容の確認等を行うため、必要と認められる頻度で、要件定義書作成についての第 12 条所定の連絡協議会（以下、本節において「要件定義検討会」という。）を開催し、乙は、これに参加して要件定義作成支援業務を実施するものとする。

2. 乙も、要件定義作成支援業務の実施のために必要と認めるときは、要件定義検討会を開催することができるものとし、甲は、これに参加するものとする。

【条文解説】

1. 趣旨

(1) 第 1 項

「要件定義」は、ユーザが情報システムにより実現したい事業や業務の内容を分析し、それらの要件をシステム化に向けて定義する工程であり、定義した内容はベンダに適切に伝わる必要がある。そのためには、「要件定義」の過程においてユーザとベンダの間で确实かつ円滑なコミュニケーションが図られる必要があることから、第 1 項は、「要件定義」に関する確認・検討を連絡協議会の一つの開催目的として行うこと、およびその主催者を定めている（かかる目的で開催される連絡協議会のことを本契約の中では「要件定義検討会」と称している）。

(2) 第 2 項

要件定義検討会でのレビューの他、ユーザが主体となってまとめた要件定義書をベンダが預かって内容を確認することもある。その際、疑問点、問題点が新たに発見された場合、ユーザと協議することが必要とな

ることがある。そのような場合に備え、本条第2項では、ベンダにも開催する権限が付与されている。

2. 条文の背景

一般にソフトウェア開発の上流工程では、仕様内容の確認・検討のためのレビュー会等の会議が行われる。次条に基づく仕様の確定の前提として、また、その後の工程を円滑に進めていくためにも、ユーザ・ベンダ双方がその内容を確認し合うことは非常に大切である。大きな開発トラブルに散見されることであるが、この工程で要件の漏れ、配慮漏れ等があり、後々のテスト工程等でそれが判明すると、この工程まで後戻りし、作業をやり直すことになってしまう。このようなことを防ぐためにも本条の検討会を的確に行うことが極めて重要である。そこで、旧モデル契約では本条のような規定はなかったが、本条では、要件定義検討会の開催を契約条件のレベルに引き上げている。

3. 経済産業省モデル契約との相違点 なし。

【適用ガイド】

1. 第12条の適用

要件定義検討会は第12条の連絡協議会の一環としての位置付けとなっており、第12条の規定が適用されることに注意しておく必要がある。特に次の2点に注意されたい。

(1) 決定事項の拘束力と議事録

第12条第5項に決定事項として合意した事項の拘束力、同条第6項に議事録の作成について規定している。仕様のレビューは、1次レビュー、2次レビュー等数回行われることがある。そうしたとき1次レビュー会での決定事項が2次レビュー会で変更されることも生ずる。この場合、1次レビュー会での決定事項には拘束力が生ずるため変更できないのではないかと誤解されることが推測される。しかし、法的には、ユーザ・ベンダが合意の上決定した事項であっても当該ユーザ・ベンダがそれを変更する合意も有効であり、後の合意が法的には

優先することになる。

したがって、議事録の作成に当っては、変更した事項は前回の決定事項からの変更であることは分かるように記述しなければならない。

(2) 出席者の範囲

「要件定義」はユーザの業務そのものを扱うものであるため、この検討会には、ユーザのシステム部門だけでなく、エンドユーザ部門まで広げてそのニーズが的確に反映できるようにする必要がある場合がある。第 12 条第 3 項には、「協議に必要となる者の出席を相手方に求めること」ができるようになっている。ベンダにおいて業務内容に応じて特定のエンドユーザ部門の人の出席が必要と考える場合には、契約上もその要請を行う権限が与えられていることを認識しておくべきである。

2. 第 12 条の複数会議体のオプション条項案の利用

本条の規定内容は第 12 条の連絡協議会において「要件定義」の検討を行うこととしているが、日常的な仕様検討はこの連絡協議会の下にレビュー会などの別の会議体を設けて行い、連絡協議会では当該レビュー会等から上がってくる重要事項について検討・決定することがある。このように複数種類の会議体を設けて運営する場合、第 12 条の【適用ガイド】にオプション条項案を用意しているので、そちらを参照されたい。

(要件定義書の確定)

第 17 条 甲が要件定義書の作成を完了した場合、甲及び乙は、個別契約において定める期間（以下、「要件定義書の点検期間」という。）内に要件定義書が前条所定の要件定義検討会での決定事項に適合するか点検を行うものとし、適合することを確認した証として甲乙双方の責任者が要件定義書に記名押印するものとする。但し、点検の結果、要件定義書が要件定義検討会での決定事項に適合しないと判断された場合、甲は、協議の上定めた期限内に修正版を作成し、甲及び乙は再度上記の点検、確認手続を行うものとする。

2. 前項による甲乙双方の確認をもって、要件定義書は確定したものとす

る。

3. 第1項の修正に伴い作業期間、委託料等個別契約の条件を変更する必要がある場合は、第33条（本契約及び個別契約内容の変更）の手続によるものとする。

【条文解説】

1. 趣旨

本条は「仕様の確定」手続きを明らかにするものであり、確定の前提としてユーザ・ベンダ双方で要件定義書の内容を点検することとなっている。重要な点は次のとおりである。

(1) 点検の観点

前条により要件定義検討会において要件定義書の内容をきちんと検討することとなっているが、同書の確定の前提としてユーザ・ベンダ双方によりユーザが作成完了させた要件定義書の内容を点検しておくことが必要である。その点検の観点は、検討会で検討した結果が的確に反映されているかどうかが中心となる（第1項）。

(2) 要件定義書の記名押印と確定

ユーザ・ベンダ双方で確認することになっており、双方が確認したことを明らかにするために双方の責任者が記名押印することになっており（第1項）、要件定義書の確定はこの記名押印の有無により明確になる（第2項）。

(3) 修正が必要となった場合の対応

点検の過程で要件定義書の内容の修正が必要となった場合には、再度、ユーザは要件定義書を見直すことができる（第1項但書）。また、当該修正のために、ベンダの技術的な支援の追加が必要となることがある。この場合には個別契約の条件の変更について第33条に従い行うこととなる（第3項）。

(4) 「確定」の意義

「確定」はユーザ・ベンダ双方の確認によりなされる。そして、双方

の確認の証拠として双方の責任者が要件定義書に記名押印することになっている。このように責任者が記名押印する「確定」にはどのような意味があるのか。

要件定義書は、本書 2.3.3 にて説明したとおりユーザからベンダに伝えるべきユーザの要求仕様をまとめたものであり、次の「システム方式設計（システム外部設計）」以降の作業のスタートポイントとなるものである。しかも現実には、要件定義書はその検討過程で案として何度も書き換えられ、複数の版の要件定義書が存在することがある。そうすると、検討会の決定事項に適合する、最終的なものがどれであるかをユーザとベンダ双方で特定しておかなければならない。しかもその特定の場に居合わせなかった人であっても、後日「これが確定した要件定義書である」と客観的に分かるようにしておかなければならない。

すなわち「確定」とは、ユーザとベンダの双方で、「これが検討会の決定事項に適合する、要件定義工程の最終的なアウトプットだ」ということを客観的に特定し、明確にすることである。なお、ベンダの責任者が記名押印することになっているが、当該記名押印があるからと言って、第 14 条に定めるベンダの義務の内容および責任範囲が変わるものではない。

2. 条文の背景

(1) 「仕様問題」

ソフトウェア開発における多くのトラブルの根本原因には「仕様問題」があるとよくいわれる。この「仕様問題」は要するに仕様が「曖昧」であるというものであるが、「仕様の曖昧さ」に 2 つの次元のものがある。

(a) 内容の曖昧さ

仕様としての記述内容の曖昧さであり、当該仕様が多義的に解釈できるようなもの。そのため、その後の詳細仕様がユーザの本来の意図からずれてしまうことがある。

(b) 基準となる仕様が不明

仕様は変更がつきものといわれる。これは「要件定義」以降の工程だけではなく、「要件定義」の過程でも同様である。前条の要件定義検討会の過程でも、要件定義書第 0 版からレビューの結果を受けて 0.1 版になり、0.2 版、0.3 版……と更新され、どこかの時点で確定されたとしても、その後もさらに仕様変更の都度、第 1.1 版、第 1.2 版……と続くことがある。このように現実の開発現場には要件定義書と称する複数のドキュメントが存在することがある。要件定義書の表紙に記載されている版数と日付を見て、おそらくこれが確定版であろうと推測することは可能である。しかしこれも推測でしかない。

そうした状況下で、「仕様問題」に起因するトラブルが生ずると、その対応において責任関係を明らかにするために、仕様の「変更」なのか、「追加」なのか、あるいは単に「詳細化」なのか、またそれは、いずれの当事者の事情により生じたのかを明らかにしなければならないことがある。しかしそのいずれも「どれか」特定の要件定義書が基準となるはずである。ところが現実にはどれが当事者間で確認した要件定義書であるのか特定できないことがある。そうすると責任関係も明らかにすることができない。

以上のように要件定義書が客観的に確定されていないとトラブル対応時の障害となることがある。しかしそれ以前の問題として、仕様変更の基準となるべき要件定義書が確定されていないことは、仕様変更管理が適切になされいことを意味することになる。

なお、基準となる要件定義書が不明というのはさらに次のような要因に分解できる。

- ① 確定の意味、基準が不明である。
- ② ユーザとベンダの誰が確定の権限があるのか不明である。
- ③ 確定したことを示す方法が不明である。

(2) 条文による対応

仕様内容の曖昧さについては、前条の検討会などの機会にチェックしていくことが重要である。もうひとつの「基準となる仕様が不明」とい

う問題を解消する方法として、本条に「仕様の確定」手続きを明記した。

3. 経済産業省モデル契約との相違点
なし。

【適用ガイド】

1. 仕様変更管理と「確定」

仕様には変更がつきものであるが、「要件定義」の過程でも、ある程度要件が固まると、実務上、仕様変更管理がなされることがある。しかし、「要件定義」の過程での仕様変更管理と「確定」後の仕様変更管理では意味合いが異なってくる。モデル契約第 34 条に基づく仕様変更管理は、要件定義書についていえば、本条により「確定」した要件定義書に記述されている仕様につき、次の工程の「システム方式設計（外部設計）」に関する個別契約が締結された後に発生する当該仕様の変更を対象とするものであり、契約条件の変更を伴う可能性があるものである。要件定義書の「確定」前の「要件定義」の過程で発生する仕様変更については第 34 条の適用はない。

2. 「確定」の記名押印

ユーザ・ベンダ双方の確認の証として要件定義書に記名押印を行う場合には、当該要件定義書の表紙に例えば、図 3.9 のような押印欄を設け、押印するとよい。

図 3.9 確定の記名押印例

〇〇〇〇基幹システム 外部設計書(第1版) □□□□ユーザ株式会社 20XX年〇月△日 <table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="padding: 5px;">確 定</th> </tr> <tr> <th style="padding: 5px;">甲責任者</th> <th style="padding: 5px;">乙責任者</th> </tr> <tr> <td style="padding: 10px; vertical-align: middle;">  山田太郎 </td> <td style="padding: 10px; vertical-align: middle;">  鈴木一郎 </td> </tr> </table>		確 定		甲責任者	乙責任者	 山田太郎	 鈴木一郎
確 定							
甲責任者	乙責任者						
 山田太郎	 鈴木一郎						

(業務の終了・確認)

第 18 条 乙は、前条に定める要件定義書の確定又は個別契約に定める作業期間の満了若しくは個別契約に定める作業工数（作業量）分の作業実施完了のいずれか最も早く到来したときから〇日以内に、業務終了報告書を作成し、甲に提出する。

2. 甲は、個別契約に定める期間（以下、「要件定義作成支援業務終了の確認期間」という。）内に、当該業務終了報告書の確認を行うものとする。

3. 甲は、当該業務終了報告書の内容に疑義がない場合、業務終了確認書に記名押印の上、乙に交付し、要件定義作成支援業務の終了を確認するものとする。

4. 要件定義作成支援業務終了の確認期間内に、甲が書面で具体的な理由を明示して異議を述べない場合には、甲は要件定義作成支援業務終了の確認期間の満了をもって、業務の終了を確認したものとみなされる。

5. 前条に基づく要件定義書の確定前に要件定義作成支援業務が終了する場合で、甲が当該確定のためになお要件定義作成支援業務が必要とするときは、甲及び乙は第 33 条に従い、追加の要件定義作成支援業務に関し

て変更契約又は追加契約を締結するものとする。

【条文解説】

1. 趣旨

本条は、ベンダによる要件定義作成支援業務の終了条件およびユーザーによる終了確認の手続きを定めるものである。重要な点は次のとおりである。

(1) 業務の終了条件

ベンダの要件定義作成支援業務は次の3つの条件のいずれか最も早く到来した時点で終了する（第1項）。

- ① 要件定義書の確定
- ② 個別契約に定める作業期間の満了
- ③ 個別契約に定める作業工数（作業量）分の作業実施完了

(2) プロセスに対するチェック

要件定義作成支援業務に関する個別契約は準委任契約であり、要件定義作成支援業務におけるベンダの責任は、技術指導を通じてユーザーを支援することに限られ、要件定義書の作成作業を行って要件定義書を完成させる責任はない。

そのため、ベンダが個別契約どおり業務を実施したかどうかは、契約で定めた内容に合致した要件定義書が作成されたかどうかという観点から行うのではなく、ユーザーの要件定義書作成作業に対して契約どおりに支援を行ったかどうかという観点から判断する。

すなわち、サービスの結果（＝ベンダ支援のもとでユーザーがまとめたドキュメント等）ではなく、サービスのプロセス（＝支援そのもの）に対するチェックである（第2項）。そして、そのチェックのために、実施した業務内容を記載した業務終了報告書をベンダからユーザーに提出することとしている（第1項）。

(3) 確認期間の明確化とみなし確認

詳細かつ広範囲な確認を要するとなると、確認期間の長期化を招き、いつまでも確認されないという不都合が生じる。またその結果、その

後に続く工程の作業が遅れたり、確認がなされないまま後続の工程の作業に着手することは、ユーザ・ベンダ間の責任関係を曖昧にする。そこで、確認期間を明確にする（第2項）とともに、確認期間内に異議がなければ確認完了とみなすこととした（第4項）。

(4) 追加の要件定義作成支援業務

本条第1項では、要件定義書の確定前にベンダの作業期間あるいは作業工数が満了となる場合がある。この場合、ユーザが確定に向けてベンダの支援がさらに必要ならば別途契約が必要となる（第5項）。

2. 条文の背景

ソフトウェア開発取引では、ベンダの作業が契約どおり完了したかどうかをめぐり、トラブルとなることがある。請負契約の場合には、ユーザの要求仕様どおりのソフトウェアが完成したかどうかという点が問題になる。他方、要件定義作成支援業務のような準委任契約に基づくベンダの技術的支援についても、契約どおりに支援を行ったかどうかで問題となることがある。たとえ成果物はユーザが作成するものであってもプロジェクト全体がスケジュールどおりに進んでいない場面でそのようなことが起こりうる。

そこで、本条のように準委任契約であっても、その作業終了の条件および確認手続きを明確にしておく必要がある。

3. 経済産業省モデル契約との相違点

(1) 第1項の作業期間、作業工数

要件定義作成支援業務の終了条件につき、経済産業省モデル契約では「要件定義書の確定」のみとしている。しかしながら、要件定義作成支援業務のような準委任契約に基づくサービスの場合には、そのサービスの範囲の定め方として、作業期間による定め方と作業工数（作業量）による定め方が実務上ある。特に、委託料を一括金額により定める場合にはそうである。そこで、作業期間、作業工数（作業量）も終了条件となる旨明記した。

なお、委託料の定め方として、時間当りの技術支援料を予め決めて実績時間を乗ずるように、作業量に応じて委託料も変動するような定め方もある。

(2) 第 2 項、第 4 項の確認

第 17 条の「点検」との混同を招かないよう、「確認」という用語を用いることとした。

(3) 第 5 項の変更契約等

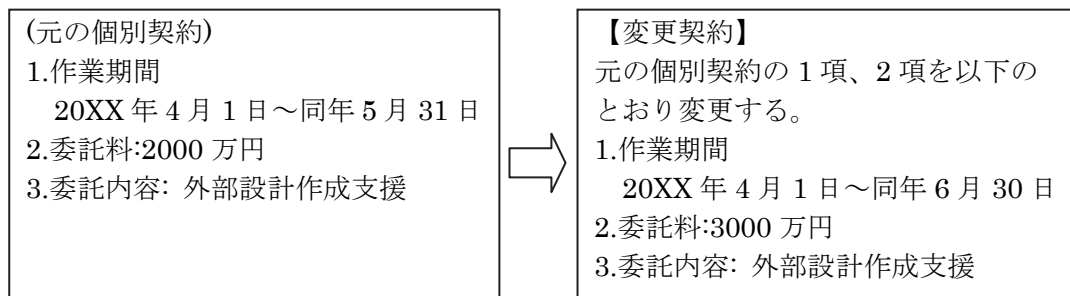
本条第 1 項において、要件定義作成支援業務の終了条件として、要件定義書の確定の他、作業期間または作業工数（作業量）の満了を追加し、同業務が要件定義書の確定前に終了する場合があることから、追加の同業務が必要となる場合は、変更契約または追加契約が必要となることを確認的に定めた。

【適用ガイド】

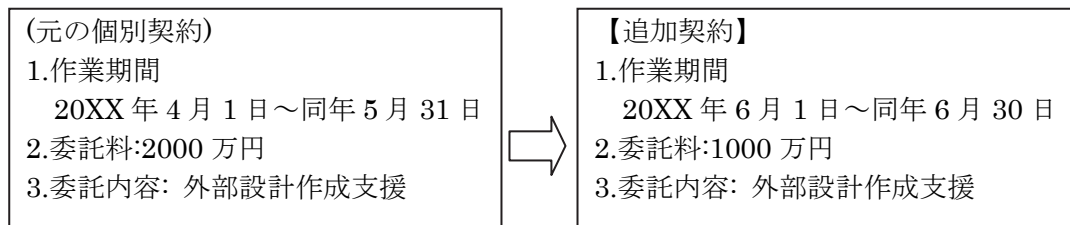
1. 「変更契約」と「追加契約」のイメージ

本条第 5 項の「変更契約」または「追加契約」とは次のようなイメージ²²のものである。

① 変更契約



② 追加契約



²² ここではあくまで変更あるいは追加のイメージを掴んでいただくことを目的としており、正式な契約書としての体裁には整えていない。

2. 実績払における業務終了報告

委託料が実績払方式（時間当たりの技術支援料を定め、実績時間数を乗ずる方式）の場合、一般的には月単位で実績報告するとともに、業務終了時には業務終了報告書にそれまでの実績全体を記載し、ユーザとベンダ双方で確認することが行われる。なお、毎月の実績報告についても契約上明示する場合には、例えば、「乙は要件定義作成支援業務の実施中、毎月の実施実績時間数を当月末日から○日以内に書面により甲に報告するものとする」等の条文を本条の第1項として追加することも考えられる。

3. 「検収」について

契約実務上、「検収」という用語を使うことがよくある。これは法律の用語ではなく、契約上慣習的に使用されている用語であり、請求や支払のトリガーとなるタイミングを示すものとして用いられる。売買では、検収完了時期として「受入検査合格時」、「納品時」、「出荷時」等のバリエーションが見られる。請負契約では「受入検査合格時」が多いと思われる。本条のような準委任型のサービスに関しても「検収」が用いられることがある。

そこで、契約実務上、検収完了時期を条文上明確にしたい場合、本条の現在の第5項を第6項として、第5項として「前各項に基づく確認をもって検収完了とする。」あるいは「前各項に基づく確認とともに乙所定の検収通知書に甲が記名押印することをもって検収完了とする。」などの条文を追加することが考えられる。

第2節 外部設計書作成（支援）業務

準委任型（A案）と請負型（B案）に関する解説

「外部設計」については、次の理由から準委任契約のA案と請負契約のB案の2案が用意されている。

外部設計は「画面・帳票などのユーザインタフェースを決定する」²³フェーズであり、作業の実態には、次の2つのパターンがあるからである。

²³ 「2007年経済産業省報告書」36頁

① ユーザ主体のパターン

画面・帳票等もまさしくユーザが業務の中で日常的に使うものであり、ユーザ自身の使い勝手あるいは企業文化、嗜好、業務ノウハウが反映されることがある。また、特にユーザとベンダが初めて取引を行うような場合には、ベンダはユーザのかかる個別の事情に精通していないことが多い。このようなことから、ユーザ自らが主体となって、「要件定義」の成果物を前提にユーザインタフェースの内容を検討し、決定していくことがある。この場合、ベンダは、「要件定義」の場合と同様にユーザに対して技術的支援を行う。

② ベンダ主体のパターン

上記とは反対にユーザとベンダの取引関係が長期に渡り、ベンダがユーザの考え方等上記のような事情を把握しており、また、「要件定義」の早い段階からユーザインタフェースに関する議論が十分行われているような場合がある。また、他の多くのユーザにも同種業務があり、ユーザの固有事情に比較的左右されないような業務について、ベンダがかかる業務について多くの経験を有し、当該業務に係るユーザインタフェースに関するノウハウを蓄積していることがある。このような場合には、確定した要件定義書を前提にベンダが自らの経験等に基づいてユーザインタフェースを検討、決定していくことがある。なお、この場合でも、ユーザは適宜、社内の要望等をまとめベンダに提供したり、あるいは設計内容のチェックと承認を行うなど、ユーザの協力が必要となる。

上記①のパターンの場合には準委任契約（A 案）となり、②のパターンの場合には請負契約（B 案）となる。ユーザおよびベンダは、開発するソフトウェアの規模、開発経験、業務ノウハウの蓄積、等を考慮して、いずれかを選択すべきである。

A 案：98 頁～111 頁

B 案：111 頁～125 頁

なお、B 案は A 案より条数が多い。モデル契約の条数は A 案を前提に条数を通していているため、B 案を選択する場合は、現 24 条以下の条文の条数がずれること、特に条文中に現 24 条以下の条文を参照している箇所に注意いただきたい。

【A 案 準委任の場合】（98～111 頁）

【A 案】

（外部設計書作成支援業務の実施）

第 19 条 乙は、第 20 条所定の個別契約を締結の上、本件業務として甲による外部設計書作成作業を支援するサービス（以下、「外部設計書作成支援業務」という。）を提供する。

2. 乙は、情報処理技術に関する専門的な知識及び経験に基づき、甲の作業が円滑かつ適切に行われるよう、善良な管理者の注意をもって調査、分析、整理、提案及び助言などの支援業務を行うものとする。

【条文解説】

1. 趣旨

本条は外部設計をユーザが主体となつて行う場合の規定であり、ベンダは、ユーザがこれらの作業を遂行する過程で、情報処理技術に関する専門家として技術的アドバイスの提供、評価の実施等の技術的な支援を行う。

本条は、以上のユーザとベンダそれぞれの役割に基づき、契約という観点からユーザからベンダに委託される業務内容の主旨を明らかにするものである。

2. 条文の背景

（1）準委任契約と完成責任の有無

外部設計書作成支援業務におけるベンダの責任は、技術指導を通じてユーザの作業を支援することに限られ、要件定義書の作成作業を行って、要件定義書を完成させる責任はない。

外部設計書作成支援業務は、ユーザがベンダに対し、ユーザが実施する外部設計書作成作業を支援するという事務の処理を委託するサービスであり、この委託契約は、法的には「委任契約」（民法第 643 条）となり、ただ委託している事務が法律行為ではなく、事実行為であることから、「準委任」（民法第 656 条）と呼ばれる。準委任契約では、受任者（ベンダ）は、成果（結果）に対する責任はなく、事務処理の過程において、

受任者の業種、業務などに応じて要求される仕事を行わなければならないという責任（善管注意義務）を負うにすぎない。したがって、受任者は、成果（結果）についての不具合（瑕疵）に対する責任も負わない。

3. 経済産業省モデル契約との相違点
なし。

【A 案】

（外部設計書作成支援業務に係る個別契約の締結）

第 20 条 甲及び乙は、外部設計書作成支援業務について、第 4 条第 1 項記載の取引条件を協議の上決定し、外部設計書作成支援業務に係る個別契約を締結する。

【条文解説】

1. 趣旨

モデル契約は「基本契約」として、複数の個別契約に共通する条件、基本となる条件を定めており、ベンダが行う作業内容、ユーザが行うべき作業内容およびそれらのスケジュールならびにユーザが支払うべき代金などの具体的な債務内容は個別契約において定められることになる。本条は、外部設計書作成支援業務に関する具体的な債務内容を特定する個別契約の必要性を明確にするものである。

2. 経済産業省モデル契約との相違点
なし。

【適用ガイド】

1. 個別契約書のサンプル

個別契約書の締結に際しては、第 4 条第 1 項に記載の各取引条件をユーザ・ベンダ間で十分協議しておくことが必要である。

個別契約書のサンプルは 3.4.1 を参照されたい。なお、このサンプルでは役割分担等の詳細は別表に記載される構成となっている。この別表は個

別契約書に袋とじし一体としておくことが原則である。もし、例外的に別々とする場合には、当該別表が個別契約の別表であることが明らかになるよう別表の表紙に「〇〇〇〇年〇月〇日付外部設計書作成支援業務に関する個別契約第〇項の別表である」など明記しておかなければならない。また、当該別表の表紙には、ユーザ・ベンダ双方の合意を明らかにするために双方の記名押印も必要となる。

2. 準委任契約における委託料の決め方

個別契約では、「委託料及びその支払方法」（第4条第1項第⑩号）を定めることになっている。外部設計書作成支援業務のような準委任契約によるサービスの場合、委託料の決め方には大別して定額払と実績払いの2種類がある。

(1) 定額払

例えば、金1000万円というようにサービスの対価の総額をあらかじめ定めておく決め方である。

なお、ユーザが主体となって行う作業に対して技術支援を行うというサービスの場合、ユーザの作業が長引くと、それだけベンダの支援業務の量が増えることになる。そこで、定額払による場合には、当該金額に対応した業務量により制限を設けることが一般的になされる。例えば、作業期間あるいは工数などの作業量を定めるなどである。

(2) 実績払

例えば、時間当たりの技術支援料を定め、実際に行った技術支援の時間数に当該技術支援料を乗ずるという決め方である。

【A案】

(外部設計検討会)

第21条 甲は、外部設計書作成のために必要となる事項の明確化又は内容の確認等を行うため、必要と認められる頻度で、外部設計書作成について第12条所定の連絡協議会（以下、本節において「外部設計検討会」という。）を開催し、乙は、これに参加して外部設計書作成支援業務を実施

するものとする。

2. 乙も、外部設計書作成支援業務の実施のために必要と認めるときは、外部設計検討会を開催することができるものとし、甲は、これに参加するものとする。
3. 外部設計検討会における検討等により、甲が要件定義書の内容を変更しようとする場合において、作業期間、委託料等個別契約の条件を変更する必要がある場合は、第 33 条（本契約及び個別契約内容の変更）の手続によるものとする。

【条文解説】

1. 趣旨

(1) 第 1 項

「外部設計」をユーザが主体となって行う場合、外部設計の内容がベンダに適切に伝わる必要がある。そのためには、「外部設計」の過程においてユーザとベンダの間で確実かつ円滑なコミュニケーションが図られる必要があることから、第 1 項は、「外部設計」に関する確認・検討を連絡協議会の一つの開催目的として行うこと、およびその主催者を定めている（かかる目的で開催される連絡協議会のことを本契約の中では「外部設計検討会」と称している。）。

(2) 第 2 項

外部設計検討会でのレビューの他、ユーザが主体となってまとめた外部設計書をベンダが預かって内容を確認することもある。その際、疑問点、問題点が新たに発見された場合、ユーザと協議することが必要となることがある。そのような場合に備え、本条第 2 項では、ベンダにも開催する権限が付与されている。

2. 条文の背景

一般にソフトウェア開発の上流工程では、仕様内容の確認・検討のためのレビュー会等の会議が行われる。次条に基づく仕様の確定の前提として、また、その後の工程を円滑に進めていくためにも、ユーザ・ベンダ双方がそ

の内容を確認し合うことは非常に大切である。大きな開発トラブルに散見されることであるが、この工程で要件の漏れ、配慮漏れ等があり、後々のテスト工程等でそれが判明すると、この工程まで後戻りし、作業をやり直すことになってしまう。このようなことを防ぐためにも本条の検討会を的確に行うことが極めて重要である。そこで、旧モデル契約では本条のような規定はなかったが、本条では、外部設計検討会の開催を契約条件のレベルに引き上げている。

3. 経済産業省モデル契約との相違点
なし。

【適用ガイド】

1. 第 12 条の適用

外部設計検討会は第 12 条の連絡協議会の一環としての位置付けとなっており、第 12 条の規定が適用されることに注意しておく必要がある。特に次の 2 点に注意されたい。

- (1) 決定事項の拘束力と議事録

第 12 条第 5 項に決定事項として合意した事項の拘束力、同条第 6 項に議事録の作成について規定している。仕様のレビューは、1 次レビュー、2 次レビュー等数回行われることがある。そうしたとき 1 次レビュー会での決定事項が 2 次レビュー会で変更されることも生ずる。この場合、1 次レビュー会での決定事項には拘束力が生ずるため変更できないのではないかと誤解されることが推測される。しかし、法的には、ユーザ・ベンダが合意のうえ決定した事項であっても当該ユーザ・ベンダがそれを変更する合意も有効であり、後の合意が法的には優先することになる。

したがって、議事録の作成に当っては、変更した事項は前回の決定事項からの変更であることは分かるように記述しなければならない。

- (2) 出席者の範囲

「外部設計」はユーザが業務の過程で使用する画面、帳票等を扱うものであるため、この検討会には、ユーザのシステム部門だけでなく、

エンドユーザ部門まで広げてそのニーズが的確に反映できるようにする必要がある場合がある。第 12 条第 3 項には、「協議に必要となる者の出席を相手方に求めること」ができるようになっている。ベンダにおいて業務内容に応じて特定のエンドユーザ部門の人の出席が必要と考える場合には、契約上もその要請を行う権限が与えられていることを認識しておくべきである。

2. 第 12 条の複数会議体のオプション条項案の利用

本条の規定内容は第 12 条の連絡協議会において「外部設計」の検討を行うこととしているが、日常的な仕様検討はこの連絡協議会の下にレビュー会などの別の会議体を設けて行い、連絡協議会では当該レビュー会等から上がってくる重要事項について検討・決定することがある。このように複数種類の会議体を設けて運営する場合、第 12 条の【適用ガイド】にオプション条項案を用意しているので、そちらを参照されたい。

【A 案】

(外部設計書の確定)

第 22 条 甲が外部設計書の作成を完了した場合、甲及び乙は、個別契約において定める期間（以下、「外部設計書の点検期間」という。）内に外部設計書が、第 17 条の規定により確定された要件定義書及び前条所定の外部設計検討会での決定事項に適合するか点検を行うものとし、適合することを確認した証として甲乙双方の責任者が外部設計書に記名押印するものとする。但し、点検の結果、外部設計書が、第 17 条の規定により確定された要件定義書及び外部設計検討会での決定事項に適合しない部分が発見された場合、甲は、協議の上定めた期限内に修正版を作成し、甲及び乙は再度上記点検、確認手続を行うものとする。

2. 前項による甲乙双方の確認をもって、外部設計書は確定したものとする。
3. 第 1 項の修正に伴い作業期間、委託料等個別契約の条件を変更する必要がある場合は、第 33 条（本契約及び個別契約内容の変更）の手続に

よるものとする。

【条文解説】

1. 趣旨

本条は「仕様の確定」手続きを明らかにするものであり、確定の前提としてユーザ・ベンダ双方で外部設計書の内容を点検することとなっている。重要な点は次のとおりである。

(1) 点検の観点

前条の外部設計検討会において外部設計書の内容をきちんと検討することとなっているが、同書の確定の前提としてユーザ・ベンダ双方が完了した外部設計書の内容を点検しておく必要がある。その点検の観点は、検討会で検討した結果が的確に反映されているかどうか、また、外部設計は要件定義書が前提となるため当該要件定義書に適合するかどうか、という点が中心となる（第1項）。

(2) 外部設計書の記名押印と確定

ユーザ・ベンダ双方で確認することになっており、双方が確認したことを明らかにするために双方の責任者が記名押印することになっており（第1項）、外部設計書の確定はこの記名押印の有無により明確になる（第2項）。

(3) 修正が必要となった場合の対応

点検の過程で外部設計書の内容の修正が必要となった場合には、再度、ユーザは外部設計書を見直すことができる（第1項但書）。また、当該修正のために、ベンダの技術的な支援の追加が必要となることがある。この場合には個別契約の条件の変更について第33条に従い行うこととなる（第3項）。

(4) 「確定」の意義

「確定」はユーザ・ベンダ双方の確認によりなされる。そして双方の確認の証拠として双方の責任者が外部設計書に記名押印することになっている。このように責任者が記名押印する「確定」にはどのような

な意味があるのか。

外部設計書は、インタフェースに関してユーザからベンダに伝えるべきユーザの要求仕様をまとめたものであり、次の「システム設計（システム内部設計）」のインプットとなるものである。しかも現実には、外部設計書はその検討過程で案として何度も書き換えられ、複数の版の外部設計書が存在することがある。そうすると、検討会の決定事項に適合する、最終的なものがどれであるかをユーザとベンダ双方で特定しておかなければならない。しかもその特定の場に居合わせなかった人であっても、後日「これが確定した外部設計書である」と客観的に分かるようにしておかなければならない。

すなわち「確定」とは、ユーザとベンダの双方で、「これが検討会の決定事項に適合する、外部設計工程の最終的なアウトプットだ」ということを客観的に特定し、明確にすることである。なお、ベンダの責任者が記名押印することになっているが、当該記名押印があるからといって、第 19 条に定めるベンダの義務の内容および責任範囲が変わるものではない。

2. 経済産業省モデル契約との相違点

なし。

【適用ガイド】

1. 仕様変更管理と「確定」

仕様には変更がつきものであるが、「外部設計」の過程でも、ある程度要件が固まると、実務上、仕様変更管理がなされることがある。しかし、「外部設計」の過程での仕様変更管理と「確定」後の仕様変更管理では意味合いが異なってくる。モデル契約第 34 条に基づく仕様変更管理は、外部設計書についていえば、本条により「確定」した外部設計書に記述されている仕様につき、次の工程の「システム設計（内部設計）」に関する個別契約が締結された後に発生する当該仕様の変更を対象とするものであり、契約条件の変更を伴う可能性があるものである。外部設計書の「確定」前の「外部定義」の過程で発生する仕様変更については第 34 条の適用はない。

2. 「確定」の記名押印

ユーザ・ベンダ双方の確認の証として外部設計書に記名押印を行う場合には、当該賀部設計書の表紙に例えば、図 3.10 のような押印欄を設け、押印するとよい。

図 3.10 確定の記名押印例

〇〇〇〇基幹システム 外部設計書(第1版)							
□□□□製作株式会社 20XX 年〇月△日							
<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">確 定</th></tr><tr><th>甲責任者</th><th>乙責任者</th></tr></thead><tbody><tr><td> 山田太郎</td><td> 鈴木一郎</td></tr></tbody></table>		確 定		甲責任者	乙責任者	 山田太郎	 鈴木一郎
確 定							
甲責任者	乙責任者						
 山田太郎	 鈴木一郎						

【A 案】

(業務の終了・確認)

第 23 条 乙は、前条に定める外部設計書の確定又は個別契約に定める作業期間の満了若しくは個別契約に定める作業工数（作業量）分の作業実施完了のいずれか最も早く到来したときから〇日以内に、業務終了報告書を作成し、甲に提出する。

2. 甲は、個別契約に定める期間（以下、「外部設計書作成支援業務終了の確認期間」という。）内に、当該業務終了報告書の確認を行うものとする。
3. 甲は、当該業務終了報告書の内容に疑義がない場合、業務終了確認書に記名押印の上、乙に交付し、外部設計書作成支援業務の終了を確認するものとする。

4. 外部設計書作成支援業務終了の確認期間内に、甲が書面で具体的な理由を明示して異議を述べない場合には、甲は外部設計書作成支援業務終了の確認期間の満了をもって、業務の終了を確認したものとみなされる。
5. 前条に基づく外部設計書の確定前に外部設計書作成支援業務が終了する場合で、甲が当該確定のためになお外部設計書作成支援業務が必要とするときは、甲及び乙は第33条に従い、追加の外部設計書作成支援業務に関して変更契約又は追加契約を締結するものとする。

【条文解説】

1. 趣旨

本条は、ベンダによる外部設計書作成支援業務の終了条件およびユーザによる終了確認の手続きを定めるものである。重要な点は次のとおりである。

(1) 業務の終了条件

ベンダの外部設計書作成支援業務は次の3つの条件のいずれか最も早く到来した時点で終了する（第1項）。

- ① 外部設計書の確定
- ② 個別契約に定める作業期間の満了
- ③ 個別契約に定める作業工数（作業量）分の作業実施完了

(2) プロセスに対するチェック

外部設計書作成支援業務に関する個別契約は準委任契約であり、この業務におけるベンダの責任は、技術指導を通じてユーザを支援することに限られ、外部設計書の作成作業を行って外部設計書を完成させる責任はない。

そのため、ベンダが個別契約どおり業務を実施したかどうかは、契約で定めた内容に合致した外部設計書が作成されたかどうかという観点から行うのではなく、ユーザの外部設計書作成作業に対して契約どおりに支援を行ったかどうかという観点から判断する。

すなわち、サービスの結果（＝ベンダ支援のもとでユーザがまとめ

たドキュメント等)ではなく、サービスのプロセス(＝支援そのもの)に対するチェックである(第2項)。そして、そのチェックのために、実施した業務内容を記載した業務終了報告書をベンダからユーザに提出することとしている(第1項)。

(3) 確認期間の明確化とみなし確認

詳細かつ広範囲な確認を要するとなると、確認期間の長期化を招き、いつまでも確認されないという不都合が生じる。またその結果、その後続く工程の作業が遅れたり、確認がなされないまま後続の工程の作業に着手することは、ユーザ・ベンダ間の責任関係を曖昧にする。そこで、確認期間を明確にする(第2項)とともに、確認期間内に異議がなければ確認完了とみなすこととした(第4項)。

(4) 追加の外部設計書作成支援業務

本条第1項では、外部設計書の確定前にベンダの作業期間あるいは作業工数が満了となる場合がある。この場合、ユーザが確定に向けてベンダの支援がさらに必要ならば別途契約が必要となる(第5項)。

2. 条文の背景

ソフトウェア開発取引では、ベンダの作業が契約どおり完了したかどうかをめぐり、トラブルとなることがある。請負契約の場合には、ユーザの要求仕様どおりのソフトウェアが完成したかどうかという点が問題になる。他方、外部設計書作成支援業務のような準委任契約に基づくベンダの技術的支援についても、契約どおりに支援を行ったかどうかで問題となることがある。たとえ成果物はユーザが作成するものであってもプロジェクト全体がスケジュールどおりに進んでいない場面でそのようなことが起こりうる。

そこで、本条のように準委任契約であっても、その作業終了の条件および確認手続きを明確にしておく必要がある。

3. 経済産業省モデル契約との相違点

(1) 第1項の作業期間、作業工数

外部設計書作成支援業務の終了条件につき、経済産業省モデル契約では「外部設計書の確定」のみ定めている。しかしながら、外部設計書作

成支援業務のような準委任契約に基づくサービスの場合には、そのサービスの範囲の定め方として、作業期間による定め方と作業工数（作業量）による定め方が実務上ある。特に、委託料を一括金額により定める場合にはそうである。そこで、作業期間、作業工数（作業量）も終了条件となる旨明記した。

なお、委託料の定め方として、時間当たりの技術支援料を予め決めて実績時間に乗ずるように、作業量に応じて委託料も変動するような定め方もある。

(2) 第2項、第4項の確認

第22条の「点検」との混同を招かないよう、「確認」という用語を用いることとした。

(3) 第5項の変更契約等

本条第1項において、外部設計書作成支援業務の終了条件として、外部設計書の確定の他、作業期間または作業工数（作業量）の満了を追加し、同業務が外部設計書の確定前に終了する場合があることから、追加の同業務が必要となる場合は、変更契約または追加契約が必要となることを確認的に定めた。

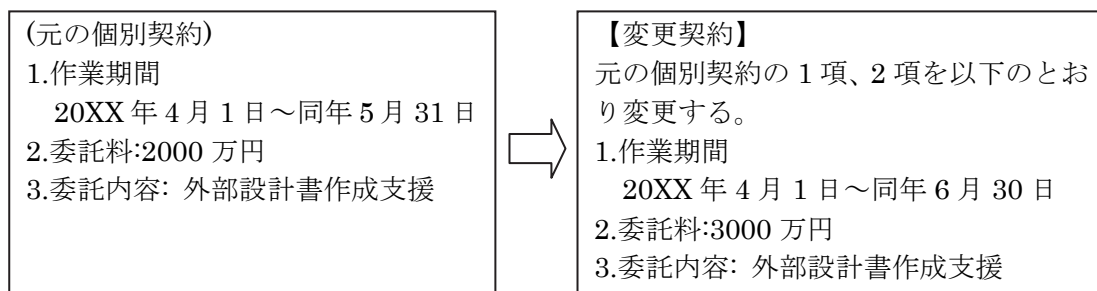
【適用ガイド】

1. 「変更契約」と「追加契約」

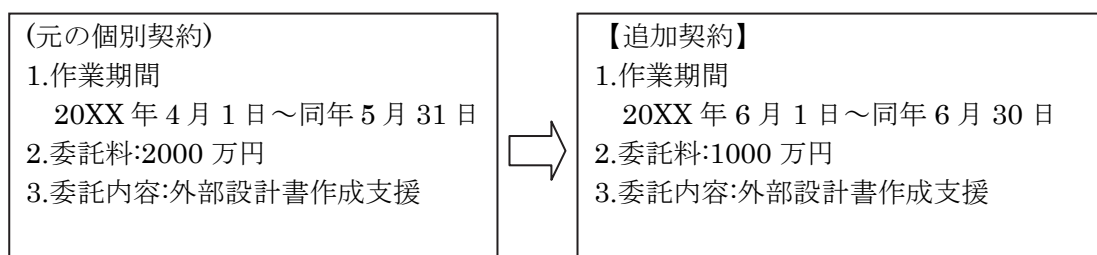
本条第5項の「変更契約」または「追加契約」は次のようなイメージ²⁴のものである。

²⁴ ここではあくまで変更あるいは追加のイメージを掴んでいただくことを目的としており、正式な契約書としての体裁には整えていない。

① 変更契約



② 追加契約



2. 実績払における業務終了報告

委託料が実績払方式（時間当たりの技術支援料を定め、実績時間数を乗ずる方式）の場合、一般的には月単位で実績報告するとともに、業務終了時には業務終了報告書にそれまでの実績全体を記載し、ユーザとベンダ双方で確認することが行われる。なお、毎月の実績報告についても契約上明示する場合には、例えば、「乙は外部設計書作成支援業務の実施中、毎月の実施実績時間数を当月末日から○日以内に書面により甲に報告するものとする」等の条文を本条の第1項として追加することも考えられる。

3. 「検収」について

契約実務上、「検収」という用語を使うことがよくある。これは法律の用語ではなく、契約上慣習的に使用されている用語であり、請求や支払のトリガーとなるタイミングを示すものとして用いられる。売買では、検収完了時期として「受入検査合格時」、「納品時」、「出荷時」等のバリエーションが見られる。請負契約では「受入検査合格時」が多いと思われる。本条のような準委任型のサービスに関しても「検収」が用いられることがある。

そこで、契約実務上、検収完了時期を条文上明確にしたい場合、本条の

現在の第 5 項を第 6 項として、第 5 項として「前各項に基づく確認をもって検収完了とする。」あるいは「前各項に基づく確認とともに乙所定の検収通知書に甲が記名押印することをもって検収完了とする。」などの条文を追加することが考えられる。

【B 案 請負の場合】（111 頁～125 頁）

【B 案】

（外部設計書作成業務の実施）

第〇条 乙は、第〇条所定の個別契約を締結の上、本件業務として第 17 条の規定により確定された要件定義書に基づき、本件ソフトウェアの外部設計書作成業務を行う。

2. 外部設計書作成業務の実施に際し、乙は甲に対して必要な協力を要請できるものとし、甲は乙から協力を要請された場合には適時に、これに応ずるものとする。

【条文解説】

1. 趣旨

本条は外部設計をベンダが主体となって行う場合の規定である（第 1 項）。この場合でも、ユーザは適宜、社内の要望等をまとめベンダに提供したり、あるいは設計内容のチェックと承認を行うなど、ベンダの業務が円滑に進むよう協力しなければならない（第 2 項）。

2. 条文の背景

（1）請負契約におけるユーザの協力義務

請負契約によりベンダが外部設計書作成業務を受託する場合、外部設計書を作成する主体はベンダとなる。この場合であっても、ユーザの作業がない訳ではない。ユーザが業務で日常的に使用する帳票や画面などを設計するのであるから、当該帳票や画面に関するユーザ社内の要望調整やユーザによる確認作業などが必要となる。ソフトウェア開発ではユーザの協力が不可欠であり、ソフトウェア開発がユーザとベンダの共同作業とい

われるゆえんである。

3. 経済産業省モデル契約との相違点
なし。

【適用ガイド】

- マルチベンダ方式（工程分割発注）の場合の、前工程で作成された要件定義書

ユーザが工程ごとに異なるベンダに分割発注し、「要件定義」工程とその後の工程を異なるベンダが行うことがある。また、同一ベンダが行う場合であってもユーザがシステム仕様書を独自にあるいは他ベンダの協力を得て変更を加えていることがある。

外部設計書作成業務は、要件定義書に基づいて行われるものであるから、上記のような場合、ベンダは、ユーザの用意した要件定義書を精査し、その業務が遂行可能であることを確認してから外部設計書作成業務を受注すべきである。また、外部設計書作成業務の個別契約において定める委託料を見積もる上でも、要件定義書の内容の確認は必要である。

しかし、時間的に制約があるなど、受注前に精査することが難しい場合は、下記の条項により、受託後に要件定義書の精査を行い、必要に応じて納期や委託料などの個別契約の条件の変更、場合によっては契約の解除ができるようにしておく。

（要件定義書の補正）

第〇条 乙は外部設計書作成業務の遂行に当って次の各号のいずれかに該当する場合、次条所定の個別契約に定める期間内に当該要件定義書の内容を精査することができる。甲は、乙の要請に基づいて、乙の精査に必要かつ十分な資料を提供し、説明を行うものとする。

- ① 乙が本契約及び個別契約に基づき要件定義作成支援業務を受託せず、甲の用意した要件定義書に基づいて外部設計書作成業務を行う場合
- ② 乙が本契約及び個別契約に基づき要件定義作成支援業務を受託

- し、第 17 条に基づく要件定義書の確定がなされたにもかかわらず、その後外部設計書作成業務に関する個別契約が締結されるまでの間に、甲により当該要件定義書が変更され、当該変更された要件定義書に基づいて外部設計書作成業務を行う場合
- ③ 乙が本契約及び個別契約に基づき要件定義作成支援業務を受託したにもかかわらず、第 17 条に基づく要件定義書の確定がなされず、甲が別途用意した要件定義書に基づいて外部設計書作成業務を行う場合
2. 前項の精査の結果、当該要件定義書に不十分な事項が発見された場合、乙は甲に対し、当該要件定義書の修正を求めることができる。なお、当該修正に関して、甲が乙に要件定義作成支援業務を委託する場合は、第 15 条に基づき別途個別契約を締結するものとし、要件定義書の確定の手続きは、第 17 条によるものとする。
3. 前項における要件定義書の修正に伴い外部設計書作成業務に関する個別契約の条件に変更が生じうる場合は、第 33 条（本契約及び個別契約内容の変更）の手続きによるものとする。なお、この場合、前項にかかわらず、第 33 条に基づき変更契約を締結したときをもって、修正された要件定義書は確定したものとする。
4. 第 2 項において甲が修正に応じない場合、又は、前項における第 33 条の手続きにおいて甲乙間の協議開始後○日以内に当該協議が調わない場合は、第 38 条を準用する。

(1) ベンダが外部設計書作成業務から受託する場合のパターン（第 1 項）

2007 年経済産業省報告書では、「要件定義」工程とその後の工程以降を異なるベンダが受注する場合に、要件定義書を精査・修正する条項をオプションとして用意している²⁵。ここでは、予めユーザが用意した要件定義書に基づきベンダが外部設計書作成業務から受託する場合として次のパターンを想定し、それらに対応できる条文としている。

① 「要件定義」工程までと異なるベンダが外部設計書作成業務を行う

²⁵ 「2007 年経済産業省報告書」114 頁

場合

- ② 要件定義作成支援業務を受託したベンダが外部設計書作成業務を受託するが、一旦確定した要件定義書をユーザが独自にあるいは第三者に委託して当該要件定義書を変更している場合
- ③ 要件定義作成支援業務を受託したベンダが外部設計書作成業務を受託するが、ユーザが要件定義書を確定せず、ユーザが独自にあるいは第三者に委託して要件定義書を用意している場合

(2) 要件定義書の内容が不十分だった場合

精査の結果、要件定義書の内容が不十分であれば、ベンダはユーザに要件定義書の修正を要求できる。修正はユーザ自らが行うことが前提であるが、ユーザが当該修正に際してベンダの支援を求める場合は、必要に応じて要件定義作成支援業務に関する個別契約を締結する（第 2 項）。

また、要件定義書の修正によって、追加費用が発生したり、納期を延伸する必要があるなど、外部設計書作成業務の条件を変更する必要がある場合は、第 33 条（本契約及び個別契約内容の変更）に従い外部設計書作成業務に関する個別契約の変更契約を締結する。外部設計書作成業務に関する個別契約を修正する必要がある場合は、第 17 条の手続きに従って要件定義書を確定するが、個別契約を修正する場合は、変更契約が締結されない限り、修正されたシステム仕様書が確定されない点に注意を要する（第 3 項）。

(3) 解約権（第 4 項）

第 2 項において、外部設計書作成業務に不十分であることが判明した要件定義書についてベンダが修正を要求してもユーザがこれに応じない場合は、ベンダは、そのような要件定義書をもとに外部設計書作成業務を実施する義務を負うことのないよう、個別解約を解除できるようにしておくことが望ましい。

また、要件定義書の修正により、外部設計書作成業務に関する個別契約の条件変更が必要となる場合は第 33 条に基づき個別契約を変更することとなるが、変更内容につきユーザ・ベンダ間で合意できない場合は、第 38 条を準用することにより、ユーザ・ベンダ双方が本契約と外部設計

書作成業務に関する個別契約を解約できるものとし、ベンダはそれまでに発生した費用を請求できることとしている。

(4) システム仕様書の精査費用等

条文上では、ベンダによる要件定義書の精査にかかる費用について触れていないが、当該精査費用については、外部設計書作成業務の委託料の見積とともに、個別契約において定めておくことが望ましい。

【B 案】

(外部設計書作成業務に係る個別契約の締結)

第〇条 甲及び乙は、外部設計書作成業務について、第 4 条第 1 項記載の取引条件を協議の上決定し、外部設計書作成業務に係る個別契約を締結する。

【条文解説】

1. 趣旨

モデル契約は「基本契約」として、複数の個別契約に共通する条件、基本となる条件を定めており、ベンダが行う作業内容、ユーザが行うべき作業内容およびそれらのスケジュールならびにユーザが支払うべき代金などの具体的な債務内容は個別契約において定められることになる。本条は、外部設計書作成業務に関する具体的な債務内容を特定する個別契約の必要性を明確にするものである。

2. 経済産業省モデル契約との相違点

なし。

【適用ガイド】

1. 個別契約書のサンプル

個別契約書の締結に際しては、第 4 条第 1 項に記載の各取引条件をユーザ・ベンダ間で十分協議しておくことが必要である。

個別契約書のサンプルは 3.4.2 を参照されたい。なお、このサンプルでは

役割分担等の詳細は別表に記載される構成となっている。この別表は個別契約書に袋とじし一体としておくことが原則である。もし、例外的に別々とする場合には、当該別表が個別契約の別表であることが明らかになるよう別表の表紙に「〇〇〇〇年〇月〇日付外部設計書作成業務に関する個別契約第〇項の別表である」など明記しておかなければならない。また、当該別表の表紙には、ユーザ・ベンダ双方の合意を明らかにするために双方の記名押印も必要となる。

【B 案】

（外部設計検討会）

- 第〇条** 乙は、外部設計書作成のために必要となる事項の明確化又は内容の確認等を行うため、必要と認められる頻度で、外部設計書作成について第 12 条所定の連絡協議会（以下、本節において「外部設計検討会」という。）を開催し、甲はこれに参加するものとする。
2. 甲も、外部設計書作成のために必要と認めるときは、甲が外部設計検討会を開催することができるものとし、乙はこれに参加するものとする。
3. 外部設計検討会における検討等により、甲が要件定義書の内容を変更しようとする場合において、作業期間、委託料等個別契約の条件を変更する必要がある場合は、第 33 条（本契約及び個別契約内容の変更）の手続によるものとする。

【条文解説】

1. 趣旨

（1）第 1 項

「外部設計」をベンダが主体となって行う場合であっても、ユーザのチェック、承認が必要である。そこで、第 1 項は、「外部設計」に関する確認・検討を連絡協議会の一つの開催目的として行うこと、およびその主催者を定めている（かかる目的で開催される連絡協議会のことを本契約の中では「外部設計検討会」と称している）。

(2) 第 2 項

外部設計検討会でのレビューの他、ベンダが主体となってまとめた外部設計書をユーザが預かって内容を確認することもある。その際、疑問点、問題点が新たに発見された場合、ベンダと協議することが必要となることがある。そのような場合に備え、本条第 2 項では、ユーザにも開催する権限が付与されている。

2. 条文の背景

一般にソフトウェア開発の上流工程では、仕様内容の確認・検討のためのレビュー会等の会議が行われる。次条に基づく仕様の確定の前提として、また、その後の工程を円滑に進めていくためにも、ユーザ・ベンダ双方がその内容を確認し合うことは非常に大切である。大きな開発トラブルに散見されることであるが、この工程で要件の漏れ、配慮漏れ等があり、後々のテスト工程等でそれが判明すると、この工程まで後戻りし、作業をやり直すことになってしまう。このようなことを防ぐためにも本条の検討会を的確に行うことが極めて重要である。そこで、旧モデル契約では本条のような規定はなかったが、本条では、外部設計検討会の開催を契約条件のレベルに引き上げている。

3. 経済産業省モデル契約との相違点

なし。

【適用ガイド】

1. 第 12 条の適用

外部設計検討会は第 12 条の連絡協議会の一環としての位置付けとなっており、第 12 条の規定が適用されることに注意しておく必要がある。特に次の 2 点に注意されたい。

(1) 決定事項の拘束力と議事録

第 12 条第 5 項に決定事項として合意した事項の拘束力、同条第 6 項に議事録の作成について規定している。仕様のレビューは、1 次レビュー、2 次レビュー等数回行われることがある。そうしたとき 1 次レビュー会での決定事項が 2 次レビュー会で変更されることも生ずる。

この場合、1次レビュー会での決定事項には拘束力が生ずるため変更できないのではないかと誤解されることが推測される。しかし、法的には、ユーザ・ベンダが合意の上決定した事項であっても当該ユーザ・ベンダがそれを変更する合意も有効であり、後の合意が法的には優先することになる。

したがって、議事録の作成に当っては、変更した事項は前回の決定事項からの変更であることは分かるように記述しなければならない。

(2) 出席者の範囲

「外部設計」はユーザが業務の過程で使用する画面、帳票等を扱うものであるため、この検討会には、ユーザのシステム部門だけでなく、エンドユーザ部門まで広げてそのニーズが的確に反映できるようにする必要がある場合がある。第12条第3項には、「協議に必要となる者の出席を相手方に求めること」ができるようになっている。ベンダにおいて業務内容に応じて特定のエンドユーザ部門の人の出席が必要と考える場合には、契約上もその要請を行う権限が与えられていることを認識しておくべきである。

2. 第12条の複数会議体のオプション条項案の利用

本条の規定内容は第12条の連絡協議会において「外部設計」の検討を行うこととしているが、日常的な仕様検討はこの連絡協議会の下にレビュー会などの別の会議体を設けて行い、連絡協議会では当該レビュー会等から上がってくる重要事項について検討・決定することがある。このように複数種類の会議体を設けて運営する場合、第12条の【適用ガイド】にオプション条項案を用意しているので、そちらを参照されたい。

【B案】

(外部設計書の納入)

第〇条 乙は個別契約に定める期日までに、外部設計書を外部設計書検収依頼書（兼納品書）とともに甲に納入する。

【条文解説】

1. 趣旨

外部設計書作成業務では、ベンダが主体となって外部設計書を作成するものであることから、完成した外部設計書をユーザに納入する義務があり、本条はその旨定めるものである。

2. 経済産業省モデル契約との相違点

検収依頼書は納入物ではなく、納入物である外部設計書に付随してユーザに提出されるものと考えられるため、その趣旨が分かるよう修正している。

【適用ガイド】

1. 「検収依頼書」

契約実務上、「検収」という用語を使うことがよくある。これは法律の用語ではなく、契約上慣習的に使用されている用語であり、請求や支払のトリガーとなるタイミングを示すものとして用いられる。売買では、検収完了時期として「受入検査合格時」、「納品時」、「出荷時」等のバリエーションが見られる。請負契約では「受入検査合格時」が多いと思われる。

請負契約のように納入物がある場合には、納品とともに検収依頼書をユーザに提出することがある。

【B 案】

(外部設計書の承認及び確定)

第〇条 甲は、個別契約において定める期間（以下、「外部設計書の点検期間」という。）内に外部設計書が、第 17 条の規定により確定された要件定義書並びに第〇条所定の外部設計検討会での決定事項に適合するか、及び論理的誤りがないか点検を行うものとし、適合すること及び論理的誤りがないことを承認した証として甲乙双方の責任者が外部設計書承認書に記名押印するものとする。但し、点検の結果、外部設計書が、第 17 条の規定により確定された要件定義書及び外部設計検討会での決定事

項に適合しない部分又は論理的誤りが発見された場合、乙は、協議の上
定めた期限内に修正版を作成して甲に提示し、甲は再度上記点検、承認
手続を行うものとする。

2. 外部設計書の点検期間内に甲が書面で具体的な理由を明示して異議を
述べない場合には、甲は外部設計書の点検期間の満了をもって、外部設
計書を承認したものとみなされる。

3. 前2項による甲の承認をもって、外部設計書は確定したものとする。

【条文解説】

1. 趣旨

本条はベンダが作成した外部設計書のユーザによる承認と「仕様の確
定」手続きを明らかにするものであり、確定の前提としてユーザが外部設
計書の内容を点検することとなっている。重要な点は次のとおりである。

(1) 点検基準の明確化

請負契約では何をもって「仕事の完成」とするかその基準を明確に
することが重要である。

前条の外部設計検討会により外部設計書の内容をきちんと検討する
こととなっているが、外部設計書作成業務では請負契約に基づく納入
物の受入検査として、ユーザ自身が完成した外部設計書の内容を点検
しなければならない。その点検の基準は、検討会で検討した結果が的
確に反映されているかどうか、要件定義書と適合しているかどうかの
みならず、設計内容に論理的誤りがないかどうかという点も基準とな
る。

(2) 外部設計書承認書の記名押印と確定

ユーザが承認したことを明らかにするために双方の責任者が外部設
計書承認書に記名押印することになっており（第1項）、外部設計書
の確定はこの記名押印の有無により明確になる（第3項）。

(3) 修正が必要となった場合の対応

点検の過程で外部設計書の内容の修正が必要となった場合には、再

度、ベンダは必要な修正を行わなければならない（第1項但書）。

(4) みなし規定

ユーザによる承認の迅速化を図るべく、点検期間を明確にするとともに、当該点検期間の経過により承認があったものとする「みなし規定」を設けた。

2. 条文の背景

請負契約である外部設計書作成業務において、ベンダは、瑕疵のない外部設計書を作成する責任を負担しているが、あらゆる事態を想定して外部設計書の「瑕疵」をチェックすることになれば、点検は相当の期間が必要となる。

しかし、そのような点検が取引ルールとして適切であるかどうかは疑問である。むしろ、一定の期間で外部設計書の作成を一旦完了させ、以後は瑕疵担保責任の領域として、取引の安定を図るべきではないかと思われる。

ハードウェアの場合でも、一定の性能、機能等をチェックすれば、その後は瑕疵担保責任や保守の領域で対応している。

そこで、点検期間を設けるとともに、ユーザの異議がなく点検期間が満了した場合のみなし規定も設けている。

3. 経済産業省モデル契約との相違点

なし。

【適用ガイド】

1. 「検収」について

前条において検収依頼書が外部設計書とともにユーザに提出される。このように契約実務上、「検収」という用語を使うことがよくある。これは法律の用語ではなく、契約上慣習的に使用されている用語であり、請求や支払のトリガーとなるタイミングを示すものとして用いられる。売買では、検収完了時期として「受入検査合格時」、「納品時」、「出荷時」等のバリエーションが見られる。請負契約では「受入検査合格時」が多いと思われる。

そこで、契約実務上、検収完了時期を条文上明確にしたい場合、本条第4項として「前項に基づく確定をもって検収完了とする。」あるいは「前項に基づく確定とともに乙所定の検収通知書に甲が記名押印することをもって検収完了とする。」などの条文を追加することが考えられる。

【B案】

（瑕疵担保責任）

第〇条 前条の確定後、外部設計書について要件定義書及び第〇条所定の外部設計検討会での決定事項との不一致又は論理的誤り（以下、本条において「瑕疵」という。）が発見された場合、甲は乙に対して当該瑕疵の修正を請求することができ、乙は、当該瑕疵を修正するものとする。但し、乙がかかる修正責任を負うのは、前条の確定後〇ヶ月以内に甲から請求がなされた場合に限るものとする。

2. 前項にかかわらず、瑕疵が軽微であって、外部設計書の修正に過分の費用を要する場合、乙は前項所定の修正責任を負わないものとする。
3. 第1項の規定は、瑕疵が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示によって生じたときは適用しない。但し、乙がその資料等又は指示が不適当であることを知りながら告げなかったときはこの限りでない。

【条文解説】

1. 趣旨

外部設計書作成業務は請負契約によるものであるため、当該業務の結果（成果物）である外部設計書について、ベンダは瑕疵担保責任を負う。本条は瑕疵担保責任の内容を定めるものである。

外部設計書の「瑕疵」の内容を次の3種類と明記し、これらが発見された場合、ベンダには修正する責任がある。

- ① 要件定義書との不一致
- ② 外部設計検討会での決定事項との不一致
- ③ 論理的誤り

なお、次の場合には、ベンダは外部設計書の修正責任を負わないこととしている（第3項、第4項）。

- ① 瑕疵が軽微で、修正に過分の費用を要する場合
- ② 瑕疵がユーザの提供した資料や指示により生じた場合（ただし、ベンダが当該資料や指示が不適當であることを知っていながら、ユーザに告げなかった場合を除く）

2. 条文の背景

(1) 法律上の瑕疵担保責任

(a) 責任の内容

請負契約において、ユーザはベンダに対し、瑕疵担保責任として、①瑕疵修補請求、②損害賠償請求、③契約解除、の責任追及が行える（民法第634条、第635条）。なお、この責任期間は、引渡時または完成時から1年間である（民法第637条）が、特約により短縮または伸張できる（民法第639条）。

① 瑕疵修補

目的物に瑕疵がある場合、ユーザはベンダに対し、瑕疵の修補を請求できる（民法第634条）。

② 損害賠償

ユーザが瑕疵により損害を被った場合には、瑕疵修補請求とともに、または当該請求にかえて、損害賠償を請求できる（民法第634条第2項）。

③ 契約解除

ユーザは、目的物に瑕疵があり、(a) その瑕疵が重大である場合、(b) その瑕疵修補が不可能である場合、(c) その瑕疵修補が可能であっても長期間を要する場合、のいずれかの場合に限り、請負契約を解除できる（民法第635条第1項）。

(b) 免責される場合

次の場合には、ベンダは瑕疵担保責任を負わないこととなっている。

- ① 瑕疵が重要ではなく、その修補に過分の費用を要する場合（民法第634条第1項但書）

- ② 瑕疵が、ユーザの提供した材料の性質またはユーザの指図によって生じた場合（ただし、ベンダがその材料または指図が不適當であることを知りながら告げなかった場合を除く。）（民法第 636 条）

(2) 問題点と対応

(a) 「瑕疵」内容の明確化

請負の瑕疵担保責任における「瑕疵」は、目的物が契約に定められた性質を完全に備えていないことをいう。

外部設計書作成業務において、「契約に定められた性質」とは、外部設計書作成業務の目的がソフトウェア開発の「設計図」を作成することにある以上、要件定義書の内容および外部設計での検討結果を反映し、かつソフトウェアの開発を実施できるような外部設計書を作成することと考えられる。

したがって、外部設計書作成業務における「瑕疵」とは、要件定義書もしくは検討会での検討結果との不一致または外部設計書の内容に誤りがある場合をいうものとなる。一般的な請負契約ではこの点が不明確であるため、これを条文では「外部設計書について要件定義書及び第〇条所定の外部設計検討会での決定事項との不一致又は論理的誤り」と規定し、「瑕疵」の内容を明確化している。

なお、論理的誤りとは具体的には、誤記、誤植等の表現レベルの誤り、技術的または理論的にシステム化できない等の内容レベルの誤りを意味している。

(b) 責任内容の明確化

瑕疵担保責任における「責任」の内容については、①瑕疵修補、②損害賠償、③契約解除、のそれぞれが認められているが、ソフトウェア開発取引においては、ユーザ・ベンダの高度な信頼関係に基づいてソフトウェア開発が行われるため、「瑕疵」があるからといって、直ちに契約を解除して、契約関係を解消するよりも、契約関係は存続させた上で、瑕疵の修補あるいは瑕疵に起因する損害の賠償により問題を解決する方が妥当である。

そこで、外部設計書の瑕疵に対する責任については、①本条に基づ

く瑕疵修補、②第 53 条に基づく損害賠償、に限定している。

3. 経済産業省モデル契約との相違点
なし。

第3節 ソフトウェア開発業務

【A 案 システムテストを準委任型で行う場合】

(ソフトウェア開発業務の実施)

第 24 条 乙は、第 25 条所定の個別契約を締結の上、本件業務として前各節により確定したシステム仕様書に基づき、内部設計からシステム結合までのソフトウェア開発業務を行う。

2. ソフトウェア開発業務の実施に際し、乙は甲に対して必要な協力を要請できるものとし、甲は乙から協力を要請された場合には適時に、これに応ずるものとする。

【B 案 システムテストを請負型で行う場合】

(ソフトウェア開発業務の実施)

第 24 条 乙は、第 25 条所定の個別契約を締結の上、本件業務として前各節により確定したシステム仕様書に基づき、内部設計からシステムテストまでのソフトウェア開発業務を行う。

2. ソフトウェア開発業務の実施に際し、乙は甲に対して必要な協力を要請できるものとし、甲は乙から協力を要請された場合には適時に、これに応ずるものとする。

【条文解説】

1. 趣旨

本節は、前節までに確定したシステム仕様書（第 1 節で確定した要件定義書および第 2 節で確定した外部設計書）に基づき、ソフトウェア開発業務をベンダが行う場合の規定である。ソフトウェア開発業務の作業形態と

しては、ユーザが主体となる準委任型とベンダが主体となる請負型が考えられるが、ソフトウェア開発におけるベンダの作業は、一般的に請負的作業が中心となることから、モデル契約では請負型を前提としている。（請負契約については、2.4.3 参照。）

本節におけるソフトウェア開発業務には、システム方式設計（システム内部設計）、ソフトウェア設計、プログラミング、ソフトウェアテスト、システム結合が含まれる。システム結合後のシステムテストについては、ベンダが請負型で実施する場合（上記で B 案を選択する場合）は本節におけるソフトウェア開発業務に含まれ、準委任型で実施する場合（上記で A 案を選択した場合）は、次節のソフトウェア運用準備・移行サービス段階（準委任型）の作業に含まれる。A 案・B 案の選択方法については、「2. 条文の背景」を参照されたい。

第 2 項は、ユーザの協力義務を定めるものである。請負型のソフトウェア開発業務においては、ソフトウェアの作成を行い完成させる責任はベンダにあるが、満足度の高いソフトウェアを作成するためには、ユーザの積極的な協力（システム仕様の解釈の確認等）が不可欠であるため、ユーザはベンダから必要な協力の要請があれば適時にこれに応じなければならない。

2. 条文の背景

(1) システムテスト

システムテストは、ソフトウェアが外部設計の仕様どおりに作成されたかを検証する工程であり、従来から実務上請負型で行われるケースが多い。したがって、旧モデル契約においては、構築（ソフトウェア開発）フェーズにシステムテストを含めており、ベンダが請負で作業をすることを前提としていた。

一方で、2007 年経済産業省報告書においては「外部設計書の作成をユーザが主体的に行い、ベンダはその支援業務を準委任で行う場合は、その決定内容を確認するシステムテストの主体もユーザとなることが適切であるとの意見が多くあった」とあり、また、システムテストを自社で行うことを希望するユーザも存在する。この流れから、2007 年経済産

業省報告書においても「システムテストを「準委任型」とするか「請負型」とするかは、システム外部設計を「準委任型」とするか、「請負型」とするか（第 19 条において規定）を踏まえて決定するのが望ましく、品質保証の視点ではシステムテスト工程とシステム外部設計の契約類型は同じであることが論理的」としており、基本契約締結時に、ユーザ・ベンダ間で、システムテストの実施方法に関する考え方を明確にし、外部設計工程における両者の役割分担を考慮に入れた取り決めをしておくことが望ましい。

本条においては A 案がシステムテストを準委任型で行う場合、B 案がシステムテストを請負型で行う場合であり、外部設計との対応関係についての考え方は上記のとおりである。また、第 30 条においても A 案または B 案を選択することとなるが、これは本条で A 案・B 案いずれを選択するかによる。これらの選択方法について表 3.2 にまとめたので参照されたい。

表 3.2 第 24 条と第 30 条の選択関係

外部設計 (第 2 節)	各工程の作業範囲	
	第 24 条 (ソフトウェア開発業務)	第 30 条 (運用準備・移行支援)
準委任型 (A 案)	A 案 (内部設計～システム結合)	A 案 (システムテストを含む)
請負型 (B 案)	B 案 (内部設計～システムテスト)	B 案 (システムテスト含まず)

3. 経済産業省モデル契約との相違点

外部設計の準委任型契約 (A 案) と請負型契約 (B 案) の分け方に合わせ、ソフトウェア開発業務についてもシステムテストを準委任型で実施するか請負型で実施するかによって A 案・B 案に分けた。

【適用ガイド】

1. マルチベンダ方式 (工程分割発注) の場合の、前工程で作成されたシステム仕様書

ユーザが工程ごとに異なるベンダに分割発注し、システム仕様書の作成とその後のソフトウェア開発業務を異なるベンダが行うことがある。また、

同一ベンダが行う場合であってもユーザがシステム仕様書を独自にあるいは他ベンダの協力を得て変更を加えていることがある。

ソフトウェア開発業務は、システム仕様書に基づいて行われるものであるから、上記のような場合、ベンダは、ユーザの用意したシステム仕様書を精査し、その業務が遂行可能であることを確認してからソフトウェア開発業務を受注すべきである。また、ソフトウェア開発業務の個別契約において定める委託料を見積る上でも、システム仕様書の内容の確認は必要である。

しかし、時間的な制約があるなど、受注前に精査することが難しい場合は、下記の条項により、受託後にシステム仕様書の精査を行い、必要に応じて納期や委託料などの個別契約の条件の変更、場合によっては契約の解除ができるようにしておく。

(システム仕様書の補正)

第〇条 乙は、ソフトウェア開発業務の遂行に当って次の各号のいずれかに該当する場合、第 25 条所定の個別契約書に定める期間内に当該システム仕様書の内容を精査することができる。甲は、乙の要請に基づいて、乙の精査に必要かつ十分な資料を提供し、説明を行うものとする。

- ①乙が本契約及び個別契約に基づき要件定義作成支援業務及び外部設計書作成支援業務を受託せず、甲の用意したシステム仕様書に基づいてソフトウェア開発業務を行う場合
- ②乙が本契約及び個別契約に基づき要件定義作成支援業務及び外部設計書作成支援業務を受託し、第 17 条に基づく要件定義書の確定及び第 22 条に基づく外部設計書の確定がなされたにもかかわらず、その後ソフトウェア開発業務に関する個別契約が締結されるまでの間に、甲により当該システム仕様書が変更され、当該変更されたシステム仕様書に基づいてソフトウェア開発業務を行う場合
- ③乙が本契約及び個別契約に基づき要件定義作成支援業務及び外部設計書作成支援業務を受託したにもかかわらず、第 17 条に基づく要件定義書の確定及び第 22 条に基づく外部設計書の確定がなされず、甲が別途

- 用意したシステム仕様書に基づいてソフトウェア開発業務を行う場合
2. 前項の精査の結果、当該システム仕様書に不十分な事項が発見された場合、乙は甲に対し、当該システム仕様書の修正を求めることができる。なお、当該修正に関して、甲が乙に要件定義作成支援業務又は外部設計書作成支援業務若しくは外部設計書作成業務を委託する場合は、第 15 条又は第 20 条に基づき別途個別契約を締結するものとし、システム仕様書確定の手続きは、第 17 条又は第 22 条によるものとする。
 3. 前項におけるシステム仕様書の修正に伴いソフトウェア開発業務に関する個別契約の条件に変更が生じうる場合は、第 33 条（本契約及び個別契約内容の変更）の手続きによるものとする。なお、この場合、前項にかかわらず、第 33 条に基づき変更契約を締結したときをもって、修正されたシステム仕様書は確定したものとする。
 4. 第 2 項において甲が修正に応じない場合、又は前項における第 33 条の手続きにおいて甲乙間の協議開始後○日以内に当該協議が調わない場合は、第 38 条を準用する。

(1) ベンダがソフトウェア開発業務から受託する場合のパターン（第 1 項）

2007 年経済産業省報告書では、要件定義までと外部設計以降を異なるベンダが受注する場合に、要件定義書を精査する条項をオプションとして用意しているが、ここでは、予めユーザが用意したシステム仕様書に基づき、ベンダがソフトウェア開発業務から受託する場合として次のパターンを想定し、それらに対応できる条文としている。

- ① 要件定義・外部設計までと異なるベンダがソフトウェア開発業務を行う場合
- ② 要件定義・外部設計までを受託したベンダがソフトウェア開発業務を受託するが、一旦確定したシステム仕様書をユーザが独自にあるいは第三者に委託して当該システム仕様書を変更している場合
- ③ 要件定義・外部設計までを受託したベンダがソフトウェア開発業務を受託するが、ユーザがシステム仕様書を確定せず、ユーザが独

自にあるいは第三者に委託してシステム仕様書を用意している場合

(2) システム仕様書の内容が不十分だった場合

精査の結果、システム仕様書の内容が不十分であれば、ベンダはユーザにシステム仕様書の修正を要求できる。修正はユーザ自らが行うことが前提であるが、ユーザが当該修正に関してベンダに支援を求める場合は、必要に応じて要件定義作成支援業務または外部設計書作成支援業務の個別契約を締結する（第 2 項）。

また、システム仕様書の修正によって、追加費用が発生したり、納期を延伸する必要があるなど、ソフトウェア開発業務の条件を変更する必要がある場合は、第 33 条に従いソフトウェア開発業務に関する個別契約の変更契約を締結する。ソフトウェア開発業務に関する個別契約を変更する必要がある場合は、第 17 条または第 22 条の手続きに従ってシステム仕様書を確定するが、個別契約を変更する場合は、変更契約が締結されない限り、修正されたシステム仕様書が確定されない点に注意を要する（第 3 項）。

(3) 解約権（第 4 項）

第 2 項において、ソフトウェア開発業務に不十分であることが判明したシステム仕様書についてベンダが修正を要求してもユーザがこれに応じない場合は、ベンダは、そのようなシステム仕様書をもとにソフトウェア開発業務を実施する義務を負うことのないよう、個別解約を解除できるようにしておくことが望ましい。

また、システム仕様書の修正により、ソフトウェア開発業務に関する個別契約の条件変更が必要となる場合は第 33 条に基づき個別契約を変更することとなるが、変更内容につきユーザ・ベンダ間で合意できない場合は、第 38 条を準用することにより、ユーザ・ベンダ双方が本契約とソフトウェア開発業務に関する個別契約を解約できるものとし、ベンダはそれまでに発生した費用を請求できることとしている。

(4) システム仕様書の精査費用等

条文上では、ベンダによるシステム仕様書の精査にかかる費用について触れていないが、当該精査費用については、ソフトウェア開発業務の

委託料の見積とともに、個別契約において定めておくことが望ましい。

(ソフトウェア開発業務に係る個別契約の締結)

第 25 条 甲及び乙は、当該ソフトウェア開発業務について、第 4 条第 1 項記載の取引条件を協議の上決定し、ソフトウェア開発業務に係る個別契約を締結する。

【条文解説】

1. 趣旨

モデル契約は「基本契約」として、複数の個別契約に共通する条件、基本となる条件を定めており、ベンダが行う作業内容、ユーザが行うべき作業内容およびそれらのスケジュールならびにユーザが支払うべき代金などの具体的な債務内容は個別契約において定められることになる。本条は、ソフトウェア開発業務に関する具体的な債務内容を特定する個別契約の必要性を明確にするものである。

2. 経済産業省モデル契約との相違点

なし

【適用ガイド】

1. 個別契約の構成

個別契約の締結に際しては、第4条第1項に記載の各取引条件をユーザ・ベンダ間で協議しておくことが必要である。

個別契約のサンプルは3.3.2を参照されたい。なお、このサンプルでは役割分担等の詳細は別表に記載される構成となっている。この別表は個別契約書に袋とじし一体としておくことが原則である。もし、例外的に別々とする場合には、当該別表が個別契約の別表であることが明らかになるよう別表の表紙に「本書は〇〇〇〇年〇月〇日付ソフトウェア開発業務に関する個別契約第〇項の別表である」など明記しておかなければならない。また、当該別表の表紙には、ユーザ・ベンダ双方の合意を明らかにするため

に双方の記名押印も必要となる。

(納入物の納入)

第 26 条 乙は甲に対し、個別契約で定める期日までに、個別契約所定の納入物を検収依頼書（兼納品書）とともに納入する。

2. 甲は、納入があった場合、次条の検査仕様書に基づき、第 28 条（本件ソフトウェアの検収）の定めに従い検査を行う。
3. 乙は、納入物の納入に際し、甲に対して必要な協力を要請できるものとし、甲は乙から協力を要請された場合には、速やかにこれに応じるものとする。
4. 納入物の滅失、毀損等の危険負担は、納入前については乙が、納入後については甲が、それぞれこれを負担するものとする。

【条文解説】

1. 趣旨

本条では、完成した本件ソフトウェアを含む納入物の納入について定めている。

(1) 納入物

ここで納入物とは、本件ソフトウェアのプログラムを含め、システム内部設計書、ソフトウェア設計書、ソフトウェアテスト仕様書および結果報告書、システムテスト仕様書および結果報告書、システム運用マニュアル、ユーザ利用マニュアル等が挙げられるが、何を納入物とするかは、ソフトウェア開発業務の個別契約で定められる。

これら納入物は、検収依頼書（兼納品書）とともに納入され、ユーザによる検収の対象となる。

(2) 納入物のうち本件ソフトウェアは、ユーザが次条において作成する検査仕様書に基づき第28条の手続きをもって検査される（第2項）。

(3) 納入に際する乙の協力（第3項）とは、ユーザの事業所内に搬入する場合あるいはユーザの事業所内に設置されているサーバシステム等にイ

ンストールするような場合を想定している。このような場合にはユーザは、ベンダによる自己の事業所への立ち入りあるいはサーバシステム等の操作を許容するなどの協力が当然必要となる。

(4) 納入物の危険負担の移転時期（第4項）

危険負担とは、納入物がユーザ・ベンダどちらの責にも帰すことのできない事由により滅失・毀損等してしまった場合に、ユーザ・ベンダのどちらがそのリスクを負うかという問題であるが、ここでは納入前と納入後で分けている。納入物が滅失・毀損した場合に発生が想定される費用は、ソフトウェアの記録媒体、ドキュメント類のコピー代等再作成に要する費用であり、ベンダのもとにマスターコピーが残っているのであれば、大きな負担にはならないと思われるが、定めておくことが望ましい。

なお、納入物の所有権の移転については第6章の第43条（納入物の所有権）において定めている。

2. 経済産業省モデル契約との相違点 なし

【適用ガイド】

1. 検収依頼書（兼納品書）

納入物とともに納入する検収依頼書には、検収依頼書の発行日、個別契約書に記載される作業内容、納入物、納品場所、請求金額等を明記し、責任者・担当者等が記名押印しておく。なお、サンプルについては、2007年経済産業省報告書126頁の参考文書9を参照されたい。

（検査仕様書の作成及び承認）

第 27 条 甲は、乙と協議の上、システム仕様書に基づき前条の納入物のうち本件ソフトウェアの検査の基準となるテスト項目、テストデータ、テスト方法及びテスト期間等を定めた検査仕様書を作成し、乙に提出するものとし、乙の責任者はシステム仕様書に適合するかの点検を行い、適合することを承認する場合、検査仕様書に記名押印の上、甲に交付して

承認するものとする。但し、点検の結果、検査仕様書にシステム仕様書に適合しない部分が発見された場合、甲は、協議の上定めた期限内に修正版を作成して乙に提示するものとし、乙は再度上記点検、承認手続を行うものとする。

2. 乙の責任者は、個別契約で定める期間（以下、「検査仕様書点検期間」という。）内に検査仕様書の点検を終えるものとし、乙の責任者が、検査仕様書点検期間内に書面による具体的な理由を明示した異議の申出をすることなく検査仕様書を承認しない場合、当該期間の満了をもって検査仕様書は承認されたものとする。
3. 甲は、甲が行う検査仕様書の作成についての支援（以下、「検査仕様書作成支援業務」という。）を乙に委託する必要がある場合、第 25 条に定めるソフトウェア開発業務に関する個別契約を締結するときまでに、乙に検査仕様書作成支援業務の委託に関する申し込みを乙に行い、検査仕様書作成支援業務に関する個別契約を別途締結することができる。
4. 乙による検査仕様書作成支援業務については、外部設計書作成支援業務に関する第 3 章第 2 節の規定を準用するものとする。但し、「外部設計書」を「検査仕様書」に、「外部設計検討会」を「連絡協議会」に、「要件定義書及び外部設計検討会での決定事項」を「システム仕様書」に読み替える。

【条文解説】

1. 趣旨

本条は、第26条において納入された納入物のうち、本件ソフトウェアの検収（受入検査ともいわれる）を行う際に基準となる検査仕様書の作成・承認手続きについて定めている。検査に合格し、検収が完了することにより、ソフトウェア開発業務の完了となるため、検査仕様書を適切に作成し、合格基準を予め明確に取り決めておく必要がある。

(1) 検査仕様書の作成者

旧モデル契約では、検査仕様書の作成については甲および乙が構築

サービス（モデル契約ではソフトウェア開発業務）の個別契約において定めた役割分担と作業スケジュールに従って、別途協議のうえ作成することとなっており、作成する主体については特に触れていなかった。

これに対し、モデル契約では、納入物の検収はユーザが実施すべきものであるとの観点から、第1項において検査仕様書の作成はユーザが行うものであることを明確にしている。その上で、検査仕様書作成について乙の支援が必要な場合は、第3項において当該支援業務に関する個別契約を別途締結することとしている。

また、ベンダに検査仕様書作成支援業務を委託する場合は、ソフトウェア開発業務に関する個別契約を締結するときまでにユーザはベンダに申し込まなければならない（第3項）。検査仕様書の作成は本件ソフトウェアの完成までに行われる必要があるが、本件ソフトウェア完成間近にベンダが受託することにならないように、外部設計書確定後の早い段階でユーザが単独で作成するのか、ベンダが作成を支援するのかを決めておくことが望ましいからである。検査仕様書作成の時期については、次条の条文解説の図を参照されたい。

(2) みなし承認

ベンダは当該検査仕様書の承認を行うが、承認が不必要に延びることを避けるため、点検期間を設けた上、みなし承認を定めている。

2. 条文の背景

(1) 検査仕様書

検査仕様書の作成は旧モデル契約においても義務付けられており、モデル契約でもこれを踏襲している。

従来、納入したソフトウェアの検収につき、ユーザの検査がなかなか完了せず、代金回収が遅くなる、ユーザからの要求による修正作業の工数が増加するという問題があり、「仕様」の不明確さとともに「検査基準」の不明確さがこの一因となっていた。

ソフトウェア開発請負は、「仕様」に合致したソフトウェアを開発することが最終目的であるため、「仕様」や検査基準があいまいであれば、

ソフトウェアが仕様に合致するものであるか否かについて、ユーザ・ベンダ間で齟齬が出る。この問題への対応として、旧モデル契約同様、モデル契約も多段階契約とし、検査仕様書の作成を義務付けている。

(2) 検査仕様書作成の基準となる文書についての考え方

検査仕様書については、第1項においてシステム仕様書に基づいて作成することとされている（第1項）。

この点、2.3.3の図2.7のいわゆるV字モデルにおいて、ソフトウェア開発における「要件定義」、「外部設計」工程とテスト工程は、以下のように対応している。

- ① 要件定義 ↔ 運用テスト
- ② システム設計（外部設計） ↔ システムテスト
- ③ システム方式設計（内部設計） ↔ システム結合（結合テスト）

(3) 検査仕様書とシステム仕様書の関係について

また、2007年経済産業省報告書に「経営者は情報システムが事業に貢献しているかを見、業務部門は自らが定義した要件が実現されているかを運用テストで確認する。」²⁶とあるとおり、要件定義の内容が適切であったかどうかは運用テストで検証されるものである。したがって、運用テスト以前においては、①ユーザが作成した要件定義書・外部設計書、または、②ユーザが作成した要件定義書およびその内容を受けてベンダが作成した外部設計書、つまり、システム仕様書の記述内容のとおり to 本件ソフトウェアが作成されたかどうかを検証されることになる。このとき、システムテストにおいては、本件ソフトウェアが外部設計書どおりに作成されているかどうかを検証されることになるが、ユーザによる検査も運用テスト以前に行われる以上、そこで検証されるのも、本来は外部設計書どおりに本件ソフトウェアが作成されているかどうかであると考えるのが整合的であるといえる。

ただし、これは、外部設計書において要件定義の内容が完全に詳細

²⁶ 「2007年経済産業省報告書」31頁

化・具体化されていることが前提であり、実際には、要件定義から外部設計に転換されず、直接内部設計に反映される仕様もあるため、そのような要件定義の内容も検査する必要がある場合を考慮し、検査仕様書作成のベースとするものをシステム仕様書（その定義については第 2 条参照）としている。

このように検査は、システム仕様書に基づいて作成される検査仕様書に従って行われるべきであるが、現実には、ユーザは運用テストで行うべき実際の様々な業務パターンに基づきテストを行い、要件定義で想定していなかったオペレーションや特殊処理が発生し（操作ミスなどとも相俟って）検収がなかなか終わらない場合もある。このような内容は、本来は要件定義が適切であったかどうかの問題であり、ユーザの業務すべてを把握することができないベンダが負うことができる責任の範囲を超えているといえよう。

検査基準を明確にしない場合には上記のような問題がしばしば起こり得るため、これを回避するためには、ユーザは、検査の基準ともなる検査仕様書をシステム仕様書に基づき作成し、ベンダは検査仕様書がシステム仕様書に基づき作成されていることを確認しなければならない。

(4) 検査および検査仕様書の内容

検査仕様書の内容は、上述のとおり、内部設計に直接反映された要件定義の内容が一部加えられることがある以外は、外部設計書どおりにソフトウェアが作成されたかどうかを検証するシステムテストの内容を念頭において、テスト項目、テストデータ、テスト方法等を定めることとなる。

また、第 28 条における検査は、本節におけるソフトウェア開発業務の完了を確認するための手続きであり、検査仕様書に従って、①システムテストを準委任型で行う場合はソフトウェアテストおよび結合テストで得られた結果を踏まえて、②システムテストを請負型で行う場合はシステムテストで得られた結果を踏まえて、ユーザ自らが実施するのが原則である。

3. 経済産業省モデル契約との相違点

(1) 第1項下線部

次の第28条において、検査の対象が「納入物のうち本件ソフトウェア」とされていることとの整合性をとるため、経済産業省モデル契約の本条第1項の原案に、下線部の語句を追加した。

(2) 第4項下線部

経済産業省モデル契約の本条第4項の原案に、下線部の語句を追加し、補整した。

【適用ガイド】

1. 検査仕様書作成支援業務に関する個別契約書（第3項）

第3項に基づき個別契約書を作成する場合は、3.3.1の個別契約のサンプル（準委任型）を使用して作成することができる。

（本件ソフトウェアの検収）

第28条 納入物のうち本件ソフトウェアについては、甲は、個別契約に定める期間（以下、「検査期間」という。）内に前条の検査仕様書に基づき検査し、システム仕様書と本件ソフトウェアが合致するか否かを点検しなければならない。

2. 甲は、本件ソフトウェアが前項の検査に適合する場合、検査合格書に記名押印の上、乙に交付するものとする。また、甲は、本件ソフトウェアが前項の検査に合格しない場合、乙に対し不合格となった具体的な理由を明示した書面を速やかに交付し、修正又は追完を求めるものとし、不合格理由が認められるときには、乙は、協議の上定めた期限内に無償で修正して甲に納入し、甲は必要となる範囲で、前項所定の検査を再度行うものとする。

3. 検査合格書が交付されない場合であっても、検査期間内に甲が書面で具体的な理由を明示して異議を述べない場合は、本件ソフトウェアは、本条所定の検査に合格したものとみなされる。

4. 本条所定の検査合格をもって、本件ソフトウェアの検収完了とする。

【条文解説】

1. 趣旨

本条では、納品された本件ソフトウェアの検収手続きを定めている（図3.11）。

(1) 検査基準・検査期間の明確化

請負契約では何をもって「仕事の完成」とするかその基準を明確にすることが重要である。本節におけるソフトウェア開発業務において仕事の完成とは、本件ソフトウェアの完成であり、その完成の基準とは、システム仕様書と本件ソフトウェアとの合致である。

第1項において、ユーザは、検査期間内に、検査仕様書に基づき本件ソフトウェアを検査し、システム仕様書と本件ソフトウェアが合致するか否か点検しなければならない。検査期間については、本条で定めておく方法もある。

(2) 検査に合格しない場合

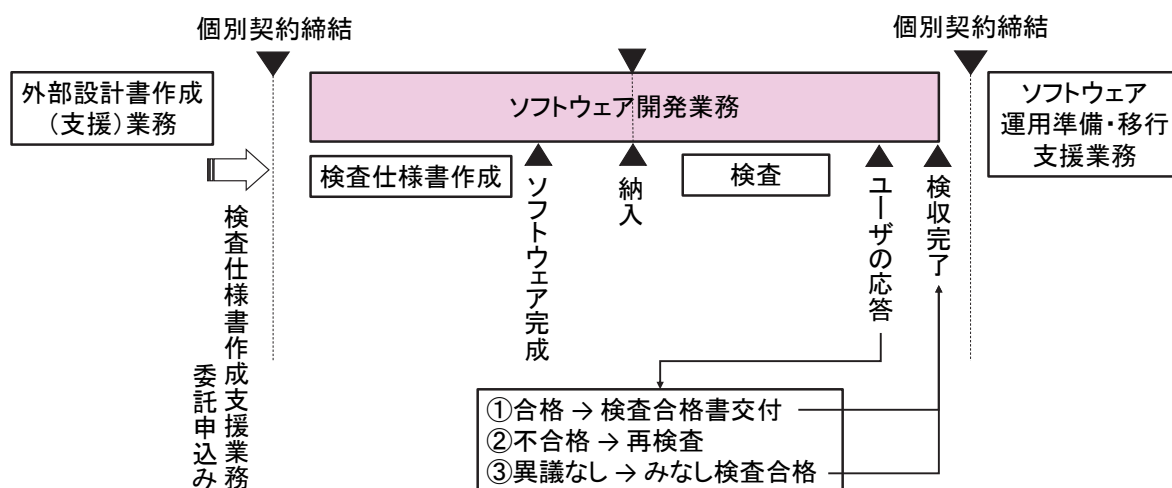
第2項では、本件ソフトウェアが第1項の検査に合格しない場合は、ユーザはベンダに具体的理由を示し、追完または修正を求めることができる。不合格理由が認められれば、ベンダは無償で本件ソフトウェアを修正しなければならない。

なお、本条においてユーザの検収完了前にベンダが負う無償の追完・修正義務は、債務不履行の問題であり、次条に定める請負契約における瑕疵担保責任とは性質が異なる。この点については次条の解説を参照されたい。

(3) みなし検査合格

第1項で設けた検査期間を過ぎても、ユーザから具体的な理由を示されることなく検収が引き延ばされると、ベンダ側も体制の維持が困難になる。そうした事態を防ぐため、第3項ではユーザの異議がなく検査期間が過ぎた場合は、検査に合格したものとみなすことを定めている。

図3.11 検収手続き



2. 条文の背景

(1) 検収手続きの明確化

通常のソフトウェア開発工程では、システムテストで仕様との合致を確認した後、運用テストで実運用に耐え得るか否かを確認する。

その一方で、運用テストとユーザの検査の時期が重複し、検査基準が不明確であった場合、本来は仕様との合致を問題とすべき検査において、運用テストで問題とされるべき改善要求や機能追加要求がなされることがあり、場合によっては、検収不合格になることがあった

上記の問題を踏まえ、本条において検収手続きの明確化を図っている。

3. 経済産業省モデル契約との相違点

なし

【適用ガイド】

1. 「検収」について

契約実務上、「検収」という用語をよく使うことがある。これは法律の用語ではなく、契約上慣習的に使用されている用語であり、請求や支払のトリガーとなるタイミングを示すものとして用いられる。売買では、検収完了時期として「受入検査合格時」、「納品時」、「出荷時」等のバリエーションが見られる。請負契約では「受入検査合格時」が多いと思われるが、

本条においても同様に、本条所定の「検査合格」をもって「検収完了」としている。

(瑕疵担保責任)

- 第 29 条** 前条の検査完了後、納入物についてシステム仕様書との不一致
(以下、本条において「瑕疵」という。)が発見された場合、甲は乙に対して当該瑕疵の修正を請求することができ、乙は、当該瑕疵を修正するものとする。但し、乙がかかる修正責任を負うのは、前条の検収完了後〇ヶ月以内に甲から請求された場合に限るものとする。
2. 前項にかかわらず、瑕疵が軽微であって、納入物の修正に過分の費用を要する場合、乙は前項所定の修正責任を負わないものとする。
3. 第 1 項の規定は、瑕疵が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示等乙の責に帰さない事由によって生じたときは適用しない。但し、乙がその資料等又は指示が不適當であることを知りながら告げなかったときはこの限りでない。

【条文解説】

1. 趣旨

本条は、納入物に関する瑕疵担保責任について定めている。

(1) 「瑕疵」の定義

第1項において、納入物の瑕疵を「システム仕様書との不一致」と定める。瑕疵の定義については「3. 経済産業省モデル契約との相違点」においてさらに説明を加える。また、瑕疵担保期間についても本項において定めるが、この期間については下記適用ガイドを参照されたい。

(2) 瑕疵が軽微な場合（第2項）

瑕疵が軽微であって、その修正に過分の費用を要する場合、ベンダは瑕疵担保責任を負わないとして、民法634 条1 項但書に準じた規定を設けている。

(3) 過失責任

第3項は、ほぼ民法636条に準じた規定としているが、ユーザの提供資料・指示に加え、その他のベンダの責に帰さない事由に起因して生じた瑕疵についてもベンダは瑕疵担保責任を負わない旨を加えている。

上記の追加は、瑕疵担保責任が通常無過失責任とされているところを、過失責任とするものであるが、その理由については下記「3. 経済産業省モデル契約との相違点」を参照いただきたい。なお、瑕疵担保責任に基づく損害賠償については、第53条に定める。

2. 条文の背景

(1) 瑕疵担保責任の内容

請負契約において仕事の目的物に「瑕疵」があった場合の瑕疵担保責任における「責任」の内容については、民法上、①瑕疵修補、②損害賠償、③契約解除のそれぞれが認められている（法律上の瑕疵担保責任については2.4.3を参照されたい）。しかし、ソフトウェア開発においては、多額の投資を伴うケースも多く、「瑕疵」があるからといって、直ちに契約を解除していたのでは、これまでの投資が無駄になり、社会経済的にも損失が大きい。契約が解除となれば、ベンダは報酬を請求できないが、ユーザもそれまでに作成されたソフトウェアを使用することはできず、両者が掛けた金銭的・時間的コストや労力は水泡に帰することになる。したがって、一旦検査が完了し、完成したと考えられるソフトウェアについては、契約を存続させた上で、瑕疵の修補あるいは瑕疵に起因する損害の賠償により問題を解決するほうが妥当である。

したがって、モデル契約においては、ソフトウェアの瑕疵に対する責任については、①本条に基づく瑕疵修補および②第53条に基づく損害賠償に限定している。

なお、上記はあくまでも瑕疵担保責任に基づく契約解除の場合であり、下記(2)に示すような債務不履行責任が存在すれば、第52条第2項に基づき契約を解除される可能性がある。

(2) 瑕疵担保責任適用のタイミング

ソフトウェア開発取引において問題となる法的責任としては、主に債務不履行責任と瑕疵担保責任が挙げられる。

(a) 債務不履行責任

第28条第2項の場合は、一応仕事の目的物（ソフトウェア）の作成は終了したが、その内容が不完全ないし一部未完成である（外部設計書に合致していない）というケースであり、これは債務不履行責任の一形態である不完全履行に該当する。

その他、ソフトウェアを所定の期限までに完成させられない場合は履行遅滞に当り、仕様に合致するソフトウェアを完成させることができなくなった場合は履行不能に該当する。

(b) 瑕疵担保責任

上記に対し、完成されたとして納入され、検収を受けたソフトウェアなどに瑕疵があった場合は瑕疵担保責任が適用され、ベンダは瑕疵を修補する義務を負っている。

本条においては、ベンダが負う責任が債務不履行責任であるか瑕疵担保責任であるかの境界、すなわち、瑕疵担保責任が適用されるタイミングは、ソフトウェアが完成し、ユーザによる検収が完了した時点である。この点については、システムが完成しているか否かが一つの争点となった事案において、「請負人が仕事を完成させたか否かについては、仕事が当初の請負契約で予定していた最後の工程まで終えているか否かを基準として判断すべき」であるとする裁判例がある（東京地裁平成14年4月22日）。

3. 経済産業省モデル契約との相違点

(1) 第1項下線部

バグとは、「コンピュータプログラムに含まれる誤りや不具合のこと」（<http://e-words.jp/w/E38390E382B0.html>）と説明されるように、その意味は非常に曖昧である。そのため、仕様書に記載されていない機能についても、例えば、当該業務には当該機能は当然必要なものであり、それがないのは誤りであるとされると、結局、仕様書等に記載されていない

機能までがバグとなり、瑕疵担保責任の対象となる。これでは、要件定義書およびそれに基づく外部設計書について「確定」させることが極めて重要であるとの認識で、仕様の検討会あるいは仕様の確定に関する条文を設けた趣旨に反することとなる。

また、主なバグといわれる「論理的な構造のバグとコーディングミスによる誤記のバグ」について見れば、前者の論理的な誤りにより計算間違いが起これば、それは仕様書に定める結果が出ないのであるから「システム仕様書との不一致」であり、また、後者のコーディングミスによりプログラムが止まったとすると、やはり仕様書に定める結果が出ないのであるから「システム仕様書との不一致」である。つまり、上述のような現象のバグについても「システム仕様書との不一致」という定義で充分事足りる。この点については旧モデル契約と同じ考え方である。

(2) 第3項下線部

現在の情報システムは、様々なベンダから提供されるハードウェアおよびソフトウェアから構成されており、かかるシステムを稼働環境とする業務アプリケーションは、それらのハードウェアベンダあるいはソフトウェアベンダが提供する情報（例えば、インタフェース情報、機能説明等）を前提として開発される。しかもかかるソフトウェアあるいはハードウェアがブラックボックス化している現在において、ユーザがそれらを別途調達する場合はもちろん、ベンダが **SIer** として業務アプリケーションの開発を行うとともにそれらのハードウェアおよびソフトウェアを調達する場合であっても、ベンダは、自社製品以外の製品については、ハードウェアベンダあるいはソフトウェアベンダが提供・開示する情報に依拠せざるを得ないのが実情である。そこで、それらのハードウェアベンダあるいはソフトウェアベンダから開示された情報に誤りあるいは一部情報の欠如がある場合、当該開示情報に依拠して作成したソフトウェアの処理結果に誤りが生ずることなどがある。このような場合にまで当該ソフトウェアの瑕疵に対する責任をベンダに課すことは過重なものと思われる。

そこで、本条においては、当該瑕疵がベンダに原因がある場合に責任

が発生する内容としている。瑕疵担保責任は無過失責任と言われてはいるが、民法第 636 条において、瑕疵が注文者による指図によって生じた場合、請負人は担保責任を負わないとしているように、元々一定の制限が設けられているため、ソフトウェア開発に特有の事情を鑑みて一定の制限を設けることは不合理でないと考える。

【適用ガイド】

1. 瑕疵担保期間

本条第 1 項における瑕疵担保期間は、情報システムの規模や特性、対価等を考慮してケースバイケースにより、当事者間で定めるべきであることから、モデル契約および経済産業省モデル契約では具体的な期間は明示していない。

この点、民法においては、請負契約の瑕疵担保期間が 1 年とされている（民法第 637 条）が、当該条項は任意規定と考えられているため、当事者間の特別な合意により、この期間を伸張または短縮することは可能である。

個々の業務により異なる要素はあるが、情報システムにおいては、1 年あれば、1 事業年度、四季（季節的変動）等のサイクルを経験し、基本的な機能について一通り経験できると考えられることから、1 年程度がおおむね妥当な期間と思われる。

第4節 ソフトウェア運用準備・移行支援業務

【A 案 システムテストを準委任型で行う場合】

（ソフトウェア運用準備・移行支援業務の実施）

第 30 条 乙は、第 31 条所定の個別契約を締結の上、本件業務として甲が行うシステムテスト、導入・受入支援及び本件ソフトウェアを現実に運用するために行う運用テスト業務につき、甲のために必要な支援（以下、「ソフトウェア運用準備・移行支援業務」という。）を行う。

2. 乙は、情報処理技術に関する専門的な知識及び経験に基づき、甲の作業が円滑かつ効果的に行われるよう、善良な管理者の注意をもって支援

業務を行うものとする。

【B 案 システムテストを請負型で行う場合】

(ソフトウェア運用準備・移行支援業務の実施)

第 30 条 乙は、第 31 条所定の個別契約を締結の上、本件業務として甲が行う導入・受入支援及び本件ソフトウェアを現実に運用するために行う運用テスト業務につき、甲のために必要な支援（以下、「ソフトウェア運用準備・移行支援業務」という。）を行う。

2. 乙は、情報処理技術に関する専門的な知識及び経験に基づき、甲の作業が円滑かつ効果的に行われるよう、善良な管理者の注意をもって支援業務を行うものとする。

【条文解説】

1. 趣旨

本節は、実際にユーザが完成したソフトウェアを業務で運用するために必要な作業を実施する「ソフトウェア運用準備・移行支援業務」に関する規定である。

ソフトウェア運用準備・移行支援業務の契約類型としては、ユーザが主体となる準委任型とベンダが主体となる請負型が考えられるが、運用準備・移行における作業は、本質的にはユーザが実施すべき作業であることから、準委任型を前提としている（第 1 項）。

したがって、ベンダは受任者として善管注意義務を負う（第 2 項）のであり、結果（ここでは完成したソフトウェアがユーザの業務で運用できるようになること）そのものについて責任を負うものではない（準委任契約については、2.4.3 参照）。

2. 条文の背景

○ 運用テストについて

運用テストをソフトウェア開発業務と別のフェーズに定めることは、

旧モデル契約と同じであるが、旧モデル契約でそのように定めた背景には、以下のような問題があった。

通常のソフトウェア開発工程では、システムテストで仕様との合致を確認した後、運用テストで実運用に耐え得るか否かを確認する。

その一方で、検収もシステムテスト後に行われるため、運用テストとユーザの検査の時期が重複し、検査基準が不明確であった場合、本来は仕様との合致を問題とすべき検査において、運用テストで問題とされるべき改善要求や機能追加要求がなされることがあり、場合によっては、検査不合格になることがあった。

上記の問題を踏まえ、検収と運用テストを明確に切り分けるべく、運用テストをソフトウェア開発業務とは別フェーズとなるソフトウェア運用準備・移行支援業務に含めた。

3. 経済産業省モデル契約との相違点

ソフトウェア運用準備・移行支援業務の範囲に応じ、A 案・B 案を用意した。

【適用ガイド】

○ 第 1 項の選択肢の選択方法

準委任型の契約の対象として、システムテストを含める場合には A 案を、システムテストを含めない場合には B 案を選択する。また、第 24 条との整合性を踏まえ、第 24 条において A 案（システムテストを準委任で行う場合）を選択する場合、第 30 条においても必ず A 案（システムテストを準委任で行う場合）を選択するなど注意が必要である。関連する第 24 条の「適用ガイド」を参照されたい。

（ソフトウェア運用準備・移行支援業務に係る個別契約の締結）

第 31 条 甲及び乙は、当該ソフトウェア運用準備・移行支援業務について、第 4 条第 1 項記載の取引条件を協議の上決定し、ソフトウェア運用準備・移行支援業務に係る個別契約を締結する。

【条文解説】

1. 趣旨

モデル契約は「基本契約」として、複数の個別契約に共通する条件、基本となる条件を定めており、ベンダが行う作業内容、ユーザが行うべき作業内容およびそれらのスケジュールならびにユーザが支払うべき代金などの具体的な債務内容は個別契約において定められることになる。本条は、ソフトウェア運用準備・移行支援業務に関する具体的な債務内容を特定する個別契約の必要性を明確にするものである。

2. 経済産業省モデル契約との相違点

なし

【適用ガイド】

1. 個別契約書のサンプル

個別契約の締結に際しては、第4条第1項に記載の各取引条件をユーザ・ベンダ間で協議しておくことが必要である。

個別契約書のサンプルは3.3.1を参照されたい。なお、このサンプルでは役割分担等の詳細は別表に記載される構成となっている。この別表は個別契約書に袋とじし一体としておくことが原則である。もし、例外的に別々とする場合には、当該別表が個別契約書の別表であることが明らかになるよう別表の表紙に「〇〇〇〇年〇月〇日付ソフトウェア運用準備・移行支援業務に関する個別契約第〇項の別表である」など明記しておかなければならない。また、当該別表の表紙には、ユーザ・ベンダ双方の合意を明らかにするために双方の記名押印も必要となる。

（業務の終了・確認）

第32条 乙は、ソフトウェア運用準備・移行支援業務の終了又は個別契約に定める作業期間の満了若しくは作業工数（作業量）分の作業実施完了のいずれか最も早く到来したときから〇日以内に、業務終了報告書を作成し、甲に提出する。

2. 甲は、個別契約に定める期間（以下、「ソフトウェア運用準備・移行支

援業務終了の確認期間」という。) 内に、当該業務終了報告書の確認を行うものとする。

3. 甲は、当該業務終了報告書の内容に疑義がない場合、業務終了確認書に記名押印の上、乙に交付し、ソフトウェア運用準備・移行支援業務の終了を確認するものとする。
4. ソフトウェア運用準備・移行支援業務終了の確認期間内に甲が書面で具体的な理由を明示して異議を述べない場合には、ソフトウェア運用準備・移行支援業務終了の確認期間の満了をもって、業務の終了を確認したものとみなされる。
5. 個別契約に定める作業期間の満了又は作業工数（作業量）分の作業実施終了後も、甲が引き続き当該支援業務を必要とするときは、甲及び乙は第 33 条に従い、追加のソフトウェア運用準備・移行支援業務に関して変更契約又は追加契約を締結するものとする。

【条文解説】

1. 趣旨

本条では、準委任型のソフトウェア運用準備・移行支援作業について、確認を行う手続きを定める。

(1) 業務の終了要件

ソフトウェア運用準備・移行支援業務は次のいずれか最も早く到来した時点で終了する（第 1 項）。

- ① ソフトウェア運用準備・移行支援業務の終了
- ② 個別契約に定める作業期間の満了
- ③ 個別契約に定める作業工数（作業量）分の作業実施完了

(2) プロセスに対するチェック

準委任型の「ソフトウェア運用準備・移行支援業務」において、ベンダの責任は、技術指導を通じてユーザの作業を支援することに限られ、ソフトウェア運用準備・移行作業を完了し、完成したソフトウェアをユーザの業務で運用できるようにする責任自体はない。

そのため、ユーザの確認は、完成したソフトウェアが現実に運用できるかどうかの観点から行うのではなく、ユーザのソフトウェア運用準備・移行作業に対して十分な支援を行ったかどうかという観点から行う。

すなわち、サービスの結果（＝ベンダ支援のもとでユーザが行った運用準備・移行作業の結果）ではなく、サービスのプロセス（＝支援そのもの）に対するチェックである（第2項）。そして、そのチェックのために、実施した業務内容を記載した業務終了報告書をベンダからユーザに提出することとしている（第1項）。

(3) 確認期間の明確化とみなし確認

詳細かつ広範囲に確認するとなると、確認期間の長期化を招き、いつまでも確認されないという不都合が生じること、業務終了の確認が明確な形で行われないと、結局確認期間の長期化につながる事等から、確認期間を明確化し（第2項）、確認期間内に異議がなければ業務の終了を確認したものとみなす、みなし確認を定めている（第4項）。

(4) 追加のソフトウェア運用準備・移行支援業務

本条第1項では、ソフトウェア運用準備・移行支援業務の終了を、当該支援業務が終了した場合（＝ユーザのソフトウェア運用準備・移行業務が完了したとき）、またはベンダの作業期間あるいは作業工数の満了時としている。ユーザのソフトウェア運用準備・移行支援業務が完了した場合は問題とならないが、個別契約に定められた作業期間あるいは作業工数のいずれかを超過してユーザがさらにベンダの支援を必要とする場合は、別途契約が必要となる（第5項）。

2. 経済産業省モデル契約との相違点

(1) 第1項の作業期間、作業工数

ソフトウェア運用準備・移行支援業務の終了条件につき、経済産業省モデル契約では「ソフトウェア運用準備・移行支援業務の終了」のみとしている。しかしながら、ソフトウェア運用準備・移行支援業務のような準委任契約に基づくサービスの場合には、そのサービスの範囲の定め

方として、作業期間による定め方と作業工数（作業量）のよる定め方が実務上ある。特に、委託料を一括金額により定める場合にはそうである。そこで、作業期間、作業工数（作業量）も終了条件となる旨明記した。

なお、委託料の定め方として、時間当りの技術支援料を予め決めて実績時間を乗ずるように、作業量に応じて委託料も変動するような定め方もある。

(2) 第2項、第4項の確認

同じ準委任型である要件定義作成支援業務の終了・確認に関する第18条および外部設計書作成支援業務の終了・確認に関する第23条の表記に合わせて「点検」を「確認」とした。

(3) 第5項の追加

本条第1項において、ソフトウェア運用準備・移行支援業務の終了条件として、「作業期間または作業工数（作業量）の満了」を追加しており、同業務がソフトウェア運用準備・移行支援業務の終了前に終了する場合があることから、追加の支援業務が必要となる場合は、変更契約または追加契約が必要となることを確認的に定めた。

【適用ガイド】

1. 「検収」について

契約実務上、「検収」という用語をよく使うことがある。これは法律の用語ではなく、契約上慣習的に使用されている用語であり、経理上の売上計上あるいは請求や支払のトリガーとなるタイミングを示すものとして用いられる。売買では、検収完了時期として「受入検査合格時」、「納品時」、「出荷時」等のバリエーションが見られる。請負契約では「受入検査合格時」が多いと思われるが、本条のような準委任型のサービスに関しても「検収」が用いられることがある。

そこで、契約実務上、検収完了時期を明確にしたい場合、現在の本条第5項を第6項として、第5項として「前各項に基づく確認をもって検収完了とする。」あるいは「前各項に基づく確認とともに乙所定の検収通知書に甲が記名押印することをもって検収完了とする。」などの条文を追加す

ることが考えられる。

第4章 契約内容等の変更

本章では、本契約および個別契約の内容を変更する場合の基本原則、変更の手続き等について定める。

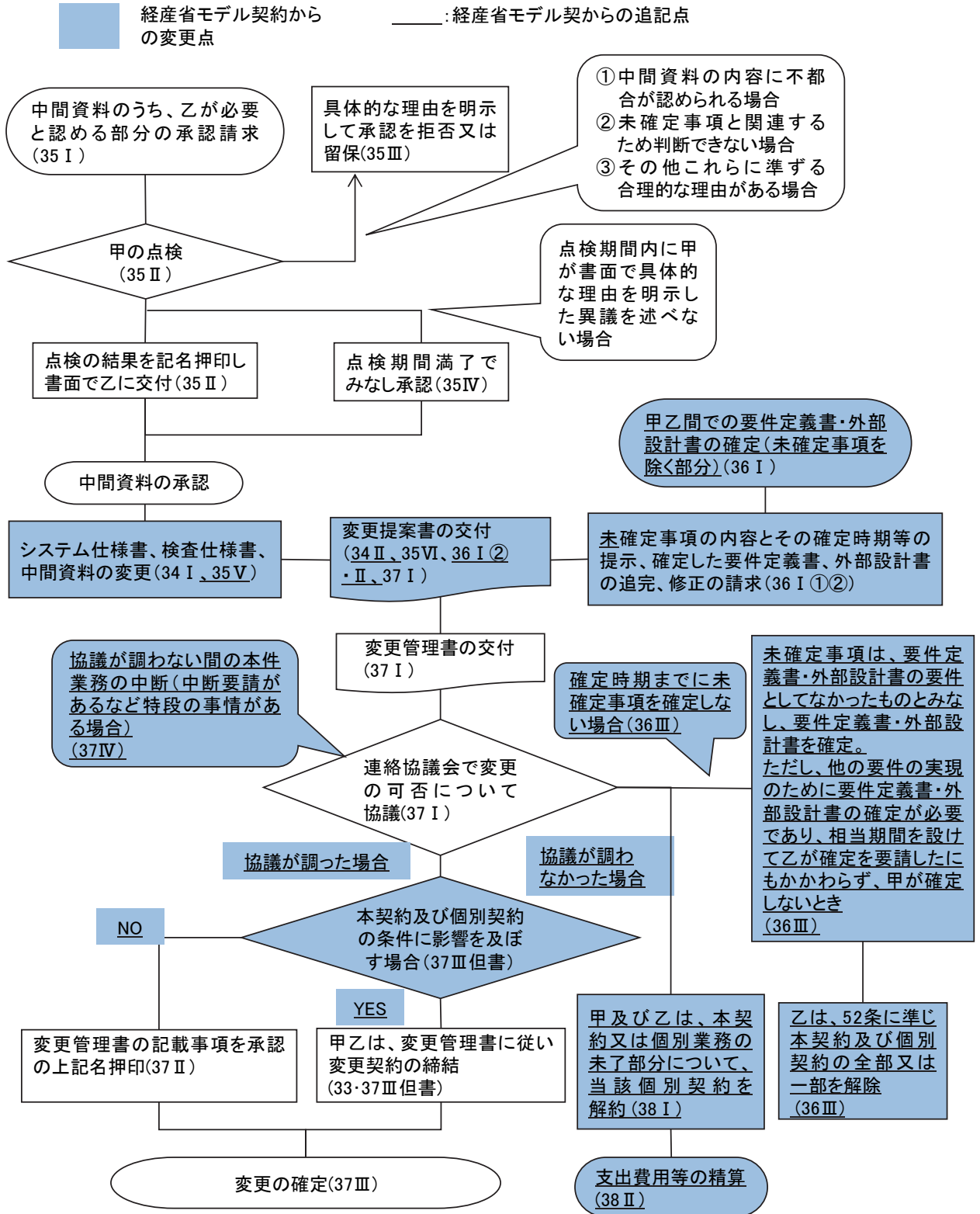
まず、第33条（本契約及び個別契約内容の変更）において、本契約および個別契約の内容を変更する場合の基本原則を定める。

次に、本契約および個別契約の内容の変更につながる個々の対象について、その対象ごとに第34条（システム仕様書等の変更）、第35条（中間資料のユーザによる承認）、第36条（未確定事項の取扱い）において定め、それらの変更の手続きを第37条（変更管理手続）で定める。

第38条（変更の協議不調に伴う契約終了）では、本契約および個別契約の内容変更について契約当事者間で協議が調わない場合の取扱いについて定める。

本契約の内容等の変更の全体プロセスについては、図 3.12 を参照のこと。

図 3.12 変更管理プロセス



(本契約及び個別契約内容の変更)

第 33 条 本契約及び個別契約の内容の変更は、当該変更内容につき事前に
甲乙協議の上、別途、書面により変更契約を締結することによってのみ
これを行うことができる。

【条文解説】

1. 趣旨

本条では、本契約および個別契約に関するすべての契約内容の変更は、書面による変更契約の締結によって行う旨を定める。

2. 条文の背景

民法上、契約は申込みと承諾の意思表示の合致により成立するため、口約束であっても意思表示の合致があれば契約が成立する。契約の変更も同様である。

口頭による契約変更の意思表示については、契約当事者間でのトラブルを生じさせるおそれがあるため、これを避ける観点から、本契約では、変更契約を締結することによってのみ契約の変更を行うことができる旨を規定したものである。

3. 経済産業省モデル契約との相違点

なし

(システム仕様書等の変更)

第 34 条 甲又は乙は、システム仕様書、検査仕様書、第 35 条により甲に承認された中間資料（以下、総称して「仕様書等」という。）の内容についての変更が必要と認める場合、その変更の内容、理由等を明記した書面（以下、「変更提案書」という。）を相手方に交付して、変更の提案を行うことができる。

2. 仕様書等の内容の変更は、第 37 条（変更管理手続）によってのみこれを行うことができるものとする。

【条文解説】

1. 趣旨

システム仕様書²⁷、検査仕様書²⁸および中間資料²⁹（以下、「仕様書等」と総称する。）はソフトウェア開発業務における最終的な目的物である納入物の仕様等であり、その変更は、仕様等の変更にとどまらず、開発スケジュールや金額に影響が及ぶ可能性があり、仕様変更に係るトラブルにつながりやすい。

そこで、本条では、仕様書等の変更について、その提案は必ず書面により行い、変更の手続きは変更管理手続きによって変更を行う旨を定める。

(1) 第1項

ユーザ・ベンダのいずれもが、仕様書等の変更提案を行うことができること、ただし、変更を求める当事者は変更の内容、理由等を明記した変更提案書³⁰を提出して、変更の要求または提案を行うことができる旨を定める。

(2) 第2項

仕様書等の内容の変更については、第37条（変更管理手続）によることを定める。

2. 条文の背景

(1) ソフトウェア開発における「仕様」とその曖昧性

一般的に開発ソフトウェアの「仕様」とは、開発すべきソフトウェアの内容そのものを指すが、ソフトウェアはハードウェア等の物品とは異なり無形であるため、その内容の特定が難しい。このため、ソフトウェア開発の委託者・受託者双方において「仕様」を特定・可視化し合意しておくことが重要である。この点を前提として条文を作成している。

²⁷ 本契約におけるソフトウェア開発業務の前提となる仕様であり（第24条（ソフトウェア開発業務の実施）第1項）、ソフトウェア開発業務における納入物の合否判定の根拠となるもの（第29条（瑕疵担保責任）第1項）である。

²⁸ システム仕様書に基づいて作成される納入物の検査の基準となるテスト項目、テストデータ、テスト方法およびテスト期間等を定めたものであり、納入物のうち本件ソフトウェアについて、システム仕様書との合致に係る検査を行う際の元となる文書（第27条（検査仕様書の作成及び承認）である。

²⁹ 第2条第1項第5号

³⁰ 変更提案書の例については、3.3を参照のこと。

(2) 本件ソフトウェアの「仕様」とその確定

本契約では、ユーザ・ベンダ双方により確認したシステム仕様書をソフトウェア開発業務における納入物である本件ソフトウェアの「仕様」と定義するが、「仕様」はソフトウェア開発のプロセスの中で変更、詳細化、追加されるなどして段階的に確定していくものである。ソフトウェア開発業務の委託前においてすべて確定していない場合³¹や、ソフトウェア開発業務プロセスにおいて確定する場合³²があるのが現状である。

(3) 現状の仕様変更についての問題点と問題点への対応

現実のソフトウェア開発案件において、ベンダは当初の契約金額内で、多くの「仕様変更」による費用増加を余儀なくされ、ベンダの収益を圧迫しているという実態があり、一方、ユーザにおいては、ベンダから、仕様の詳細化を仕様変更と称し、追加費用を請求されるという実態が併存している。

上記 (1) (2) のソフトウェアおよびソフトウェア開発業務の特性および上記問題点への対応のため、本条では、「仕様」の変更は、価格・納期に影響を及ぼす可能性があるとして位置付け、仕様変更・確定のための契約変更プロセスの明確化とプロセスに従った履行を促すための規定を設けた。

3. 経済産業省モデル契約との相違点 なし

【適用ガイド】

1. 仕様・価格・納期を早期に確定させるための考え方のルール化について
第 36 条（未確定事項の取扱い）において、主に未確定の仕様の確定に向けた取扱いを規定するが、確定を円滑に進める観点から、ユーザ・ベンダ間で確定のために優先すべき事項などについての考え方を可視化して合意

³¹ 予め仕様として確定しておくべき事項であるがソフトウェア開発業務の前の時点において未確定事項として残した場合、あるいは予め仕様として想定できなかったため仕様として反映していない場合。

³² 未確定事項を確定する場合、予め仕様として確定していた事項を変更または追加する場合、予め仕様として明示されていなかった事項を追加する場合。

しておくことが有益な場合がある。以下に考え方の一例を示すので、必要に応じて検討されたい。

- (1) 仕様変更が価格および納期のそれぞれに大幅な変更を余儀なくする場合であって、価格・納期を変更することが難しい場合

既に合意済みの価格・納期の範囲で、実現可能な仕様を開発仕様（合意済みの仕様の一部を削除し、変更仕様を追加することを含む）として再確定し、変更契約を締結する。

- (2) 仕様変更が価格および納期のそれぞれに大幅な変更を余儀なくする場合であって、納期を変更することが難しい場合

既に合意済みの納期の範囲で、実現可能な仕様を開発仕様（合意済みの仕様の一部を削除し、変更仕様を追加することを含む）として再確定しそのための価格も合意した上で、変更契約を締結する。

- (3) 仕様変更が価格および納期のそれぞれに大幅な変更を余儀なくする場合であるが、価格・納期を変更することができる場合

仕様変更を明確化し、変更後の仕様・価格・納期についての変更契約を締結する。

（中間資料のユーザによる承認）

第 35 条 乙は、中間資料のうち、乙が必要と認める部分を提示して、甲の承認を書面で求めることができる。

2. 甲は、前項の承認請求を乙から受けた日から○日以内（以下、「中間資料の点検期間」という。）に、内容を承認するか点検を行い、その結果を書面に記名押印の上、乙に交付するものとする。

3. 甲は、中間資料の内容に不都合が認められる場合、又は次条で定める未確定事項の内容と関連性を有するため、当該時点では判断できない場合、その他これらに準ずる合理的な理由がある場合は、その具体的な理由を明示して乙に回答することにより、承認を拒否又は留保することができる。但し、ソフトウェア開発作業を円滑に促進するため、甲は合理的理由のない限り適時に第 2 項所定の点検結果を乙に交付するものとする。

4. 甲は、中間資料の点検期間内に書面で具体的な理由を明示した異議を述べない場合、中間資料の承認を行ったものとみなされる。
5. 甲又は乙は、前各項により中間資料の承認がなされた後に、中間資料の内容の変更の必要が生じた場合は、変更提案書を相手方に交付して、変更の提案を行うことができる。
6. 甲から承認された中間資料の内容の変更は、第 37 条（変更管理手続）によってのみこれを行うことができるものとする。

【条文解説】

1. 趣旨

ベンダはソフトウェアの開発過程で様々なアウトプットを作成する。ソフトウェア開発を効果的・効率的に行うには、手戻りの最小化が重要であり、アウトプット内容について、ユーザの承認をいただいて開発作業を進めることがユーザ・ベンダ双方にとって有益である。

上記の観点から、本条では、本件ソフトウェア、システム仕様書および検査仕様書に該当しないアウトプットを中間資料と定義し、ベンダがユーザにその承認を求める手続き等について定める。

(1) 第 1 項

ソフトウェア開発作業の特性として、承認対象とする中間資料をあらかじめ個別契約で定めておくことは困難であるため、ベンダが必要と判断する中間資料について、ベンダが必要と判断したときに承認を請求できる旨を定めている。

(2) 第 2 項

ベンダからの承認請求に対し、承認するか否かを点検する期間を定めることとなっており、点検結果は書面で回答する旨を定める。承認された中間資料の変更手続きは第 6 項に定めている。

(3) 第 3 項

ユーザが中間資料の承認を拒否または留保できる事由を定める。承認を拒否または留保できる場合としては、①中間資料の内容に不都合

が認められる場合、または②次条で定める未確定事項の内容と関連性を有するため、当該時点では判断できない場合、③その他①②に準ずる合理的な理由がある場合である。いずれの場合においても、承認を拒否または留保する場合には書面でその具体的な理由を明示してベンダに回答することが求められる。

(4) 第4項

第2項に定めるとおり、ユーザによる中間資料の承認は書面により行うことが原則であるが、ユーザによる承認作業の省力化およびベンダによるソフトウェア開発作業を遅延させない観点から、書面による承認と同等の効果を認めてよい条件をみなし承認規定として定めたものである。ユーザが中間資料の点検期間内にベンダに対し書面で具体的な理由を明示し異議を述べない場合も中間資料を承認したものととして扱う。

(5) 第5項および第6項

第5項・第6項は、承認された中間資料の変更手続きを定める。開発作業は承認された中間資料の内容を前提に進められる。そのため、事後その内容が変更されると開発作業のやり直しにつながり、ユーザにとってはスケジュールに、ベンダにとってはコストに影響が生ずることがある。そこで、その内容の変更には所定の変更管理手続きを要することとした。

2. 条文の背景

モデル契約の最終的な目的物であるソフトウェアの仕様は、ソフトウェア開発の特性上、ユーザ・ベンダ間の確認により段階的に確定していく。

ソフトウェア開発を手戻りなく効率的に行うためには、個別業務の終了の時点のみならず個別業務の遂行の過程で作成したアウトプットについても、仕様として確定できる範囲で必要に応じ順次確定し、未決事項を明らかにして進めることが重要である。この観点から、個別業務の遂行過程で生じるアウトプットを中間資料と定義し、その承認については、仕様確定に向け一定の拘束力を与えることとした。

3. 経済産業省モデル契約との相違点
なし

【適用ガイド】

1. 中間資料のユーザ承認の意義

本件ソフトウェア、システム仕様書および検査仕様書（以下、「本件ソフトウェア等」と総称する。）の確定/承認規定³³との関係で、その確定/承認前のアウトプットである中間資料のユーザ承認の意義は次のとおり。

(1) 承認の範囲内での作業内容の確定について

中間資料は、ユーザ承認後、その承認が否定される特段の事情が存在しない限り、その承認の範囲内でその後の作業の前提として確定する。中間資料は本件ソフトウェア等の確定に向けて重要な役割を果たすことが期待されているともいえる。この点を踏まえ、事後の開発作業に影響を与えるなど、予めユーザの承認を得ておくべき事項については、作業着手前にベンダ・ユーザ間で中間資料として明確化し、その承認時期を決めておくことや、連絡協議会もしくは定例会議の場等を通じて、その決定に従い定期的かつ着実に中間資料のユーザ承認を求めていくなどの運用も考慮されたい。

(2) 中間資料の変更について

ユーザが承認した中間資料は、その承認の範囲内でその後の作業の前提として確定するものであることから、その内容の変更については、システム仕様書の変更と同等の取扱いを行う（第 35 条）。

2. 中間資料の瑕疵担保責任について

瑕疵担保責任は個別契約における最終的な目的物に対して、その検査完了後の時点から生じるものであるから、最終的な目的物でない中間資料について瑕疵担保責任は生じない。

³³ 要件定義書の確定（第 17 条および第 18 条）、外部設計書の確定（第 22 条および第 23 条）、納入物の納入（第 26 条）、検査仕様書の承認（第 27 条）、本件ソフトウェアの検収（第 28 条）

(未確定事項の取扱い)

第 36 条 第 17 条に基づく要件定義書又は第 22 条に基づく外部設計書の点検期間内において、①甲が、当該要件定義書又は外部設計書において確定すべき事項のうち②甲のやむを得ない事情により確定して提示することができない事項（以下、「未確定事項」という。）がある場合、甲及び乙は、次の各号に定めることを条件として当該未確定事項を除き当該要件定義書又は外部設計書を第 17 条又は第 22 条に従い確定させることができるものとする③。

① 甲が未確定事項の内容とその確定時期、未確定事項の確定により請求する追完、修正により委託料、作業期間、納期及びその他の契約条件の変更を要する場合に甲がこれを受け入れること、その他必要となる事項を記載した変更提案書を乙に速やかに提示する。④

② 前号に従い乙に変更提案書が提示された後速やかに、甲及び乙はその内容について協議し、合意できた場合には、甲乙双方の責任者が当該変更提案書に記名押印する。④

2. 甲は、未確定事項を確定したときは直ちに、その内容を変更提案書により乙に通知するとともに、確定した要件定義書、外部設計書の追完、修正を請求できるものとする。なお、⑤甲による追完又は修正の請求は、第 37 条（変更管理手続）によってのみこれを行うことができるものとする。

3. 甲が第 1 項の確定時期までに未確定事項を確定しない場合、乙は、当該未確定事項は当該要件定義書又は外部設計書の要件としてなかったもの（当該未確定事項につき選択肢が設けられており、甲がそのいずれかを選択しなかった場合は、乙が選択したものを甲が選択したもの）とみなすことができるものとする。但し、乙は、当該未確定事項が無かったものとみなした場合に、当該要件定義書又は外部設計書の他の要件の実現に支障が生ずると判断し、相当期間を設けて確定を要請したにもかかわらず、なお、甲が確定しないときは、乙は第 52 条に準じ本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができるものとする。⑥

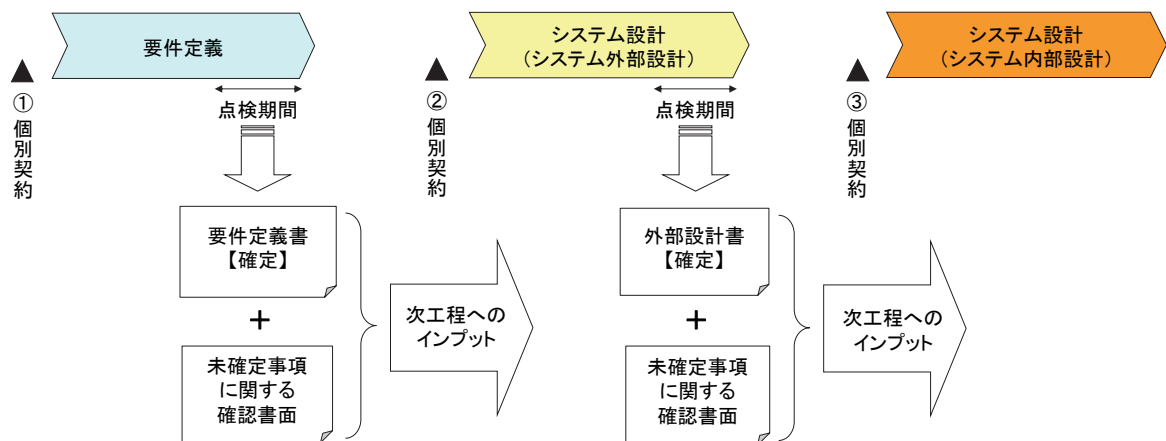
【条文解説】

1. 趣旨

第 17 条あるいは第 22 条に定めるように要件定義書あるいは外部設計書を確定することは、その後の開発工程を円滑かつ確実に進めるために非常に重要である。確定がなされないならば、これらのドキュメントで規定される仕様が流動的なものとなり、内部設計以降の作業も流動的なものとならざるを得ず、品質、納期、費用等に多大な影響を及ぼすものである。しかし、一方、それぞれの適切なタイミングで確定しきれない事項が残ることも事実である。これらの事項がその後確定することは納期、価格等の契約条件に影響しうるものであるが、旧モデル契約ではむしろこのような未確定事項は残さないように要件定義書や設計書を確定することを前提としていたため、旧モデル契約では未確定事項について扱っていなかった。経済産業省モデル契約では、このような実態も加味して「未確定事項の取扱い」という条項が設けられた。モデル契約では経済産業省モデル契約から変更しているところがあり、この点については後述する。

なお、工程、個別契約のタイミング、点検期間と本条の関係は図 3.13 のとおりである。

図 3.13 開発プロセスと個別契約/点検期間のタイミング



2. 経済産業省モデル契約との相違点

(1) 下線部①

本条でいう未確定事項とは、第 17 条あるいは第 22 条に定める点検期間

内に確定されない仕様項目である。要件定義工程全体を見渡すと、業務システム要件などの仕様が徐々に固まっていくものであるから、当然その初期の段階でも確定されない要件は多々ある。しかし、下線部①は、あくまで当該工程の最終段階で設けられる点検期間の中で最終的に確定されない事項の取扱いを明確にするものである。

(2) 下線部②

本条でいう未確定事項とは、要件定義書あるいは外部設計書の中で本来確定しておくべき仕様を想定したものであり、下線部②はその旨を明確にするものである。

(3) 下線部③

未確定事項として確認されたものを除き、その他の仕様については確定できることを下線部③により明確にした。すなわち、変更提案書によりユーザ・ベンダ双方が確認した未確定事項を除き、要件定義書の内容を確定させるものである。

(4) 下線部④

ユーザが未確定事項の内容その他本条第1項第①号に定める所定の事項を記載した変更提案書をベンダに提示することが手続きとして求められる。その後、ベンダは、その内容を十分吟味し、未確定事項としてその後の工程において確定されても支障ないものか検討を要する。その際には、その後の工程への影響度合い等について、ユーザ・ベンダは十分協議しておくことが必要である。何でも未確定事項として後の工程に残しておいてもよいというものではない。例えば、未確定事項が、根本的な設計思想に関わるようなものであり、それを後々の課題として残しておくことはかえって問題を大きくする場合には、やはり当該工程において確定させておくべきであり、未確定事項として残すべきではないであろう。このような観点も含めユーザ・ベンダ間で十分協議されることが望まれる。その上で合意できる場合に、未確定事項を確認する変更提案書に両社が押印する手順を踏むべきであろう。

(5) 下線部⑤

ユーザにおいて未確定事項を確定した場合には、その内容が正確に伝

わることを期すためにも、変更提案書によりベンダに通知するよう明確にした。

(6) 下線部⑥

万一、ユーザにおいて確定すべき時期までに未確定事項を確定しなかった場合の対処についても明らかにしておく必要があると考え、設けたものである。

ユーザが確定しない場合、ベンダに選択権を与える形としている。しかし、その選択結果が、要件定義書あるいは外部設計書にて確定している他の仕様の実現に支障がある場合には、ベンダとして一方的に選択することはできない。そこで、ベンダからユーザに確定を要請できるとし、それでも確定されないとき、そのまま作業を継続することはかかる支障を残したままとなるため、ベンダとして第 52 条の定めに基づき契約を解除できるものとし、支障をはらんだ債務から解放されうるようにした。

【適用ガイド】

1. 前工程と後工程が異なるベンダが受託する場合の留意点

モデル契約は、要件定義作成支援業務からソフトウェア運用準備・移行支援業務までの本件業務全体を同一ベンダが受託することを想定している。しかし、現実には、ある工程までとその後の工程を異なるベンダが受託することもある。例えば、要件定義作成支援業務は A ベンダが、外部設計書作成支援業務以降の業務を B ベンダがそれぞれ受託する場合、ユーザと A ベンダの間で確認された未確定事項に関する書面がユーザと B ベンダの間ではどのように扱われるのか、また、ユーザが未確定事項を確定したときの要件定義書の追完、修正を請求する相手は A ベンダと B ベンダのどちらなのかなどの疑問が生ずるはずである。そこで、上記受託例を前提に、本条に関するユーザ、ベンダ双方の留意点をまとめる。

(1) ベンダ B による事前チェック

ベンダ B は外部設計書作成支援業務を受託する場合、当該業務の前提となる要件定義書およびユーザとベンダ A が取り交わした未確定事

項に関する書面の内容を個別契約締結前に十分チェックしておく必要がある。当該要件定義書に基づいて自ら外部設計作成支援業務を遂行できるのか、当該未確定事項が確定した場合の影響度合いを想定できるかという観点からチェックしておく必要がある。

(2) 未確定事項を確認した書面の扱い

要件定義工程の点検期間にユーザとベンダ A 間で取り交わした未確定事項に関する書面の効力がユーザとベンダ B 間に及ぶかという疑義がある。当事者が異なるために、法的には及ばないと考えざるを得ない。しかし、当該未確定事項がユーザにより確定された場合には、外部設計以降の工程に関するユーザとベンダ B 間の契約条件に影響するものであることから、ユーザとベンダ B 間において当該未確定事項の扱いを確認しておく必要がある。それゆえ、要件定義書の追完、修正もベンダ B に請求できる方が適切であろうと思われる。そこで、ユーザとベンダ B 間で締結する外部設計書作成支援業務の個別契約に当該未確定事項に関する書面を添付するか、あるいはユーザとベンダ B 間で改めて未確定事項に関する書面を取り交わすなどして、ユーザとベンダ B 間でも効力があることを確認しておくべきである。

(3) ユーザとベンダ A 間の措置

ユーザとベンダ B 間の措置は上記 (2) のとおりであるが、ユーザとベンダ A 間には、現に締結済の基本契約および未確定事項に関する書面が存在する。そうすると、未確定事項の確定後の要件定義書の追完、修正をベンダ A にも請求できると解釈されうる。事実上、ユーザがベンダ B に請求し、ベンダ A には請求しなければよい問題であるが、かかる解釈上の疑義を残さないためには、ユーザとベンダ A 間にて当該基本契約および書面を失効させるなどの措置をとっておくことが望ましい。

2. 未確定事項を最小限とすること

ソフトウェア開発を円滑かつ確実に進めるためには、確定すべき時点において要件定義書、外部設計書が確定していること（＝未確定事項が存在しないこと）が望ましい。この点、開発作業の遂行に際しては、未確定事

項はやむを得ない事情がある場合であって、必要最小限の範囲とするよう、留意されたい。

(変更管理手続)

第 37 条 甲又は乙は、相手方から第 34 条（システム仕様書等の変更）、第 35 条（中間資料のユーザによる承認）、第 36 条（未確定事項の取扱い）に基づく変更提案書を受領した場合、当該受領日から○日以内に、次の事項を記載した書面（以下、「変更管理書」という。）を相手方に交付し、甲及び乙は、当該交付日から○日以内に、第 12 条所定の連絡協議会において当該変更の可否につき協議するものとする。

- ① 変更の名称
- ② 提案の責任者
- ③ 提案年月日
- ④ 変更の理由
- ⑤ 変更に係る仕様を含む変更の詳細事項
- ⑥ 変更のために費用を要する場合はその額
- ⑦ 協議期間を含めた変更作業のスケジュール
- ⑧ その他変更が本契約及び個別契約の条件（作業期間又は納期、委託料、契約条項等）に与える影響

- 2. 第 1 項の協議の結果、甲及び乙が変更を可とする場合は、甲乙双方の責任者が、変更管理書の記載事項（なお、協議の結果、変更がある場合は変更後の記載事項とする。以下同じ。）を承認の上、記名押印するものとする。
- 3. 前項による甲乙双方の承認をもって、変更が確定するものとする。但し、本契約及び個別契約の条件に影響を及ぼす場合は、甲及び乙は速やかに変更管理書に従い、第 33 条（本契約及び個別契約内容の変更）に基づき変更契約を締結するものとし、当該締結をもって変更が確定するものとする。
- 4. 乙は、甲から中断要請があるなどその他特段の事情がある場合、第 1

項の協議が調わない間、本件業務を中断することができる。

【条文解説】

1. 趣旨

ソフトウェア開発ではその過程で、仕様の変更がなされることがよくある。ある時点で仕様が決められると、その後の開発作業は当該仕様を前提に進められる。そのため、決められた仕様がその後変更されると、それまでの作業が無駄となり、もう一度やり直す必要が生ずる。このことは、開発スケジュールや費用に多大な影響を与える可能性が高いため、むやみに仕様変更を行うことは開発プロジェクトの破綻を招きかねない。これを回避するためには、仕様変更の必要性が発生したときには、将来、スケジュールや費用などに与える影響を十分考慮に入れ、その可否を判断する必要がある、この手順を担保するために適切な手続きを定めておくべきである。また、こうした変更要請が口頭でなされると、要請の有無、その内容について、ユーザとベンダ間で認識を共有できず、両者間で仕様の理解に齟齬が生ずることになり、このことは、その後の開発作業やソフトウェアの品質などに悪影響を与えることにもなる。

本条では、システム仕様書等の変更（第 34 条）、ユーザ承認済みの中間資料の変更（第 35 条）、未確定事項の追完又は修正（第 36 条）について、必要な手続きを定めている。

(1) 第 1 項

一方、当事者から変更提案書の提示があった場合、相手方は必要事項を記載した変更管理書を他方に交付し、両者間で協議することを定める³⁴。

(2) 第 2 項

協議の結果、変更する場合には、双方の責任者が変更管理書に記名押印することにより、その承認を確認することとしている。

(3) 第 3 項

前項に定める変更管理書の承認をもって原則として、変更が確定す

³⁴ 「変更提案書・管理書」の例については、3.3 を参照のこと。

る旨を定める。しかし、当該変更が、開発の範囲やスケジュール、費用などに影響を及ぼす場合には、変更管理書の承認に加え、第 33 条に基づく変更契約の締結を変更確定の条件としている。

(4) 第 4 項

協議している間、契約変更がなされているわけではないので、ベンダは、従前の仕様を前提に開発作業を進めることが契約上の義務である。しかし、変更内容がその後の作業に非常に大きな影響を与え、その結果によっては、今行っている作業が無駄となると判断される場合、「ユーザ・ベンダの意見の隔たりが大きく協議が調わないことが確実視されるような」³⁵場合、あるいは「ユーザから中断要請がある場合」³⁶など「特段の事情」がある場合、開発作業が無駄になることが確実なので、協議が調わない間、開発作業を中断できることとした。

2. 条文の背景

ソフトウェア開発の仕様はその開発プロセスの中で段階的に確定していくものであり、また、変更も生じる可能性が高いことを踏まえ、システム仕様の機能追加や変更等種々の変更が生じることを契約の前提とし、その変更のプロセスおよび方法を可視化する規定を設けたものである。この規定により、変更が生じた際におけるユーザ・ベンダ間での認識共有、調整、変更契約の締結が適切かつ速やかに図られ、ソフトウェア開発が適正に行われることを期待している。

3. 経済産業省モデル契約との相違点

いずれも、本条文の主旨をより明確にする観点から、字句の追加もしくは修正を行ったものである。

【適用ガイド】

1. 変更管理書と変更契約の運用について

変更管理書は、ユーザ・ベンダ双方からの変更の提案を管理し、協議を促すためのツールであり、ユーザ・ベンダの責任者が変更管理書に記名押

35 「2007 年経済産業省報告書」 88 頁

36 「2007 年経済産業省報告書」 88 頁

印することによって変更が確定する、と規定する。一方、変更管理書に記載される内容が本契約および個別契約の条件に影響を及ぼす場合には、変更の確定のためには変更管理書による記名押印に加え、変更契約の締結が必要である旨規定する。

この点、変更管理書に記載される内容が本契約および個別契約の条件に影響を及ぼすと考えられる場合には、変更契約を締結することを要する旨を変更管理書に記載し、その内容をユーザ・ベンダが確認し記名押印をすることによりユーザ・ベンダ間の認識を一致させておくことが重要である。

(変更の協議不調に伴う契約終了)

- 第 38 条** 前条第 1 項の協議期間内に協議が調わなかった場合、甲及び乙は、個別業務の未了部分について、本契約又は当該個別契約を解約することができる。
2. 前項により個別契約が解約された場合、甲は、それまで乙が遂行した個別業務についての委託料その他乙の支出した費用を支払うものとする。

【条文解説】

1. 趣旨

前条の協議の結果、費用や納期などの契約条件の変更等についてユーザあるいはベンダが受け入れることができない場合、ユーザあるいはベンダは、個別契約の未了の部分について解約を選択できる旨定めている。

(1) 第 1 項

ソフトウェア開発の過程で、仕様変更が必要になったものの変更協議が不調となった場合、ユーザにとっては、自らのニーズに沿わないソフトウェアを強いられ、また、ベンダにとっては、その変更が例えば、合理的な理由なく自己にとって新たな負担を伴う場合や実現不可能な条件を伴う場合などがある。このような状況下では、ユーザ・ベンダ間において、本契約または個別契約を継続するための合意形成を図ることが難しく、また、状況によっては既に契約関係を維持する

前提としての信頼関係も破綻していることも考えられることから、協議が調わなかった場合の措置として、個別契約の未了部分を対象として個別契約を解約することができる旨を規定している。

(2) 第2項

個別契約の解約時におけるユーザからベンダに対する費用の支払いについて定めたものである。個別業務について、履行割合に応じた委託料の支払いと、協議期間中にベンダに生じた費用等を支払う旨を規定している。

2. 条文の背景

ソフトウェア開発の変更手続きについて、協議が調わなかった場合には、本契約または個別契約の解約など、ユーザ、ベンダ間で新たな関係を構築した方が互いにとってよい場合がある。この点のルールを予め契約で合意しておくことにより、スムーズにことが運ぶことを期待している。

3. 経済産業省モデル契約との相違点

(1) 第1項

次の点が相違点である。

(a) 解約権者：ユーザだけでなくベンダからも解約が可能としている点。

経済産業省モデル契約の条文解説では、「ベンダとしては変更協議の合意が成立しない限り従前の条件で業務を遂行すればそれで債務を履行したことになることから」、ベンダに解約を認める必要はないと説明している。しかし、上述のとおり、ベンダからの解約を認めることが合理的である場合が想定されることから、ベンダからも解約ができる旨を規定した。

なお、ベンダに解約権を付与した場合、当該ベンダが当該解約権を行使するために敢えて不必要・不合理な変更提案を行い、協議不調にもっていくという濫用を危惧する意見もある。

経済産業省モデル契約では、対等の交渉力を有するユーザ・ベンダを契約の相手方として想定していると規定するが、そもそも、「相手方を契約の相手方として選定し、契約を締結すること」に

は、契約の締結後、信義誠実の原則に従って契約を履行することを、相当程度期待・信頼していることが含まれていると思われる。

しかしながら、本条が適用される状況下にあつては、少なくとも契約の締結の時点においては存在していた期待・信頼が、その後の契約履行プロセスの中で、期待・信頼を持ちえないような状況に陥っているといわざるを得ない場合であると考えられることから、このような状況においてなお、ベンダによる解約権の行使を制限することの方が権利の濫用というべきものであると思われる。

- (b) 解約の対象となる契約：本契約または個別契約の未了部分とした。
- (c) 解約を認める場合：第 37 条に定める連絡協議会での協議が調わなかった場合とした。連絡協議会の中では個別契約の変更およびその続行について諸々の調整が行われることが想定されるから、その結果協議が調わなかった場合、解約について新たな条件を認める必要がなく、上記規定とした。
- (d) 解約時における費用精算の考え方：第 2 項に規定した。

(2) 第 2 項

次の点が相違点である。

- (a) 個別業務（履行分）の委託料に加え、「その他ベンダが支出した費用」を支払う旨を規定した。協議の過程では、ベンダは通常次の費用を負担している。(a) 協議を行うための人件費、(b) プロジェクトが再開されることを想定し、このために体制を維持するために負担するコスト（プロジェクト要員の人件費（外注費用を含む）など）。これらの費用は、経済産業省モデル契約に規定する「解約により乙が出捐すべきこととなる費用その他乙に生じた損害」とは必ずしも一致しないこと、現実に出した費用については、請求に基づき支払っていただくことが望ましいことから、上記規定とした。
- (b) 損害賠償の規定については、特段定めないこととした。協議不調につき、ユーザもしくはベンダの責めに帰すべき事由がある場合には、第 53 条（損害賠償）に従い解決を図る。

【適用ガイド】

1. 解約時におけるソフトウェア等の引渡しに係る責任

個別契約の解約時、ユーザがベンダに対し、解約時点までにベンダが作成したソフトウェアやドキュメントなどの引渡しを求めることがある。この場合、ソフトウェアが完成しているわけではないので、ベンダがこれらソフトウェア等について瑕疵担保責任を負うことは非常に酷であるため、現状有姿（権利侵害や稼動について無保証）で引き渡すことをこれらソフトウェア等の引渡しに係る契約の条件とすることが妥当である。

第5章 資料及び情報の取扱い

（資料等の提供及び返還）

第39条 甲は乙に対し、本契約及び各個別契約に定める条件に従い、当該個別業務遂行に必要な資料等の開示、貸与等の提供を行う。

2. 前項に定めるもののほか、乙から甲に対し、本件業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、甲乙協議の上、各個別契約に定める条件に従い、甲は乙に対しこれらの提供を行う。
3. 本件業務遂行上、甲の事務所等で乙が作業を実施する必要がある場合、甲は当該作業実施場所（当該作業実施場所における必要な機器、設備等作業環境を含む。）を、甲乙協議の上、各個別契約に定める条件に従い、乙に提供するものとする。
4. 甲が前各項により乙に提供する資料等又は作業実施場所に関して、内容等の誤り又は甲の提供遅延によって生じた乙の本件業務の履行遅滞、納入物の瑕疵等の結果については、乙はその責を免れるものとする。
5. 甲から提供を受けた資料等（次条第2項による複製物及び改変物を含む。）が本件業務遂行上不要となったときは、乙は遅滞なくこれらを甲に返還又は甲の指示に従った処置を行うものとする。
6. 甲及び乙は、前各項における資料等の提供、返還その他処置等について、それぞれ第10条に定める主任担当者間で書面をもってこれを行うものとする。

【条文解説】

1. 趣旨

ソフトウェア開発では、ユーザの業務に関するマニュアル、ルール集、企画書など様々な情報がユーザからベンダに提供されることが不可欠であり、ユーザはそれらの情報に関する資料等をベンダに提供することになる。また、ベンダは、ユーザに対し、支援作業あるいは開発作業に必要な資料等の提供を要求できることを担保しておく必要もある。

そこで本条は、ユーザからベンダに提供される資料等の扱いについて定める。

(1) 第1項

個別契約に定める条件を前提に、個別業務遂行に必要な資料等に関するユーザの提供義務を定める。

(2) 第2項

ベンダからユーザへの資料等の提供要請に対する提供義務の条件について定める。

(3) 第3項

ユーザの事務所等にあるシステム環境を使って作業をする場合などユーザの事務所等で開発作業を行う場合、その作業場所をユーザからベンダに提供することがある。本項はそのような作業場所の提供義務について定めている。なお、第12条に定める連絡協議会をユーザの事務所等で行う場合も含まれる。提供する際の具体的な条件については、ユーザ・ベンダ間で協議の上、個別契約で定める。

(4) 第4項

ユーザが提供する資料、作業実施場所等の不具合や提供遅延が原因で、ベンダの作業に遅延等が生じた場合、それをベンダの責任とすることは酷であるので、かかる場合にはベンダは免責される。

(5) 第5項

資料等が不要になった場合の当該資料等のユーザへの返還またはユーザの指示に基づく処置について定める。ユーザの指示に基づく処置には、例えば、ベンダ自らが廃棄し、その廃棄証明書を交付するよ

うユーザが指示するなどである。

(6) 第 6 項

資料の紛失や盗難等のトラブルを予防するために、資料等の提供、返還その他の処置等を主任担当者間で書面により行うこととしている。

2. 条文の背景

ユーザがベンダに提供する資料等の提供または作業実施場所の確保については、本契約および個別契約の履行に影響するため、これらについてあらかじめ取扱いを定め、円滑な履行に資するようにした。

3. 経済産業省モデル契約との相違点

なし

【適用ガイド】

作業実施場所の確保のために、第三者と賃貸借契約を結ぶことが求められるような場合、その契約の締結者やその費用の取扱いについても、個別契約に定めておくことが考えられる。

(資料等の管理)

第 40 条 乙は甲から提供された本件業務に関する資料等を善良な管理者の注意をもって管理、保管し、かつ、本件業務以外の用途に使用してはならない。

2. 乙は甲から提供された本件業務に関する資料等を本件業務遂行上必要な範囲内で複製又は改変できる。

【条文解説】

1. 趣旨

前条の定めによりユーザからベンダに提供された資料等の管理について定めるものである。

(1) 第 1 項

前条によりユーザからベンダに提供された資料等について、その管

理、保管に当たってのベンダの善管注意義務を定めるとともに、目的外使用の禁止を定める。

(2) 第2項

ソフトウェア開発作業では多くの要員が共同で作業を行っている関係から、ユーザからベンダに提供された資料等を複製したり、ドキュメント作成に当たって改変することがある。このように、本件業務に必要な範囲での複製または改変を認めることとしている。

2. 条文の背景

ソフトウェア開発作業の実態に即し、資料等の管理と活用が有効に図られるよう、条件を規定している。

3. 経済産業省モデル契約との相違点

なし

(秘密情報の取扱い)

第41条 甲及び乙は、本件業務遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が書面(電子的形式を含み、以下、同様とする)^①により秘密である旨指定して開示した情報、又は口頭により秘密である旨を示して開示した情報で開示後○日以内に書面により内容を特定した情報(以下、合わせて「秘密情報」という。)を第三者に漏洩してはならない。但し、次の各号のいずれか一つに該当する情報についてはこの限りではない。また、甲及び乙は秘密情報のうち法令の定めに基づき開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先に対し、当該法令の範囲内で秘密を保持するための措置をとることを要求のうえで^②開示することができるものとする。

① 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報

② 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報

- ③ 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - ④ 本契約及び個別契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
2. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。
 3. 甲及び乙は、秘密情報について、本契約及び個別契約の目的の範囲内でのみ使用し、本契約及び個別契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前に相手方から書面による承諾を受けるものとする。
 4. 甲及び乙は、秘密情報を、本契約及び個別契約の目的のために知る必要のある各自の役員^③及び従業員に限り開示するものとし、本契約及び個別契約に基づき甲及び乙が負担する秘密保持義務と同等の義務を、秘密情報の開示を受けた当該役員及び従業員に退職後も含め課すものとする。また、乙は、第7条に基づく再委託先に対して秘密情報を開示できるものとし、乙は当該再委託先に対して本条と同等の義務を課すものとする。^④
 5. 秘密情報の提供及び返却等については、第39条（資料等の提供及び返還）を準用する。
 6. 秘密情報のうち、個人情報に該当する情報については、次条の規定が本条の規定に優先して適用されるものとする。
 7. 本条の規定は、本契約終了後、○年間存続する。

【条文解説】

1. 趣旨

ソフトウェア開発においては、ユーザ、ベンダが互いに自己の保有する技術上または営業上の情報を相手方に開示する。このうち、「秘密情報」についてはその重要性に鑑み、特に高い管理が求められることから、当該秘密情報を適切に取り扱うための条件を定めるものである。

(1) 第1項

本項では、以下の点について定める。

(a) 秘密情報の定義

本契約において秘密保持義務を負う対象となる秘密情報を次のとおり、秘密である旨の指定がされ開示された情報に限定している。

本件業務遂行のため相手方より提供を受けた技術上または営業上

その他業務上の情報のうち、次に該当するもの。ただし、公知の情報など本項各号に該当する情報を除く。

- ① 相手方が書面（電子的形式を含み、以下、同様とする）により秘密である旨指定して開示した情報、あるいは
- ② 口頭により秘密である旨を示して開示した情報で開示後○日以内に書面により内容を特定した情報

(b) 法令の定めに基づき開示すべき秘密情報の開示について

法令の定めに基づき開示要求を受けた秘密情報について、当該法令の定めに基づく開示先への開示について定めるものである。当該法令の範囲内で秘密を保持するための措置をとることを要求の上で開示することができる旨定める。

(2) 第2項

秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理のために必要な措置を講ずる義務を負う旨規定する。この必要な措置は、秘密情報の秘密管理性を担保できるよう、物理的・技術的、人的、組織的観点から実効的なものでなければならない。

(3) 第3項

秘密情報の提供を受けた当事者の秘密情報の使用条件について定めるものである。

本契約および個別契約の目的の範囲外での秘密情報の使用を禁止すること、本契約および個別契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前に秘密情報の開示先から書面による承諾を受ける旨を規定している。

(4) 第4項

秘密情報の開示先と開示の際の条件について定めるものである。

(a) 開示先

本契約および個別契約の目的のために知る必要のある各自の役員および従業員ならびに、第7条に基づく再委託先としている。

(b) 開示の際の条件

本契約および個別契約に基づきユーザ・ベンダが負担する秘密保

持義務と同等の義務を、秘密情報の開示を受けた当該役員および従業員に対し退職後も含め課すことを規定する。また、当該役員または従業員が退職した後についても秘密保持義務を課すよう定めている。また、第 7 条に基づく再委託先に対し、本条と同等の義務を課すことをその開示の条件として規定している。

(5) 第 5 項

秘密情報の提供および返却等について、第 39 条（資料等の提供及び返還）の定めを準用する旨を定める。

(6) 第 6 項

秘密情報と個人情報とでは、公知性という点で異なる側面もありうるが、その扱いについて重複する部分もある。そこで、本項では、秘密情報に関する本条と個人情報に関する次条との優先関係を定める。

(7) 第 7 項

秘密保持義務を負う期間について定める。秘密保持義務は通常、契約期間より長く存続させる場合が多く、本項でも本契約終了後、本契約上当事者間で決める期間、当該義務が存続する旨の規定としている。

2. 経済産業省モデル契約との相違点

(1) 下線部①

提示される秘密情報の形式の実態に即した規定とすべく、書面に加え、電子的形式を含む旨を規定した。

(2) 下線部②

法令に基づく開示先に対して、可能な範囲で秘密保持義務を課す規定とした。

(3) 下線部③および下線部④

再委託先の役員、従業員に対する秘密保持義務の徹底はベンダが直接行う場合もあり得るが、ベンダと再委託先の契約の関係上、当該再委託先をしてその指揮命令権の下で行わせることが妥当と思われるから、本項では後者の形態を前提とした。

【適用ガイド】

1. 秘密情報の指定

(1) 指定の意義

(a) 形式秘の採用

本件業務の遂行に当って、ユーザ、ベンダ間では、大量の情報が授受される。このような場合に、秘密情報について「実質秘」の考え方を採用すると、提供者が提供する情報のうち、どの情報を秘密として取り扱うべきか、受領者である本件業務の遂行者が実質的に秘密である情報を識別して秘密として取り扱う義務を負うことになる。

一般に情報の受領者である本件業務の遂行者は、個々の情報の秘密性等について知らないことが多く、その情報が実質的に秘密であるかの判断をすることは容易でない。特に大量の情報が授受される場合は、その判断はより困難となる。その結果、遂行者が秘密情報を適切に取り扱うことができないおそれがある。

本条の趣旨に照らせば、本件業務の遂行者が取り扱う情報を適切に秘密情報と認識して取り扱うことが求められることから、取扱いに際しては、秘密情報であることが適切に認識できるような、客観的な表示となっていることが望ましい。したがって、「形式秘」の考え方を採用し規定した。なお、本件業務の遂行の過程で、複数の提供先からの秘密情報の提供があるような場合においては、特にその提供者からの開示であることが客観的に認識できる表示（提供者の名称＋秘密表示）としておくことが望ましい。

(b) 指定表示が難しい場合の考え方

提供を受ける秘密情報の中に、書面への指定表示が難しいものが含まれる場合には、例えば、次のようにその文書名や提供時期などを特定して、指定表示なく秘密情報として取り扱う運用とすることも考えられる。

【文書名・提供時期の特例（例）】

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇〇〇年〇〇月〇〇日までの期

間に、甲から乙へ提供した下記の情報

- ・ ○○○○サービス申込書
- ・ △△△△契約書

(2) 提供する情報をすべて秘密情報として、秘密保持義務を課す場合について

上記の指定表示を行うことが難しい場合などで、提供する情報すべてを秘密情報と定義し、その管理義務をお互いが負う旨を定める場合がある。このような場合、秘密情報の授受について、そのプロセスや運用を明確にし、本件業務の遂行者に周知徹底を図っておかなければ、秘密保持義務を適切に果たすことが難しいと思われる。一つの運用としては、本件業務の遂行責任者や主任担当者を経由して秘密情報の授受を行うこととするなど、秘密情報の授受のルートを統制することが考えられる。

2. 秘密保持義務を負う期間の定める際の考え方

以下の点等を考慮し、ユーザ、ベンダ間で協議の上決定することが必要である。

- ① 基本契約および個別契約の契約期間
- ② 秘密情報としての有用性が失われるまでの期間
- ③ 授受される秘密情報の秘密性の高さ

3. 退職者に対する秘密保持義務

次の経済産業省発行「営業秘密管理指針」の内容に留意されたい。

「一般的に秘密保持契約を締結する必要がある。特に、現職の従業者等及び退職者と秘密保持契約を締結する際には、秘密保持義務が必要性や合理性の点で公序良俗違反（民法第 90 条）とならないよう、その立場の違いに配慮しながら、両者がコンセンサスを形成できるようにすることが重要である（「営業秘密管理指針」（平成 15 年 1 月 30 日、平成 17 年 10 月 12 日改訂、経済産業省）参照）」³⁷。

³⁷ 「2007 年経済産業省報告書」 91 頁

(個人情報)

- 第 42 条** 乙は、個人情報の保護に関する法律（本条において、以下、「法」という。）に定める個人情報のうち、本件業務遂行に際して甲より取扱いを委託された個人データ（法第 2 条第 4 項に規定する個人データをいう。以下同じ。）及び本件業務遂行のため、甲乙間で個人データと同等の安全管理措置（法第 20 条に規定する安全管理措置をいう。）を講ずることについて、個別契約その他の契約により合意した個人情報（以下、合わせて「個人情報」という。）を第三者に漏洩してはならない。なお、甲は、個人情報を乙に提示する際にはその旨明示するものとする。また、甲は、甲の有する個人情報を乙に提供する場合には、個人が特定できないよう加工した上で、乙に提供するよう努めるものとする。
2. 乙は、個人情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。
 3. 乙は、個人情報について、本契約及び個別契約の目的の範囲内でのみ使用し、本契約及び個別契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前に甲から書面による承諾を受けるものとする。
 4. 個人情報の提供及び返却等については、第 39 条（資料等の提供及び返還）を準用する。
 5. 前第 1 項の定めにかかわらず、乙は、第 7 条第 1 項に従い再委託する第三者に対して、第 7 条第 3 項の措置をとった上で、当該個人情報を開示できるものとする。

【条文解説】

1. 趣旨

個人情報も秘密情報も漏洩しないように管理しなければならない点は共通するが、個人情報保護法が求める安全管理措置等に鑑みると、個人情報については、秘密情報に関する前条とは異なる規定が必要となり、本条が設けられている。なお、委託者となるユーザは、同法第 22 条に基づいて委託先監督責任を負うものであり、本条はこの責任を果たす位置付けにもなる。

(1) 第 1 項

本条では次の (a)、(b) の個人情報を対象としている。

- (a) 個人データ（法第 2 条第 4 項に規定する個人データをいう。以下同じ。）
- (b) 本件業務遂行のため、甲乙間で個人データと同等の安全管理措置（法第 20 条に規定する安全管理措置をいう。）を講ずることについて、個別契約その他の契約により合意した個人情報

本項では、ユーザからベンダが取扱いを委託された当該個人情報の取扱いについて、次の 3 点を定める。

- ① 個人情報の保護義務をベンダが負うこと
- ② ユーザは、個人情報をベンダに提示する際にはその旨明示すること
- ③ ユーザは、ユーザの有する個人情報をベンダに提供する場合に、個人が特定できないよう加工した上で、ベンダに提供するように努めること

本項の「その他の契約」とは、本契約や個別契約とは別に、個人情報の取扱いを取り決めるために別途取り交わす覚書や契約を想定している。

また、情報主体である個人に対し責任を負っているのはユーザであり、ユーザ自身がまず個人情報の取扱いに十分な配慮を払うべき立場にあるため、いたずらに個人情報を開示することにならないよう、個人情報が特定できないような開示上の工夫に努めるべきである旨を規定した。例えば、テストデータについてはダミー化するなどである。

(2) 第 2 項

ベンダに必要な安全管理措置を課すものである。

(3) 第 3 項

個人情報の目的外使用を禁止し、さらにその複製、改変についてはユーザの承諾を必要とさせた。

(4) 第 4 項

個人情報の提供、返却等については、第 39 条（資料等の提供及び返

還)を準用する。

(5) 第5項

個人情報の管理を適切に行うことを前提として、再委託先に対して
も個人情報を開示することができる旨規定し、これにより予め
ユーザの承認を得る規定とした。

2. 条文の背景

個人情報保護法（平成15年5月30日法律第57号）³⁸は、高度情報通信社会の
進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の
適正な取扱いに関し、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を
保護することを目的として制定された。

ユーザ、ベンダが同法に定める個人情報取扱事業者に該当する場合、個
人情報の適正な取扱いについて、同法に定める義務を負うことになる。

3. 経済産業省モデル契約との相違点

(1) 第5項

経済産業省モデル契約の第5項は、再委託がベンダの裁量で可能な場
合にも、個人情報の取扱いの再委託についてはユーザの事前承諾を要す
るものとしている。個人情報ガイドラインにおいて、再委託を行う際に
委託者への文書による報告を契約上規定すべきとされている趣旨に対応
する³⁹。本件業務の遂行の実態等を踏まえると、個人情報の管理を適切
に行うことを前提として、再委託先に対しても個人情報を開示できるよ
うにすることが望ましい。

【適用ガイド】

1. ユーザの事業分野に関するガイドライン等の遵守について

個人情報の具体的な取扱い方法については、経済産業省の「個人情報ガ
イドライン」に加え、ユーザの事業分野で適用されているガイドライン等
も踏まえて十分協議の上、ユーザとベンダの責任分担を含め事前に取り決
めておく必要がある。

³⁸ <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H15/H15HO057.html>

³⁹ 「経済産業省モデル契約」93頁

第6章 権利帰属

ベンダが開発したソフトウェア等の納入物に関しては、特許権、著作権、ノウハウ等の知的財産権が発生する場合がある。本章は、納入物の所有権ならびに納入物の知的財産権の帰属および権利の行使の条件について定める。

(納入物の所有権)

第43条 乙が本契約及び個別契約に従い甲に納入する納入物の所有権は、当該個別契約に定める時期をもって、乙から甲へ移転する。

【条文解説】

1. 趣旨

納入物の所有権の移転時期は個別契約で定めることとしている。

2. 条文の背景

納入物の納入と納入物の対価の支払いには通常タイムラグがあることから、対価の支払いをもって所有権を移転するなど、ユーザ・ベンダ間の取引リスクのバランスを確保する観点から、所有権の移転時期を定めるものである。

3. 経済産業省モデル契約との相違点

なし。

【適用ガイド】

1. 受注制作ソフトウェアの収益認識時期について

受注制作のソフトウェア取引については、「契約上の取引相手との間で取り決めた成果物の内容（例えば、顧客との間の取引において、単に制作するだけでなく、契約において定められた機能を有する状態にすること）に応じて、一般的には検収等何らかの形でその成果物の提供の完了を確認することにより、収益を認識することになっている（但し、完成基準を適

用する場合)」⁴⁰。この点、所有権の移転時期を収益認識時期と一致させる場合には、個別契約において、所有権の移転時期を納入物の検収完了日と規定する。

2. 検収完了前の納入物の使用等について

個別契約において、納入物の所有権の移転時期を納入物の検収完了日と規定した場合、納入物の所有権は、その検収完了まではベンダに留保されている。この点、検収が完了しない状況で、ユーザが検査以外の目的で納入物を使用等する場合は、ベンダの許諾を得る必要があるので、留意願いたい。

(納入物の特許権等)

第 44 条 本件業務遂行の過程で生じた発明その他の知的財産又はノウハウ等（以下、合わせて「発明等」という。）に係る特許権その他の知的財産権（特許その他の知的財産権を受ける権利を含む。但し、著作権は除く。）、ノウハウ等に関する権利（以下、特許権その他の知的財産権、ノウハウ等に関する権利を総称して「特許権等」という。）は、当該発明等を行った者が属する当事者に帰属するものとする。

2. 甲及び乙が共同で行った発明等から生じた特許権等については、甲乙共有（持分は貢献度に応じて定める。）とする。この場合、甲及び乙は、共有に係る特許権等につき、それぞれ相手方の同意及び相手方への対価の支払いなしに自ら実施し、又は第三者に対し通常実施権を実施許諾することができるものとする。
3. 乙は、第 1 項に基づき特許権等を保有することとなる場合、甲に対し、甲が本契約及び個別契約に基づき本件ソフトウェアを使用するのに必要な範囲について、当該特許権等の通常実施権を許諾するものとする。なお、本件ソフトウェアに、個別契約において一定の第三者に使用せしめる旨を個別契約の目的として特掲した上で開発されたソフトウェア（以下、「特定ソフトウェア」という。）が含まれている場合は、当該個別契約に従った第三者による当該ソフトウェアの使用についても同様とする。なお、かかる許諾の対価は、委託料に含まれるものとする。

⁴⁰ 「実務対応報告第 17 号ソフトウェア取引の収益の会計処理に関する実務上の取扱い」（平成 18 年 3 月 30 日、企業会計基準委員会）参照。

4. 甲及び乙は、第2項、第3項に基づき相手方と共有し、又は相手方に通常実施権を許諾する特許権等について、必要となる職務発明の承継手続（職務発明規定の整備等の職務発明制度の適切な運用、譲渡手続など）を履践するものとする。

【条文解説】

1. 趣旨

本条は、本件業務遂行過程で生じた特許権等の帰属と実施許諾について定めるものである。

(1) 第1項

特許権等の帰属について定めるものであり、発明者主義（発明者が属する当事者に当該発明に係る特許権等が帰属するという考え方）に則っている。

(2) 第2項

共同発明等については共有とする旨定める。なお、持分は貢献度に応じて定める。

(3) 第3項

第1項によりベンダに帰属した特許権等につき、ユーザが本件ソフトウェアを使用するのに必要な範囲で、ベンダからユーザに通常実施権を許諾するものである。なお、ユーザが第三者に使用させることを想定し、その旨個別契約で定めた本件ソフトウェアについては、当該第三者に対しても許諾する旨を定める。なお、これらの許諾に関する対価は委託料に含まれることとしている。

(4) 第4項

本条は、特許法第35条に基づく職務発明規程により職務発明について発明者から会社に特許権等が承継されていることが前提となっており、かかる承継手続きの履践を定める。

2. 条文の背景

本件業務の遂行過程で生じた発明その他の知的財産またはノウハウ等は、

ユーザ・ベンダ双方にとって有用な知的財産であり、それを適切に使いこなしていくことがソフトウェア生産性の向上、ひいては産業活力の向上に資すると考えられる。したがい、その貢献度に応じた特許等の権利の帰属および行使の条件について予め定めるものである。

3. 経済産業省モデル契約との相違点
なし。

【適用ガイド】

○ 従前よりベンダが有していた特許権等の実施許諾

モデル契約では、開発された本件ソフトウェアの使用の際に、従前よりベンダが有している特許権等を使用する場合の条件については特段決めていない。実際の案件において、このような状況が生じた場合、モデル契約とは別に、ベンダ保有特許権等の実施許諾の条件についてユーザ・ベンダ間で合意のこと。

(納入物の著作権)

第 45 条 納入物に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、甲又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、乙に帰属するものとする。

2. 甲は、納入物のうちプログラムの複製物を、著作権法第 47 条の 2 に従って自己利用に必要な範囲で、複製、翻案することができるものとする。また、本件ソフトウェアに特定ソフトウェアが含まれている場合は、本契約及び個別契約に従い第三者に対し利用を許諾することができる。乙は、かかる利用について著作者人格権を行使しないものとする。

【条文解説】

1. 趣旨

本条は、納入物の著作権の帰属と利用の条件について定める。

経済産業省モデル契約は、著作権の有効活用とユーザの競争力の保持と

のバランスから3案（【A案】ベンダにすべての著作権を帰属、【B案】汎用的な利用が可能なプログラム等の著作権をベンダ、それ以外はユーザに帰属、【C案】汎用的な利用が可能なプログラム等の著作権をベンダへ、それ以外を共有）を用意しているが、モデル契約ではA案を採用した。

(1) 第1項

納入物の著作権は、ユーザまたは第三者が従前から保有していた著作権を除き、ベンダにすべて帰属するものと規定する。

(2) 第2項

ユーザの自己使用に必要な複製または翻案について定める。なお、ユーザが第三者に使用させることを想定し、その旨個別契約で定めた本件ソフトウェアについては、当該第三者に対しても許諾する旨を定める

2. 条文の背景

○ ソフトウェアの再利用の促進：日本版バイ・ドール法

2007年の産業技術力強化法改正により、従来、国の委託研究の成果に係る特許権等⁴¹を受託者に帰属させることを可能とする「日本版バイ・ドール法」が同法に移管されるとともに、委託研究のみならず、国が請け負わせたソフトウェア開発の成果に係る特許権等も受託者に帰属させることが可能となった。この法改正を踏まえ、2007年8月に経済産業省から「ソフトウェアに係る日本版バイ・ドール制度に係る運用ガイドライン」⁴²が公表されている。

同ガイドラインによると、この法改正では、「国等におけるソフトウェアの自由な利活用（複製、翻案又は改変等を含む）の確保と、秘密の保持ができれば、必ずしも特許権等を国等に帰属させる必要はなく、むしろ、当該特許権等を事業者に帰属させることにより、ソフトウェアの産業の技術力及び生産性が向上するとともに、当該知財の対価の分だけ発注金額が低下すること」が期待されている。そして、国等が発注す

⁴¹ 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権ならびにこれの登録・設定を受ける権利および著作権、育成者権

⁴² 経済産業省平成19年8月「ソフトウェアに係る日本版バイ・ドール制度に係る運用ガイドライン」

http://www.meti.go.jp/policy/innovation_policy/sangihoh/8GL.pdf

るソフトウェア開発では、従来、その成果の特許権等が国に帰属することが一般的であったが、この法改正により従来の慣行が変わることが期待される。

また、情報処理技術におけるソフトウェアの重要性および信頼性の向上は、今後もますます高まるであろう。そこで、ソフトウェア産業の技術力向上には技術の蓄積が不可欠であり、そのためには、ベンダにおいて、ユーザの秘密を保持した上で、ソフトウェア資産を蓄積し、自由に活用できることが必要である。

他方、ユーザとしても、開発委託したソフトウェアが目的どおりに利用できることが担保されるべきことは当然である。

このような背景・観点から、モデル契約では、ベンダ帰属を原則とする経済産業省モデル契約 A 案を採用している。

【適用ガイド】

1. 著作権法の趣旨およびソフトウェア著作権の有効活用の観点からの規定

2007 年経済産業省報告書には、著作権の規定について、ユーザ・ベンダの立場から様々な意見が寄せられている⁴³。この意見の中には、著作物の創作者を保護し、文化の発展に寄与するという著作権法の趣旨を必ずしも重視していないと思われるものが見受けられる。モデル契約において開発される本件ソフトウェアが著作権法において保護される著作物に該当するのであれば、創作者（ベンダ）に配慮した権利の帰属および行使の条件の設定を前提として考えることが必要であると思われる。

モデル契約では、上述のとおり、経済産業省モデル契約 A 案を採用したが、創作者であるベンダにとっては、著作物に含まれるユーザのノウハウや、ユーザの競争力の保持については、当然配慮すべきであることを前提⁴⁴として、ソフトウェアの有効活用によりソフトウェアの生産性の向上が一層図られるような工夫をしていく必要があり、この観点から、採用したものである。

⁴³ 「2007 年経済産業省報告書」 16～18 頁。

⁴⁴ ユーザのノウハウ流出防止には、契約上の手当てとしては秘密保持義務により可能である。

経済産業省モデル契約では他に B 案、C 案を規定するが、上記の観点から、JEITA としては、C 案、B 案の順に推奨する。なお、C 案、B 案活用上の留意点は下記 2. に記載のとおり。

2. 経済産業省モデル契約書 B 案、C 案について

C 案、B 案を用いる場合の留意点は以下のとおりである。

(1) C 案（汎用的な利用が可能なプログラム等の著作権をベンダへ、それ以外を共有）

① 汎用的な利用が可能なプログラムの著作権

ベンダに留保されるプログラムの「汎用的な利用」、について明示（例えば、納品時に明示するなど）する必要がある。

② 共有（持分均等）について

汎用的な利用が可能なプログラム以外のプログラムの著作権の共有の持分については、創作の寄与分に応じて具体的に定める考え方もある。個別案件の事情に応じて適切に規定されたい。

（納入物の著作権）

第〇条 納入物のうち本件業務によって新たに生じたプログラムに関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、汎用的な利用が可能なプログラムの著作権を除き、個別契約において定める時期（選択案 1 当該個別契約に係る委託料が完済されたとき 選択案 2 納入物の検収完了時）をもって、甲及び乙の共有（持分均等）とし、いずれの当事者も相手方への支払いの義務を負うことなく、第三者への利用許諾を含め、かかる共有著作権を行使することができるものとする。なお、乙から甲への著作権移転の対価は、委託料に含まれるものとする。また、乙は、甲のかかる利用について著作者人格権を行使しないものとする。

2. 甲及び乙は、前項の共有に係る著作権の行使についての法律上必要とされる共有者の合意を、予めこの契約により与えられるものとする。

3. 甲及び乙は、相手方の同意を得なければ、第 1 項所定の著作権

の共有持分を処分することはできないものとする。

- (2) B 案（汎用的な利用が可能なプログラム等の著作権をベンダ、それ以外はユーザに帰属）

「汎用的な利用」についての考え方を明確にすべき点は、C 案と同様。

（納入物の著作権）

第〇条 納入物に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。以下同じ。）は、乙又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権及び汎用的な利用が可能なプログラムの著作権を除き、甲より乙へ当該個別契約に係る委託料が完済されたときに、乙から甲へ移転する。なお、かかる乙から甲への著作権移転の対価は、委託料に含まれるものとする。

2. 甲は、著作権法第 47 条の 2 に従って、前項により乙に著作権が留保された著作物につき、本件ソフトウェアを自己利用するために必要な範囲で、複製、翻案することができるものとし、乙は、かかる利用について著作者人格権を行使しないものとする。また、本件ソフトウェアに特定ソフトウェアが含まれている場合は、本契約及び個別契約に従い第三者に対し利用を許諾することができるものとし、かかる許諾の対価は、委託料に含まれるものとする。

（乙による納入物の再利用）

第 46 条 乙は、第 41 条（秘密情報の取扱い）に反しない範囲において、乙が著作権を保有する本件ソフトウェアその他の納入物を利用することができる。

2. 前条による利用には、有償無償を問わず乙が本件ソフトウェアの利用を第三者に許諾し、又はパッケージ化して複製物を販売する場合を含むものとする。

【条文解説】

1. 趣旨

著作物としての本件ソフトウェアその他の納入物をベンダが再利用する際には、著作権だけでなく、第 41 条の秘密保持義務に違反しないよう、取り計らう必要がある。この点を確認的に定めたものである。

再利用には、有償無償を問わずベンダが本件ソフトウェアを第三者に許諾したり、またはパッケージ化して再販売する場合を含む。

2. 経済産業省モデル契約との相違点

なし。

【適用ガイド】

○ 再利用上の工夫

ユーザの秘密情報を含む著作物を再利用する場合、ベンダはユーザとの間で当該秘密情報の利用許諾を得る必要がある。この点、納入物の再利用を予定しているような場合においては、当該再利用予定部分にはユーザの秘密情報を含めないような開発を工夫することも一案である。

第 7 章 保証及び責任

【A 案】

(知的財産権侵害の責任)

第 47 条 甲が納入物に関し第三者から、日本国内における著作権、特許権その他の産業財産権（以下、本条において「知的財産権」という。）の侵害の申立を受けた場合、次の各号所定のすべての要件が充たされる場合に限り、第 53 条（損害賠償）の規定にかかわらず乙はかかる申立によって甲が支払うべきとされた損害賠償額を負担するものとする。但し、第三者からの申立が乙の責に帰すべからざる事由による場合（甲乙間で別段合意がない限り、第 48 条に定める第三者ソフトウェア又は第 49 条に定める FOSS に起因する場合を含む。）にはこの限りではなく、乙は一切責任を負わないものとする。

- ① 甲が第三者から申立を受けた日から○日以内に、乙に対し申立の事実及び内容を通知すること
 - ② 甲が第三者との交渉又は訴訟の遂行に関し、乙に対して実質的な参加の機会及びすべてについての決定権限を与え、並びに必要な援助をすること
 - ③ 甲の敗訴判決が確定すること又は乙が訴訟遂行以外の決定を行ったときは和解などにより確定的に解決すること
2. 乙の責に帰すべき事由による知的財産権の侵害を理由として納入物の将来に向けての使用が不可能となるおそれがある場合、乙は、乙の判断及び費用負担により、(i)権利侵害のない他の納入物との交換、(ii)権利侵害している部分の変更、(iii)継続使用のための権利取得のいずれかの措置を講じることができるものとする。
3. 第1項に基づき乙が負担することとなる損害以外の甲に生じた損害については、第53条（損害賠償）の規定によるものとする。

【B案】

（知的財産権侵害の責任）

- 第○条 本契約及び個別契約に従った甲による納入物の利用が、第三者の日本国内における著作権、特許権その他の産業財産権（以下、本条において「知的財産権」という。）を侵害したとき、乙は第53条（損害賠償）所定の金額を限度として、甲に対してかかる侵害によって甲に生じた損害（侵害を回避した代替プログラムへの移行を行う場合の費用を含む。）を賠償する。但し、知的財産権の侵害が乙の責めに帰すべからざる事由による場合（甲乙間で別段合意がない限り、第48条に定める第三者ソフトウェア又は第49条に定めるFOSSに起因する場合を含む。）はこの限りでなく、乙は一切責任を負わないものとする。
2. 甲は、本契約及び個別契約に従った甲による納入物の利用に関して第三者から知的財産権の侵害の申立を受けた場合、すみやかに書面でその

旨を乙に通知するものとし、乙は、甲の要請に応じて甲の防御のために必要な援助を行うものとする。

【条文解説】

1. 趣旨

本条は、納入物が第三者の著作権、特許権等の知的財産権を侵害した場合のベンダの責任について定める。

A 案、B 案から選択すること、A 案はベンダ主導で、B 案はユーザ主導で、それぞれ紛争の解決にあたる場合に適用すべきことは、経済産業省モデル契約と同様である。

2. 条文の背景

納入物が第三者の知的財産権を侵害した場合の責任分担を定めておく必要があることや、その一方で、その非侵害を予めベンダに保証させることが現実的でないこと等は、2007 年経済産業省報告書にもあるとおりである。また、紛争の解決をベンダ主体で行う場合とユーザ主体で行う場合に分けて責任分担のあり方を決めておくべき点についても同様と考える。

本条は、旧モデル契約には特に設けられていなかった条文である。モデル契約は、基本的に経済産業省モデル契約の条文を採用した。

3. 経済産業省モデル契約との相違点

モデル契約では、次の点について経済産業省モデル契約の条文に補整を加えた。

(1) 本条によりベンダが負う責任の範囲を、日本国内における侵害申立を受けた場合に限定した（A 案および B 案について共通）。

未公開のものを含む特許権すべてについて海外を含めて調査検証を行うことが実務的に困難であることに配慮して、範囲を区切ったものである。この限定を外す場合、当該調査検証にかかるコスト負担のあり方と、その実効性にどこまで責任を求めるべきかが次の議論になる。

(2) 「合理的な弁護士費用」を削除した（A 案について）。

A 案は、ベンダが交渉または訴訟に参加した上でこれに関する決定

権限を有すべきことを前提としているが、まず、ベンダがこの交渉または訴訟を弁護士に委任して行う場合、これに要する費用がベンダの自弁となることは自明である。

一方で、事案の性格に応じて相当と認められる額の範囲内のものであれば、弁護士費用は相当因果関係に範囲内と認められ得る（最高裁昭和 44 年 2 月 27 日第一小法廷判決（昭和 41 年(オ)第 280 号）⁴⁵。また、弁護士費用の取扱いについては、様々なトラブルの場面で問題となりうるものであることから、本条に特に明記する必要はなく、第 3 項の規定（第 53 条の損害賠償）に基づく処理を委ねることとした。

- (3) ベンダが責任を負う場合を、ベンダに帰責事由がある場合に限った（A 案および B 案について共通）。

責任主義の観点から、帰責事由がユーザにある場合またはユーザ・ベンダのいずれにもない場合は、免責とするものである。

【適用ガイド】

1. 納品後に成立した第三者特許等

納品後に成立した第三者特許等については、開発時のベンダには予見不可能なものであり、その侵害責任を負うことは妥当ではないことから、このような場合の第三者特許等の侵害は、「乙の責に帰すべからざる事由」の一つと考えられる。

2. ベンダがユーザに代わって知的財産権の侵害を処理する場合の条件

ベンダが納入した成果物に知的財産権の侵害が存在した場合、原則としてベンダがその責任を負うべきであるが、一方で、ユーザにも損害軽減義務が認められるべきとも考えられる。そこで、A 案の第 1 項に「④乙が要請した場合は甲は納入物の使用を速やかに中止すること」を付け加え、ユーザの使用継続によって知的財産権の侵害による損害額が拡大するおそれがある場合に、ベンダが納入物の使用を中止するよう要請できる余地を

⁴⁵ 高度に専門化・技術化した訴訟迫行を弁護士に委任することが常態化している実態を踏まえ、不法行為の被害者が負担のやむなきに至った弁護士費用を当該不法行為と相当因果関係に立つ損害とした。

残すことも考えられる。

3. ユーザ提供資料の第三者特許等の侵害問題

ユーザがベンダに対して提供する資料に起因する知的財産権の侵害を意識した規定を設ける場合がある。その例として、第三者特許等不侵害の保証について双務規定とする例と、第三者情報記載資料の利用制限に関する例を以下に掲げる。

[第三者特許等不侵害の保証について双務規定とする例]

(知的財産権侵害の責任)

第〇条 乙は本契約及び個別契約に定める納入物の提供時において、また甲は乙に提供した資料等の提供時において（以下、納入物と資料等を総称して本条で「提供物等」という。）、それぞれ提供物等又はその使用が第三者の日本国における著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他の産業財産権（以下、「知的財産権」という。）を侵害していないことを保証する。ただし、当該提供物等を提供した当事者の責めに帰することができない事由による場合（甲乙間で別段の合意がない限り、第 48 条に定める第三者ソフトウェア又は第 49 条に定める FOSS に起因する場合を含む。）はこの限りではない。

2. 甲及び乙は、前項に定める保証に違反し、提供物等又はその使用が第三者の知的財産権を侵害し、又はそのおそれがある場合には、相手方に対しその旨速やかに通知するとともに、自己の責任と負担において処理、解決するものとする。

[第三者情報記載資料の利用制限に関する例]

(知的財産権侵害の責任)

第〇条 乙が甲より貸与された資料に第三者の情報が含まれ、当該資料の乙の利用に関し制限がある場合、甲はその制限を別途書面で乙に通知するものとし、乙は当該制限を遵守して本件業務を実施するものとする。

(第三者ソフトウェアの利用)

第 48 条 甲又は乙は、本件業務遂行の過程において、本件ソフトウェアが備える予定の機能、仕様の一部とするために、第三者ソフトウェアを利用しようとするときは、第 37 条（変更管理手続）によるものとする。

2. 前項に基づき第三者ソフトウェアを利用することとなった場合、甲は、甲の費用と責任において、甲と当該第三者との間で当該第三者ソフトウェアのライセンス契約及び保守契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。ただし、乙が、当該第三者ソフトウェアを甲に利用許諾する権限を有する場合は、甲乙間においてライセンス契約等、必要な措置を講ずるものとする。

3. 乙は、第三者ソフトウェアに関して、著作権その他の権利の侵害がないこと及び瑕疵のないことを保証するものではなく、乙は、第 1 項に基づく利用決定時に、権利侵害又は瑕疵の存在を知らながら、若しくは重大な過失により知らずに告げなかった場合を除き、何らの責任を負わないものとする。但し、前項但書の場合で、甲乙間において当該第三者ソフトウェアに関するライセンス契約が締結され、当該ライセンス契約に別段の定めがあるときには、当該定めによるものとする。

【条文解説】

1. 趣旨

本条は、第三者ソフトウェアを利用する場合の手続きとその利用に伴うユーザ・ベンダ間のリスク分担について定める。

2. 条文の背景

特に近年、情報システムの開発に第三者ソフトウェアが利用されている実態は、2007 年経済産業省報告書にもあるとおりである。また、ベンダが第三者ソフトウェアの瑕疵や権利侵害の有無を把握することは困難であり、第三者ソフトウェアの利用に伴うユーザ・ベンダのリスク分担を定めておくべきとの指摘についても同様と考える。

本条は、旧モデル契約には特に設けられていなかった条文である。モデ

ル契約は、経済産業省モデル契約の条文を一部補整して採用することとした。補整のポイントは後述のとおりである。

3. 経済産業省モデル契約との相違点

モデル契約では、次の点について経済産業省モデル契約の条文に補整を加えた。

- (1) 第三者ソフトウェアをベンダが主体で選定する場合（A 案）とユーザが主体で選定する場合（B 案）の場合分けをせず、1 つの条文として提示する。
- (2) 本件業務遂行の過程で第三者ソフトウェアを利用する場合は、変更管理手続き（第 37 条）を経ることとする。

経済産業省モデル契約は、ユーザ・ベンダのどちらが選定主体となるかで 2 案に分けているが、次の理由からあえて 2 案に分ける必要はないと考えるに至り、一つのパターンとした。

- ① 2 案の間には、瑕疵、権利侵害に関するベンダの責任内容およびライセンス契約等の必要な措置については実質的な差はなく、ベンダ主体の場合の必要性等々の説明責任に差がある程度である。
 - ② ユーザが主体となって変更しようとする場合であっても、第三者ソフトウェアの利用が個別契約の条件に影響を与えるものである以上、ユーザは、一方的にベンダに対してその利用を指示できるものではなく、その必要性等をベンダに説明する必要がある。
 - ③ 上記①および②から、選定主体がユーザとベンダのいずれの場合であっても、双方には相手方に対する説明の必要性がある。また、本件ソフトウェアが予定している機能、仕様の一部をアプリケーションパッケージにより実現することは、本件業務の内容、開発するソフトウェアの仕様範囲を変更することである。
- したがって、選定主体がいずれの場合であっても第 37 条が予定している手続きを踏むことが妥当である。

【適用ガイド】

1. 第三者ソフトウェアの種類と考え方の整理

本件ソフトウェアが、ユーザの事業に応じたアプリケーションプログラム、コンテンツ、データベース等を指すことを前提とすると、第三者ソフトウェアには、次の3種類が考えられ、経済産業省モデル契約書第2条第6号もそのように定義している。

- ① 本件ソフトウェアが稼働するためのプラットフォームとなる、OS、ミドルウェア (MW) 等
- ② 本件ソフトウェアを開発するためのツールとなる、CASE ツール、開発ツール、移行ツール等
- ③ 本件ソフトウェアが予定している仕様や機能を実現するためのアプリケーションパッケージ

しかしながら、再考するに、次のとおり、①および②を第三者ソフトウェアに含ませる必要はないと考えられ、第三者ソフトウェアとは、③のアプリケーションパッケージであると定義付けることで足りるものと考えられる。

① OS、MW 等

これらのソフトウェア製品は通常、アプリケーションプログラムが動作するプラットフォームとして、アプリケーションプログラムの開発を主題とする本契約の枠外で使用許諾契約などの別途の契約により取引されるものであり、本契約の中で取り決める必要はないと考える。

また、これらのソフトウェア製品の追加、変更も、本件ソフトウェアの機能や仕様の変更を必ずしも伴うものではない。もちろんこれを伴う場合もあるが、そのような場合には、本件業務に関する条件（納期、委託料等）にも影響しうるものである。しかし、このことは、第三者ソフトウェアに限らずベンダ保有のソフトウェアでも同様であり、第三者ソフトウェアの場合だけを特に規定するのは妥当ではない。

そもそも、これらは本件ソフトウェアの開発前提となっているものであり、その追加、変更がシステム仕様書の内容に影響するものであるならば、システム仕様書の変更として第37条により処理すれば足りる。

② 開発ツール等

開発ツール等は、もっぱらベンダの作業効率化等のために、ベンダが選定し、利用するものである。したがって、その選定とそれを使った結果については基本的にベンダの裁量と責任に任せてもよいと考える。すなわち、開発ツール等を使って作成された本件ソフトウェアに関する責任（瑕疵担保責任）の問題として処理される。なお、開発ツール等についても、一般的には、その追加、変更が本件ソフトウェアの機能や仕様の変更を必ずしも伴うものではない。もちろんこれを伴う場合もあるが、当該追加、変更がシステム仕様書の内容に影響する場合には、上記①と同様と考える。

③ アプリケーションパッケージ

本件ソフトウェアが予定している機能、仕様の一部をアプリケーションパッケージにより実現する場合には、当該アプリケーションパッケージに関する権利・責任関係の他、本契約の下でベンダが作成すべき本件ソフトウェアの範囲が変わるなど、本件業務の内容、範囲も変わることとなり、その条件も問題となる。

2. ライセンス条件

第三者ソフトウェアの使用条件についてはモデル契約書の枠内では定めず、別途ライセンス契約等の締結が別途必要となることに注意する。

(FOSS の利用)

第 49 条 甲又は乙は、本件業務遂行の過程において、本件ソフトウェアが備える予定の機能、仕様の一部を実現するために、**FOSS** を利用しようとするときは、**第 37 条（変更管理手続）**によるものとする。なお、乙が**第 37 条に従い FOSS の利用を提案する場合、第 37 条第 1 項各号の事項に加え、当該 FOSS の利用許諾条項、機能、開発管理コミュニティの名称・特徴など FOSS の性格に関する情報、当該 FOSS の機能上の制限事項、品質レベル等に関して適切な情報を書面により提供するよう努めるものとする。**

2. 前項に基づき FOSS を利用することとなった場合、甲は、甲の費用と

責任において、乙又は第三者との間で FOSS の保守、障害対応支援契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。

3. 乙は、FOSS に関して、著作権その他の権利の侵害がないこと及び瑕疵のないことを保証するものではなく、乙は、第 1 項に基づく利用決定時に、権利侵害又は瑕疵の存在を知らながら、若しくは重大な過失により知らずに告げなかった場合を除き、何らの責任を負わないものとする。

【条文解説】

1. 趣旨

本条は、FOSS の利用について、第 48 条の第三者ソフトウェアの利用に関する規定と同様の趣旨を定めるものである。

2. 条文の背景

第三者ソフトウェア同様、情報システムの開発に FOSS を利用する例が増えてきている実態は、2007 年経済産業省報告書にもあるとおりである。

第三者ソフトウェアも FOSS も、「第三者」が開発するソフトウェアであるという点では同様であるが、FOSS の場合、製品責任や権利保障について責任を負わせる相手が存在しない（または特定できない）、使用に当たって、FOSS 開発管理コミュニティのポリシーや規約から制約を受ける場合がある、といった相違が挙げられる。

本条は、旧モデル契約には特に設けられていなかった条文である。モデル契約は、経済産業省モデル契約の条文を一部補整して採用することとした。補整のポイントは後述のとおりである。

3. 経済産業省モデル契約との相違点

- (1) FOSS の種類と考え方の整理については、前条（第三者ソフトウェアの利用）で述べた内容とほぼ同様である。
- (2) 条項を 2 案に分けない点についても、前条（第三者ソフトウェアの利用）で述べた内容とほぼ同様である。

【適用ガイド】

1. 第三者ソフトウェアと FOSS の違い

- (1) 第三者ソフトウェアでは、そのライセンス契約とサポートサービス（保守）契約を第三者とユーザで締結する場合もあれば、第三者とベンダが締結することもある。
- (2) 一方、FOSS の場合には、ライセンサーとなる当事者は、FOSS の権利者である第三者（コミュニティや個人・法人）に限られる。
また、サポートサービス（保守）を、ディストリビュータ（例えば、Linux の中核となっているカーネルに、各種の周辺ソフトウェアを独自に追加することによって、それぞれ独自の特徴を追加したディストリビューションを開発したり配布したりする企業）が提供することがあり、サポートサービス（保守）に関する契約関係は、次のいずれかであることが一般的である。
 - ① ディストリビュータとユーザ間で行われる。
 - ② ベンダが当該サポートサービス（保守）をユーザに提供すべくディストリビュータと契約した上でベンダ・ユーザ間で行われる。
- (3) さらに、製品保証、権利保障について、第三者ソフトウェアではライセンサーの契約により一定範囲でなされることがあるが、FOSS では何ら保証されない。

2. ベンダによる情報の提供について

FOSS については、ベンダにおいても、関連する情報をすべて入手し、かつその正確性等を検証できるとは限らない。FOSS に関する最新情報は、一般にインターネット上で入手できることになっているとはいえ、どこにどのような情報が掲示されているのかをすべて把握できるわけでもない。このような実態を前提とせざるを得ないことから、情報提供については努力義務とした。

3. ライセンス条件

FOSS の使用条件については、モデル契約書の枠内では定めず、当該 FOSS の利用許諾条項によることに注意する。

(セキュリティ)

第 50 条 乙が納入する本件ソフトウェアのセキュリティ対策について、甲及び乙は、その具体的な機能、遵守方法、管理体制及び費用負担等を協議の上、別途書面により定めるものとする。

【条文解説】

1. 趣旨

本条は、本件ソフトウェアのセキュリティ対策について、ユーザ、ベンダ間で必要な事項を取り決めておくべきことを定めるものである。

2. 条文の背景

情報システムにおけるセキュリティの重要性は説明するまでもないことであろう。

本条は、旧モデル契約には特に設けられていなかった条文であるが、セキュリティ確保が情報システムの信頼性、安全性に必須のものであることから、モデル契約は、経済産業省モデル契約の条文を採用することとした。

3. 経済産業省モデル契約との相違点

なし。

【適用ガイド】

1. 考え方の整理

本件ソフトウェアのセキュリティ要件は個別契約あるいはシステム仕様書で定めるべき事項であり、それらは本件ソフトウェアの開発費の対象となる。

一方、システム全体（＝広く本件ソフトウェアの稼働環境）のセキュリティ（ウイルスソフトを活用した管理等）については、モデル契約および個別契約とは別の契約で定める必要がある。

2. 参考資料

以下は、2007 年経済産業省報告書が示す参考資料である。

- ① 「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」（2005 年 12

月版)

- ② 「ソフトウェア開発における情報セキュリティ対策実施規程（雛形）」（2006年2月内閣官房情報セキュリティセンター）

第8章 一般条項

（権利義務譲渡の禁止）

第51条 甲及び乙は、互いに相手方の事前の書面による同意なくして、本契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約から生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ若しくは担保に供してはならない。

【条文解説】

1. 趣旨

本条は、契約上の地位の移転および債権等の譲渡、担保化を禁止するものである。

2. 条文の背景

本条に列举される行為は、当事者間の契約関係を変質させるおそれがあることから、これを禁止している。

3. 経済産業省モデル契約との相違点

なし。

【適用ガイド】

○ ファクタリング等

近年、事務効率化の観点や会計上の要請（キャッシュフローの向上や売掛債権のオフバランス化）から、ファクタリングによる売掛債権の早期資金化に注目する動きが高まっている。

本条では、契約上の地位の移転や債権の譲渡、担保化を原則として禁じていることから、ファクタリング等の金融サービスの利用を考慮するような場合には、相手方の事前の書面による同意が必要になることに留意され

たい。

(解 除)

第52条 甲又は乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。

- ① 支払いの停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があった場合
 - ② 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - ③ 公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ④ その他前各号に準ずるような本契約又は個別契約を継続し難い重大な事由が発生した場合
 - ⑤ 監督官庁から営業の取消・停止処分等を受けたとき又は転廃業しようとしたとき
 - ⑥ 解散又は本契約及び個別契約の履行若しくは本件ソフトウェアに係る事業の全部又は重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
2. 甲又は乙は、相手方が本契約又は個別契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。
3. 甲又は乙は、第1項各号のいずれかに該当する場合又は前項に定める解除がなされた場合、相手方に対し負担する一切の金銭債務につき相手方から通知催告がなくとも当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済しなければならない。

【条文解説】

1. 趣旨

本条は、契約の解除について定めたものであり、一般の取引基本契約に定められているものと同様である。

2. 条文の背景

本条は一般に、相手方の信用状況に急激な変化が生じた場合等に備えて置かれるものである。

旧モデル契約にあった同趣旨の条文を経済産業省モデル契約の条文を一部補整する形で置き換えた。補整のポイントは後述のとおりである。

3. 経済産業省モデル契約との相違点

- (1) ベンダの事業遂行能力や、ユーザの本件ソフトウェアを利用部門の立場に変化があった場合、相手方にとって大きな影響があることから、そのような事由を追加した。
- (2) 経済産業省モデル契約第1項第①号（「重大な過失又は背信行為」があった場合）を除外した。本条が、基本的に本件ソフトウェアにかかる取引を遂行する能力に問題が生じた場合に適用されるべきものと考え、本件ソフトウェアにかかる取引とは全く無関係な場面にも適用される「重大な過失又は背信行為」との規定は除外した。なお、本件ソフトウェアの取引においてかかる事態が生じた場合は、本条第1項第④号により解除しうると考えられる。

(損害賠償)

第53条 甲及び乙は、本契約及び個別契約の履行に関し、相手方の責に帰すべき事由により損害を被った場合又は第29条に基づく瑕疵の修正が相当な範囲内で繰返し実施されたにもかかわらず、当該瑕疵が乙の責に帰すべき事由により修正されないことにより損害を被った場合、相手方に対して、損害賠償を請求することができる。但し、この瑕疵に関する損害賠償請求は、当該損害賠償の請求原因となる当該個別契約に定める納入物の検収完了日から〇ヶ月間が経過した後は行うことができない。

2. 前項の損害賠償の累計総額は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、帰責事由の原因となった個別契約に定める委託料の金額を限度とし、また、当事者の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、

賠償責任を負わないものとする。

【条文解説】

1. 趣旨

本条は、本契約および個別契約の違反あるいは本件ソフトウェアの瑕疵に関する法律上の賠償責任の内容を定めるものであり、賠償請求の根拠が瑕疵担保責任、債務不履行責任、不法行為責任等のいずれであっても賠償累計総額は委託料金額を上限とし、かつ特別事情から生ずる損害および逸失利益は賠償責任の対象外とする旨定めるものである。

2. 条文の背景

損害賠償についてどのような規定を置く必要がある（または、必要ない）かの判断は、情報システム開発の「特殊性」をどのように考えるかによって大きく変わってくる。

さらに、この点についての考え方が、ユーザ・ベンダ各々の立場によって異なるために、契約交渉等の局面では、両者の見解や利害が対立する重要なポイントになっている。経済産業省モデル契約第53条は、次のような前提を置いているものの、具体的な内容はユーザ・ベンダの交渉結果に委ねる形を採っている。

- ① 損害の範囲について制限を設けてもよい。
- ② 請求期間は一定とする。
- ③ 損害賠償額の上限を設ける。

すなわち、「具体的な損害賠償の上限額、損害の範囲・請求期間の制限は、個々の情報システムの特性等に応じて、個別に決定できるように記述」⁴⁶している。

損害賠償についての規定のあり方は、個別契約のレベルでは単に契約当事者間の利益配分の問題でしかないともいえる。一方で、ユーザ側またはベンダ側のいずれかに偏ったリスク負担を強いるような契約慣行が社会一般に認められるとすれば、情報システム開発における信頼性の確保の点で、

⁴⁶ 「2007年経済産業省報告書」104頁

長い目で見れば問題を残すことになる。

このような観点を総合的に判断し、モデル契約書は、経済産業省モデル契約書の条文を一部補整して採用することとした。補整のポイントは後述のとおりである。

3. 経済産業省モデル契約書との相違点

(1) 第1項

遅滞なく補修できない不具合について賠償責任が認められるというのが裁判例である(東京地裁平成14年4月22日判決(平成11年(ワ)第18926号)、東京地裁平成9年2月18日判決(平成5年(ワ)第16569号))。逆のいい方をすると、遅滞なく補修できる不具合については賠償責任までは認められていないことになる。

そこで、相当な範囲内で繰返し修正を実施しても修正されない場合に賠償責任が発生する内容としている。また、瑕疵担保責任にかかる損害賠償請求期間については第29条に合わせている。しかし、債務不履行責任にかかる損害賠償請求期間は設けず、かかる損害賠償請求権の存続期間は民法どおりとしている。

(2) 第2項

情報システム開発という取引の特性として、ベンダはユーザの事業、業務に深く関わることもあるため、ユーザの様々な事情に触れる可能性が高い。そのため、特別事情についても予見可能性が常にありと認められ、ユーザの事業上の利益について常に責任があるとなると、委託料に占める利益に比してベンダの責任が過大となる。そこで、一定の事項を賠償責任の対象外とするとともに、損害賠償の累計総額に上限（帰責事由の原因となった個別契約に定める委託料の金額とする。）を設けている。

なお、2007年経済産業省報告書にあるとおり、「損害の範囲について制限を設ける場合には、通常損害のみについて責任を負い、特別事情による損害、逸失利益についての損害や間接損害を負わないとする趣旨から、直接の結果として現実に被った通常の損害に限定して損害賠償を負う旨規定することが考えられる」⁴⁷が、その場合も「直接の結果として

⁴⁷ 「2007年経済産業省報告書」104頁

現実には被った通常の損害に限定して損害賠償を負う」とだけ規定するのではなく、合わせて「特別の事情によって生じた損害については賠償責任を負わない」旨明記しておかなければ、特別事情による損害、逸失利益についての損害や間接損害を負わないとする趣旨が必ずしも生かされないことになるので注意が必要である。

(3) 故意・重過失の扱い

2007年経済産業省モデル契約では、第3項として「前項は、損害賠償義務者の故意又は重大な過失に基づく場合には適用しないものとする」との規定がある。モデル契約にこの規定を採り入れていない理由は次のとおりである。

昨今では一般的にベンダは、賠償上限額など一定の範囲制限が付いた損害賠償条項を前提としてトラブルリスクを評価し、提供する製品・サービス内容およびその他の契約条件等を勘案して、最終的に価格や契約金額を設定している。その際には、故意、重過失、軽過失と主観的要件を区分けして考えることはしていない。なぜなら、通常の事業者がこれから行おうとしている取引について故意に契約を履行しないことをあらかじめ想定することは常識的ではないからである。また、法律学上、重過失は「民法上は、善良な管理者としての注意義務を著しく欠く場合をいう」⁴⁸といわれ、抽象的なレベルで重過失とそうでない過失を区分けする説明はある。しかし、実際に起こった事象が重過失と軽過失のどちらに該当するかという判断は極めて法的な評価であり、かつ一般的な取引契約の履行に関して重過失の認定を行っている裁判例も多くないことから、通常のビジネスの場面でのリスク評価において、重過失と軽過失を区分けしてそれぞれにあたる具体的状況を想起し、感覚的であれ、それぞれの確率を想定することが極めて難しいからである。

そのため、故意・重過失の場合を制限付き損害賠償条項の適用外とするならば、安全サイドに立ったリスク回避のための調整が、製品・サービスの内容や提供条件、契約金額、その他の契約条件などのどこかで必

⁴⁸ 「有斐閣法律用語辞典第3版」656頁(法令用語研究会編、有斐閣、2006年)

要となる。しかし、最適な製品・サービスを現実的な条件で提供するためには、上記のような区分を意識することなく事業リスクの一つとして広くビジネス的な判断を行うことが現実的であり、望ましい。このような実態を踏まえ、モデル契約では採り入れないこととした。

(輸出関連法令の遵守)

第54条 甲は、乙から納入された納入物を輸出する場合には、外国為替及び外国貿易法その他輸出関連法令を遵守し、所定の手続をとるものとする。なお、米国輸出関連法等外国の輸出関連法令の適用を受け、所定の手続が必要な場合も同様とする。

【条文解説】

1. 趣旨

本条は、外国為替および外国貿易法による規制対象物資の輸出に関してユーザが所定の手続きをとるべきこと、また、米国など外国製品の再輸出に関してもユーザが所定の手続きをとるべきことを定めるものである。

2. 条文の背景

外国為替および外国貿易法による規制対象物資（大量破壊兵器などの製造に寄与する関連資機材、武器および通常兵器関連汎用品ならびに関連技術）に該当する納入物を輸出する場合、ユーザは、所定の手続きを行う必要がある。これを怠ると、ユーザは制裁を科せられるので、注意喚起の意味で関連法規の遵守を定めるものである。

旧モデル契約にあった同趣旨の条文を経済産業省モデル契約の条文で置き換えた。

3. 経済産業省モデル契約との相違点

なし。

(和解による紛争解決)

第 55 条 本契約に関し、甲乙間に紛争が生じた場合、甲及び乙は、第 56 条所定の紛争解決手続をとる前に、紛争解決のため第 12 条に定める連絡協議会を開催し協議を十分に行うとともに、次項、以下の措置をとらなければならない。

2. 前項所定の連絡協議会における協議で甲乙間の紛争を解決することができない場合、第 56 条に定める紛争解決手続をとろうとする当事者は、相手方に対し紛争解決のための権限を有する代表者又は代理権を有する役員その他の者との間の協議を申し入れ、相手方が当該通知を受領してから○日以内に（都市名）において、誠実に協議を行うことにより紛争解決を図るものとする。
- (3. 前項所定の甲及び乙の紛争解決のための協議で当事者間の紛争等を解決することができない場合、甲及び乙は、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成 16 年法律第 151 号）第 2 条第 3 項に定める認証紛争解決手続であって（都市名）において行われる認証紛争解決事業者を選択し、当該事業者による認証紛争解決手続を通した和解による解決を図るものとする。)
4. 前項に定める認証紛争解決手続によって和解が成立する見込みがないことを理由に当該認証紛争解決手続が終了した場合、甲及び乙は、第 56 条所定の紛争解決手続をとることができる。

【条文解説】

1. 趣旨

本条は、紛争解決を当事者間の和解により行う場合の手続き等について定めるとともに、ADR（Alternative Dispute Resolution＝裁判外紛争解決）機関による和解手続きの利用について定めるものである。

2. 条文の背景

紛争の最終的な解決は、法的救済手段によることになるが、その前段において、当事者間の協議や ADR 機関の利用による和解の努力を行うこと

を求めている。これは、「ソフトウェア開発のような専門的で複雑な事案については、柔軟な審理が可能であり、また、技術的知見を有する専門家の判断を仰ぐことも可能であるなど、裁判所における訴訟よりも ADR の方が適切な場合もあると考えられる」⁴⁹ことによる。

本条は、旧モデル契約には特に設けられていなかった条文である。紛争解決手段として従来の裁判に加えて、ADR などを提示しておくことは、ユーザ、ベンダ双方にとって有益であろうと考え、モデル契約は、経済産業省モデル契約の条文を採用することとした。

3. 経済産業省モデル契約との相違点 なし。

【A 案】

(仲 裁)

第 56 条 本契約及び個別契約に関し、甲乙間に紛争解決の必要が生じた場合、(仲裁機関名) の仲裁規則に従って、(都市名) において仲裁により終局的に解決されるものとする。

【B 案】

(合意管轄)

第〇条 本契約及び個別契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

【条文解説】

1. 趣旨

本条は、前条による和解への努力が行われることを前提に、紛争処理を仲裁または訴訟により解決する場合の手続きを定めるものである。

⁴⁹ 「2007 年経済産業省報告書」106 頁

2. 条文の背景

経済産業省モデル契約は、仲裁合意による紛争処理を原則としている。これは、「情報システム開発のような専門的で複雑な事案については、裁判所による審理より、より柔軟な制度である仲裁による解決になじみやすい面がある。例えば、当事者が仲裁人を選任できるので、技術的知見を有する専門家を選任することができるし、裁判所による判決よりも柔軟で現実的に即した解決を図ることも期待できる」⁵⁰からである。

本条の A 案は、旧モデル契約には特に設けられていなかった条文である。しかし、仲裁も一つの紛争解決手段として今後活用される可能性も高いことから、モデル契約は、経済産業省モデル契約の A 案と B 案の双方を採用することとした。

3. 経済産業省モデル契約との相違点

なし。

(協 議)

第 57 条 本契約及び個別契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従い甲乙協議し、円満に解決を図るものとする。

【条文解説】

1. 趣旨

本条は、本契約および個別契約に記載のない事項あるいはそれらの規定内容に疑義が生じた場合のユーザとベンダの対応方針を示すものであり、かかる場合には、まず、協議による円満解決を図ることを方針としている。

2. 条文の背景

信義誠実の原則とは、義務の履行などにおいて他人の信頼や期待に応えて、信義に従い誠実に行動しなければならないという原則のことをいう。

⁵⁰ 「2007 年経済産業省報告書」106 頁

これから契約関係に入ろうとする当事者間には通常、何らかの信頼関係に基づいて契約関係に入る。そして、一旦成立した契約関係の維持にも信頼関係の維持が必要であり、当該契約に関する問題の解決も、この原則に則ることを基本的な対応方針としている。

旧モデル契約にあった同趣旨の条文を経済産業省モデル契約の条文で置き換えた。

3. 経済産業省モデル契約との相違点
なし。

3.3 変更管理に関する参考帳票例

【参考帳票例 1】変更提案書（システム仕様書、検査仕様書、中間資料の変更）
（作成者 2 部作成、作成者・受領者 1 部ずつ保管）

No.
変更提案書
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付貴社・弊社締結済みの「ソフトウェア開発委託基本契約書」（契約番号：〇〇〇〇）の定めに従い、以下のとおり貴社に対し変更の提案を行いますので、同契約書第 37 条（変更管理手続）の定めに従ってご対応をいただきますよう、よろしくお願い致します。
記
1. 変更提案書・変更管理書の作成事由 ☐ システム仕様書の変更（第 34 条関係） ☐ 検査仕様書の変更（第 27 条関係） ☐ 中間資料の変更（第 35 条関係） ☐ 上記以外の事項の変更（ただし、未確定事項の確定（第 36 条関係）を除く）
2. 変更の内容、理由等 (1) 変更の内容（詳細は別紙を添付してもよい） (2) 変更の理由
3. 変更提案後の対応 (1) 貴社（弊社）からの弊社（貴社）への変更管理書の希望交付期限 ：〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 受領日から〇日以内 (2) 希望連絡協議会日程：〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

以上	
貴社（受領者）	弊社（作成者）
受領日〇〇〇〇年〇〇月〇〇日	作成日：〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
（担当者） 部署名： 氏名： 連絡先：	（担当者） 部署名： 氏名： 連絡先：
（責任者） 部署名： 氏名：(印) 連絡先：	（責任者） 部署名： 氏名：(印) 連絡先：

《変更提案書（システム仕様書、検査仕様書、中間資料の変更）作成ガイド》

○変更提案書の作成時（作成者が2部作成）

- ・ 1. 変更提案書・変更管理書の作成事由、2. 変更の内容、理由等、3. 変更提案後の対応についてそれぞれ記述し、作成者が日付記載、記名（担当者、責任者）、押印（責任者のみ）の上相手方に提示する。
- ・ 「1. 変更提案書・変更管理書の作成事由」の項は、該当する事由の□にレ印を記入する。
- ・ 「2. 変更の内容、理由等」の項には、その内容、理由等を記述する。詳細の説明は別紙を添付するなどして必要に応じて説明する。
- ・ 「3. 変更提案後の対応」の項には、変更管理書の希望交付期限と、連絡協議会の希望開催日を記述する。

○変更提案書の受領時（受領者が2部押印、作成者・受領者が1部ずつ保管）

- ・ 受領者は、変更提案書の記載内容を確認し、受領日を記載のうえ、記名（担当者、責任者）、押印（責任者）する。
- ・ 1部作成者に返却をし、1部ずつ保管する。

【参考帳票例 2】 変更提案書 （未確定事項の確定）

（作成者 2 部作成、作成者・受領者 1 部ずつ保管）

		No.				
変更提案書						
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付貴社・弊社締結済みの「ソフトウェア開発委託基本契約書」（契約番号：〇〇〇〇）第 36 条（未確定事項の取扱い）第 1 項第 1 号の定めに従い、貴社に対して、以下のとおり変更提案書の提示を行いますので、同条第 1 項第 2 号及び第 2 項並びに同契約書第 37 条（変更管理手続）の定めに従ってご対応をいただきますよう、よろしくお願い致します。なお、弊社は、未確定事項の確定により請求する追完、修正により委託料、作業期間、納期及びその他の契約条件の変更が必要となる場合、これを受け入れることを約束します。						
記						
1. 未確定事項の概要						
(1) 未確定事項の内容 (2) 未確定事項の確定時期 (3) その他必要事項						
2. 協議結果						
☐ 合意						
未確定事項について、以下のとおり合意する。						
<table border="1"> <tr> <td>① 内容</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>② 未確定事項の確定時期</td> <td>()</td> </tr> </table>			① 内容	()	② 未確定事項の確定時期	()
① 内容	()					
② 未確定事項の確定時期	()					
☐ 協議不調						
今後の予定は以下のとおり。 ()						
3. 未確定事項の確定（追完、修正の請求は第 37 条の定めに従って行うこと）						
・ 確定内容 ()						
・ 確定した要件定義書、外部設計書の追完、修正の請求 要・不要						
以上						
貴社（受領者：乙）		弊社（作成者：甲）				
		< 提示時 > 日 付： 部署名：				

	氏 名 : (印) 連絡先 :
<合意時> 日 付 : 部署名 : 氏 名 : (印) 連絡先 :	<合意時> 日 付 : 部署名 : 氏 名 : (印) 連絡先 :
	<未確定事項の確定時> 日 付 : 部署名 : 氏 名 : (印) 連絡先 :

《変更提案書（未確定事項の確定）作成ガイド》

○変更提案書の作成時<提示時>（作成者（甲）が2部作成）

- ・ 「1. 未確定事項の概要」を記述し、作成者（責任者）が日付記載、記名、押印のうえ相手方に提示する。詳細は別紙を添付するなどして必要に応じて説明する。

○変更提案書の協議時

- ・ 作成者（甲）、受領者（乙）は、変更提案書の記載内容に基づき協議を実施し、その結果を「2. 協議結果」項に記入する。
- ・ 協議の結果、該当する□にレ印を記入するとともに、詳細を記述する。
- ・ 作成者、受領者ともに2部押印、1部ずつ保管する。

○未確定事項の確定時

- ・ 作成者（甲）は、「2. 協議結果」に記載の「未確定事項の確定時期」までに未確定事項を確定させ、<未確定事項の確定時>欄に記名押印の上受領者（乙）通知する。
- ・ 受領者（乙）は1部（写）を作成者に返却し、1部（正本）を保管する。

【参考帳票例 3】変更管理書（システム仕様書、検査仕様書、中間資料の変更、未確定事項の確定）

（作成者 2 部作成、作成者・受領者 1 部ずつ保管）

	No.
変更管理書	
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付貴社・弊社締結済みの「ソフトウェア開発委託基本契約書」（契約番号：〇〇〇〇）の第 37 条（変更管理手続）の定めに従い、変更管理書を交付しますので、同条の定めに従ってご対応をいただきますよう、よろしくお願い致します。	
記	
1. 変更の内容、理由等	
① 変更提案書（No. XXXX）（添付のこと）	
② 変更に係る仕様を含む変更の詳細事項	
③ 変更のために費用を要する場合はその額	
④ 協議期間を含めた変更作業のスケジュール	
⑤ 委託料の支払時期	
⑥ その他変更が本契約及び個別契約の条件（作業期間又は納期、委託料、契約条項等）に与える影響	
⑦ 協議日程（ 日の連絡協議会）	
2. 協議結果（XXXX 年 XX 月 XX 日 連絡協議会）	
☐ 合意	
・ 仕様の変更について、以下のとおり合意する。	
・ 変更契約の締結要否 要 ・ 否	
（作業期間又は納期、委託料、契約条件等本契約及び個別契約の条件に影響を及ぼす場合は変更契約を締結のこと）	
☐ 協議不調	
今後の扱い 協議継続（〇日間） ・ 協議終了	
以上	

貴社（変更提案書作成者）	弊社（変更提案書受領者・作成者）
受領日：	作成日：
<協議結果の確認> 日 付： 部署名： 氏名： (印) 連絡先：	<協議結果の確認> 日 付： 部署名： 氏名： (印) 連絡先：

《変更管理書（システム仕様書、検査仕様書、中間資料の変更、未確定事項の確定）作成ガイド》

○変更管理書の作成時（作成者（変更提案書の受領者）が2部作成）

- ・ 「1. 変更の内容、理由等」について①および、②~⑥のうちの該当する項目につき記述し、作成者（責任者）が日付記載、記名押印の上相手方（変更提案書の作成者）に提示する。
 - ① 変更提案書（No. XXXX）（添付のこと）
変更管理書の作成のトリガーとなった変更提案書の番号を記載するとともに、添付すること。
 - ② 変更に係る仕様を含む変更の詳細事項
別紙を添付するなどして、変更の詳細を明示のこと。
 - ③ 変更のために費用を要する場合はその額
 - ④ 協議期間を含めた変更作業のスケジュール
 - ⑤ 委託料の支払時期
 - ⑥ その他変更が本契約および個別契約の条件（作業期間または納期、委託料、契約条項等）に与える影響
個別契約の条件になんらかの影響を与える場合には、その内容を記入のこと。
 - ⑦ 協議日程（ 日の連絡協議会）
協議日程を記載のこと。

○変更管理書に基づく協議時

- ・ 変更管理書の作成者、受領者（変更提案書作成者）は、変更管理書の記載内容に基づき協議を実施する。
- ・ 協議を行った連絡協議会の日付を記入する。
- ・ 協議結果は「2. 協議結果」項に記入し、責任者が記名押印する。
- ・ 協議の結果、合意に至った場合、仕様変更の合意内容と変更契約の締結要否欄に記述する。
- ・ 協議の結果、協議不調となった場合は、今後の扱い（協議継続（○日間）、協議終了）を記述する。

3.4 個別契約サンプル

3.4.1 個別契約（準委任型）サンプル

契約番号：〇〇〇〇

[要件定義作成支援業務]個別契約書

甲及び乙は、甲乙間で締結した〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付「ソフトウェア開発委託基本契約書」第〇〇〇号に基づき、基本契約書記載の本件ソフトウェアに関する[要件定義作成支援業務]につき、以下の条件に従って甲が乙に委託し、乙がこれを受託することについて合意したので、本個別契約を締結する。

1. 作業内容： 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付[「〇〇〇〇システム提案書」]に基づく[要件定義作成支援業務]
2. 契約類型： 準委任
3. 作業期間又は作業工数（作業量）： 年 月 日から 年 月 日まで
（又は「〇〇人月」）
4. 作業スケジュール： 添付別表〇記載のとおり
5. 作業範囲の明細及び甲・乙の役割分担： 添付別表〇記載のとおり
6. 作業環境： （作業場所）東京都〇〇区〇〇町 1-1-1 甲本社事務所内
（使用条件）甲は上記作業場所を甲に無償で提供する。
7. 甲が乙に提供する資料等： 添付別表〇記載のとおり
8. 連絡協議会の運営： （会議の名称）[要件定義検討]会

(開催頻度) 週〇回

9. 委託料： ¥〇〇,〇〇〇,〇〇〇 - (税別)

10. 支払方法： 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日までに前項の委託料及びこれに係る消費税等を乙の指定する銀行口座への振込みにより支払う。

11. 検査又は確認事項：

①[要件定義書]の点検期間： 作成完了後〇営業日以内

②[要件定義作成]支援業務終了の確認期間： 業務終了報告書受領後〇
営業日以内

③その他：

12. その他の条件：

☐ 甲・乙の体制図： 添付別表〇記載のとおり

☐ 甲によるプロジェクトマネジメントに、乙が協力をする場合の条件：
添付別表〇記載のとおり

☐ その他の条件

本個別契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各1通を保有する。

年 月 日

(甲)

〇〇〇〇株式会社

情報システム部長

〇 〇 〇 〇 印

(乙)

株式会社〇〇〇〇システム

営業部長

〇 〇 〇 〇 印

【解説】

この個別契約書は、ベンダが準委任型で受注する業務について定める場合の雛形である。したがって、要件定義作成支援業務のほか、準委任型で契約する場合の「外部設計書作成支援業務」・「ソフトウェア運用準備・移行支援業務」に使用する。また、第27条第3項に基づいてベンダが検査仕様書作成支援業務を受託する場合にも使用可能である。

第1項から第11項までは、基本契約第4条第1項第1号から第11号に記載されている条件のうち、準委任型業務の条件に該当する項目と記入例を列記している。

以下各項について説明を加える。なお、() 内の「関連条文」は、基本契約の第4条以外に当該項目と関連のある条文である。

- ① 第 1 項：個別契約の対象となる作業の範囲および内容を明確にするため、要件定義作成支援業務の場合は「 年 月 日付〇〇〇〇システム提案書」、外部設計書作成支援業務の場合は「 年 月 日付〇〇〇〇システム要件定義書」など、個別契約締結の前提となった資料名を明記することが望ましい。
- ② 第 2 項：「準委任」か「請負」の契約類型を記入する欄であるが、このサンプルは準委任型の個別契約のサンプルであるため「準委任」としている。なお、外部設計書作成を請負型で受託する場合は、個別契約書（請負型）のサンプルを用いることとなる。
- ③ 第 3 項：作業期間又は作業工数（作業量）のいずれかを記入する。なお、いずれの場合においても、標準の作業時間帯（「平日 9:00～17:00」など）および人月計算にあたっての基準値（「1 人月＝160 時間」など）を合意しておく必要があるが、個別契約書に記載できない場合は、作業明細書や SOW（Statement of Work：作業範囲記述書）等の契約に付随する文書に記載する。
- ④ 第 4 項：作業期間以外で、プロジェクトの進捗に関わるマイルストーンがあればその日程等を記載する。主要マイルストーンを織り込んだ形で別紙として記載するのが望ましい。
- ⑤ 第 5 項：個別契約の対象となる工程およびその工程内での作業内容ごとに、ユーザおよびベンダがそれぞれ担当する役割分担を明記する。記入例として、229 頁～232 頁に経済産業省モデル契約「3. (2) ソフトウェア開発委託基本モデル契約書ドキュメントモデル」（2007 年経済産業省報告書 118～119 頁）の参考文書 2 を添付した。
- ⑥ 第 6 項：作業実施場所等を特定する。特にベンダがユーザの事務所等で作業を実施する必要がある場合は、作業場所の賃料負担等の使用条件の詳細についても定める必要がある（関連条文：第 39 条第 3 項）。
- ⑦ 第 7 項：「資料等」とは、「情報、資料、機器、設備等」を指す（第 4 条第 7 項）。ユーザからベンダに提供・貸与される本件業務遂行に必要な資料等について、別表を用いるなどして、名称、数量、提供形式、提供期日などの明細を明記する。また、基本契約に定めのない提供条件等があれば

ともに記載する（関連条文：第 39 条第 1 項・第 2 項）。

- ⑧ 第 8 項：定期的に実施する要件定義検討会、外部設計検討会等の会議の名称と開催頻度を定める。（関連条文：第 12 条）また、必要な出席者、議事録の作成者について基本契約第 12 条第 3 項・第 6 項の内容と異なる取り決めをする場合は明記しておく。
- ⑨ 第 9 項：ユーザ・ベンダ間で取り決めた金額を記載する。第 3 項で作業工数（作業量）をもって取り決めた場合は、単価とともにこれによって算出される金額を記載してもよい。税込み・税別についても明記し、税別の場合は次項で委託料とともに消費税等を支払う旨記載しておく（関連条文：第 5 条）。
- ⑩ 第 10 項：一括・分割払い、支払時期、銀行振り込みなどの条件を明記する（関連条文：第 5 条）。
- ⑪ 第 11 項：要件定義書、外部設計書等の点検期間および要件定義作成支援業務終了または外部設計書作成支援業務終了の確認期間を定める（関連条文：第 17 条第 1 項・第 18 条第 2 項・第 22 条第 1 項・第 23 条第 2 項・第 27 条第 2 項・第 32 条第 2 項）。
- ⑫ 第 12 項：前 11 項以外に、必要に応じて個別契約において定めるものを挙げているが、その他、対象となる個別業務において基本契約と異なる取り決めをした場合は、その条件を「その他の条件」欄に記載する。以下にその項目の例を示す。

□ 「甲・乙の体制図」：基本契約では体制図の交付は義務付けられていない。しかし、多数の関係者が関与する大型開発案件では甲乙の密接な協力関係が必要であることから、甲乙双方のプロジェクト体制およびその責任関係を明確化するため、個別契約に体制図を添付しておくことが望ましい。体制図については、233 頁に添付した経済産業省モデル契約「3. (2) ソフトウェア開発委託基本モデル契約書ドキュメントモデル」（2007 年経済産業省報告書 120 頁）の参考文書 3（「プロジェクト推進体制図」）を参照。なお、ベンダの体制に対応するユーザ側の体制図についても同時に明記する。また、この体制図に責任者・主任担当者を記載することにより、責任者・主任担当者の通知に代える

ことができる（関連条文：第9条第1項・第10条第1項）。

□ 「甲によるプロジェクトマネジメントに、乙が協力をする場合の前提条件」（関連条文：第13条第2項）

□ 「その他の条件」：基本契約に定めのない事項や基本契約と異なる事項を記載する。（例）ソフトウェアを一定の第三者に使用せしめる旨の契約の目的の特掲（関連条文：第44条第3項）・基本契約と異なる再委託先に関する定め・秘密情報・個人情報の取扱いに関する定め、など

3.3.2 個別契約（請負型） サンプル

契約番号：〇〇〇〇

【ソフトウェア開発業務】個別契約書

甲及び乙は、甲乙間で締結した〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付「ソフトウェア開発委託基本契約書」第〇〇〇号に基づき、基本契約書記載の本件ソフトウェアに関する【ソフトウェア開発業務】につき、以下の条件に従って甲が乙に委託し、乙がこれを受託することについて合意したので、本個別契約を締結する。

1. 作業内容：〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付【「〇〇〇〇システム仕様書」】に基づく【ソフトウェア開発業務】
2. 契約類型： 請負
3. 納入物の明細・納期・納入場所： 添付別表〇記載のとおり
4. 作業スケジュール： 添付別表〇記載のとおり
5. 作業範囲の明細及び甲・乙の役割分担： 添付別表〇記載のとおり
6. 作業環境： （作業場所）東京都〇〇区〇〇町 1-1-1 乙本社事務所内
7. 甲が乙に提供する資料等： 添付別表〇記載のとおり
8. 連絡協議会の運営に関する事項： （会議の名称）進捗報告会
（開催頻度）週〇回
9. 委託料： ￥〇〇,〇〇〇,〇〇〇 - （税別）
10. 支払方法： 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日までに前項の委託料及びこれに係る消費税等を乙の指定する銀行口座への振込みにより支払う。
11. 検査又は確認に関する事項：
①【本件ソフトウェアの検査期間】： 納入後〇営業日以内

②その他の事項

12. その他の条件：

- ☐ 甲・乙の体制図： 添付別表○のとおり
- ☐ 検査仕様書点検期間： 受領後○営業日以内
- ☐ 納入物の所有権の移転時期： 第 10 項記載の委託料が完済されたとき
- ☐ 甲によるプロジェクトマネジメントに、乙が協力をする場合の条件：
添付別表○記載のとおり
- ☐ その他の条件

本個別契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各 1 通を保有する。

年 月 日

(甲)

〇〇〇〇株式会社
情報システム部長

〇 〇 〇 〇 印

(乙)

株式会社〇〇〇〇システム
営業部長

〇 〇 〇 〇 印

【解説】

この個別契約書は、ベンダが請負型で受託する業務について定める場合の雛形である。したがって、ソフトウェア開発業務のほか、請負型で契約する場合の「外部設計書作成業務」等に使用する。

第 1 項から第 11 項までは、基本契約第 4 条第 1 項第 1 号から第 11 号に記載されている条件のうち、請負型業務の条件に該当する項目と記入例を列記している。

以下、各項について説明を加える。なお、() 内の「関連条文」は、ソフトウェア開発委託基本モデル契約（「基本契約」）の第 4 条以外に当該項目と関連のある条文である。

① 第 1 項：個別契約の対象となる作業の範囲および内容をより明確にするため、「 年 月 日付〇〇〇〇システム仕様書」、外部設計書作成業務の場合は「 年 月 日付〇〇〇〇システム要件定義書」など、個別契約で定める業務の前提となる資料名を明記することが望ましい。

② 第 2 項：「準委任」か「請負」の契約類型を記入する欄であるが、このサ

ンプルは請負型の個別契約のサンプルであるため「請負」としている。ただし、システムテストについては、準委任型で受託する場合、ソフトウェア開発業務の次の工程である運用準備・移行支援業務に含まれることに留意する。

- ③ 第3項：「納入物」とは、「乙が甲の受託に基づき作成し納入すべき物件」（第4条第1項第9号）である。納入物の詳細については、別表を用いるなどして、納入物の名称、数量、作成形式、納入予定日、検査期間等を明記する（関連条文：第26条第1項）。
- ④ 第4項：作業開始日と終了予定日を記載するとともに、納期以外でプロジェクトの進捗に関わるマイルストーンがあればその日程等を記載する。主要マイルストーンを織り込んだ形で別紙として記載するのが望ましい。
- ⑤ 第5項：個別契約の対象となる工程およびその工程内での作業内容ごとに、ユーザおよびベンダがそれぞれ担当する役割分担を明記する。記入例として、229～232に経済産業省モデル契約「3.（2）ソフトウェア開発委託基本モデル契約書ドキュメントモデル」（2007年経済産業省報告書118～119頁）の参考文書2を添付した。
- ⑥ 第6項：作業実施場所等を特定する。このサンプルでは、ベンダが主体で行う請負型を前提としていることから、作業実施場所を「乙本社事務所内」としており、使用条件も特に記載していない。しかし、ユーザの事務所等で作業を実施する必要がある場合は、作業場所の特定とともにその賃料負担等の使用条件の詳細について定める必要がある（関連条文：第39条第3項）。
- ⑦ 第7項：「資料等」とは、「情報、資料、機器、設備等」を指す（第4条第7項）。ユーザからベンダに提供・貸与される本件業務遂行に必要な資料等について、別表を用いるなどして、名称、数量、提供形式、提供期日などの明細を明記する。また、基本契約に定めのない提供条件等があればともに記載する（関連条文：第39条第1項・第2項）。
- ⑧ 第8項：ソフトウェア開発業務の実施過程において設置される開発会議、進捗報告会、ステアリングコミッティ、外部設計書作成業務における「外部設計検討会」など、定期的を開催する会議の名称と開催頻度を定める

(関連条文：第 12 条第 2 項)。また、必要な出席者、議事録の作成者について基本契約第 12 条第 3 項・第 6 項の内容と異なる取り決めをする場合は明記しておく。

- ⑨ 第 9 項：ユーザ・ベンダ間で取り決めた金額を記載する。税込み・税別についても明記し、税別の場合は次項で委託料とともに消費税等を支払う旨記載する（関連条文：第 5 条）。
- ⑩ 第 10 項：一括・分割払い、支払時期、銀行振り込みなどの条件を明記する（関連条文：第 5 条）。
- ⑪ 第 11 項：本件ソフトウェアの検査期間、外部設計作成業務における外部設計書の点検期間などを定める（関連条文：第 28 条第 1 項・第 22 条第 1 項）。
- ⑫ 第 12 項：前 11 項以外に、必要に応じて個別契約において定めるものを挙げているが、これらの他、対象となる個別業務において基本契約と異なる取り決めをした場合は、その条件を「その他の条件」欄に記載する。以下にその項目の例を示す。

□ 「甲・乙の体制図」： 請負型で実施される作業の場合、極論すれば、決められた納期までに納入物が完成すればよいので、準委任の場合と比べてベンダの推進体制が問題とされることは少ないが、ユーザ・ベンダの密接なコミュニケーション・協力関係が必要となる大型開発案件では、甲乙双方の体制を明らかにし、プロジェクト内部の連絡体制・責任関係を明確化するため、個別契約にて甲乙双方のプロジェクト体制図を添付すべきである。体制図のサンプルについては、233 頁に添付した経済産業省モデル契約「3. (2) ソフトウェア開発委託基本モデル契約書ドキュメントモデル」（2007 年経済産業省報告書 120 頁）の参考文書 3（「プロジェクト推進体制図」）を参照。なお、ベンダの体制に対応するユーザ側の体制図についても同時に明記する。また、体制図に責任者・主任担当者を記載することにより、責任者・主任担当者の通知に代えることができる（関連条文：第 9 条第 1 項・第 10 条第 1 項）。

□ 「検査仕様書の点検期間」：検査仕様書の点検期間を定める（関連条文：第 27 条第 2 項）。

- 「納入物の所有権の移転時期」：「納入物の検収完了時」とする場合もある（関連条文：第 43 条）。
- 「甲によるプロジェクトマネジメントに、乙が協力をする場合の前提条件」（関連条文：第 13 条第 2 項）
- 「その他の条件」：基本契約に定めのない事項や基本契約と異なる事項を記載する。（例）ソフトウェアを一定の第三者に使用せしめる旨の契約の目的の特掲（関連条文：第 44 条第 3 項）・基本契約と異なる再委託先に関する定め・秘密情報・個人情報の取扱いに関する定め、など

出典：2007 年経済産業省報告書 118～119 頁

【参考文書 2】（第 4 条第 1 項⑤・第 8 条関係）

外部設計書作成業務（準委任型）、ソフトウェア開発業務（請負型）、ソフトウェア運用準備・移行支援業務（準委任型）の場合のサンプル

作業責任分担 ○:主体

項番	工 程	作 業 内 容	作 業 分 担（例）		
			ユーザ	ベンダ	備考
1	システム設計 （外部設計）	機能要件の最終確認	△（支援）	○（主体）	*注記 要件定義はユーザが行うべきものであり、ベンダは、ユーザがRFPに記載した要件を外部設計に取りかかるに際し、疑問や誤解がない様に、ユーザに対して最終確認を行うこと。ユーザはそれに回答し、必要な情報提供をすること。
		☆機能要件	・回答	・質問	
		①機能要件(プロセス)	・情報提供	・情報依頼	
		②機能要件(データ)			
		③機能要件(インターフェイ			
2		非機能要件の最終確認	△（支援）	○（主体）	*注記 同上
		☆非機能要件	・回答	・質問	
		①品質要件	・情報提供	・情報依頼	
		・品質・性能条件			
		②技術要件			
		・開発手法・開発言語			
		・支援ツール			
		・ソフトウェア製品の使用			
		・保守条件			
		③運用・操作要件			
		・運用条件			
		④移行要件			
		・移行条件			
		⑤付帯作業			
		⑥その他			
3		業務処理設計（含む帳票・画面等）・調査	○（主体）	△（支援）	
4		ソフトウェア・コンポーネント設計		○	
5		入出力インターフェイス設計		○	
6		論理ファイル設計		○	
7		性能（パフォーマンス）要件の提示	○（主体）	△（支援）	

8		性能（パフォーマンス）設計	△（確認）	○（主体）	*項番8 ベンダは、ユーザが示した「項番7」に基づいて、「性能（パフォーマンス）設計」を行い、その結果をユーザが確認する。
9		性能制御方式の設計		○	
10		運用・保守設計		○	
11		セキュリティ・障害対策の設計		○	
12		業務運用インタフェース設計		○	
13		移行設計（移行方式、データ、時期等）	○（主体）	△（支援）	
14		既存システム・ソフトウェアの再利用検討		○	
15		パッケージ利用の可能性検討		○	
16		ハードウェア構成の調査・決定（運用・開発）	△（確認）	○（調査）	
17		ネットワーク構成の調査・決定（運用・開発）	△（確認）	○（調査）	
18		マスタスケジュールの見直し	△（確認）	△（提示）	
19		プロジェクト推進体制の再確認	○（主体）	○（主体）	
20		ユーザレビュー	○（主体）	△（助言）	
21		開発協議会の発足（運営ルールの徹底他）	○（主体）	○（主体）	
22		仕様変更管理の開始	○（主体）	○（主体）	
23	システム設計 （内部設計）	性能処理方式の設計		○	
24		運用レビュー	○（主体）	△（支援）	
25		システム構造設計の性能・運用設計		○	
26		リカバリ・リスタート方式の設計		○	
27		運用処理方式の設計		○	
28		移行処理方式の設計		○	
29		プロセス構造設計		○	
30		プロセス設計		○	
31		既存システム・ソフトウェアの評価		○	
	（次へ続く）				

（注釈）・項番 24「運用レビュー」：超上流工程で検討した「非機能要件」が実現できるかについて、できるだけ早い段階で実施することが望ましい。

・項番 15「パッケージ利用の可能性検討」：パッケージを適用する場合の、いわゆるフィット&ギャップ等の「適用設計」は、「外部設計」で実施するのではなく、パッケージ選定作業を含め、超上流工程で実施する必要がある。本項番は、ツール類、ユーティリティプログラム類利用の可能性の検討を意味する。

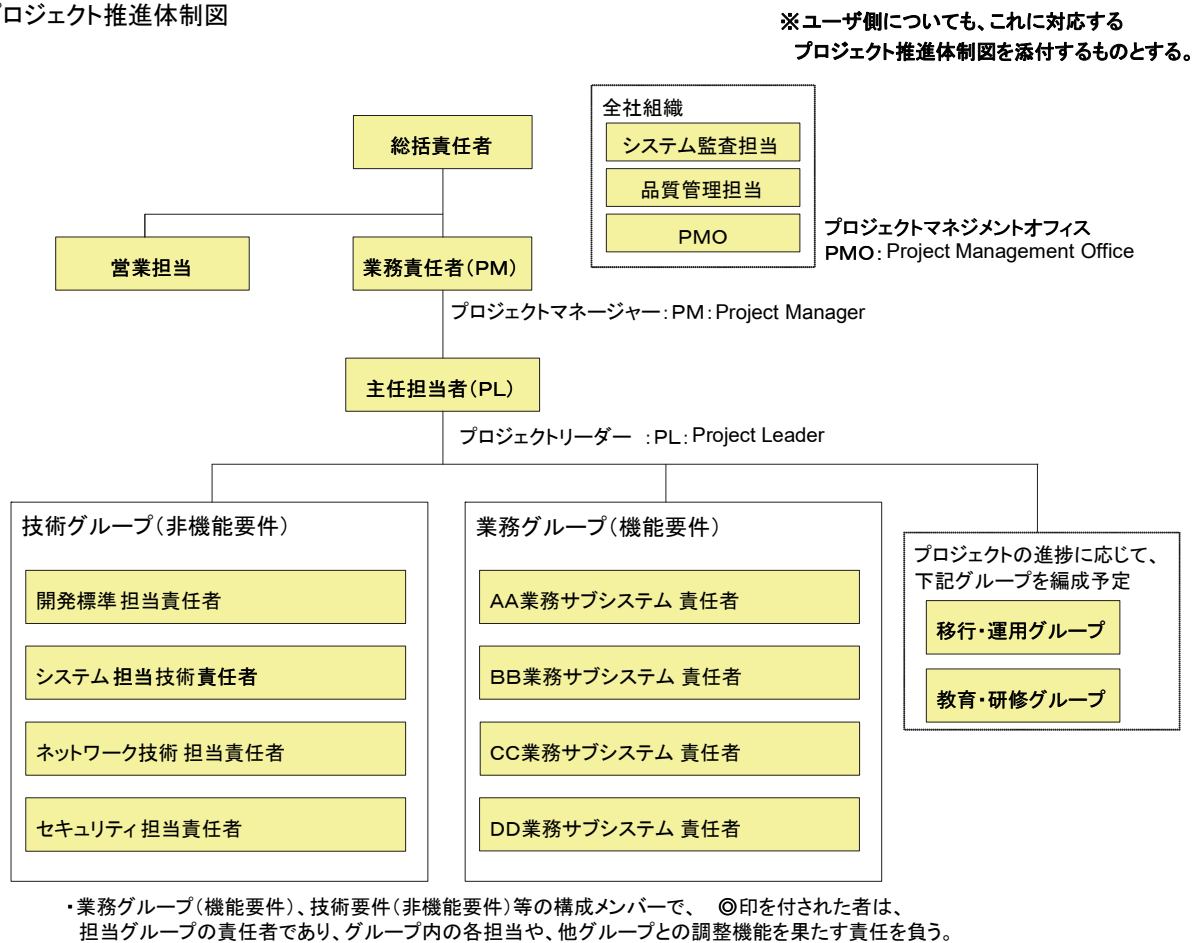
項 番	工 程	作 業 内 容	作 業 分 担 (例)		
			ユーザ	ベンダ	備考
32	システム設計 (内部設計)	共通機能設計		○	
33		部品プロセス設計		○	
34		移行プログラム設計		○	
35		中間ファイル・内部コード設計		○	
36		キャパシティプランニング		○	
37		開発環境の導入・設定（設備・ネットワーク等）	○（主体）	△（支援）	
38		スケジュール管理		○	
39		ユーザテスト体制・スケジュールの作成	○（主体）	△（支援）	
40		ベンダテスト体制・スケジュールの作成		○	
41		テスト計画レビュー	○（主体）	△（助言）	
42		移行レビュー	○（主体）	△（助言）	
43		開発協議会レビュー（内部設計関連）	○（主体）	○（主体）	
44	ソフトウェア設計	コンポーネントテスト仕様作成		○	
45		プログラム構造設計		○	
46		プロセステスト仕様作成		○	
47		部品プログラム設計		○	
48		部品プロセステスト仕様作成		○	
49		移行プログラムテスト仕様作成		○	
50		部品プログラムコーディング		○	
51		部品プログラムテスト		○	
52		部品プログラムテスト仕様作成		○	
53		スケジュール管理		○	
54	プログラミング	プログラムテスト仕様作成		○	
55		部品プロセステスト		○	
56		移行プログラムテスト		○	
57		プログラムコーディング		○	
58		プログラムテスト		○	
59		移行プログラムコーディング		○	
60		スケジュール管理		○	

61	ソフトウェアテスト	移行アプリケーション機能テスト		○	
62		プロセステスト		○	
63		スケジュール管理		○	
64		外部システムインタフェースの確認	○（主体）	△（支援）	
65		コンポーネントテスト環境設計		○	
66		コンポーネントテスト環境作成		○	
67		コンポーネントテスト		○	
68		スケジュール管理		○	
69		要件変更、トラブル管理	○（指示）	△（修正）	
70	システムテスト	サブシステムテスト環境設計	○（主体）	△（支援）	* 項番70、71、72、73 サブシステムテストは、システムレベルでの結合テストに相当する。
71		サブシステムテスト環境作成		○	
72		サブシステムテスト仕様作成	○（主体）	△（支援）	
73		サブシステムテスト		○	
74		システムテスト環境設計		○	
75		システムテスト環境作成		○	
76		システムテスト仕様作成	○（主体）	△（支援）	
77		システムテスト		○	
78		実データ移行リハーサル	○（主体）	△（支援）	
79		スケジュール管理	○（主体）	△（支援）	
80		要件変更・トラブル管理	○（指示）	○（修正）	
81		開発協議会レビュー（システムテスト結果）	○（主体）	○（主体）	
79	運用テスト	ユーザ検収テスト仕様書・スケジュールの作成	○（主体）	△（支援）	
80		ユーザ検収テスト	○		
81		開発協議会レビュー（ユーザ検収テスト結果報告）	○		

（注釈）・項番34「移行プログラム設計」：超上流工程で検討した「非機能要件（移行要件）」をもとに、移行設計、処理方式の設計等を経て、「移行プログラム設計」となるが、「移行プログラム」を利用したアプリケーション部分のテストを配慮した対応が必要である。

【参考文書 3】（第 9 条～第 10 条関係）

プロジェクト推進体制図



- ① 総括責任者：ベンダを代表して、最終的な履行責任を負う役員クラスの者を任命する。実務上の業務遂行は、契約書で定める責任者（PM：プロジェクトマネージャー）、主任担当者（PL：プロジェクトリーダー）が実施する。
- ② システム監査担当：システムの信頼性、安全性、効率性などの観点から、システム監査基準、管理基準等に基づき、当該プロジェクトを必要に応じて監査する。
- ③ 品質管理担当：プロジェクトの遂行を品質管理、品質保証の視点から支援する。プロジェクトの進捗を急ぐあまり、品質管理が疎かにならぬように留意する。
- ④ PMO（プロジェクトマネジメントオフィス）：プロジェクトマネージャー、プロジェクトリーダーが、プロジェクトマネジメントの主体であるが、側面

から円滑なる遂行を支援する。

第4章 モデル契約プロセス

4.1 契約プロセスについて

現在の経済産業省モデル契約プロセスを改良し、検索性、一覧性を高め、かつ、他に必要な内容も補足した上で、新モデル契約において設定しているターゲットの人達により現実的な利用を促進したい。

具体的には、経済産業省モデル契約プロセスの文章の資料構成を再編集し、以下の項目ごとに取り纏める。

(1) 各契約プロセスの表示

説明する対象の各契約プロセスを記載する。

(2) 各契約プロセスの説明、実施すべき事項

対象の各契約プロセスについての説明、及び対象の各契約プロセスにおいて実施すべき事項を記載する。

(3) 各契約プロセスの注意点や留意点

対象の各契約プロセスにおいて注意、留意すべき事項を記載する。

(4) 各契約プロセスにおける、よくある失敗事例

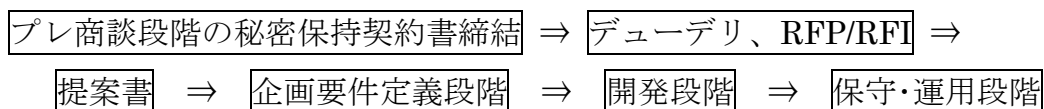
対象の各契約プロセスにおいて、我々ベンダの経験からよくある問題や失敗事例を記載する。

(5) 各契約プロセスにおける、チェックポイントのサマリ

対象の各契約プロセスにおける留意点や注意点等、当該プロセスを推進する上で確認すべき、ベンダ、ユーザ双方のチェックポイントを記載する。

契約プロセスの流れ

- ・ システム開発商談の契約プロセス



- ・ その他特定ケースの契約プロセス

マルチベンダ方式、分割発注

パッケージ活用型

ハードウェア等調達契約

以上の観点から、次頁以降、契約プロセスごとに記載する。

本章において、ナール体（太字）となっている箇所は 2007 年経済産業省報告書から引用した箇所である。

当該報告書は http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/softseibi/index.html#02 を参照ください。なお、項番の付け方は編集上変更している。

また、チェックポイントについては、質問形式に変更して抜粋している。

4.2 プレ商談段階の秘密保持契約書締結

(1) このプロセスの説明、実施すべき事項：

ユーザの情報システム構築商談の過程で実施される、デューデリジェンス（実態把握）、RFP/RFI、提案書等の契約締結前プロセスにおいては、ユーザ・ベンダ間で相互の秘密情報を開示して、商談を進めるケースが数多く見られる。

そのため、事前にユーザ・ベンダ間でその商談における秘密情報の取扱いに関して、適切な守秘条件を定めた秘密保持契約を締結する必要がある。

締結タイミングとしては、情報システム構築商談について、ユーザがベンダと接触するタイミングで早期に締結されることが両者にとって望ましいと考える。

※ 秘密情報の概要

秘密情報とは、当事者において第三者に開示されることで、何らかのデメリットが生じる秘匿性の高い情報であり、法律上は不正競争防止法における「営業秘密」をその根拠としている。

「営業秘密」とは、「秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上または営業上の情報であって、公然と知られていないもの」と定義されている。つまり、この要件を満たせば、必ずしも、秘密保持契約を締結しなくても、「営業秘密」は法律上保護されることになる。

しかしながら、開示された情報が、この①秘密管理性、②有用性、③非公知性の三つの要件をすべて満たすものであるかどうか、その都度当事者間で判断することは、開示側、受領側双方にとってリスクが生じるため、秘密保持契約を締結し、秘密情報の定義等を含め、契約において権利義務を明確に規定することが一般的である。

(2) このプロセスにおける、注意点／留意点

秘密保持契約締結に際しては、ユーザもベンダもそれぞれの会社における情報管理ポリシー等を鑑みた上で、主に以下のような事項に留意しなければならない。なお、損害賠償条項は、この段階の契約で賠償上限や制限を付けることが実質的ではないと考えるため、敢えて記載しないことにしている。

① 目的

秘密保持契約においては、秘密情報の開示・使用目的を明確かつ限定的に定める。

また、この段階では、目的としてプレ商談段階での情報開示を目的とする旨も加えて定める。

【理由】 開示・使用目的を明確にし、限定することによって、秘密情報の開示を最低限にし、秘密情報の使用範囲を制限する。商談獲得後の秘密保持契約は、別途新モデル契約を締結することにより、当該契約の秘密保持条項に従う流れとなる。

② 定義

秘密情報を開示する際の開示方法を明確に定める。

例)「秘密情報を文書等の有形物で開示する場合には書面で秘密表示を付した上で開示すること」にし、「口頭等の無形物で開示する場合には、開示する情報が秘密である旨を明示の上開示し、開示後適切な期日以内に秘密情報を書面化して提示する」

【理由】・書面により情報を開示することで、情報開示の流れを明確にし、開示された秘密情報が何かということについてユーザ・ベンダ間で統一した認識を持つことで、情報が漏洩等した場合においてもその対象が明確にできる。

- ・開示される情報のうち、どの情報が秘密情報であるかということについて、受領者が誤解なく明確に認識できることにより、秘密情報の管理の実効性を高める。
- ・不正競争防止法上の営業秘密の要件（秘密管理性）を満たすことで、不正競争防止法上の救済を受けることができる。

③ 目的外使用の禁止

受領者は、開示された秘密情報を上記①の目的の範囲内でのみ使用することが出来る旨を定める。

【理由】秘密情報を秘密保持契約に定める目的の範囲外で使用されることにより、秘密情報の漏洩、不正利用等のリスクが高まってしまう。

④ 除外規定

秘密情報に当たらない、除外情報を以下のように明確に定める。

- ・開示の時点で既に公知の情報、または開示後秘密情報を受領した当事者の責によらずして公知となった情報
- ・受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
- ・開示の時点で受領者が既に保有している情報
- ・開示された秘密情報によらずして、独自に受領者が開発した情報

【理由】上記の条件に該当する情報については、受領者において既知の情報であるため、当該情報を開示者の秘密情報として取り扱うことを求める必要はない。

⑤ 第三者への開示・提供の禁止

秘密保持契約においては、秘密保持契約に定める目的の遂行に必要な自己の従業員および役員等以外の第三者への開示・提供を禁止する旨を定める。

【理由】 目的遂行に必要な範囲外の従業員へ秘密情報が開示されることにより、秘密情報の漏洩や不正利用のリスクが高まってしまうため。

なお、この規定がない場合でも、開示される秘密情報が不正競争防止法における営業秘密に該当するときは、受領者は、当該秘密情報を不正競争用途（不正の利益を得る目的等）で利用（第三者に開示等）することは法律上禁止されている。

⑥ 第三者への開示・提供の禁止の例外

秘密保持契約においては、上記⑤のように秘密情報の第三者への開示の禁止を定めるべきであるが、実務上/法令上のケースを考慮して以下のような例外規定を合わせて定める。なお、以下のケースにおいても、開示先の第三者に対して、秘密保持契約に定める義務と同様の秘密保持義務を課す旨を定める（ただし、b. の場合は、法令上可能な範囲での秘密保持義務を要求する）。

a. 受領した秘密情報を、受領者が再委託先に対し開示する場合

b. 受領した秘密情報を、法令等の要求に従い当局機関等へ開示する場合

【理由】 a. : 情報システム商談においては、再委託先を利用して業務を進めるケースが多いため。

b. : 法令等の要請で、秘密情報の受領者が裁判所や当局機関等の第三者へ開示を行わなければならないケースがあるため。

⑦ 複製

秘密保持契約においては、契約の目的を達成するために必要な範囲で、秘密情報を複製できる旨を定める。

【理由】 このような定めなく、秘密情報の受領者が秘密情報の複製を行った場合、契約の違反行為とされてしまうおそれがある他、秘密情報に著作物が含まれる場合、著作権法上の問題がある。

⑧ 返却、破棄、消去

秘密保持契約においては、当該契約が終了した場合、または、秘密情報の開示者から要求があった場合等には、秘密情報を返却、破棄または消去しなければならない旨を定める。

【理由】 このような定めがないと、契約終了等に伴って受領者が秘密保持義務を負わなくなった際に、受領者に秘密保持義務が課されないまま、秘密情報が受領者の手元に残ってしまうこととなり、結果的に秘密情報の漏洩のリスクを高めてしまうこととなる。（存続条項を設け、守秘義務を存続させることもできるが、物理的に秘密情報を返却、破棄、消去するほうが、より漏洩リスクを少なくできる。）

⑨ 契約期間

秘密保持契約においては、契約期間の終了がいつかを明確に定める。契約期間とは別に、受領者の秘密保持義務期間を定める方法でもよい。

【理由】 秘密情報に関して秘密保持義務を負う期間を適切に定めることにより、両当事者の契約に対する認識を強く保ち、秘密情報の管理の実効性を高める。

(3) よくある失敗事例

【ユーザの場合】

- できる限り広い範囲の秘密情報を秘密保持契約の対象にしようと考え、秘密情報の定義に秘密表示や書面化の条件を記載しなかった。しかし、実際に秘密情報の授受が始まると、ベンダおよびユーザ間にて、どの情報が秘密情報であるのかという認識につき、多くの齟齬が生じ、結果的に本当に秘密情報として管理して欲しいと考えていた秘密情報の管理の実効性が低下してしまった。

⇒ チェックポイント2

【ベンダの場合】

- プレ商談の段階において、お客様より、RFP 受領の条件としてお客様書式の秘密保持契約書を示された。営業の担当者は、どうしても商談を獲得したかったため、特に内容の確認を行うことなく当該秘密保持契約書を締結

してしまった。後日、内容の確認を行ったところ、目的がベンダとユーザ間のすべての取引をその範囲とするものとなっており、ベンダと当該秘密保持契約の条件を修正のうえ締結し直さざるを得なくなってしまった。この対応を行うことにより、無駄な時間とコストがかかってしまった。

⇒ チェックポイント1

- 締結した秘密保持契約において、再委託先に秘密情報を開示する場合は、ユーザの事前の書面による承諾を要する旨が定められていたため、実際に承諾を得ようとしたところ、ユーザより承諾を得ることができず、ベンダが当初想定していた再委託先に秘密情報を開示することができなくなってしまった。

⇒ チェックポイント4

(4) このプロセスのチェックポイント

【秘密保持契約締結におけるチェックポイント】

1	秘密情報を開示する目的が、明確かつ限定的に定められているか。
2	秘密情報は、書面による開示が要件となっているか。
3	秘密情報の除外規定が定められているか。
4	秘密情報を第三者へ開示・提供することを禁止しているか。また、その例外規定を定められているか。
5	秘密情報を複製することができる旨が定められているか。
6	秘密情報を契約の目的外に使用することを禁止しているか。
7	秘密情報の返却、破棄または消去が定められているか。
8	契約期間は適切に定められているか。
9	契約条件が遂行可能なものであるか。

4.3 デューデリジェンス、RFP／RFI

(1) このプロセスの説明、実施すべき事項：

ユーザが情報システムの構築をするか否かの検討に着手してから、ベンダと

の契約締結に至るまでの最初の具体的作業ステップは、デューデリジェンス（実態把握）の実施である。この段階は、ユーザが候補となるベンダを複数社リストアップし、各社が情報システム開発を適切に開発する能力があるかを、技術力や経営の健全性などの観点から分析・検討する。

ユーザは、これらの分析・検討の前提として、ベンダに対してシステム開発の提案を求める。これが後述の提案依頼書（Request For Proposal : RFP）である。ユーザは、各社から提出された提案書およびその他の情報を総合的に判断してベンダを選定することになる。ユーザは、RFPの作成に先だって、情報提供依頼書（Request For Information : RFI）をベンダに提示し、必要な情報の提供を求める場合がある。

【以上、2007年経済産業省報告書 22 頁～23 頁】

※ 提案依頼書（Request For Proposal : RFP）の概要

RFP は、大きく分けて、①システム化の方向性、システム化計画を実施するためのものと、②要件定義以降に実施するものの 2 つに分類される。

※ 情報提供依頼書（Request For Information : RFI）の概要

RFI は、ユーザが RFP の作成に必要な情報提供、例えば、IT 技術動向、ソフトウェアパッケージ情報、開発方法論、価格情報等をベンダに依頼するものである。ベンダだけでなくユーザの関係先、業界団体等に依頼する場合もある。

外部の先行事例、成功事例、失敗事例、法律・制度上の規制や緩和、JIS などの標準化規約、業界団体の自主ルール、特許などの情報収集も対象となる。

【以上、2007年経済産業省報告書 24 頁～25 頁】

(2) このプロセスにおける、注意点／留意点

(RFI の記載項目)

ユーザはベンダに対して、情報提供依頼に関する条件を明確にしておく必要がある。

例えば、ユーザの情報収集活動の一環であること、ユーザはベンダに RFI の発行に際して、事前に RFI の依頼先が必ずしも RFP の提出先とはならないこと、ベンダが RFI の返答するためにかかったコストはベンダが持つこと、ベンダが RFI に関してアナウンスをすることを禁止すること、提供情報の利用に関するユーザ・ベンダの対応（自由な利用か、守秘義務の有無）等についても説明し、書面に記載するなどして明確にしておく必要がある。

ユーザにとって有益な情報収集のために、「情報提供を依頼する項目」だけでなく、場合によっては、何故、その情報の提供依頼をするのかを明確にするため、ユーザのプロジェクトの簡単な説明、ユーザがプロジェクトに期待している効果、ユーザの現在の IT ビジネス環境に関する説明等を記載する。

また、RFP の発行先選定のために、ベンダのバックグラウンド情報に関するリクエスト、ベンダの他のクライアント（ユーザ）の情報、ベンダの財務状況に関する情報、組織図等をリクエストすることもある。

（RFP の記載項目）

RFP に記載すべき基本項目については、以下のような事例が掲げられる。

①システム化の方向性、システム化計画を実施するための RFP では、未確定の事項があるかもしれないが、②要件定義以降に実施するものでは、ユーザがどのようなシステム、何ができるシステムを作りたいかを明確にした要件定義を RFP に表現する必要があり、表現されていない要件はシステムとして実現されない。オープンな調達においてはユーザの責任において要件定義を明確化すべきであり、ベンダは提案に際して、不明の点があれば文書による質問等を行い疑義が残らないようにしなければならない。

また、RFP の作成に関して、「ユーザ企業の現況および環境」を、きちんとベンダに伝えなければ、適切なシステム構築にはつながらない。

対象システムが、本研究会の対象としているような複雑で大規模な企業基幹システム等である場合は、ユーザ企業の経営戦略、情報戦略に関連して、ユーザ企業がベースとしている全体最適化（Enterprise Architecture：EA）、IT ガバナンスの方針、情報セキュリティ基本方針、組織体制（情報システム化委員会、IT 部門等）、情報化投資、情報資産管理の方針、事業継続計画

(Business Continuity Plan : BCP)、コンプライアンス方針等の中から、当該システム構築の前提として、必要と思われる部分をベンダに開示する必要がある。

【以上、2007 年経済産業省報告書 24 頁～25 頁】

(3) よくある失敗事例

【ユーザの場合】

- ユーザはベンダに対し、RFI を提示し、ベンダから情報提供をもらったが、その際、RFI に関するアナウンスについて、ベンダと明確な合意をしていなかったため、ベンダにリリースされてしまった。それにより、内密に進めていたシステム統合の内容が競合他社に漏れてしまった。

⇒ RFI のチェックポイント 4

- ユーザは、作りたいシステムについて、明確なビジョンを持たないまま、RFP を提示してしまい、かつ、ベンダからの提案をそのまま鵜呑みにして、システム開発を進めたため、その結果、要件定義書の作成において、イメージしていたものとまったく違うシステム要件になってしまい、再度要件定義を実施しなくてはならなくなった。

⇒ RFP のチェックポイント 1、4

【ベンダの場合】

- ベンダは、RFP において、ユーザにおける利用に関する制限や守秘義務条件を記載していなかったため、提案した情報が、ユーザから競合他社であるベンダに開示されてしまい、戦略の転換を余儀なくされた。

⇒ RFP チェックポイント 12

- ベンダは、RFP において、開発契約の契約書はユーザ所定のものを使用する旨記載があったが、特段問題はないと考え、確認せずに、提案をしてしまった。その後開発契約締結の段階になって、ユーザ所定の契約条件がリスクの高い契約であることが判明したものの、RFP の記載に従い、止むを得ず、ユーザ所定の開発契約を締結せざるを得なくなってしまった。

⇒ RFP チェックポイント 9

(4) このプロセスのチェックポイント

【RFI のチェックポイント】

1	情報提供依頼の目的が記載されているか。
2	RFI の依頼先が必ずしも RFP の提出先とはならないことが記載されているか。
3	RFI に回答するためのコスト負担が明確に記載されているか。
4	RFI に関するベンダのアナウンスの可否について、記載されているか。
5	ベンダからの提供情報について、ユーザにおける利用に関する制限、守秘義務条件が記載されているか。
6	ユーザのプロジェクトについての説明が記載されているか。
7	ユーザがプロジェクトに期待している効果が記載されているか。
8	ユーザの現在の IT ビジネス環境に関する説明が記載されているか。

【以上、2007 年経済産業省報告書 24 頁】

【RFP のチェックポイント】

1	ユーザがどのようなシステム、何ができるシステムを作りたいかが記載されているか（要件定義 ～ 要件定義以降に実施する場合）。
2	ユーザ企業の現況および環境が記載されているか。
3	ユーザ企業の経営戦略、情報戦略に関連して、ユーザ企業がベースとしている全体最適化（Enterprise Architecture : EA）、IT ガバナンスの方針、情報セキュリティ基本方針、組織体制（情報システム化委員会、IT 部門等）、情報化投資、情報資産管理の方針、事業継続計画（Business Continuity Plan : BCP）、コンプライアンス方針等の中から、システム構築の前提として、必要と思われる部分が記載されているか。（対象システムが、複雑で大規模な企業基幹システム等である場合は、）
4	グランドコンセプトとなる開発の経緯、基本方針、狙いとする効果等が記載されているか。
5	提案書を提示するときに必要な事務手続き等が記載されているか。
6	ベンダが責任を持って見積りを出すために十分な、機能要件および非機能要件が記載されているか。
7	開発作業時のユーザ・ベンダ双方の役割分担が記載されているか。

8	情報システムの保証要件（セキュリティ要件等）が記載されているか。
9	契約書の中に盛り込むべき重要事項（特に、契約類型（準委任／請負）、再委託、損害賠償責任（範囲・限度額・期間）、知的財産権の帰属、第三者ソフトウェアの利用、検収・支払い条件等）が記載されているか。
10	RFP に回答するためのコスト負担が記載されているか。
11	ベンダによる RFP に関する情報の公表が可能となっているか。
12	ベンダからの提供情報について、ユーザにおける利用に関する制限、守秘義務条件が記載されているか。

【以上、2007 年経済産業省報告書 25 頁～26 頁】

4.4 提案書

(1) このプロセスの説明、実施すべき事項：

ユーザは、各社から提出された提案書およびその他の情報を総合的に判断して、自らの情報システムの構築を委託するベンダを選定することになる。

ユーザがベンダを決定した後は、そのベンダが提出した提案書などを基にして、より具体的な開発規模の検討や、委託料、開発スケジュールなどの検討に入るとともに、契約条件の交渉、ユーザからベンダに対し見積書の提示依頼を行うことになる。

その後、ベンダから提示された見積書の金額、および契約条件について、ユーザ・ベンダで合意した場合は、当該合意条件をベースに経済産業省モデル契約書を締結することになる。

【以上、2007 年経済産業省報告書 23 頁】

※ 提案書の概要

提案書は原則的に、ユーザからベンダへの提案依頼事項が記載された RFP に基づいて、ベンダによって作成されるものであり、ベンダ選定にかかわる最も重要な提出文書である。

【以上、2007 年経済産業省報告書 26 頁】

(2) このプロセスにおける、注意点／留意点

提案書に記載される主な内容は下記のとおりであるが、ユーザのニーズ等に
応じて項目を取捨選択し提案する必要がある。すなわち、ベンダは、RFP に記
載された依頼事項の実現可能性等についての的確に応じるものとし、提案手続き
を通じて、情報システムの価値を決める諸要因の水準についての十分な認識の
共有が図られる必要がある。

このプロセスにおいて、RFP に記載された契約条件等の取引条件についても、
十分にユーザ・ベンダ間で協議、確認を行う必要がある。また、RFP に記載さ
れた契約条件等について補正が必要となる場合、ベンダがその理由を示して変
更の申入れを行う場合は、書面によることが望ましい。なお、海外の取引慣行
では、重要な条項に関する共通した理解を得るとともに、問題点やギャップの
洗い出しを可能とする「タームシート (Term Sheet) ⁵¹」が活用されることが
ある。

[提案書の記載事項]

① はじめに

ベンダは、提案内容を要約し、その要点を明確にする。

② システム構想

提案するシステムの概要、システムの機能を要約し、提案システムの特
筆すべき特徴等について記述する。

③ システム構成

提案するシステムのソフトウェア構成、ハードウェア構成、ネットワー
ク構成等について、利用者別、設置場所別・業務別にシステム構成を記述
する。

④ システムの性能予測

システムの運用時におけるソフトウェア、ハードウェアの業務別の応答
性、信頼性、障害対応等の性能について予測する。

⑤ システム拡張性

ユーザ環境の変化・技術革新等に起因するシステムの改善や拡張の可能

⁵¹ ユーザの提示した契約要件について、ベンダの対応（承諾、コメント等）と現在の進捗状況（解決、未解決）を一覧にまとめたもの。

性、システム運用の留意事項について記述する。

⑥ システムの信頼性

提案システムの信頼性・安全性および運用時における操作性について記述する。

⑦ 開発計画

システムの開発計画に伴う、人、物、金、時間、工程等に関する作業量を見積り、システム全体のスケジュールや計画、実行上の課題等について記述する。特に、業務詳細設計等でユーザが自らの責任で主体的に承認しなければ、次の工程に進めない部分を明確に記述する。なお、本項目には、スケジュール、見積条件、契約条件等を含む。

⑧ 推進体制

システム開発計画推進に必要な技術・資格・経験等を含めたシステムの人的推進体制や責任体制について記述する。また、当該体制には、予定されている再委託先も記述する。

⑨ 期待効果分析

システム化による定量的、定性的な効果やメリットについて記述する。

⑩ 今後の課題

未決の懸案事項、次期計画に関する課題について記述する。

⑪ 関連する実績

ベンダが過去に実施した本システムと類似の実績や、ベンダ企業の組織、業績、特質等について記述、又は資料を添付する。

【以上、2007 年経済産業省報告書 27 頁～28 頁】

なお、ユーザにおけるベンダ選定上の留意点については、単に入札価格の安いベンダを採用するということではなく、履行体制等にも配慮の上、TCO（Total Cost of Ownership）に基づいて判断を行うべきである。特に、極端な安値の場合には注意が必要である。

【以上、2007 年経済産業省報告書 23 頁】

(3) よくある失敗事例

【ユーザの場合】

- ベンダから提示された提案書に、ベンダの秘密情報が含まれている旨の記載があり、それを承知していたにも関わらず、その資料を別のベンダに提示してしまい、提案書を提示したベンダから差し止め請求を受けてしまった。

⇒ チェックポイント 8

- ベンダから提示された提案書に記載されているシステム開発計画が抽象的なものであったが、システム構想が求めているものと合致していたため、詳細について確認することなく、そのベンダの提案を採用したが、実際に協議を進めてみると、システム開発計画があまりにも現実性がないものであった。そのためこのままこのベンダにシステム開発を依頼することに不安を感じたため、再度別のベンダを募ることにし、その分余計なコストがかかってしまった。

⇒ チェックポイント 4

【ベンダの場合】

- RFP の実現性について自信がなかったにもかかわらず、確認をしないまま提案書を提出したが、契約締結後、ベンダの技術力では開発することが困難なシステムであることが決定的となり、開発を断念したため、ユーザから損害賠償を請求されてしまった。

⇒ チェックポイント 4

- 多段階契約の締結を予定しているにもかかわらず、その旨を記載せず、提案書に全体予算を記載してしまった。その結果、契約フェーズごとに提示する再見積り金額についてユーザと合意することができず、提案書に記載した全体予算に拘束される結果を招いてしまった。

⇒ チェックポイント 4

(4) このプロセスのチェックポイント

1	提案書に、提案目的や提案趣旨が記載されているか。
2	提案書に、システムの特徴、概要が記載されているか。

3	提案書に、システムの機能、構成（ソフトウェア、ハードウェア、ネットワークを含む）、性能予測、拡張性、信頼性等が記載されているか。
4	提案書に、開発計画（スケジュール、見積条件、作業量見積、費用見積、納入物、推進体制）が記載されているか。また、フェーズごとに再見積を実施することが記載されているか。
5	提案書に、ユーザのシステムに対する期待効果についての分析が記載されているか。
6	提案書に、今後の課題等が記載されているか。
7	提案書に、ベンダの関連する実績が記載されているか。
8	提案書に記載されている事項について、秘密情報が含まれる場合、適切にその旨が明示されているか。

【以上、2007 年経済産業省報告書 196 頁～199 頁】

4.5 企画要件定義段階

(1) このプロセスの説明、実施すべき事項：

情報システムの企画・要件定義段階は、「システム化の方向性」の決定によって開始され、「システム化計画の立案」、「要件定義」の順に進行（これらのフェーズは「超上流工程」といわれる。）し、開発段階に進むためのシステム設計を可能とする程度に具体化した要件定義書が作成されて終了する。

「企画・要件定義段階」の概要は以下のとおりである⁵²。

① システム化の方向性

「システム化の方向性」は、業務部門が、システム開発の前に、経営層が定めた経営方針、全体最適化計画⁵³に従い、事業上の目的、システム化の対象業務、システム化のニーズと課題、予算、事業環境を分析し、利害関係者からの要請やその数や役割に応じた規模などに配慮しつつ、システム化するビジネスモデルにつき十分な検討を繰り返し、取締役会等経営層による承認

⁵² 「超上流」工程の重要性、ユーザ・ベンダの役割分担等については、「経営者が参画する要求品質の確保」を参照のこと。なお、共通フレーム 20072007 において「超上流」工程は、「企画・要件定義プロセス」として位置付けられる予定である。

⁵³ 「システム管理基準Ⅰ.情報戦略 1.全体最適化」を参照。

を受けてシステム化の方向性を決定するフェーズである。

ユーザは、ベンダに対し、このフェーズの成果を生かして RFP を発し、ベンダ等から「仮試算見積レベル」の見積提案を受け、これに検討評価を加えて、システム化計画に移行する。

ユーザは、必要に応じて、ベンダ、IT 技術者、IT コーディネータ⁵⁴、システム監査人、情報セキュリティ監査人、公認会計士、弁護士等の専門家との間で支援業務を内容とする準委任契約としてのコンサルティング契約を締結し、これらの作業のための支援を受ける。

（共通フレーム 2007 のアクティビティ）おおむね「システム化構想の立案」に相当する。

② システム化計画

「システム化計画」は、業務部門が、システム化の方向性を具体化するために、開発体制、予算、スケジュール、システム化する事業上の要求（例えば、システム化すべき新規事業、社外連携、組織改編、部門間業務分掌変更、法令・契約等のコンプライアンス要件、セキュリティ、個人情報保護、環境など）や対象業務上の要求（例えば、業務内容、業務形態、業務品質、性能目標、運用、移行要件、法令・契約等のコンプライアンス要件、セキュリティ、個人情報保護、事業継続性、環境など）を考慮して、業務範囲や業務分掌、関係者の教育および訓練計画⁵⁵を定めたシステム化計画書を作成し、ステークホルダの合意を得てから経営層の方針稟議を求め、経営層による承認を受けて、業務部門および情報システム部門における要件定義に進むフェーズである。

ユーザは、部門間の検討の後、システム化計画を作成して、レビューを繰り返して検討を加え、ベンダに対して RFP を発し、ベンダ等から「試算見積りレベル」の見積り提案を受ける。これを検討評価して要件定義フェーズに移行する。

⁵⁴ 1999 年の通商産業省（現：経済産業省）における産業構造審議会情報産業部会情報化人材対策小委員会の中間報告（～戦略的情報化投資による経済再生を支える人材育成～）において提案された、経営者側に立って経営と IT の橋渡しを行い、戦略的な情報化投資の成功を支援する専門家のこと。

⁵⁵ 「システム管理基準Ⅱ.企画業務 2.開発計画（4）、「システム管理基準Ⅳ.共通業務 4.人的資源管理 4.3 教育・訓練」を参照。

ユーザは、システム化の方向性決定フェーズ同様、必要に応じて、ベンダ、IT 技術者、IT コーディネータ、システム監査人、情報セキュリティ監査人、公認会計士、弁護士等の専門家との間で支援業務を内容とする準委任契約としてのコンサルティング契約を締結し、作業のための支援を受ける。

(共通フレーム 2007 のアクティビティ) おおむね「システム化計画の立案」に相当する。

③ 要件定義

「要件定義」は、事業要件を反映したシステム化計画を受けて、業務部門が、業務上の要求を業務要件に、情報システム部門が、システムに実装すべきシステムの機能要件・非機能要件を定義し、経営層による実行稟議、承認を受けるフェーズである。

ここでは、ユーザは、業務要件およびシステム要件を検討して、要件定義書にまとめ、ベンダに RFP を発して「概算見積レベル」の見積提案を受け、これに点検評価を加えて、システム設計に移行する。

そのために、ユーザは必要に応じて、ベンダ、IT 技術者、IT コーディネータ、システム監査人、情報セキュリティ監査人、公認会計士、弁護士等の専門家との間で、準委任契約を内容とする要件定義支援契約、仕様書作成支援契約を締結し、作業のための支援を受ける。

このフェーズの内容の妥当性の検証が、「運用テストフェーズ」である。
(共通フレーム 2007 のアクティビティ) 共通フレーム 2007 で新設される「利害関係者要件の定義」、「利害関係者要件の確認」に相当する。

【以上、2007 年経済産業省報告書 31 頁～33 頁】

(2) このプロセスにおける、注意点／留意点

情報システム開発のプロセスが、超上流から開発プロセスまでに及ぶとき、情報システムの信頼性・安全性はどのように評価されるか。事業要件、業務要件については、仕様決定前に決定される内容であり、仕様に関するチェックでは、これらを実地することはできないことに留意すべきである。

そもそも、これらのチェックをなすに足る能力を有するのは、ユーザであって、ベンダではないことに留意する必要がある。そこで、ユーザがこれらを実地

価するには、各フェーズの区切りにおける経営層を含めた関係者・ステークホルダの評価を受けるための「レビューの実施」はもとより、システム監査やセキュリティ監査、法規や契約などの規制要求事項への適合性を確保するためには、システム監査人、情報セキュリティ監査人、弁護士や公認会計士等による支援を受けて行う必要がある。

そのため、超上流プロセスにおいては、これらの評価に適するように、システム管理基準、情報セキュリティ管理基準⁵⁶などに準拠すべきことを考慮し、少なくとも下記の点に留意する必要がある。

- ① システム化の方向性、システム化計画の実施においてユーザが留意すべき点
 - a. システム化の方向、システム化計画の内容は、組織体の長が承認しなければならない⁵⁷。取締役会設置会社の場合は代表取締役、委員会設置会社では代表執行役の承認を要することになる。
 - b. システム化の方向およびシステム化計画は、全体最適化計画との整合性を考慮して策定されなければならない⁵⁸。
 - c. システム化計画に当り、組織体制を構築する際には、ユーザ部門（業務部門など）および情報システム部門の役割分担を明確にする必要がある⁵⁹。
 - d. システム化の費用の検討に当っては、開発、運用および保守の費用の算出基礎を明確にする⁶⁰必要がある。

⁵⁶ システム管理基準は、組織体が主体的に経営戦略に沿って効果的な情報システム戦略を立案し、その戦略に基づき情報システムの企画、開発、運用、保守というライフサイクルの中で、効果的な情報システム投資のための、また、リスクを提言するためのコントロールを適切に整備・運用するための実践規範である。システム管理基準は、本管理基準と姉妹編をなすシステム監査基準に従って監査を行う場合、原則として、監査人が監査上の判断の尺度として用いる基準となる。なお、情報セキュリティの確保の観点から監査を実施する場合には、情報セキュリティ監査制度に基づく情報セキュリティ監査を行うことが要請される。一方で、システム管理基準においても情報セキュリティの確保に関連する項目が挙げられているが、それぞれの項目について、情報セキュリティ管理基準を活用して監査を実施することが望ましい。http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/press/0005668/0/041008system.pdf

⁵⁷ 「システム管理基準Ⅱ.企画業務 1.開発計画 (1)」を参照。

⁵⁸ 「システム管理基準Ⅱ.企画業務 1.開発計画 (2)」を参照

⁵⁹ 「システム監査基準Ⅱ.企画業務 1.開発計画 (5)」を参照

⁶⁰ 「システム管理基準Ⅱ.企画業務 1.開発計画 (6)」を参照

- e. 情報システムの目的を達成する実現可能な代替案を作成し検討する⁶¹必要がある。
- f. システム化計画を策定するに当っては、システムライフサイクルを設定する条件を明確にし⁶²、システム特性および開発規模を考慮して形態および開発方法を決定する⁶³必要がある。
- g. システム化計画において要求事項を特定するに当っては、ユーザのうち、システムユーザだけでなく開発、運用および保守の責任者が承認する必要がある⁶⁴。
- h. システム化計画のためのユーザニーズの調査は、実務に精通しているユーザ、開発、運用および保守の担当者が参画し、対象、範囲および方法を明確にして現状分析を行い⁶⁵、文書化し、ユーザ部門が確認する必要がある⁶⁶。
- i. システム化計画を策定するに当っては、情報システムの導入に伴って発生する可能性のあるリスク分析を実施する⁶⁷必要がある。
- j. 情報システムの導入によって影響を受ける業務、管理体制、諸規程等の見直し等の検討を行うとともに⁶⁸、情報システムの導入効果の量的および定性的評価を行う⁶⁹必要がある。
- k. パッケージソフトウェアの使用に当っては、ユーザニーズとの適合性を検討する必要がある⁷⁰。

② 要件定義における信頼性向上の視点

企画・要件定義段階では、ユーザとベンダは、情報システムの重要性に応じて、求められる信頼性・安全性の水準を正しく認識し、決定しなければならない。また、信頼性・安全性を実現するため、特に、以下の点に留意して

⁶¹ 「システム管理基準Ⅱ.企画業務 1.開発計画 (9)」を参照

⁶² 「システム管理基準Ⅱ.企画業務 1.開発計画 (7)」を参照

⁶³ 「システム管理基準Ⅱ.企画業務 1.開発計画 (8)」を参照。

⁶⁴ 「システム管理基準Ⅱ.企画業務 2.分析 (1)」を参照。

⁶⁵ 「システム管理基準Ⅱ.企画業務 2.分析 (2)、(3)」を参照。

⁶⁶ 「システム管理基準Ⅱ.企画業務 2.分析 (4)」を参照。

⁶⁷ 「システム管理基準Ⅱ.企画業務 2.分析 (5)」を参照。

⁶⁸ 「システム管理基準Ⅱ.企画業務 2.分析 (6)」を参照。

⁶⁹ 「システム管理基準Ⅱ.企画業務 2.分析 (7)」を参照。

⁷⁰ 「システム管理基準Ⅱ.企画業務 2.分析 (8)」を参照。

システムの機能要件および非機能要件を整理、確認および決定しなければならない。

a. 信頼性・安全性水準のユーザ・ベンダ間での合意

ユーザおよびベンダは、情報システムが具備すべき信頼性・安全性の水準および目標とする品質基準等について定め、両者で合意すること。

b. 発注仕様への機能要件および非機能要件の取込と文書化

ユーザは、ベンダに対し、情報システムに求める機能要件および非機能要件並びにそれぞれに対する前提条件および運用環境等を明らかにした上で、発注仕様を明確化および文書化すること。

c. ユーザは、経営層を含めて、非機能要件について十分に検討を行うこと。

このとき、ベンダは、ユーザに、専門家として必要な情報提供等を行い、意思決定を積極的に支援すること。ユーザは、ベンダのみならず、IT 技術者、IT コーディネータ、システム監査人、情報セキュリティ監査人、公認会計士、弁護士等を利用して助言、支援を受けること。

【以上、2007 年経済産業省報告書 33 頁～35 頁】

(3) よくある失敗事例

【ユーザの場合】

- ユーザ・ベンダ間での打合せにおいて、ユーザが非機能要件について、何も要求しなかったため、ベンダは特に考慮せずに要件定義作成支援、および外部設計書作成支援を実施した。しかし、開発のテスト段階において、ユーザが想定していた性能が出なかったため、ベンダに修正を依頼したが、ベンダからは外部設計書どおり開発していると主張され、性能がよくない中で検収せざるを得なくなってしまった。

⇒ チェックポイント 3

【ベンダの場合】

- 本来ユーザが実施すべき機能要件および非機能要件の検討や文書化を、ユーザが適切に実施しないため、仕方なく、ベンダですべて実施してしま

い、ベンダにおいて予定していた作業工数以上の追加費用がかかってしまった。

⇒ チェックポイント 2

(4) このプロセスのチェックポイント

1	このプロセスを推進する中で、信頼性・安全性水準について、ユーザ・ベンダ間で合意がなされているか
2	このプロセスを推進する中で、ユーザにより、発注仕様への機能要件および非機能要件の取込と文書化がなされているか。
3	このプロセスを推進する中で、ユーザにおいて、経営層を含めて非機能要件について十分な検討がなされているか。

【以上、2007 年経済産業省報告書 35 頁】

4.6 開発段階

(1) このプロセスの説明、実施すべき事項：

企画・要件定義段階を経て、ベンダが、ユーザとの間でソフトウェア開発契約に基づいて⁷¹情報システム開発を展開する段階である。システム設計（シス

⁷¹ 請負契約は仕事の完成を約する契約形態であるため、完成状態が明確に定義しづらい場合（下記①～③）、完成状態に到達するための不確定要素が多く完成までの工数が見積もれないなど、一定金額で請け負うことの高リスクが高い場合（下記④～⑥）当事者関係における役割分担が明確でない場合（下記⑦）などは、開発プロセスであっても、請負型以外の契約形態があり得る。

- ① プログラムの性能テスト結果をチューニングする場合など、現存するプログラムの評価作業が役務の中心となる時。
- ② ユーザの要求仕様がドキュメント等の形で確定しておらず、プロトタイプ等を示すことによって、ユーザの要求仕様を確定しながら、開発作業を進めていく工法をとるとき。
- ③ プログラムの保守作業などユーザの改善要求が具体的な仕様の形で確定しておらず、日々相談しながら順次作業を進めるとき。
- ④ 初めて使うパッケージのカスタマイズ作業など、フィット＆ギャップに伴う作業内容が不明確なとき。
- ⑤ 開発フェーズの途中から参画することとなったベンダがドキュメントを見ただけでは、完成に至るまでの確定料金を見積ることが困難であるとき。
- ⑥ 保守段階に入ったプログラムの追加開発作業など、過去のプログラム資産との整合性をとるための作業について、本当にプログラムの完成を請け負えるかどうか確信が持てないとき。
- ⑦ 自社チームにPMが不在で多数の会社の混成チームでそれぞれの得意技術を持ち寄って共同作業を実施するとき。

テム外部設計)、システム方式設計 (システム内部設計)、ソフトウェア設計、プログラミング、ソフトウェアテスト、システム結合、システムテスト、導入・受入支援を経てシステム開発は終了する。

ウォーターフォール型の開発モデルでは、要件定義、外部設計、内部設計、プログラミング等の各工程を明確に区切り、順次実行される。

他方、反復型では、開発対象を小さな機能単位に分割、機能ごとに各フェーズを繰返し適用して開発される。プロトタイプモデルでは、工程を区分せずに、ユーザの要望から試作品を作成・提示・評価していくことで開発される。パッケージ導入の場合は、要件定義はフィット&ギャップ評価、システム設計・プログラミングはカスタマイズ (いわゆるアドオンも含む。) に置き換えられる。

しかしながら、どのような開発モデルにおいても、要件定義がそのシステムの挙動を定めること、要件定義にはユーザの参画が不可欠であることに変わりはない。

- ① システム設計 (システム外部設計)
- ② システム方式設計 (システム内部設計)

企画・要件定義段階の後工程として展開される、ベンダがユーザから提出された要件定義書をもとにシステム設計を実施するフェーズである。

画面や帳票などのインターフェースを決定するシステム設計 (システム外部設計) (以下、「外部設計」という。) とシステムの上位レベルでの方式を確立するシステム方式設計 (システム内部設計) (以下、「内部設計」という。) に分かれる。

ここでは、ユーザは、ベンダとのシステム設計契約に基づいて、ベンダから外部設計および内部設計の設計書を成果物として受け取り、必要に応じて、IT 技術者、IT コーディネータ、システム監査人、情報セキュリティ監査人、公認会計士、弁護士等の専門家からの支援を受けて、これを検討・評価し、作成ベンダからの内部設計以降の開発フェーズに関する確定見積を得て、システム投資効果を確認する。

なお、外部設計の検証が「⑦システムテスト」、内部設計の検証が「⑥システム結合」で行われる。

(共通フレーム 2007 のアクティビティ) 外部設計：おおむね「システム要件定義⁷²⁾」

に相当する。内部設計：おおむね「システム方式設計」に相当する。

③ ソフトウェア設計

「ソフトウェア設計」は、ベンダにおいてソフトウェアのコンポーネント、インターフェース、データベースの詳細設計をするフェーズである。

(共通フレーム 2007 のアクティビティ) おおむね「ソフトウェア要件定義」「ソフトウェア方式設計」「ソフトウェア詳細設計」に相当する。

④ プログラミング

「プログラミング」は、内部設計で指定された個々のモジュールを実装するフェーズである。

(共通フレーム 2007 のアクティビティ) おおむね「ソフトウェアコード作成およびテスト」に相当する。

⑤ ソフトウェアテスト

「ソフトウェアテスト」は、ソフトウェア設計の仕様どおりに制作されたかをベンダの責任において検証するフェーズである。

(共通フレーム 2007 のアクティビティ) おおむね「ソフトウェア結合」「ソフトウェア適格性確認テスト」に相当する。

⑥ システム結合

「システム結合」は、内部設計の仕様どおりに制作されたかをベンダの責任において検証するフェーズである。

(共通フレーム 2007 のアクティビティ) おおむね「システム結合」に相当する。

⑦ システムテスト

「システムテスト」は、外部設計の仕様どおりに制作されたかを検証するフェーズである。

外部設計書の作成をユーザが主体的に行い、ベンダはその支援業務を準委任で行う場合は、その決定内容を確認するシステムテストの主体もユーザとなることが適切であるとの意見が多くあった。システムテストは、ユーザの

⁷²⁾ 「システム要件定義」は、改訂中の共通フレーム 2007 においては、ベンダが、ユーザの要件定義をもとに、ベンダの主体・責任のもとに、システムに関する部分について、求められているシステムを実現する技術的視点へと変換するシステム要件の仕様化を行うフェーズに位置付けられる予定である。

ビジネスプロセスを含めたテストにまで及ぶものであることから、請負契約とする場合には、ユーザは、ベンダが実施するテスト仕様（例えば、テスト項目、内容、方法、判断基準等）を明確に提示する必要がある。

（共通フレーム 2007 のアクティビティ） おおむね「システム適格性確認テスト」に相当する。

⑧ 導入・受入支援⁷³

「導入・受入支援」は、疑似環境又は実環境にソフトウェアを導入し、ユーザのソフトウェア受入れレビューおよびテストを支援するフェーズである。

（共通フレーム 2007 のアクティビティ） おおむね「ソフトウェア導入」「ソフトウェア受け入れ支援」に相当する。

【以上、2007 年経済産業省報告書 35 頁～38 頁】

(2) このプロセスにおける、注意点／留意点

外部設計書は、企画・要件定義段階において作成された要件定義書をインプットとして作成されるものであり、開発工程の前提となる資料であるという点に留意する必要がある。

経済産業省モデル契約において、外部設計書作成フェーズは、ベンダが外部設計書の作成を請負で行う場合と作成を支援する（準委任）場合の 2 パターンのうちいずれかを選択できるようになっている。ベンダが作成を請負う場合には、外部設計書はユーザが決定することができる要求仕様を詳細化するものであることから、前提として外部設計書の基となる要求仕様が明確となっている必要がある。要件定義が曖昧であった場合、外部設計書としてベンダが完成させるべき事項が曖昧となり、外部設計書の確定をめぐりユーザ・ベンダ間で齟齬が生じるおそれがある。

なお、ベンダが請け負った場合であっても、ベンダが外部設計書作成を行うことができるよう、ユーザは必要な協力を行う必要がある。

⁷³ このフェーズでの導入・受入支援作業は、システムテスト完了後だけではなく、ソフトウェアテスト完了後、またはシステム結合完了後でも（契約に取決めがあれば）行われる。代表的な例としては、システムテスト後に実施される運用テストのための作業項目として位置付けられる。

(3) よくある失敗事例

【ユーザの場合】

- 外部設計書が明確ではないまま開発を委託したために、ベンダが開発を開始した後にベンダとの間で開発委託範囲につき齟齬が生じた。その結果、一部機能が開発委託範囲に含まれていないとして、要求しているシステムを完成させるためには、追加の発注を行うこととなった。その結果、当初予定していたよりも多くの費用が必要となった上、システム稼動のスケジュールも遅れることとなった。
⇒ チェックポイント1

【ベンダの場合】

- 開発段階の基となる要件定義書の記載が曖昧な点につき、ベンダは曖昧であることを認識していたものの、ユーザへの確認を怠ったまま請負で設計を進めた。完成した外部設計書が要件定義書に基づく検収基準に合致せず、再設計が必要となったため、当初の見積り金額よりも多く費用がかかった。
⇒ チェックポイント1

(4) このプロセスのチェックポイント

1	要件定義書に一致した外部設計書がユーザ・ベンダ間で確定されているか。
---	------------------------------------

4.7 保守・運用段階

(1) このプロセスの説明、実施すべき事項：

保守・運用フェーズにおいて要求されるサービス品質の確保を、定量的に可視化するために、サービスレベル契約（Service Level Agreement：SLA）を導入することが考えられる。SLAの導入に当たっては、信頼できる客観的な評価の可能性、評価項目の妥当性／要求水準の達成可能性、時間の経過に沿った見直し、管理に係るコスト（測定方法／監視体制）の合理性等に留意すべきである⁷⁴。契約書においては、サービスレベル達成・不達の結果に対する対応措置

⁷⁴ 「民間向けITシステムのSLAガイドライン」（JEITA）においては、ソフトウェアサービスの価値を「ITサービス」、「ITプロセスマネジメント」、「ITリソース」の3つのカテゴリに分類し、480項目のSLA項目を設定、さらにその測定方法、測定単位、選択基準、サービスレベル（参考値）など、具体的な内容を解説している。

(協議手続、解約権、ペナルティ・ボーナス)、ベンダの報告条件等を定める⁷⁵。

情報システム障害を最低限に抑制するためには、信頼性・安全性向上に向けたユーザ・ベンダの責務（「信頼性ガイドライン」を参照）に基づき、障害発生時の対応手順・責任関係の明確化⁷⁶、BCP の策定を行うことが必要である。

① 運用テスト

「運用テスト」は、疑似運用環境等での運用テストの実施と実運用環境に移行を実施するフェーズである。

（共通フレーム 2007 のアクティビティ）おおむね「運用テスト」「業務およびシステムの移行⁷⁷」に相当する。

② 運用

「運用」は、業務運用環境で情報システムを稼働して、業務を円滑に遂行するフェーズである。システムの起動／終了や監視、ファイルメンテナンスなどが含まれる。

（共通フレーム 2007 のアクティビティ）おおむね「システム運用」、「業務運用と利用者支援」等に相当する。

③ 保守

「保守」は、情報システムやソフトウェアの現状を業務および環境に適合するように維持管理を行う工程である。

（共通フレーム 2007 のアクティビティ）おおむね「保守プロセス」に相当する。

【以上、2007 年経済産業省報告書 38 頁～39 頁】

(2) このプロセスにおける、注意点／留意点

SLA を導入に当っては、以下の点に留意する必要がある。

a. 信頼できる客観的な評価の可能性

⁷⁵ SLA 条項については、サンプル例のように仕様書の一部とする場合や、更新頻度を考慮して、別途「SLA 合意書」として別書面に定める方法も考えられる。

⁷⁶ 障害対応に関する留意事項については、「信頼性ガイドライン」を参照のこと。

⁷⁷ 運用テストフェーズにおける「業務及びシステムの移行」作業が大がかりとなるものは開発段階と並行して行われることが多い。

実際に SLA として定める基準を達成できるか否かを確認する必要があるため、SLA として定める基準は、実際に客観的に評価できる必要がある。

b. 評価項目の妥当性/要求水準の達成可能性

実際のシステム運用を踏まえて考えた場合、SLA においては妥当な評価項目を定める必要がある。また、ユーザが求める水準をベンダが保つため、およびユーザの要求水準の未達成リスクが高い場合、その際のペナルティ等のリスクも含んだ価格をベンダで見込む必要があるために、要求水準を達成できる旨を確認する必要がある。

c. 時間の経過に沿った見直し

運用および保守は一過性のものではなく、ベンダが継続的に提供するサービスである。したがって、時間の経過に伴い、システム環境等が変化することも十分考えられるため、随時評価や要求水準等を適宜見直す必要がある。

d. 管理に係るコストの合理性

SLA を定め、運用、保守が行われている間、SLA にて定めた事項が満たされているかを測定する等システムを監視する必要がある。当該監視にあたり、ユーザとベンダの役割分担、測定方法等を事前に両方で合意することを怠ると、SLA を定める意義、正確性を欠くことにもなりかねない。

(3) よくある失敗事例

【ユーザの場合】

- ユーザ・ベンダ間で両者の役割分担を明確にしておらず、ユーザは運用の一切をベンダへ委託していると認識していたが、それを明確にしていなかったため、障害発生時にベンダから迅速な運用保守対応を受けることができなかった。

⇒ チェックポイント 1

【ベンダの場合】

- 様々な条件が整った場合には達成できるサービスレベルを SLA として合意する際に、このサービスレベルを達成するための前提となる条件については特に合意せず、定めたサービスレベルを達成できない場合には違約金を支払う旨のみを合意してしまった。受託した運用業務を履行するにあたり、ユーザが SLA 達成の前提条件を満たしていないにもかかわらず、サービスレベルが SLA の基準に満たないことを理由に、違約金の支払いを余儀なくされた。

⇒ チェックポイント 3

(4) このプロセスのチェックポイント

1	障害発生時の対応手順・責任関係の明確化が行われているか。
2	BCP は策定されているか。
3	SLA を定める場合に、サービスレベルや前提条件等がベンダ・ユーザ間で共有され、文書で明確にされているか。

【以上、2007 年経済産業省報告書 38 頁】

4.8 マルチベンダ方式、分割発注

(1) このプロセスの説明、実施すべき事項：

マルチベンダ方式とは、複数のベンダからの調達を組み合わせることで情報システムを構築することをいう。これに対して、シングルベンダ方式は、1 社からの調達により情報システムを構築することをいう。

情報システムが多く世代にわたるシステム言語、技術の集積であるために、システム開発にはそれぞれの専門技術を有するベンダの連携が求められる。また、ユーザは、自社内やグループ内にベンダ機能を保有する場合があります。ベンダに対して、これらのベンダ機能とのジョイントを求めることがある。

複数のベンダが連携する方式としては、①サブシステムごとの分割、②フェーズごとの分割（要件定義／システム設計等）が存在する。

シングルベンダ方式とマルチベンダ方式のいずれであっても、開発プロセス

それ自体に変更を必要とするものではない。しかし、マルチベンダ方式を採用するときは、ユーザは、システム開発の目的を確立し、参加ベンダによる開発にむけた体制を構築し、これを統制し、業務の効率性確保・リスク管理・コンプライアンスの確保等を行いつつ、目的実現にむけた参加ベンダの活動を整序する必要がある。

マルチベンダ方式採用時のユーザの責任範囲には、シングルベンダ方式の場合に必要とされるシステム構築にむけたベンダの作業範囲の明確化に加えて、参加ベンダの体制を構築し、役割と責任を整理し、複数ベンダの活動を統制する責任が含まれる。

【以上、2007 年経済産業省報告書 39 頁～40 頁】

(2) このプロセスにおける、注意点／留意点

マルチベンダ方式を採用する際には、ユーザは、マルチベンダ方式によるシステム開発の目的およびこれを実現するに足りる各ベンダによる開発体制を明確に規定する。

ユーザは、各ベンダがそれぞれのフェーズにおいてなすべき作業範囲を明確に定め、ユーザとベンダ間の責任範囲を明確にする必要がある。その上で、例えば、作業工程、作業の分配、スケジューリング、ベンダ間の責任配分、全体の統制、効率化の確保、規制条件へのコンプライアンス確保、情報流通の確保と統制などを個別契約等において規定する。

【以上、2007 年経済産業省報告書 40 頁】

プロジェクトマネジメント業務を遂行するためのユーザのリソースが不足しているにもかかわらず、プロジェクトマネジメント業務を特定のプライムベンダに明確に委託することなく、プロジェクトマネジメント不在の状態では、混乱、トラブルは避けられないことはいうまでもない。

なお、各ベンダの得意分野を統合することによる効率的なシステム構築という明確な目的もなく、ベンダの牽制、価格交渉といった安易な考えでユーザがマルチベンダ方式を採用しても、シングルベンダ方式に比べてプロジェクトマネジメント業務がより複雑になるため、効率的なシステム構築には必ずしもつながらないことに留意すべきである。

(3) よくある失敗事例

【ユーザの場合】

- プロジェクトマネジメント業務の特定のベンダへの委託が契約書に明確に規定されておらず、曖昧な状態になっていたため、プロジェクトマネジメント業務が混乱し、ベンダ間の連携も悪く、トラブルが相次いだ。

⇒ チェックポイント 2、3

【ベンダの場合】

- プロジェクトマネジメント業務の責任がユーザにあることが契約書に明確に規定されていなかったため、プロジェクトマネジメント業務の問題に起因するコスト増についてユーザに負担を求めることができず、採算が悪化してしまった。

⇒ チェックポイント 2、3

- 他のベンダが実施した要件定義フェーズ後の開発フェーズの委託を受けたが、契約締結後に要件定義書を精査したところ、修正すべき点が発見され、契約金額・スケジュールの変更が必要な事態となったが、ユーザの合意が容易に得られず膠着状態に陥ってしまった。

⇒ チェックポイント 8

(4) このプロセスのチェックポイント

【契約書のチェックポイント】

1	ユーザは、マルチベンダ方式によるシステム開発の目的およびこれを実現するに足る各ベンダによる開発体制を明確に規定しているか。
2	ユーザは、各ベンダがそれぞれのフェーズにおいてなすべき作業範囲を明確に定め、ユーザとベンダ間の責任範囲 ⁷⁸ を明確にしているか。その上で、例えば、作業工程、作業の分配、スケジューリング、ベンダ間の責任配分、全体の統制、効率化の確保、規制条件へのコンプライアンス確保、情報流通の確保と統制などを個別契約等において規定しているか。

⁷⁸ 参加ベンダの体制を構築し、役割と責任を整理し、複数ベンダの活動を統制する責任がユーザにあることを含む。

3	(連携するベンダの仕事のとりまとめを特定のプライムベンダに依頼する場合) 当該プライムベンダにおいては、プライムベンダのもとで連携する他のベンダの体制を構築し、役割と責任を整理し、複数ベンダの活動を統制するプロジェクトマネジメント業務に係る責任も生じることから、当該プロジェクトマネジメント業務が委託範囲に含まれることを明記した契約を締結しているか。
4	上記3のプロジェクトマネジメント業務の契約形態が準委任契約であることが明確にされているか。
5	特別なインターフェースソフトの開発が必要となる場合に、これが契約書に反映されているか。
6	(特定のベンダに委託する場合) ユーザは、当該ベンダとの間で、単一ベンダとの契約に際して必要とされる契約内容とともに、当該ベンダと他のベンダとの責任範囲を明確にしているか。
7	(サブシステムごとの分割の場合) 分割されたシステムを単位として契約範囲を定め、各ベンダは、担当した範囲の作業についてのみ責任を負うことを規定しているか。
8	(開発フェーズごとの分割の場合) 前のフェーズを担当するベンダの責任によって後のフェーズの仕事の内容に生じた瑕疵については、原則として、後のフェーズのベンダがユーザに対して責任を負わないことを定めているか。

【以上、2007 年経済産業省報告書 40 頁～41 頁】

4.9 パッケージ活用型点

(1) このプロセスの説明、実施すべき事項：

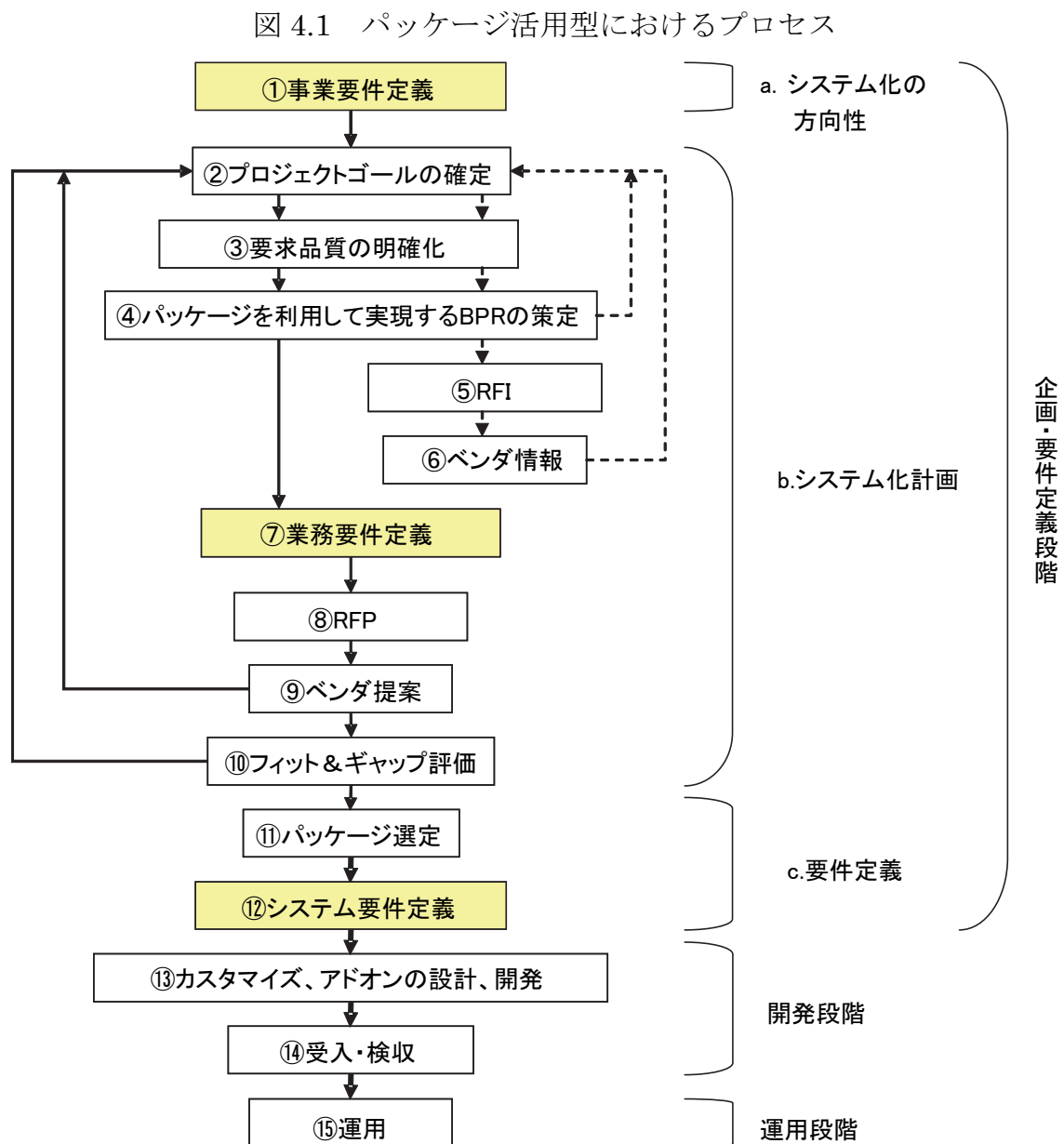
パッケージ活用型の開発とは、パッケージソフトウェアを情報システム構築の中核に据えて、そのパッケージソフトウェアのカスタマイズやアドオンソフトウェアの開発により情報システムを構築するタイプの開発である。

パッケージ活用型の開発においては、パッケージソフトウェアの選定が開発プロセス全体の中でも重要な位置を占める。パッケージソフトウェアの選定は、ユーザがベンダから RFI 等により関係情報を収集して、自己の業務要件に照らしてパッケージソフトウェアの機能、性能を評価（必要に応じて外部の専門家に委託）してユーザの責任において行われるべきものである。ベンダが特定のパッケージソフトウェアを提案する場合においても、ベンダは、当該パッケー

ソフトウェアに係る仕様、メリット・デメリットなど当該パッケージソフトウェアについて把握している重要な事項をユーザに説明すべきではあるが、当該パッケージソフトウェアを採用するかどうかの評価、検討および判断はユーザの責任において行われるべきものであることに変わりはない。

(2) このプロセスにおける、注意点／留意点

図 4.1 にこのプロセスを示す。



出典：2007 年経済産業省報告書 46 頁

「a. システム化の方向性」の段階で、「ビジネスモデル」の検討を行い、「①事業要件定義」を確定させ、経営層（社長、担当役員等）の承認を得ておく、基本的なシステム化の軸がぶれないようにしておくことが必要である。

「a. システム化の方向性」フェーズで明確にされた「①事業要件定義」を基に、「b. システム化計画」の段階では、「業務モデル」の検討を行い、「⑦業務要件定義」の確定に着手することになる。

この段階からパッケージの持つ知見やアイデアを調査し、現状の業務体系を見直して、プロジェクトゴール（システム導入の成果）を検討、策定する必要がある。「⑦業務要件定義」の内容は、業務内容（手順、責任、権限など）、業務形態、業務品質、性能目標、運用、移行要件、セキュリティなどである。

②-⑥におけるプロセスは、仮説設定、検証を目的としており、それぞれが独立したプロセスではなく、同時並行的、一体的に推移する場合もあり、大幅な手戻りや見直しが許容される。

フィット&ギャップ評価では、機能要件と非機能要件の双方の観点からのパッケージの適合性、カスタマイズやアドオンの必要性、既存システムからの移行、要員教育、将来的な拡張性などとともに、保守運用体制、償却期間におけるトータルコストと得られる効果を、パッケージごとに評価する。

最低限確保されるべき応答時間や処理時間などの操作性に代表される品質要件は、BPR に密接に関連し、技術要件にも大きな影響を及ぼすため、早期に優先度と重要度を明確にすることが望ましい。また、セキュリティ、既存システムからの移行、運用・要員教育、保守・運用等において特段に配慮すべき項目もあわせて抽出しておくことが望ましい。特に、「⑦業務要件定義」が確定した以降は、現場で運用に携わるオペレータ、その他の利害関係者との間で、プロジェクトゴールを共有することが必要である。合わせて、「⑦業務要件定義」を周知し、その同意を得ておくことが重要で、プロジェクトチームと BPR に直面する現場の調整に留意すべきである。

「b. システム化計画」で明確にされた「⑦業務要件定義」を基に、「c. 要件定義」の段階では、「システムモデル」の検討を行い、「⑫システム要件定義」の確定に着手することになる。「⑫システム要件定義」の内容は、システム構成、業務アプリケーション（構造、DB・ファイル構造など）、運用、移行

要件、セキュリティ、機密情報保護対策などである。

フィット&ギャップ評価を得て、パッケージを選定し、必要なアドオン、カスタマイズ、システム構成等を決定し、「⑫システム要件定義」とする。

開発段階は、パッケージベンダ、システムインテグレーションベンダ、それぞれの再委託先など多数のベンダが関与するベンダ間の役割分担についても、十分な事前合意が必要である。

プログラム変更、改修がパッケージの基本機能部分に係る場合は、信頼性に多大な影響を及ぼすとともに、パッケージのバージョンアップやアップデートに際して、アドオン部分の改訂が不可避となり、多大な工数を要する場合など将来に渡る保守可能性を阻害するおそれがある。

ユーザが行う受入・検収については、実際の運用を想定したシナリオテストをパッケージベンダを含め、ベンダとユーザにおいて事前に十分検討する必要がある。シナリオテストに使用するデータによってテストの信頼性が大きく異なることから、使用データについては、パッケージベンダを含めて十分な協議が望まれる。

【以上、2007 年経済産業省報告書 46 頁～49 頁】

(3) よくある失敗事例

【ユーザの場合】

- 仕様の検討に当り、実際のユーザ部門との確認、調整が不十分なまま進めたために、仕様の確定後も実際のユーザ部門からの要求に対応するための仕様変更が相次ぎ、ベンダに支払う費用が膨らむとともに、開発スケジュールも遅れてしまった。

⇒ チェックポイント 7

【ベンダの場合】

- パッケージのカスタマイズやアドオンの開発によりユーザの仕様を満たせると安易に判断してしまったが、開発を進めるにつれて、当該パッケージの構造そのものの変更に及ぶような開発が必要だということが判明し、仕様どおりの機能・性能を確保するのに四苦八苦した上に、当初の予定を

大幅に上回るコストがかかってしまった。

⇒ チェックポイント 1

(4) このプロセスのチェックポイント

1	そもそもパッケージが想定していない運用を求めることによって、パッケージの構造そのものの変更などがあり得るので、カスタマイズやアドオンの要否を判断する際には、機能の工数と実現性について詳しく評価を行っているか。
2	フィット&ギャップ評価においてベンダの参加を求める際、当該作業の内容と責任の所在を決めているか。
3	複数ベンダからの提案書およびフィット&ギャップ評価を求める場合は、書式の統一、用語の定義等に配慮し、相互理解に十分な時間をかけているか。
4	パッケージベンダとシステムインテグレーションベンダが異なる場合、システムインテグレーションベンダで解決できない不具合や仕様変更が想定されるので、ベンダ間の協力体制、パッケージベンダとユーザにおける保守契約も合わせて選定評価の基準としているか。
5	パッケージの保守期間は、前提となる OS やハードウェアの世代交代、保守打ち切りに影響される場合があるので、パッケージの保守期間、ハードウェアの保守期間とともに OS の動向、保守打ち切りの際の移行、費用についても事前に調査、想定しているか。
6	パッケージ選定においては、将来にわたる外的環境変化に対応するための配慮として、データベースに対する柔軟なインターフェースの確保や異なるアプリケーションソフトウェアとのデータ連携などを視野に入れているか。
7	最終仕様の決定においては、画面の遷移や帳票の形式、運用手順等につき、現場オペレータの参画と確認を得ているか。
8	パッケージに対するカスタマイズによって、基本機能に制限が加わるなどの他の機能に及ぼす影響と、非機能要件に及ぼす影響について確認し、要件定義としているか。
9	ハードウェア、ネットワークの高性能化、低価格化に伴い、データ量の増大とデータの分散が顕著なため、信頼性要件、セキュリティ要件の観点からも要件定義の最終評価を行っているか。

【以上、2007 年経済産業省報告書 47 頁～49 頁】

4.10 ハードウェア等調達契約

(1) このプロセスの説明、実施すべき事項：

新モデル契約では、以下の理由から、ハードウェア等他の取引を盛り込んでいない。

- ・ 情報システム構築においては、業務アプリケーションの開発のみならず、ハードウェア、OS、ミドルウェア、ネットワーク基盤、あるいはそれらに関する保守契約等、様々な取引が発生することが多い。
- ・ 実際の取引のタイミングも開発プロセス⁷⁹、運用形態⁸⁰、調達方法⁸¹との関係から、一律ではないことから、こうしたすべての取引を一つの契約書に盛り込むことは実務的に馴染まない。

【以上、2007 年経済産業省報告書 51 頁】

(2) このプロセスにおける、注意点／留意点

ソフトウェア開発委託モデル基本契約書は業務アプリケーションの開発の他にも、ハードウェア、OS、ミドルウェア、ネットワーク基盤等の調達についてもそれぞれ適切な内容の契約書を適切なタイミングでユーザとベンダとの間で締結する必要がある。とりわけ、ベンダにとってブラックボックスである第三者製品であるハードウェアおよびソフトウェアについては、ベンダとしてはユーザと当該第三者との間で板挟み状態に陥らないようにユーザとの契約書において、当該第三者製品自体の瑕疵に起因するリスクについてはベンダは責任を負わない旨を明確にしておくべきである。

⁷⁹ 通常の情報システム開発の場合、外部設計時点でおおよそそのハードウェア、ミドルウェアの構成を決定するが、非機能要件が精緻化されるのは、内部設計以降の工程となる。そのため、どの開発プロセスにおいてハードウェア等を調達するかによって、取り決める事項が変わってくる。

⁸⁰ 機器等の調達においても、その後の運用段階の形態によって機器構成や契約のあり方が変わる。例えば、ベンダのデータセンター内にユーザの専用機器をハウジングする場合、ベンダの共用機にホスティングする場合、第三者ベンダのデータセンター内のユーザの専用機器をリモート監視する場合など多様な形態がある。

⁸¹ リース会社等を介したリースあるいはレンタルなどの調達形態がある。これらの場合、ユーザとの直接の契約相手はソフトウェア開発ベンダではないため、ユーザ、機器等の保守業者、ソフトウェア開発ベンダとの役割分担を明確にする必要がある。

(3) よくある失敗事例

【ユーザの場合】

- 情報システムの調達に当り、主に設備、部品等を対象として想定したユーザの資材調達基本契約書の締結をベンダに求めて、その取引条件を情報システムの調達全体にそのまま適用しようとしても、業務アプリケーションの開発にそれらの取引条件は馴染まず、かえって取引条件曖昧、不適切なものになってしまった。

⇒ チェックポイント 2

【ベンダの場合】

- 業務アプリケーションの開発、ハードウェア、OS、ミドルウェア、ネットワーク基盤等をすべて包含した契約書をユーザと締結し、情報システム全体につき引き渡しから1年間は無償で修理する瑕疵担保責任に合意した。第三者から調達したハードウェアについての特則は特に設けていなかった。当該第三者のベンダに対する瑕疵担保責任は、当該ハードウェアのベンダへの引き渡しから1年間となっていた。情報システムがユーザに引き渡されたときには、当該ハードウェアのベンダへの引き渡しから既に5か月が経過していた。情報システムのユーザへの引き渡しから10か月が経過した時点でシステムの障害が発生して当該ハードウェアの瑕疵が発見されたところ、ベンダはユーザに対して瑕疵担保責任として無償修理義務を負う一方で、当該第三者に対して瑕疵担保責任を追及することはできず、有償での修理を依頼せざるを得なくなった。

⇒ チェックポイント 1、2

(4) このプロセスのチェックポイント

1	ソフトウェア開発基本契約書のほか、当該情報システム構築において必要となる契約書（ハードウェア、OS、ミドルウェアの調達、ネットワーク基盤の設計、調達、あるいはそれらに関する保守等）はすべて把握されているか。また、それらの契約書の締結時期は検討されているか。
2	機器等自体の瑕疵に起因するリスクは、当該製造者等とユーザとの契約で対処

	すべき問題となっているか。
3	本番用機器は、機器構成等を含めたインフラ設計・運用設計などを行い、完成時の保守・運用体制等の全体像が把握できてから、調達を行うことになっているか。
4	調達者は、機器等そのものの性能・機能にとどまらず、保証期間、サポート体制（常時・非常時）の充実度などの調達契約の内容にも留意しているか。
5	ネットワーク環境、周辺機器等の接続テストについては、想定できるパターンをテストしているか。
6	ソフトウェア開発ベンダがインフラ設計業務を担う場合に、ユーザは、実際のエンドユーザの利用態様等をソフトウェアの要件定義のフェーズなどで早期に明確化しているか。
7	ハードウェアの寿命を超えて利用される可能性が高い情報システムにおいては、ソフトウェア設計・開発時点において、将来の拡張性等を含めた検討を行っているか。
8	当該情報システムと関連し、データを共有する他の情報システムのハードウェア導入時期との兼ね合いにも配慮しているか。
9	セキュリティの観点から、機密性、完全性および可用性 ⁸² を損なわれることがないように、納入時の確認・検査手順の整備、納入後の保守・点検等の必要性の有無が検討（必要と認めた場合は、機器等の購入先等との保守契約の締結）されているか。

【以上、2007年経済産業省報告書 51 頁～52 頁】

⁸² 情報セキュリティは、情報システムの機密性、完全性、可用性を維持することと定義される。(1)機密性：情報にアクセスすることが認可されたものだけがアクセスできることの保障、(2)完全性：情報および処理方法の正確さおよび完全である状態を安全に保護すること、(3)可用性：認可されたユーザが、必要なときに情報および関連財産にアクセスできることを保障すること(JIS X 5080)

第5章 ソフトウェア開発基本契約書

5.1 ソフトウェア開発基本契約書

ソフトウェア開発基本契約書

委託者：ユーザ（以下、「甲」という。）と受託者：ベンダ（以下、「乙」という。）とは、コンピュータソフトウェアの開発に係る業務の委託に関して、次のとおりこの契約（以下、「本契約」という。）を締結し、その証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日
(甲)

(乙)

第1章 総則

(契約の目的)

第1条 本契約は、甲が、甲の〇〇〇システムのコンピュータソフトウェアの開発にかかる業務（以下、「本件業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託することに関する基本的な契約事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本契約で用いる用語の定義は、次のとおりとする。

① 本件ソフトウェア

本契約及び個別契約に基づき開発されるソフトウェア

② 要件定義書

本件ソフトウェアの機能要件（甲の要求を満足するために、ソフトウェアが実現しなければならない機能に係る要件。システム機能及びデータにより定義される。）及び非機能要件（機能要件以外のすべての要素に係る要件。業務内容及びソフトウェアの機能と直接的な関連性を有さない品質要件、技術要件、移行要件、運用要件及び付帯作業等から成り、それぞれに対する目標値及び具体的事項により定義される。）をとりまとめた文書

③ 外部設計書

要件定義書に基づき本件ソフトウェアの画面、帳票などのユーザインターフェース、他システムとの通信やデータ入出力等のインターフェースなど、本件ソフトウェアの入出力全般に関する仕様を定めた設計書

④ システム仕様書

要件定義書及び外部設計書（但し、要件定義書及び外部設計書に齟齬がある場合は、外部設計書の定めが要件定義書に優先してシステム仕様書を構成するものとする。）

⑤ 中間資料

本件ソフトウェアの開発過程で生成したもので、本件ソフトウェア、システム仕様書及び検査仕様書に該当しないすべてのもの

⑥ 第三者ソフトウェア

第三者が権利を有するソフトウェア（但し、FOSSを除く。）

⑦ FOSS

フリーソフトウェア及びオープンソースソフトウェア

⑧ 要件定義

共通フレーム 2007 の利害関係者要件の定義、利害関係者要件の確認に相当するもの

⑨ 外部設計

共通フレーム 2007 のシステム要件定義に相当するもの

⑩ 内部設計

共通フレーム 2007 のシステム方式設計に相当するもの

⑪ システム結合

共通フレーム 2007 のシステム結合に相当するもの

⑫ システムテスト

共通フレーム 2007 のシステム適格性確認テストに相当するもの

⑬ 導入・受入支援

共通フレーム 2007 のソフトウェア導入、ソフトウェア受け入れ支援に相当するもの

⑭ 運用テスト

共通フレーム 2007 の運用テスト、業務及びシステムの移行に相当するものの

(適用範囲)

第 3 条 本件業務は、第 14 条の要件定義作成支援業務、第 19 条の外部設計書作成支援業務（第 19 条において B 案を選択する場合は「外部設計書作成業務」）、第 24 条のソフトウェア開発業務、第 30 条のソフトウェア運用準備・移行支援業務の全部又は一部から構成され、本件業務の個々の業務（以下、「個別業務」という。）には本契約のほか、次条に基づき締結される当該個別業務に関する契約（以下、「個別契約」という。）が適用されるものとする。

2. 甲及び乙は、個別契約において本契約の一部の適用を排除し、又は本契約と異なる事項を定めることができる。この場合、個別契約の条項が本契約に優先するものとする。また、本契約及び個別契約が当該個別業務の取引に関する合意事項のすべてであり、かかる合意事項の変更は、第 33 条（本契約及び個別契約内容の変更）に従ってのみ行うことができるものとする。

(個別契約)

第 4 条 甲及び乙は、個別業務に着手する前に、甲から乙に提示された提案依頼書（RFP）及び乙から甲に提案した提案書、見積書を基礎として、当該個別業務について以下の各号のうち必要となる取引条件を定め、個別契約を締

結する。

- ① 具体的作業内容（範囲、仕様等）
- ② 契約類型（請負・準委任）
- ③ 作業期間、作業工数（作業量）又は納期
- ④ 作業スケジュール
- ⑤ 甲・乙の役割分担（第8条で定める作業責任分担の詳細）
- ⑥ 連絡協議会の運営に関する事項
- ⑦ 甲が乙に提供する情報、資料、機器、設備等（以下、「資料等」という。）
- ⑧ 作業環境
- ⑨ 乙が甲の委託に基づき作成し納入すべき物件（以下、「納入物」という。）
の明細及び納入場所
- ⑩ 委託料及びその支払方法
- ⑪ 検査又は確認に関する事項
- ⑫ その他個別業務遂行に必要な事項

2. 甲及び乙は、作業スケジュールの進捗に支障を来すことのないように各個別契約の締結交渉に着手し、可能な限り早期に合意に至ることのできるよう双方誠実に協議するものとする。

（委託料及びその支払方法）

第5条 甲は乙に対し、本件業務の対価として、各個別契約で定めた委託料を当該個別契約で定めた方法で支払う。

（作業期間又は納期）

第6条 各個別業務の作業期間、作業工数（作業量）又は納期は、当該個別業務に係る当該個別契約で定める。

（再委託）

第7条 乙は、乙の責任において、各個別業務の全部又は一部を第三者（甲が指定する再委託先も含む。）に再委託することができる。但し、乙は、甲が要請した場合、再委託先の名称及び住所等を甲に報告するものとし、甲にお

いて当該第三者に再委託することが不適切となる合理的な理由が存する場合、甲は乙に、書面により、その理由を通知することにより、当該第三者に対する再委託の中止を請求することができる。

2. 前項但書により、甲から再委託の中止の請求を乙が受けた場合は、作業期間若しくは納期又は委託料等の個別契約の内容の変更について、第 33 条（本契約及び個別契約内容の変更）によるものとする。また、当該請求に従い乙が当該個別業務に係る当該第三者との再委託に関する契約を解除した場合（但し、前項の合理的な理由が第 52 条第 1 項又は第 2 項に基づき甲が本契約又は個別契約を解除しうる事情に相当する場合を除く）、当該解除に伴い当該第三者に対する損害賠償費用その他解除に伴い乙に発生する費用を、甲は負担するものとする。
3. 乙は当該再委託先との間で、再委託に係る業務を遂行させることについて、本契約に基づいて乙が甲に対して負担するのと同様の義務を、再委託先に負わせる契約を締結するものとする。
4. 乙は、再委託先の履行について甲に帰責事由がある場合を除き、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとする。但し、甲の指定した再委託先の履行については、乙に故意又は重過失がある場合を除き、責任を負わない。

第 2 章 本件業務の推進体制

（協働と役割分担）

- 第 8 条** 甲及び乙は、本件業務の円滑かつ適切な遂行のためには、乙の有するソフトウェア開発に関する技術及び知識の提供と甲によるシステム仕様書の早期かつ明確な確定が重要であり、甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業が必要とされることを認識し、甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業を誠実に実施するとともに、相手方の分担作業の実施に対して誠意をもって協力するものとする。
2. 甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業は、各個別契約においてその詳細を定めるものとする。

3. 甲及び乙は、共同作業及び各自の実施すべき分担作業を遅延し又は実施しない場合、それにより相手方に生じた損害の賠償も含め、かかる遅延又は不実施について相手方に対して責任を負うものとする。

(責任者)

第9条 甲及び乙は、各個別契約締結後すみやかに、各個別契約における各自の責任者をそれぞれ選任し、互いに書面により、相手方に通知する。なお、当該個別契約において双方の体制図を定め、当該体制図に当該責任者を記載することをもって通知に代えることができるものとする。

2. 甲及び乙は、事前に書面により相手方に通知することにより、責任者を変更できるものとする。
3. 甲の責任者は、次の各号に定める権限及び責任を有するものとする。
- ① 第17条所定の要件定義書の確定を行う権限及び責任
 - ② 第22条所定の外部設計書の確定を行う権限及び責任
 - ③ 第27条所定の検査仕様書の確定を行う権限及び責任
 - ④ 第26条及び第28条所定の納入物の検収を行う権限及び責任
 - ⑤ 第35条所定の中間資料の承認に関する権限及び責任
 - ⑥ 第36条所定の未確定事項の確定後、確定した要件定義書、外部設計書の追完、修正の業務を請求する権限及び責任
 - ⑦ 第37条所定の変更管理書を相手方に交付する権限
 - ⑧ 第48条及び第49条所定の第三者ソフトウェア及びFOSSの採否を行う権限及び責任
 - ⑨ その他本契約及び個別契約の遂行に必要な権限及び責任
4. 乙の責任者は、次の各号に定める権限及び責任を有するものとする。
- ① 第14条の要件定義作成支援業務の実施に際し、甲から要請された事項の対応に関する権限及び責任
 - ② 第19条の外部設計書作成支援業務の実施に際し、甲から要請された事項の対応に関する権限及び責任
 - (③ 第27条の検査仕様書作成支援業務の実施に際し、甲から要請された事項の対応に関する権限及び責任)

- ④ 第 26 条及び第 28 条所定の納入物の検収を求める権限
 - ⑤ 第 35 条所定の中間資料の承認を求める権限
 - ⑥ 第 36 条所定の未確定事項が確定したときは、追完、修正の業務の請求を
書面で受ける権限
 - ⑦ 第 37 条所定の変更管理書を相手方に交付する権限
 - ⑧ その他本契約及び個別契約の遂行に必要な権限及び責任
5. 甲及び乙は責任者を複数名定める場合は、それぞれの権限範囲を明確にし、
相手方に通知するものとする。
6. 責任者が複数の場合には、甲及び乙は協議の上、総括責任者をおくことが
できるものとする。

(主任担当者)

- 第 10 条** 甲及び乙は、各個別契約締結後速やかに、本件業務を円滑に遂行す
るため、責任者の下に連絡確認及び必要な調整を行う主任担当者を選任し、
書面により、相手方に通知する。なお、当該個別契約において双方の体制図
を定め、当該体制図に当該主任担当者を記載することをもって通知に代える
ことができるものとする。
2. 甲及び乙は、事前に書面により相手方に通知することにより、主任担当者
を変更できるものとする。
3. 甲及び乙は、本契約に定めた事項のほか、本件業務遂行に関する相手方か
らの要請、指示等の受理及び相手方への依頼、その他日常的な相手方との連
絡、確認等は原則として主任担当者を通じて行うものとする。
4. 甲及び乙は主任担当者を複数名定める場合は、それぞれの権限範囲を明確
にし、相手方に通知するものとする。

(業務従事者)

- 第 11 条** 本件業務に従事する乙の従業員（以下、「業務従事者」という。）の選
定については、乙が行う。
2. 乙は、労働法規その他関係法令に基づき業務従事者に対する雇用主として
の一切の義務を負うものとし、業務従事者に対する本件業務遂行に関する指

示、労務管理、安全衛生管理等に関する一切の指揮命令を行うものとする。

3. 乙は、本件業務遂行上、業務従事者が甲の事務所等に立ち入る場合、甲の防犯、秩序維持等に関する諸規則を当該業務従事者に遵守させるものとする。

(連絡協議会の設置)

第 12 条 甲及び乙は、本件業務が終了するまでの間、その進捗状況、リスクの管理及び報告、甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業の実施状況、システム仕様書に盛り込むべき内容の確認、問題点の協議及び解決その他本件業務が円滑に遂行できるよう必要な事項を協議するため、連絡協議会を開催するものとする。但し、本契約及び個別契約の内容の変更は第 33 条（本契約及び個別契約内容の変更）に従ってのみ行うことができるものとする。

2. 連絡協議会は、原則として、個別契約で定める頻度で定期的を開催するものとし、それに加えて、甲又は乙が必要と認める場合に随時開催するものとする。
3. 連絡協議会には、甲乙双方の責任者、主任担当者及び責任者が適当と認める者が出席する。また、甲及び乙は、連絡協議会における協議に必要となる者の出席を相手方に求めることができ、相手方は合理的な理由がある場合を除き、これに応じるものとする。
4. 乙は、連絡協議会において、別途甲乙間にて取り決めた様式による進捗管理報告を作成して提出し、当該進捗管理報告に基づいて進捗状況を確認するとともに、遅延事項の有無、遅延事項があるときはその理由と対応策、本章で定める推進体制の変更（人員の交代、増減、再委託先の変更など）の要否、セキュリティ対策の履行状況、個別契約の変更を必要とする事由の有無、個別契約の変更を必要とする事由があるときはその内容などの事項を必要に応じて協議し、決定された事項、継続検討とされた事項並びに継続検討事項がある場合は検討スケジュール及び検討を行う当事者等を確認するものとする。
5. 甲及び乙は、本件業務の遂行に関し連絡協議会で決定された事項について、本契約及び個別契約に反しない限り、これに従わなければならない。
6. 乙は、連絡協議会の議事内容及び結果について、書面により議事録を作成し、これを甲に提出し、その承認を得た後に、甲乙双方の責任者がこれに記

名押印の上、それぞれ1部保有するものとする。乙は、議事録の原案を原則として連絡協議会の開催日から○日以内に作成して、これを甲に提出し、甲は、これを受領した日から○日以内にその点検を行うこととし、当該期間内に書面により具体的な理由を明示して異議を述べない場合には、乙が作成した議事録を承認したものとみなすものとする。

7. 前項の議事録は、少なくとも当該連絡協議会において決定された事項、継続検討とされた事項並びに継続検討事項がある場合は検討スケジュール及び検討を行う当事者の記載を含むものとする。

(プロジェクトマネジメントの責任)

第13条 甲が、本件ソフトウェアの開発等を全体のシステムの一部として乙に分割発注しており、本件ソフトウェアと連携する他のソフトウェアを第三者が開発している場合、当該他のソフトウェアと本件ソフトウェアの機能の整合性、開発スケジュールの調整並びに当該第三者と乙の開発進捗管理及び調整等のプロジェクトマネジメントに係る事項については、甲がその責任を負うものとする。

2. 甲が、前項のプロジェクトマネジメントを円滑に遂行するために、本件業務に関する範囲で乙の協力を要請する場合、必要となる条件を個別契約で定めるものとし、乙は個別契約に従い、甲のプロジェクトマネジメントに必要な協力を行うものとする。

第3章 本件業務

第1節 要件定義作成支援業務

(要件定義作成支援業務の実施)

第14条 乙は、第15条所定の個別契約を締結の上、本件業務として甲が作成した情報システム構想書、システム化計画書等に基づいて、甲による要件定義書の作成作業を支援するサービス（以下、「要件定義作成支援業務」という。）を提供する。

2. 乙は、情報処理技術に関する専門的な知識及び経験に基づき、甲の作業が

円滑かつ適切に行われるよう、善良な管理者の注意をもって調査、分析、整理、提案及び助言などの支援業務を行うものとする。

(要件定義作成支援業務に係る個別契約の締結)

第 15 条 甲及び乙は、要件定義作成支援業務について、第 4 条第 1 項記載の取引条件を協議の上決定し、要件定義作成支援業務に係る個別契約を締結する。

(要件定義検討会)

第 16 条 甲は、要件定義書作成のために必要となる事項の明確化又は内容の確認等を行うため、必要と認められる頻度で、要件定義書作成についての第 12 条所定の連絡協議会（以下、本節において「要件定義検討会」という。）を開催し、乙は、これに参加して要件定義作成支援業務を実施するものとする。

2. 乙も、要件定義作成支援業務の実施のために必要と認めるときは、要件定義検討会を開催することができるものとし、甲は、これに参加するものとする。

(要件定義書の確定)

第 17 条 甲が要件定義書の作成を完了した場合、甲及び乙は、個別契約において定める期間（以下、「要件定義書の点検期間」という。）内に要件定義書が前条所定の要件定義検討会での決定事項に適合するか点検を行うものとし、適合することを確認した証として甲乙双方の責任者が要件定義書に記名押印するものとする。但し、点検の結果、要件定義書が要件定義検討会での決定事項に適合しないと判断された場合、甲は、協議の上定めた期限内に修正版を作成し、甲及び乙は再度上記の点検、確認手続を行うものとする。

2. 前項による甲乙双方の確認をもって、要件定義書は確定したものとする。

3. 第 1 項の修正に伴い作業期間、委託料等個別契約の条件を変更する必要性が生じる場合は、第 33 条（本契約及び個別契約内容の変更）の手続によるものとする。

（業務の終了・確認）

第 18 条 乙は、前条に定める要件定義書の確定又は個別契約に定める作業期間の満了若しくは個別契約に定める作業工数（作業量）分の作業実施完了のいずれか最も早く到来したときから○日以内に、業務終了報告書を作成し、甲に提出する。

2. 甲は、個別契約に定める期間（以下、「要件定義作成支援業務終了の確認期間」という。）内に、当該業務終了報告書の確認を行うものとする。
3. 甲は、当該業務終了報告書の内容に疑義がない場合、業務終了確認書に記名押印の上、乙に交付し、要件定義作成支援業務の終了を確認するものとする。
4. 要件定義作成支援業務終了の確認期間内に、甲が書面で具体的な理由を明示して異議を述べない場合には、甲は要件定義作成支援業務終了の確認期間の満了をもって、業務の終了を確認したものとみなされる。
5. 前条に基づく要件定義書の確定前に要件定義作成支援業務が終了する場合で、甲が当該確定のためになお要件定義作成支援業務が必要とするときは、甲及び乙は第 33 条に従い、追加の要件定義作成支援業務に関して変更契約又は追加契約を締結するものとする。

第 2 節 外部設計書作成（支援）業務

【A 案 準委任の場合】（第 19 条～第 23 条）

【A 案】

（外部設計書作成支援業務の実施）

第 19 条 乙は、第 20 条所定の個別契約を締結の上、本件業務として甲による外部設計書作成作業を支援するサービス（以下、「外部設計書作成支援業務」という。）を提供する。

2. 乙は、情報処理技術に関する専門的な知識及び経験に基づき、甲の作業が円滑かつ適切に行われるよう、善良な管理者の注意をもって調査、分析、整理、提案及び助言などの支援業務を行うものとする。

【A 案】

(外部設計書作成支援業務に係る個別契約の締結)

第 20 条 甲及び乙は、外部設計書作成支援業務について、第 4 条第 1 項記載の取引条件を協議の上決定し、外部設計書作成支援業務に係る個別契約を締結する。

【A 案】

(外部設計検討会)

第 21 条 甲は、外部設計書作成のために必要となる事項の明確化又は内容の確認等を行うため、必要と認められる頻度で、外部設計書作成について第 12 条所定の連絡協議会（以下、本節において「外部設計検討会」という。）を開催し、乙は、これに参加して外部設計書作成支援業務を実施するものとする。

2. 乙も、外部設計書作成支援業務の実施のために必要と認めるときは、外部設計検討会を開催することができるものとし、甲は、これに参加するものとする。

3. 外部設計検討会における検討等により、甲が要件定義書の内容を変更しようとする場合において、作業期間、委託料等個別契約の条件を変更する必要がある場合は、第 33 条（本契約及び個別契約内容の変更）の手続によるものとする。

【A 案】

(外部設計書の確定)

第 22 条 甲が外部設計書の作成を完了した場合、甲及び乙は、個別契約において定める期間（以下、「外部設計書の点検期間」という。）内に外部設計書が、第 17 条の規定により確定された要件定義書及び前条所定の外部設計検討会での決定事項に適合するか点検を行うものとし、適合することを確認した証として甲乙双方の責任者が外部設計書に記名押印するものとする。但し、点検の結果、外部設計書が、第 17 条の規定により確定された要件定義書及び外部設計検討会での決定事項に適合しない部分が発見された場合、甲は、協議の上定めた期限内に修正版を作成し、甲及び乙は再度上記点検、確認手続を行

うものとする。

2. 前項による甲乙双方の確認をもって、外部設計書は確定したものとする。
3. 第1項の修正に伴い作業期間、委託料等個別契約の条件を変更する必要性が生じる場合は、第33条（本契約及び個別契約内容の変更）の手続によるものとする。

【A 案】

（業務の終了・確認）

第23条 乙は、前条に定める外部設計書の確定又は個別契約に定める作業期間の満了若しくは個別契約に定める作業工数（作業量）分の作業実施完了のいずれか最も早く到来したときから○日以内に、業務終了報告書を作成し、甲に提出する。

2. 甲は、個別契約に定める期間（以下、「外部設計書作成支援業務終了の確認期間」という。）内に、当該業務終了報告書の確認を行うものとする。
3. 甲は、当該業務終了報告書の内容に疑義がない場合、業務終了確認書に記名押印の上、乙に交付し、外部設計書作成支援業務の終了を確認するものとする。
4. 外部設計書作成支援業務終了の確認期間内に、甲が書面で具体的な理由を明示して異議を述べない場合には、甲は外部設計書作成支援業務終了の確認期間の満了をもって、業務の終了を確認したものとみなされる。
5. 前条に基づく外部設計書の確定前に外部設計書作成支援業務が終了する場合で、甲が当該確定のためになお外部設計書作成支援業務が必要とするときは、甲及び乙は第33条に従い、追加の外部設計書作成支援業務に関して変更契約又は追加契約を締結するものとする。

【B 案 請負の場合】（第○条～第○条）

【B 案】

（外部設計書作成業務の実施）

第○条 乙は、第○条所定の個別契約を締結の上、本件業務として第17条の規定により確定された要件定義書に基づき、本件ソフトウェアの外部設計書作

成業務を行う。

2. 外部設計書作成業務の実施に際し、乙は甲に対して必要な協力を要請できるものとし、甲は乙から協力を要請された場合には適時に、これに応ずるものとする。

【B 案】

（外部設計書作成業務に係る個別契約の締結）

第〇条 甲及び乙は、外部設計書作成業務について、第 4 条第 1 項記載の取引条件を協議の上決定し、外部設計書作成業務に係る個別契約を締結する。

【B 案】

（外部設計検討会）

第〇条 乙は、外部設計書作成のために必要となる事項の明確化又は内容の確認等を行うため、必要と認められる頻度で、外部設計書作成について第 12 条所定の連絡協議会（以下、本節において「外部設計検討会」という。）を開催し、甲はこれに参加するものとする。

2. 甲も、外部設計書作成のために必要と認めるときは、甲が外部設計検討会を開催することができるものとし、乙はこれに参加するものとする。
3. 外部設計検討会における検討等により、甲が要件定義書の内容を変更しようとする場合において、作業期間、委託料等個別契約の条件を変更する必要がある場合は、第 33 条（本契約及び個別契約内容の変更）の手続によるものとする。

【B 案】

（外部設計書の納入）

第〇条 乙は個別契約に定める期日までに、外部設計書を外部設計書検収依頼書（兼納品書）とともに甲に納入する。

【B 案】

（外部設計書の承認及び確定）

- 第〇条 甲は、個別契約において定める期間（以下、「外部設計書の点検期間」という。）内に外部設計書が、第 17 条の規定により確定された要件定義書並びに第〇条所定の外部設計検討会での決定事項に適合するか、及び論理的誤りがないか点検を行うものとし、適合すること及び論理的な誤りがないことを承認した証として甲乙双方の責任者が外部設計書承認書に記名押印するものとする。但し、点検の結果、外部設計書が、第 17 条の規定により確定された要件定義書及び外部設計検討会での決定事項に適合しない部分又は論理的誤りが発見された場合、乙は、協議の上定めた期限内に修正版を作成して甲に提示し、甲は再度上記点検、承認手続を行うものとする。
2. 外部設計書の点検期間内に甲が書面で具体的な理由を明示して異議を述べない場合には、甲は外部設計書の点検期間の満了をもって、外部設計書を承認したものとみなされる。
 3. 前 2 項による甲の承認をもって、外部設計書は確定したものとする。

【B 案】

（瑕疵担保責任）

- 第〇条 前条の確定後、外部設計書について要件定義書及び第〇条所定の外部設計検討会での決定事項との不一致又は論理的誤り（以下、本条において「瑕疵」という。）が発見された場合、甲は乙に対して当該瑕疵の修正を請求することができ、乙は、当該瑕疵を修正するものとする。但し、乙がかかる修正責任を負うのは、前条の確定後〇ヶ月以内に甲から請求がなされた場合に限るものとする。
2. 前項にかかわらず、瑕疵が軽微であって、外部設計書の修正に過分の費用を要する場合、乙は前項所定の修正責任を負わないものとする。
 3. 第 1 項の規定は、瑕疵が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示によって生じたときは適用しない。但し、乙がその資料等又は指示が不適當であることを知りながら告げなかったときはこの限りでない。

第3節 ソフトウェア開発業務

【A 案 システムテストを準委任型で行う場合】

(ソフトウェア開発業務の実施)

第24条 乙は、第25条所定の個別契約を締結の上、本件業務として前各節により確定したシステム仕様書に基づき、内部設計からシステム結合までのソフトウェア開発業務を行う。

2. ソフトウェア開発業務の実施に際し、乙は甲に対して必要な協力を要請できるものとし、甲は乙から協力を要請された場合には適時に、これに応ずるものとする。

【B 案 システムテストを請負型で行う場合】

(ソフトウェア開発業務の実施)

第24条 乙は、第25条所定の個別契約を締結の上、本件業務として前各節により確定したシステム仕様書に基づき、内部設計からシステムテストまでのソフトウェア開発業務を行う。

2. ソフトウェア開発業務の実施に際し、乙は甲に対して必要な協力を要請できるものとし、甲は乙から協力を要請された場合には適時に、これに応ずるものとする。

(ソフトウェア開発業務に係る個別契約の締結)

第25条 甲及び乙は、当該ソフトウェア開発業務について、第4条第1項記載の取引条件を協議の上決定し、ソフトウェア開発業務に係る個別契約を締結する。

(納入物の納入)

第26条 乙は甲に対し、個別契約で定める期日までに、個別契約所定の納入物を検収依頼書（兼納品書）とともに納入する。

2. 甲は、納入があった場合、次条の検査仕様書に基づき、第28条（本件ソフトウェアの検収）の定めに従い検査を行う。

3. 乙は、納入物の納入に際し、甲に対して必要な協力を要請できるものとし、甲は乙から協力を要請された場合には、速やかにこれに応じるものとする。
4. 納入物の滅失、毀損等の危険負担は、納入前については乙が、納入後については甲が、それぞれこれを負担するものとする。

(検査仕様書の作成及び承認)

- 第 27 条** 甲は、乙と協議の上、システム仕様書に基づき前条の納入物のうち本件ソフトウェアの検査の基準となるテスト項目、テストデータ、テスト方法及びテスト期間等を定めた検査仕様書を作成し、乙に提出するものとし、乙の責任者はシステム仕様書に適合するかの点検を行い、適合することを承認する場合、検査仕様書に記名押印の上、甲に交付して承認するものとする。但し、点検の結果、検査仕様書にシステム仕様書に適合しない部分が発見された場合、甲は、協議の上定めた期限内に修正版を作成して乙に提示するものとし、乙は再度上記点検、承認手続を行うものとする。
2. 乙の責任者は、個別契約で定める期間（以下、「検査仕様書点検期間」という。）内に検査仕様書の点検を終えるものとし、乙の責任者が、検査仕様書点検期間内に書面による具体的な理由を明示した異議の申出をすることなく検査仕様書を承認しない場合、当該期間の満了をもって検査仕様書は承認されたものとする。
 3. 甲は、甲が行う検査仕様書の作成についての支援（以下、「検査仕様書作成支援業務」という。）を乙に委託する必要がある場合、第 25 条に定めるソフトウェア開発業務に関する個別契約を締結するときまでに、乙に検査仕様書作成支援業務の委託に関する申し込みを乙に行い、検査仕様書作成支援業務に関する個別契約を別途締結することができる。
 4. 乙による検査仕様書作成支援業務については、外部設計書作成支援業務に関する第3章第2節の規定を準用するものとする。但し、「外部設計書」を「検査仕様書」に、「外部設計検討会」を「連絡協議会」に、「要件定義書及び外部設計検討会での決定事項」を「システム仕様書」に読み替える。

(本件ソフトウェアの検収)

第 28 条 納入物のうち本件ソフトウェアについては、甲は、個別契約に定める期間（以下、「検査期間」という。）内に前条の検査仕様書に基づき検査し、システム仕様書と本件ソフトウェアが合致するか否かを点検しなければならない。

2. 甲は、本件ソフトウェアが前項の検査に適合する場合、検査合格書に記名押印の上、乙に交付するものとする。また、甲は、本件ソフトウェアが前項の検査に合格しない場合、乙に対し不合格となった具体的な理由を明示した書面を速やかに交付し、修正又は追完を求めるものとし、不合格理由が認められるときには、乙は、協議の上定めた期限内に無償で修正して甲に納入し、甲は必要となる範囲で、前項所定の検査を再度行うものとする。
3. 検査合格書が交付されない場合であっても、検査期間内に甲が書面で具体的な理由を明示して異議を述べない場合は、本件ソフトウェアは、本条所定の検査に合格したものとみなされる。
4. 本条所定の検査合格をもって、本件ソフトウェアの検収完了とする。

(瑕疵担保責任)

第 29 条 前条の検査完了後、納入物についてシステム仕様書との不一致（以下、本条において「瑕疵」という。）が発見された場合、甲は乙に対して当該瑕疵の修正を請求することができ、乙は、当該瑕疵を修正するものとする。但し、乙がかかる修正責任を負うのは、前条の検収完了後〇ヶ月以内に甲から請求された場合に限るものとする。

2. 前項にかかわらず、瑕疵が軽微であって、納入物の修正に過分の費用を要する場合、乙は前項所定の修正責任を負わないものとする。
3. 第 1 項の規定は、瑕疵が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示等乙の責に帰さない事由によって生じたときは適用しない。但し、乙がその資料等又は指示が不適當であることを知りながら告げなかったときはこの限りでない。

第4節 ソフトウェア運用準備・移行支援業務

【A 案 システムテストを準委任型で行う場合】

（ソフトウェア運用準備・移行支援業務の実施）

第30条 乙は、第31条所定の個別契約を締結の上、本件業務として甲が行うシステムテスト、導入・受入支援及び本件ソフトウェアを現実に運用するために行う運用テスト業務につき、甲のために必要な支援（以下、「ソフトウェア運用準備・移行支援業務」という。）を行う。

2. 乙は、情報処理技術に関する専門的な知識及び経験に基づき、甲の作業が円滑かつ効果的に行われるよう、善良な管理者の注意をもって支援業務を行うものとする。

【B 案 システムテストを請負型で行う場合】

（ソフトウェア運用準備・移行支援業務の実施）

第30条 乙は、第31条所定の個別契約を締結の上、本件業務として甲が行う導入・受入支援及び本件ソフトウェアを現実に運用するために行う運用テスト業務につき、甲のために必要な支援（以下、「ソフトウェア運用準備・移行支援業務」という。）を行う。

2. 乙は、情報処理技術に関する専門的な知識及び経験に基づき、甲の作業が円滑かつ効果的に行われるよう、善良な管理者の注意をもって支援業務を行うものとする。

（ソフトウェア運用準備・移行支援業務に係る個別契約の締結）

第31条 甲及び乙は、当該ソフトウェア運用準備・移行支援業務について、第4条第1項記載の取引条件を協議の上決定し、ソフトウェア運用準備・移行支援業務に係る個別契約を締結する。

（業務の終了・確認）

第32条 乙は、ソフトウェア運用準備・移行支援業務の終了又は個別契約に定める作業期間の満了若しくは作業工数（作業量）分の作業実施完了のいずれ

か最も早く到来したときから○日以内に、業務終了報告書を作成し、甲に提出する。

2. 甲は、個別契約に定める期間（以下、「ソフトウェア運用準備・移行支援業務終了の確認期間」という。）内に、当該業務終了報告書の確認を行うものとする。
3. 甲は、当該業務終了報告書の内容に疑義がない場合、業務終了確認書に記名押印の上、乙に交付し、ソフトウェア運用準備・移行支援業務の終了を確認するものとする。
4. ソフトウェア運用準備・移行支援業務終了の確認期間内に甲が書面で具体的な理由を明示して異議を述べない場合には、ソフトウェア運用準備・移行支援業務終了の確認期間の満了をもって、業務の終了を確認したものとみなされる。
5. 個別契約に定める作業期間の満了又は作業工数（作業量）分の作業実施終了後も、甲が引き続き当該支援業務を必要とするときは、甲及び乙は第 33 条に従い、追加のソフトウェア運用準備・移行支援業務に関して変更契約又は追加契約を締結するものとする。

第 4 章 契約内容等の変更

（本契約及び個別契約内容の変更）

第 33 条 本契約及び個別契約の内容の変更は、当該変更内容につき事前に甲乙協議の上、別途、書面により変更契約を締結することによってのみこれを行うことができる。

（システム仕様書等の変更）

第 34 条 甲又は乙は、システム仕様書、検査仕様書、第 35 条により甲に承認された中間資料（以下、総称して「仕様書等」という。）の内容についての変更が必要と認める場合、その変更の内容、理由等を明記した書面（以下、「変更提案書」という。）を相手方に交付して、変更の提案を行うことができる。

2. 仕様書等の内容の変更は、第 37 条（変更管理手続）によってのみこれを行

うことができるものとする。

(中間資料のユーザによる承認)

第 35 条 乙は、中間資料のうち、乙が必要と認める部分を提示して、甲の承認を書面で求めることができる。

2. 甲は、前項の承認請求を乙から受けた日から○日以内（以下、「中間資料の点検期間」という。）に、内容を承認するか点検を行い、その結果を書面に記名押印の上、乙に交付するものとする。
3. 甲は、中間資料の内容に不都合が認められる場合、又は次条で定める未確定事項の内容と関連性を有するため、当該時点では判断できない場合、その他これらに準ずる合理的な理由がある場合は、その具体的な理由を明示して乙に回答することにより、承認を拒否又は留保することができる。但し、ソフトウェア開発作業を円滑に促進するため、甲は合理的理由のない限り適時に第 2 項所定の点検結果を乙に交付するものとする。
4. 甲は、中間資料の点検期間内に書面で具体的な理由を明示した異議を述べない場合、中間資料の承認を行ったものとみなされる。
5. 甲又は乙は、前各項により中間資料の承認がなされた後に、中間資料の内容の変更の必要が生じた場合は、変更提案書を相手方に交付して、変更の提案を行うことができる。
6. 甲から承認された中間資料の内容の変更は、第 37 条（変更管理手続）によつてのみこれを行うことができるものとする。

(未確定事項の取扱い)

第 36 条 第 17 条に基づく要件定義書又は第 22 条に基づく外部設計書の点検期間内において、甲が、当該要件定義書又は外部設計書において確定すべき事項のうち甲のやむを得ない事情により確定して提示することができない事項（以下、「未確定事項」という）がある場合、甲及び乙は、次の各号に定めることを条件として当該未確定事項を除き当該要件定義書又は外部設計書を第 17 条又は第 22 条に従い確定させることができるものとする。

- ① 甲が未確定事項の内容とその確定時期、未確定事項の確定により請求す

る追完、修正により委託料、作業期間、納期及びその他の契約条件の変更を要する場合に甲がこれを受け入れること、その他必要となる事項を記載した変更提案書を乙に速やかに提示する。

- ② 前号に従い乙に変更提案書が提示された後速やかに、甲及び乙はその内容について協議し、合意できた場合には、甲乙双方の責任者が当該変更提案書に記名押印する。

2. 甲は、未確定事項を確定したときは直ちに、その内容を変更提案書により乙に通知するとともに、確定した要件定義書、外部設計書の追完、修正を請求できるものとする。なお、甲による追完又は修正の請求は、第 37 条（変更管理手続）によってのみこれを行うことができるものとする。
3. 甲が第 1 項の確定時期までに未確定事項を確定しない場合、乙は、当該未確定事項は当該要件定義書又は外部設計書の要件として無かったもの（当該未確定事項につき選択肢が設けられており、甲がそのいずれかを選択しなかった場合は、乙が選択したものを甲が選択したもの）とみなすことができるものとする。但し、乙は、当該未確定事項が無かったものとみなした場合に、当該要件定義書又は外部設計書の他の要件の実現に支障が生ずると判断し、相当期間を設けて確定を要請したにもかかわらず、なお、甲が確定しないときは、乙は第 52 条に準じ本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

（変更管理手続）

第 37 条 甲又は乙は、相手方から第 34 条（システム仕様書等の変更）、第 35 条（中間資料のユーザによる承認）、第 36 条（未確定事項の取扱い）に基づく変更提案書を受領した場合、当該受領日から○日以内に、次の事項を記載した書面（以下、「変更管理書」という。）を相手方に交付し、甲及び乙は、当該交付日から○日以内に、第 12 条所定の連絡協議会において当該変更の可否につき協議するものとする。

- ① 変更の名称
- ② 提案の責任者
- ③ 提案年月日

- ④ 変更の理由
 - ⑤ 変更に係る仕様を含む変更の詳細事項
 - ⑥ 変更のために費用を要する場合はその額
 - ⑦ 協議期間を含めた変更作業のスケジュール
 - ⑧ その他変更が本契約及び個別契約の条件（作業期間又は納期、委託料、契約条項等）に与える影響
2. 第1項の協議の結果、甲及び乙が変更を可とする場合は、甲乙双方の責任者が、変更管理書の記載事項（なお、協議の結果、変更がある場合は変更後の記載事項とする。以下同じ。）を承認の上、記名押印するものとする。
3. 前項による甲乙双方の承認をもって、変更が確定するものとする。但し、本契約及び個別契約の条件に影響を及ぼす場合は、甲及び乙は速やかに変更管理書に従い、第33条（本契約及び個別契約内容の変更）に基づき変更契約を締結するものとし、当該締結をもって変更が確定するものとする。
4. 乙は、甲から中断要請があるなどその他特段の事情がある場合、第1項の協議が調わない間、本件業務を中断することができる。

（変更の協議不調に伴う契約終了）

- 第38条** 前条第1項の協議期間内に協議が調わなかった場合、甲及び乙は、個別業務の未了部分について、本契約又は当該個別契約を解約することができる。
2. 前項により個別契約が解約された場合、甲は、それまで乙が遂行した個別業務についての委託料その他乙の支出した費用を支払うものとする。

第5章 資料及び情報の取扱い

（資料等の提供及び返還）

- 第39条** 甲は乙に対し、本契約及び各個別契約に定める条件に従い、当該個別業務遂行に必要な資料等の開示、貸与等の提供を行う。
2. 前項に定めるもののほか、乙から甲に対し、本件業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、甲乙協議の上、各個別契約に定める条件に従い、

甲は乙に対しこれらの提供を行う。

3. 本件業務遂行上、甲の事務所等で乙が作業を実施する必要がある場合、甲は当該作業実施場所（当該作業実施場所における必要な機器、設備等作業環境を含む。）を、甲乙協議の上、各個別契約に定める条件に従い、乙に提供するものとする。
4. 甲が前各項により乙に提供する資料等又は作業実施場所に関して、内容等の誤り又は甲の提供遅延によって生じた乙の本件業務の履行遅滞、納入物の瑕疵等の結果については、乙はその責を免れるものとする。
5. 甲から提供を受けた資料等（次条第2項による複製物及び改変物を含む。）が本件業務遂行上不要となったときは、乙は遅滞なくこれらを甲に返還又は甲の指示に従った処置を行うものとする。
6. 甲及び乙は、前各項における資料等の提供、返還その他処置等について、それぞれ第10条に定める主任担当者間で書面をもってこれを行うものとする。

（資料等の管理）

- 第40条** 乙は甲から提供された本件業務に関する資料等を善良な管理者の注意をもって管理、保管し、かつ、本件業務以外の用途に使用してはならない。
2. 乙は甲から提供された本件業務に関する資料等を本件業務遂行上必要な範囲内で複製又は改変できる。

（秘密情報の取扱い）

- 第41条** 甲及び乙は、本件業務遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が書面（電子的形式を含み、以下同様とする）により秘密である旨指定して開示した情報、又は口頭により秘密である旨を示して開示した情報で開示後○日以内に書面により内容を特定した情報（以下、合わせて「秘密情報」という。）を第三者に漏洩してはならない。但し、次の各号のいずれか一つに該当する情報についてはこの限りではない。また、甲及び乙は秘密情報のうち法令の定めに基づき開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先に対し、当該法令の範囲内で秘密を保持するための措置をとることを要求の上で開示することができるものと

する。

- ① 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - ② 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - ③ 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - ④ 本契約及び個別契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
2. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。
 3. 甲及び乙は、秘密情報について、本契約及び個別契約の目的の範囲内でのみ使用し、本契約及び個別契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前に相手方から書面による承諾を受けるものとする。
 4. 甲及び乙は、秘密情報を、本契約及び個別契約の目的のために知る必要のある各自の役員及び従業員に限り開示するものとし、本契約及び個別契約に基づき甲及び乙が負担する秘密保持義務と同等の義務を、秘密情報の開示を受けた当該役員及び従業員に退職後も含め課すものとする。また、乙は、第7条に基づく再委託先に対して秘密情報を開示できるものとし、乙は当該再委託先に対して本条と同等の義務を課すものとする。
 5. 秘密情報の提供及び返却等については、第39条（資料等の提供及び返還）を準用する。
 6. 秘密情報のうち、個人情報に該当する情報については、次条の規定が本条の規定に優先して適用されるものとする。
 7. 本条の規定は、本契約終了後、○年間存続する。

（個人情報）

第42条 乙は、個人情報の保護に関する法律（本条において、以下、「法」という。）に定める個人情報のうち、本件業務遂行に際して甲より取扱いを委託された個人データ（法第2条第4項に規定する個人データをいう。以下同じ。）及び本件業務遂行のため、甲乙間で個人データと同等の安全管理措置（法第20条に規定する安全管理措置をいう。）を講ずることについて、個別契約その他の契約により合意した個人情報（以下、合わせて「個人情報」とい

う。)を第三者に漏洩してはならない。なお、甲は、個人情報を乙に提示する際にはその旨明示するものとする。また、甲は、甲の有する個人情報を乙に提供する場合には、個人が特定できないよう加工した上で、乙に提供するように努めるものとする。

2. 乙は、個人情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。
3. 乙は、個人情報について、本契約及び個別契約の目的の範囲内でのみ使用し、本契約及び個別契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前に甲から書面による承諾を受けるものとする。
4. 個人情報の提供及び返却等については、第 39 条（資料等の提供及び返還）を準用する。
5. 前第 1 項の定めにかかわらず、乙は、第 7 条第 1 項に従い再委託する第三者に対して、第 7 条第 3 項の措置をとったうえで、当該個人情報を開示できるものとする。

第 6 章 権利帰属

（納入物の所有権）

第 43 条 乙が本契約及び個別契約に従い甲に納入する納入物の所有権は、当該個別契約に定める時期をもって、乙から甲へ移転する。

（納入物の特許権等）

第 44 条 本件業務遂行の過程で生じた発明その他の知的財産又はノウハウ等（以下、合わせて「発明等」という。）に係る特許権その他の知的財産権（特許その他の知的財産権を受ける権利を含む。但し、著作権は除く。）、ノウハウ等に関する権利（以下、特許権その他の知的財産権、ノウハウ等に関する権利を総称して「特許権等」という。）は、当該発明等を行った者が属する当事者に帰属するものとする。

2. 甲及び乙が共同で行った発明等から生じた特許権等については、甲乙共有（持分は貢献度に応じて定める。）とする。この場合、甲及び乙は、共有に係る特許権等につき、それぞれ相手方の同意及び相手方への対価の支払いなし

に自ら実施し、又は第三者に対し通常実施権を実施許諾することができるものとする。

3. 乙は、第1項に基づき特許権等を保有することとなる場合、甲に対し、甲が本契約及び個別契約に基づき本件ソフトウェアを使用するのに必要な範囲について、当該特許権等の通常実施権を許諾するものとする。なお、本件ソフトウェアに、個別契約において一定の第三者に使用せしめる旨を個別契約の目的として特掲した上で開発されたソフトウェア（以下、「特定ソフトウェア」という。）が含まれている場合は、当該個別契約に従った第三者による当該ソフトウェアの使用についても同様とする。なお、かかる許諾の対価は、委託料に含まれるものとする。
4. 甲及び乙は、第2項、第3項に基づき相手方と共有し、又は相手方に通常実施権を許諾する特許権等について、必要となる職務発明の承継手続（職務発明規定の整備等の職務発明制度の適切な運用、譲渡手続など）を履践するものとする。

（納入物の著作権）

第45条 納入物に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、甲又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、乙に帰属するものとする。

2. 甲は、納入物のうちプログラムの複製物を、著作権法第47条の3に従って自己利用に必要な範囲で、複製、翻案することができるものとする。また、本件ソフトウェアに特定ソフトウェアが含まれている場合は、本契約及び個別契約に従い第三者に対し利用を許諾することができる。乙は、かかる利用について著作者人格権を行使しないものとする。

（乙による納入物の再利用）

第46条 乙は、第41条（秘密情報の取扱い）に反しない範囲において、乙が著作権を保有する本件ソフトウェアその他の納入物を利用することができる。

2. 前条による利用には、有償無償を問わず乙が本件ソフトウェアの利用を第三者に許諾し、又はパッケージ化して複製物を販売する場合を含むものとする。

る。

第7章 保証および責任

【A 案】

(知的財産権侵害の責任)

第47条 甲が納入物に関し第三者から、日本国内における著作権、特許権その他の産業財産権（以下、本条において「知的財産権」という。）の侵害の申立を受けた場合、次の各号所定のすべての要件が充たされる場合に限り、第53条（損害賠償）の規定にかかわらず乙はかかる申立によって甲が支払うべきとされた損害賠償額を負担するものとする。但し、第三者からの申立が乙の責に帰すべからざる事由による場合（甲乙間で別段合意がない限り、第48条に定める第三者ソフトウェア又は第49条に定める FOSS に起因する場合を含む。）にはこの限りではなく、乙は一切責任を負わないものとする。

- ① 甲が第三者から申立を受けた日から○日以内に、乙に対し申立の事実及び内容を通知すること
- ② 甲が第三者との交渉又は訴訟の遂行に関し、乙に対して実質的な参加の機会及びすべてについての決定権限を与え、並びに必要な援助をすること
- ③ 甲の敗訴判決が確定すること又は乙が訴訟遂行以外の決定を行ったときは和解などにより確定的に解決すること

2. 乙の責に帰すべき事由による知的財産権の侵害を理由として納入物の将来に向けての使用が不可能となるおそれがある場合、乙は、乙の判断及び費用負担により、（i）権利侵害のない他の納入物との交換、（ii）権利侵害している部分の変更、（iii）継続使用のための権利取得のいずれかの措置を講じることができるものとする。

3. 第1項に基づき乙が負担することとなる損害以外の甲に生じた損害については、第53条（損害賠償）の規定によるものとする。

【B 案】

(知的財産権侵害の責任)

第〇条 本契約及び個別契約に従った甲による納入物の利用が、第三者の日本国内における著作権、特許権その他の産業財産権（以下、本条において「知的財産権」という。）を侵害したとき、乙は第 53 条（損害賠償）所定の金額を限度として、甲に対してかかる侵害によって甲に生じた損害（侵害を回避した代替プログラムへの移行を行う場合の費用を含む。）を賠償する。但し、知的財産権の侵害が乙の責めに帰すべからざる事由による場合（甲乙間で別段合意がない限り、第 48 条に定める第三者ソフトウェア又は第 49 条に定める FOSS に起因する場合を含む。）はこの限りでなく、乙は一切責任を負わないものとする。

2. 甲は、本契約及び個別契約に従った甲による納入物の利用に関して第三者から知的財産権の侵害の申立を受けた場合、速やかに書面でその旨を乙に通知するものとし、乙は、甲の要請に応じて甲の防御のために必要な援助を行うものとする。

(第三者ソフトウェアの利用)

第 48 条 甲又は乙は、本件業務遂行の過程において、本件ソフトウェアが備える予定の機能、仕様の一部とするために、第三者ソフトウェアを利用しようとするときは、第 37 条（変更管理手続）によるものとする。

2. 前項に基づき第三者ソフトウェアを利用することとなった場合、甲は、甲の費用と責任において、甲と当該第三者との間で当該第三者ソフトウェアのライセンス契約及び保守契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。但し、乙が、当該第三者ソフトウェアを甲に利用許諾する権限を有する場合は、甲乙間においてライセンス契約等、必要な措置を講ずるものとする。
3. 乙は、第三者ソフトウェアに関して、著作権その他の権利の侵害がないこと及び瑕疵のないことを保証するものではなく、乙は、第 1 項に基づく利用決定時に、権利侵害又は瑕疵の存在を知りながら、若しくは重大な過失により知らずに告げなかった場合を除き、何らの責任を負わないものとする。但し、前項但書の場合で、甲乙間において当該第三者ソフトウェアに関するラ

イセンス契約が締結され、当該ライセンス契約に別段の定めがあるときには、当該定めによるものとする。

(FOSS の利用)

第 49 条 甲又は乙は、本件業務遂行の過程において、本件ソフトウェアが備える予定の機能、仕様の一部を実現するために、FOSS を利用しようとするときは、第 37 条（変更管理手続）によるものとする。なお、乙が第 37 条に従い FOSS の利用を提案する場合、第 37 条第 1 項各号の事項に加え、当該 FOSS の利用許諾条項、機能、開発管理コミュニティの名称・特徴など FOSS の性格に関する情報、当該 FOSS の機能上の制限事項、品質レベル等に関して適切な情報を書面により提供するよう努めるものとする。

2. 前項に基づき FOSS を利用することとなった場合、甲は、甲の費用と責任において、乙又は第三者との間で FOSS の保守、障害対応支援契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。
3. 乙は、FOSS に関して、著作権その他の権利の侵害がないこと及び瑕疵のないことを保証するものではなく、乙は、第 1 項に基づく利用決定時に、権利侵害又は瑕疵の存在を知りながら、若しくは重大な過失により知らずに告げなかった場合を除き、何らの責任を負わないものとする。

(セキュリティ)

第 50 条 乙が納入する本件ソフトウェアのセキュリティ対策について、甲及び乙は、その具体的な機能、遵守方法、管理体制及び費用負担等を協議の上、別途書面により定めるものとする。

第 8 章 一般条項

(権利義務譲渡の禁止)

第 51 条 甲及び乙は、互いに相手方の事前の書面による同意なくして、本契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約から生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ若しくは担保に供してはならない。

(解 除)

第 52 条 甲又は乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。

- ① 支払いの停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があった場合
 - ② 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - ③ 公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ④ その他前各号に準ずるような本契約又は個別契約を継続し難い重大な事由が発生した場合
 - ⑤ 監督官庁から営業の取消・停止処分等を受けたとき又は転廃業しようとしたとき
 - ⑥ 解散又は本契約及び個別契約の履行若しくは本件ソフトウェアに係る事業の全部又は重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
2. 甲又は乙は、相手方が本契約又は個別契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。
3. 甲又は乙は、第 1 項各号のいずれかに該当する場合又は前項に定める解除がなされた場合、相手方に対し負担する一切の金銭債務につき相手方から通知催告がなくとも当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済しなければならない。

(損害賠償)

第 53 条 甲及び乙は、本契約及び個別契約の履行に関し、相手方の責に帰すべき事由により損害を被った場合又は第 29 条に基づく瑕疵の修正が相当な範囲内で繰り返し実施されたにもかかわらず、当該瑕疵が乙の責に帰すべき事由により修正されないことにより損害を被った場合、相手方に対して、損害賠償を請求することができる。但し、この瑕疵に関する損害賠償請求は、当該損害賠償の請求原因となる当該個別契約に定める納入物の検収完了日から〇ヶ月間が経過した後は行うことができない。

2. 前項の損害賠償の累計総額は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、帰責事由の原因となった個別契約に定める委託料の金額を限度とし、また、当事者の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとする。

(輸出関連法令の遵守)

第 54 条 甲は、乙から納入された納入物を輸出する場合には、外国為替及び外国貿易法その他輸出関連法令を遵守し、所定の手続をとるものとする。なお、米国輸出関連法等外国の輸出関連法令の適用を受け、所定の手続が必要な場合も同様とする。

(和解による紛争解決)

第 55 条 本契約に関し、甲乙間に紛争が生じた場合、甲及び乙は、第 56 条所定の紛争解決手続をとる前に、紛争解決のため第 12 条に定める連絡協議会を開催し協議を十分に行うとともに、次項以下の措置をとらなければならない。

2. 前項所定の連絡協議会における協議で甲乙間の紛争を解決することができない場合、第 56 条に定める紛争解決手続をとろうとする当事者は、相手方に対し紛争解決のための権限を有する代表者又は代理権を有する役員その他の者との間の協議を申し入れ、相手方が当該通知を受領してから○日以内に（都市名）において、誠実に協議を行うことにより紛争解決を図るものとする。
- (3. 前項所定の甲及び乙の紛争解決のための協議で当事者間の紛争等を解決することができない場合、甲及び乙は、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成 16 年法律第 151 号）第 2 条第 3 項に定める認証紛争解決手続であって（都市名）において行われる認証紛争解決事業者を選択し、当該事業者による認証紛争解決手続を通じた和解による解決を図るものとする。）
4. 前項に定める認証紛争解決手続によって和解が成立する見込みがないことを理由に当該認証紛争解決手続が終了した場合、甲及び乙は、第 56 条所定の紛争解決手続をとることができる。

【A 案】

(仲 裁)

第 56 条 本契約及び個別契約に関し、甲乙間に紛争解決の必要が生じた場合、
(仲裁機関名) の仲裁規則に従って、(都市名) において仲裁により終局的に
解決されるものとする。

【B 案】

(合意管轄)

第〇条 本契約及び個別契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、〇〇地方
裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協 議)

第 57 条 本契約及び個別契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項について
は、信義誠実の原則に従い甲乙協議し、円満に解決を図るものとする。

以 上

5.2 経済産業省モデル契約との相違点

No	経済産業省モデル契約	ソフトウェア開発基本契約書
1	委託者：ユーザ（以下「甲」という。）と受託者：ベンダ（以下「乙」という。）とは、コンピュータソフトウェアの開発に係る業務の委託に関して、次のとおりこの契約（以下「本契約」という。）を締結する。	委託者：ユーザ（以下、「甲」という。）と受託者：ベンダ（以下、「乙」という。）とは、コンピュータソフトウェアの開発に係る業務の委託に関して、次のとおりこの契約（以下、「本契約」という。）を締結し、<u>その証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。</u> 平成 年 月 日 <u>（甲）</u> <u>（乙）</u>
2	（定義） 第2条 本契約で用いる用語の定義は、次のとおりとする。 ① 本件ソフトウェア 本契約及び個別契約に基づき開発されるソフトウェアであって、プログラム、コンテンツ、データベース類及び関連資料など個別契約において定めるもの ④ システム仕様書 要件定義書及び外部設計書 ⑥ 第三者ソフトウェア 第三者が権利を保有するソフトウェア（サーバ用OS、クライアント用OS、ケースツール、開発ツール、通信ツール、コンパイラ、RDB などを含む。）であって、本件ソフトウェアを構成する一部として	（定義） 第2条 本契約で用いる用語の定義は、次のとおりとする。 ① 本件ソフトウェア <u>本契約及び個別契約に基づき開発されるソフトウェア</u> ④ システム仕様書 要件定義書及び外部設計書（<u>但し、要件定義書及び外部設計書に齟齬がある場合は、外部設計書の定めが要件定義書に優先してシステム仕様書を構成するものとする。</u>） ⑥ 第三者ソフトウェア <u>第三者が権利を有するソフトウェア（但し、FOSSを除く。）</u> （第1項②・③・⑤・⑦～⑭省略）

	利用するため、第三者からライセンスを受けるもの（但し、FOSS を除く。） （第1項②・③・⑤・⑦～⑭省略）	
3	（個別契約） 第4条 甲及び乙は、個別業務に着手する前に、甲から乙に提示された提案依頼書（RFP）及び乙から甲に提案した提案書、見積書を基礎として、当該個別業務について以下の各号のうち必要となる取引条件を定め、個別契約を締結する。 ③ 作業期間又は納期 （第1項①・②・④～⑫、第2項省略）	（個別契約） 第4条 甲及び乙は、個別業務に着手する前に、甲から乙に提示された提案依頼書（RFP）及び乙から甲に提案した提案書、見積書を基礎として、当該個別業務について以下の各号のうち必要となる取引条件を定め、個別契約を締結する。 ③ 作業期間、<u>作業工数（作業量）</u>又は納期 （第1項①・②・④～⑫、第2項省略）
4	（作業期間又は納期） 第6条 各個別業務の作業期間又は納期は、当該個別業務に係る当該個別契約で定める。	（作業期間又は納期） 第6条 各個別業務の作業期間、<u>作業工数（作業量）</u>又は納期は、当該個別業務に係る当該個別契約で定める。
5	【B案 再委託先の選定について原則としてベンダの裁量（但し、ユーザの中止請求が可能）とする場合】 （再委託） 第〇条 乙は、乙の責任において、各個別業務の一部を第三者（甲が指定する再委託先も含む。）に再委託することができる。但し、乙は、甲が要請した場合、再委託先の名称及び住所等を甲に報告するものとし、甲において当該第三者に再委託することが不適切となる合理的な理由が存する場合、甲は乙に、書面により、その理由を通知することにより、当	<経済産業省モデルのB案（左記）をベースに補整> （再委託） 第7条 乙は、乙の責任において、各個別業務の<u>全部又は一部</u>を第三者（甲が指定する再委託先も含む。）に再委託することができる。但し、乙は、甲が要請した場合、再委託先の名称及び住所等を甲に報告するものとし、甲において当該第三者に再委託することが不適切となる合理的な理由が存する場合、甲は乙に、書面により、その理由を通知することにより、

	該第三者に対する再委託の中止を請求することができる。 2. 前項但書により、甲から再委託の中止の請求を乙が受けた場合は、作業期間若しくは納期又は委託料等の個別契約の内容の変更について、第33条（本契約及び個別契約内容の変更）によるものとする。 （第3項～第4項省略）	より、当該第三者に対する再委託の中止を請求することができる。 2. 前項但書により、甲から再委託の中止の請求を乙が受けた場合は、作業期間若しくは納期又は委託料等の個別契約の内容の変更について、第33条（本契約及び個別契約内容の変更）によるものとする。<u>また当該請求に従い乙が当該個別業務に係る当該第三者との再委託に関する契約を解除した場合（但し、前項の合理的な理由が第52条第1項又は第2項に基づき甲が本契約又は個別契約を解除しうる事情に相当する場合を除く）、当該解除に伴い当該第三者に対する損害賠償費用その他解除に伴い乙に発生する費用を、甲は負担するものとする。</u> （第3項～第4項省略）
6	（協働と役割分担） 第8条 甲及び乙は、本件業務の円滑かつ適切な遂行のためには、乙の有するソフトウェア開発に関する技術及び知識の提供と甲によるシステム仕様書の早期かつ明確な確定が重要であり、甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業が必要とされることを認識し、甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業を誠実に実施するとともに、相手方の分担作業の実施に対して誠意をもって協力するものとする。 2. 甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業は、別添〇のとおりとし、各個別契約においてその詳細を定めるものとする。	（協働と役割分担） 第8条 甲及び乙は、本件業務の円滑かつ適切な遂行のためには、乙の有するソフトウェア開発に関する技術及び知識の提供と甲によるシステム仕様書の早期かつ明確な確定が重要であり、甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業が必要とされることを認識し、甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業を誠実に実施するとともに、相手方の分担作業の実施に対して誠意をもって協力するものとする。 2. 甲乙双方による共同作業及び各自の<u>分担作業は、各個別契約においてその詳細を定めるものとする。</u>

	(第3項省略)	(第3項省略)
7	(責任者) 第9条 甲及び乙は、各個別契約締結後すみやかに、各個別契約における各自の責任者をそれぞれ選任し、互いに書面により、相手方に通知する。なお、当該個別契約において双方の体制図を定め、当該体制図に当該責任者を記載することをもって通知に代えることができるものとする。 (第2項～第3項省略) 4. 乙の責任者は、次の各号に定める権限及び責任を有するものとする。 ⑥ 第36条所定の未確定事項が確定したときは、追完、修正の業務の請求を直ちに書面で受ける権限 5. 甲及び乙が選任すべき責任者の人数は、各個別契約において定めるものとする。 (第4項①～⑤・⑦・⑧・第6項省略)	(責任者) 第9条 甲及び乙は、各個別契約締結後すみやかに、各個別契約における各自の責任者をそれぞれ選任し、互いに書面により、相手方に通知する。なお、当該個別契約において双方の体制図を定め、当該体制図に当該責任者を記載することをもって通知に代えることができるものとする。 (第2項～第3項省略) 4. 乙の責任者は、次の各号に定める権限及び責任を有するものとする。 ⑥ 第36条所定の未確定事項が確定したときは、追完、修正の業務の請求を書面で受ける権限 5. 甲及び乙は責任者を複数名定める場合は、それぞれの権限範囲を明確にし、相手方に通知するものとする。 (第4項①～⑤・⑦・⑧・第6項省略)
8	(主任担当者) 第10条 甲及び乙は、各個別契約締結後すみやかに、本件業務を円滑に遂行するため、責任者の下に連絡確認及び必要な調整を行う主任担当者を選任し、書面により、相手方に通知する。なお、当該個別契約において双方の体制図を定め、当該体制図に当該主任担当者を記載することをもって通知に代えることができるも	(主任担当者) 第10条 甲及び乙は、各個別契約締結後速やかに、本件業務を円滑に遂行するため、責任者の下に連絡確認及び必要な調整を行う主任担当者を選任し、書面により、相手方に通知する。なお、当該個別契約において双方の体制図を定め、当該体制図に当該主任担当者を記載することをもって通知に代えることができるも

	のとする。 (第2項～第3項省略) 4. 甲及び乙が選任すべき主任担当者の人数は、各個別契約において定めるものとする。	のとする。 (第2項～第3項省略) 4. 甲及び乙は<u>主任担当者を複数名定める場合は、それぞれの権限範囲を明確にし、相手方に通知するものとする。</u>
9	(業務の終了・確認) 第18条 乙は、前条に定める要件定義書の確定後○日以内に、業務終了報告書を作成し、甲に提出する。 2. 甲は、個別契約に定める期間（以下「要件定義作成支援業務終了の点検期間」という。）内に、当該業務終了報告書の確認を行うものとする。 3. 甲は、当該業務終了報告書の内容に疑義がない場合、業務終了確認書に記名押印の上、乙に交付し、要件定義作成支援業務の終了を確認するものとする。 4. 要件定義作成支援業務終了の点検期間内に、甲が書面で具体的な理由を明示して異議を述べない場合には、甲は要件定義作成支援業務終了の点検期間の満了をもって、業務の終了を確認したものとみなされる。	(業務の終了・確認) 第18条 乙は、前条に定める要件定義書の確定又は個別契約に定める<u>作業期間の満了若しくは個別契約に定める作業工数（作業量）分の作業実施完了のいずれか最も早く到来したときから○日以内に、業務終了報告書を作成し、甲に提出する。</u> 2. 甲は、個別契約に定める期間（以下、「要件定義作成支援業務終了の<u>確認期間</u>」という。）内に、当該業務終了報告書の確認を行うものとする。 3. 甲は、当該業務終了報告書の内容に疑義がない場合、業務終了確認書に記名押印の上、乙に交付し、要件定義作成支援業務の終了を確認するものとする。 4. 要件定義作成支援業務終了の<u>確認</u>期間内に、甲が書面で具体的な理由を明示して異議を述べない場合には、甲は要件定義作成支援業務終了の<u>確認</u>期間の満了をもって、業務の終了を確認したものとみなされる。 5. <u>前条に基づく要件定義書の確定前に要件定義作成支援業務が終了する場合で、甲が当該確定のためになお要件定義作成支援業務が必要とするときは、甲及び乙は第33条に従い、</u>

		<u>追加の要件定義作成支援業務に関して変更契約又は追加契約を締結するものとする。</u>
10	(業務の終了・確認) 第23条 乙は、前条に定める外部設計書の確定後○日以内に、業務終了報告書を作成し、甲に提出する。 2. 甲は、個別契約に定める期間（以下「外部設計書作成支援業務終了の点検期間」という。）内に、当該業務終了報告書の確認を行うものとする。 3. 甲は、当該業務終了報告書の内容に疑義がない場合、業務終了確認書に記名押印の上、乙に交付し、外部設計書作成支援業務の終了を確認するものとする。 4. 外部設計書作成支援業務終了の点検期間内に、甲が書面で具体的な理由を明示して異議を述べない場合には、甲は外部設計書作成支援業務終了の点検期間の満了をもって、業務の終了を確認したものとみなされる。	(業務の終了・確認) 第 23 条 乙は、前条に定める外部設計書の確定又は個別契約に定める作業期間の満了若しくは個別契約に定める作業工数（作業量）分の作業実施完了のいずれか最も早く到来した時から○日以内に、業務終了報告書を作成し、甲に提出する。 2. 甲は、個別契約に定める期間（以下、「外部設計書作成支援業務終了の<u>確認期間</u>」という。）内に、当該業務終了報告書の確認を行うものとする。 3. 甲は、当該業務終了報告書の内容に疑義がない場合、業務終了確認書に記名押印の上、乙に交付し、外部設計書作成支援業務の終了を確認するものとする。 4. 外部設計書作成支援業務終了の<u>確認期間</u>内に、甲が書面で具体的な理由を明示して異議を述べない場合には、甲は外部設計書作成支援業務終了の<u>確認期間</u>の満了をもって、業務の終了を確認したものとみなされる。 5. <u>前条に基づく外部設計書の確定前に外部設計書作成支援業務が終了する場合で、甲が当該確定のためになお外部設計書作成支援業務が必要とするときは、甲及び乙は第 33 条に従い、追加の外部設計書作成支援業務に関して変更契約又は追加契約を締結するものとする。</u>

11	<第3章第2節 外部設計書作成（支援）業務【B案 請負の場合】> （外部設計書の納入） 第〇条 乙は個別契約に定める期日までに、外部設計書及び外部設計書検収依頼書（兼納品書）を甲に納入する。	（外部設計書の納入） 第〇条 乙は個別契約に定める期日までに、外部設計書を外部設計書検収依頼書（兼納品書）とともに甲に納入する。
12	（ソフトウェア開発業務の実施） 第24条 乙は、第25条所定の個別契約を締結の上、本件業務として前各節により確定したシステム仕様書に基づき、[【選択案1：システムテスト・準委任型】内部設計からシステム結合まで【選択案2：システムテスト・請負型】内部設計からシステムテストまで]のソフトウェア開発業務を行う。 2. ソフトウェア開発業務の実施に際し、乙は甲に対して必要な協力を要請できるものとし、甲は乙から協力を要請された場合には適時に、これに応ずるものとする。	【A案 システムテストを準委任型で行う場合】 （ソフトウェア開発業務の実施） 第24条 乙は、第25条所定の個別契約を締結の上、本件業務として前各節により確定したシステム仕様書に基づき、内部設計からシステム結合までのソフトウェア開発業務を行う。 2. ソフトウェア開発業務の実施に際し、乙は甲に対して必要な協力を要請できるものとし、甲は乙から協力を要請された場合には適時に、これに応ずるものとする。 【B案 システムテストを請負型で行う場合】 （ソフトウェア開発業務の実施） 第24条 乙は、第25条所定の個別契約を締結の上、本件業務として前各節により確定したシステム仕様書に基づき、内部設計からシステムテストまでのソフトウェア開発業務を行う。 2. ソフトウェア開発業務の実施に際し、乙は甲に対して必要な協力を要請できるものとし、甲は乙から協力を要請された場合には適時に、これに応ずるものとする。
13	（検査仕様書の作成及び承認） 第27条 甲は、乙と協議の上、システ	（検査仕様書の作成及び承認） 第27条 甲は、乙と協議の上、システ

	ム仕様書に基づき前条の納入物の検査の基準となるテスト項目、テストデータ、テスト方法及びテスト期間等を定めた検査仕様書を作成し、乙に提出するものとし、乙の責任者はシステム仕様書に適合するかの点検を行い、適合することを承認する場合、検査仕様書に記名押印の上、甲に交付して承認するものとする。但し、点検の結果、検査仕様書にシステム仕様書に適合しない部分が発見された場合、甲は、協議の上定めた期限内に修正版を作成して乙に提示するものとし、乙は再度上記点検、承認手続を行うものとする。 (第2項～第3項省略) 4. 乙による検査仕様書作成支援業務については、外部設計書作成支援業務に関する第3章第2節の規定を準用するものとする。但し、「外部設計検討会」を「連絡協議会」に、「要件定義書及び外部設計検討会での決定事項」を「システム仕様書」に読み替える。	ム仕様書に基づき前条の納入物のうち本件ソフトウェアの検査の基準となるテスト項目、テストデータ、テスト方法及びテスト期間等を定めた検査仕様書を作成し、乙に提出するものとし、乙の責任者はシステム仕様書に適合するかの点検を行い、適合することを承認する場合、検査仕様書に記名押印の上、甲に交付して承認するものとする。但し、点検の結果、検査仕様書にシステム仕様書に適合しない部分が発見された場合、甲は、協議の上定めた期限内に修正版を作成して乙に提示するものとし、乙は再度上記点検、承認手続を行うものとする。 (第2項～第3項省略) 4. 乙による検査仕様書作成支援業務については、外部設計書作成支援業務に関する第3章第2節の規定を準用するものとする。但し、「<u>外部設計書</u>」を「<u>検査仕様書</u>」に、「外部設計検討会」を「連絡協議会」に、「要件定義書及び外部設計検討会での決定事項」を「システム仕様書」に読み替える。
14	(瑕疵担保責任) 第29条 前条の検査完了後、納入物についてシステム仕様書との不一致（バグも含む。以下本条において「瑕疵」という。）が発見された場合、甲は乙に対して当該瑕疵の修正を請求することができ、乙は、当該瑕疵を修正するものとする。但し、乙がかかる修正責任を負うのは、前	(瑕疵担保責任) 第29条 前条の検査完了後、納入物について<u>システム仕様書との不一致（以下、本条において「瑕疵」という。）</u>が発見された場合、甲は乙に対して当該瑕疵の修正を請求することができ、乙は、当該瑕疵を修正するものとする。但し、乙がかかる修正責任を負うのは、前条の検収完了

	条の検収完了後〇ヶ月以内に甲から請求された場合に限るものとする。 2. 前項にかかわらず、瑕疵が軽微であって、納入物の修正に過分の費用を要する場合、乙は前項所定の修正責任を負わないものとする。 3. 第1項の規定は、瑕疵が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示によって生じたときは適用しない。但し、乙がその資料等又は指示が不適当であることを知りながら告げなかったときはこの限りでない。	後〇ヶ月以内に甲から請求された場合に限るものとする。 2. 前項にかかわらず、瑕疵が軽微であって、納入物の修正に過分の費用を要する場合、乙は前項所定の修正責任を負わないものとする。 3. 第1項の規定は、瑕疵が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示等乙の責に帰さない事由によって生じたときは適用しない。但し、乙がその資料等又は指示が不適当であることを知りながら告げなかったときはこの限りでない。
15	(ソフトウェア運用準備・移行支援業務の実施) 第30条 乙は、第31条所定の個別契約を締結の上、本件業務として甲が行う〔【選択案1：システムテスト・準委任型】システムテスト、導入・受入支援及び本件ソフトウェアを現実に運用するために行う運用テスト業務につき、甲のために必要な支援（以下「ソフトウェア運用準備・移行支援業務」という。）】【選択案2：システムテスト・請負型】導入・受入支援及び本件ソフトウェアを現実に運用するために行う運用テスト業務につき、甲のために必要な支援（以下「ソフトウェア運用準備・移行支援業務」という。）〕を行う。 2. 乙は、情報処理技術に関する専門的な知識及び経験に基づき、甲の作業が円滑かつ効果的に行われるよう、善良な管理者の注意をもって支援業務を行うものとする。	【A 案 システムテストを準委任型で行う場合】 (ソフトウェア運用準備・移行支援業務の実施) 第 30 条 乙は、第 31 条所定の個別契約を締結の上、本件業務として甲が行うシステムテスト、導入・受入支援及び本件ソフトウェアを現実に運用するために行う運用テスト業務につき、甲のために必要な支援（以下、「ソフトウェア運用準備・移行支援業務」という。）を行う。 2. 乙は、情報処理技術に関する専門的な知識及び経験に基づき、甲の作業が円滑かつ効果的に行われるよう、善良な管理者の注意をもって支援業務を行うものとする。 【B 案 システムテストを請負型で行う場合】 (ソフトウェア運用準備・移行支援業務の実施) 第 30 条 乙は、第 31 条所定の個別契約を締結の上、本件業務として甲が行う導入・受入支援及び本件ソフト

		ウェアを現実に運用するために行う運用テスト業務につき、甲のために必要な支援（以下、「ソフトウェア運用準備・移行支援業務」という。）を行う。 2. 乙は、情報処理技術に関する専門的な知識及び経験に基づき、甲の作業が円滑かつ効果的に行われるよう、善良な管理者の注意をもって支援業務を行うものとする。
16	（業務の終了・確認） 第32条 乙は、ソフトウェア運用準備・移行支援業務の終了後○日以内に、業務終了報告書を作成し、甲に提出する。 2. 甲は、個別契約に定める期間（以下「ソフトウェア運用準備・移行支援業務終了の点検期間」という。）内に、当該業務終了報告書の点検を行うものとする。 3. 甲は、当該業務終了報告書の内容に疑義がない場合、業務終了確認書に記名押印の上、乙に交付し、ソフトウェア運用準備・移行支援業務の終了を確認するものとする。 4. ソフトウェア運用準備・移行支援業務終了の点検期間内に甲が書面で具体的な理由を明示して異議を述べない場合には、ソフトウェア運用準備・移行支援業務終了の点検期間の満了をもって、業務の終了を確認したものとみなされる。	（業務の終了・確認） 第32条 乙は、ソフトウェア運用準備・移行支援業務の終了又は個別契約に定める作業期間の満了若しくは作業工数（作業量）分の作業実施完了のいずれか最も早く到来した時から○日以内に、業務終了報告書を作成し、甲に提出する。 2. 甲は、個別契約に定める期間（以下、「ソフトウェア運用準備・移行支援業務終了の確認期間」という。）内に、当該業務終了報告書の確認を行うものとする。 3. 甲は、当該業務終了報告書の内容に疑義がない場合、業務終了確認書に記名押印の上、乙に交付し、ソフトウェア運用準備・移行支援業務の終了を確認するものとする。 4. ソフトウェア運用準備・移行支援業務終了の確認期間内に甲が書面で具体的な理由を明示して異議を述べない場合には、ソフトウェア運用準備・移行支援業務終了の確認期間の満了をもって、業務の終了を確認したものとみなされる。 5. <u>個別契約に定める作業期間の満了又は作業工数（作業量）分の作業実</u>

		施終了後も、甲が引き続き当該支援業務を必要とするときは、甲及び乙は第 33 条に従い、追加のソフトウェア運用準備・移行支援業務に関して変更契約又は追加契約を締結するものとする。
17	(未確定事項の取扱い) 第 36 条 甲は、乙が本件業務を遂行するのに必要な事項を、甲のやむを得ない事情により確定して提示することができない場合、甲は、当該未確定事項の内容とその確定予定時期、未確定事項の確定により請求する追完、修正により委託料、作業期間、納期及びその他の契約条件の変更を要する場合に甲がこれを受け入れること、その他必要となる事項を甲が確認の上、甲乙記名押印した書面を作成することにより、甲は、当該未確定事項の確定後、乙に対して確定した要件定義書、外部設計書の追完、修正の業務を請求することができるものとする。この場合、甲は未確定事項が確定したときは直ちに乙にその内容を書面で提示するとともに、必要となる要件定義書又は外部設計書の追完又は修正の業務をすみやかに乙に請求するものとする。 2. 甲による追完又は修正の請求は、第 37 条（変更管理手続）によってのみこれを行うことができるものとする。	(未確定事項の取扱い) 第 36 条 第 17 条に基づく要件定義書又は第 22 条に基づく外部設計書の点検期間内において、甲が、当該要件定義書又は外部設計書において確定すべき事項のうち甲のやむを得ない事情により確定して提示することができない事項（以下、「未確定事項」という）がある場合、甲及び乙は、次の各号に定めることを条件として当該未確定事項を除き当該要件定義書又は外部設計書を第 17 条又は第 22 条に従い確定させることができるものとする。 ① 甲が未確定事項の内容とその確定時期、未確定事項の確定により請求する追完、修正により委託料、作業期間、納期及びその他の契約条件の変更を要する場合に甲がこれを受け入れること、その他必要となる事項を記載した変更提案書を乙に速やかに提示する。 ② 前号に従い乙に変更提案書が提示された後速やかに、甲及び乙はその内容について協議し、合意できた場合には、甲乙双方の責任者が当該変更提案書に記名押印する。 2. 甲は、未確定事項を確定したときは直ちに、その内容を変更提案書に

		より乙に通知するとともに、<u>確定した要件定義書、外部設計書の追完、修正を請求できるものとする。なお、甲による追完又は修正の請求は、第 37 条（変更管理手続）によってのみこれを行うことができるものとする。</u> 3. <u>甲が第 1 項の確定時期までに未確定事項を確定しない場合、乙は、当該未確定事項は当該要件定義書又は外部設計書の要件として無かったもの（当該未確定事項につき選択肢が設けられており、甲がそのいずれかを選択しなかった場合は、乙が選択したものを甲が選択したもの）とみなすことができるものとする。但し、乙は、当該未確定事項が無かったものとみなした場合に、当該要件定義書又は外部設計書の他の要件の実現に支障が生ずると判断し、相当期間を設けて確定を要請したにもかかわらず、なお、甲が確定しないときは、乙は第 52 条に準じ本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができるものとする。</u>
18	（変更管理手続） 第37条 甲又は乙は、相手方から第34条（システム仕様書等の変更）、第35条（中間資料のユーザによる承認）、第36条（未確定事項の取扱い）に基づく変更提案書を受領した場合、当該受領日から○日以内に、次の事項を記載した書面（以下「変更管理書」という。）を相手方に交付し、甲及び乙は、第12条所定の連絡協議会において当該変更の可否につき協議するものとする。	（変更管理手続） 第 37 条 甲又は乙は、相手方から第 34 条（システム仕様書等の変更）、第 35 条（中間資料のユーザによる承認）、第 36 条（未確定事項の取扱い）に基づく変更提案書を受領した場合、当該受領日から○日以内に、次の事項を記載した書面（以下、「変更管理書」という。）を相手方に交付し、甲及び乙は、<u>当該交付日から○日以内に、第 12 条所定の連絡協議会において当該変更の可否につき協議</u>

	① 変更の名称 ② 提案の責任者 ③ 年月日 ④ 変更の理由 ⑤ 変更に係る仕様を含む変更の詳細事項 ⑥ 変更のために費用を要する場合はその額 ⑦ 検討期間を含めた変更作業のスケジュール ⑧ その他変更が本契約及び個別契約の条件（作業期間又は納期、委託料、契約条項等）に与える影響 2. 第1項の協議の結果、甲及び乙が変更を可とする場合は、甲乙双方の責任者が、変更管理書の記載事項（なお、協議の結果、変更がある場合は変更後の記載事項とする。以下同じ。）を承認の上、記名押印するものとする。 3. 前項による甲乙双方の承認をもって、変更が確定するものとする。但し、本契約及び個別契約の条件に影響を及ぼす場合は、甲及び乙は速やかに変更管理書に従い、第33条（本契約及び個別契約内容の変更）に基づき変更契約を締結したときをもって変更が確定するものとする。 4. 乙は、甲から中断要請があるなどその他特段の事情がある場合、第1項の協議が調わない間、本件業務を中断することができる。	するものとする。 ① 変更の名称 ② 提案の責任者 ③ <u>提案</u>年月日 ④ 変更の理由 ⑤ 変更に係る仕様を含む変更の詳細事項 ⑥ 変更のために費用を要する場合はその額 ⑦ <u>協議</u>期間を含めた変更作業のスケジュール ⑧ その他変更が本契約及び個別契約の条件（作業期間又は納期、委託料、契約条項等）に与える影響 2. 第1項の協議の結果、甲及び乙が変更を可とする場合は、甲乙双方の責任者が、変更管理書の記載事項（なお、協議の結果、変更がある場合は変更後の記載事項とする。以下同じ。）を承認の上、記名押印するものとする。 3. 前項による甲乙双方の承認をもって、変更が確定するものとする。但し、本契約及び個別契約の条件に影響を及ぼす場合は、甲及び乙は速やかに変更管理書に従い、第33条（本契約及び個別契約内容の変更）に基づき変更契約を締結<u>するものとし、当該締結</u>をもって変更が確定するものとする。 4. 乙は、甲から中断要請があるなどその他特段の事情がある場合、第1項の協議が調わない間、本件業務を中断することができる。
19	（変更の協議不調に伴う契約終了） 第38条 前条の協議の結果、変更の内	（変更の協議不調に伴う契約終了） 第38条 <u>前条第1項の協議期間内に協</u>

	容が作業期間又は納期、委託料及びその他の契約条件に影響を及ぼす等の理由により、甲が個別契約の続行を中止しようとするときは、甲は乙に対し、中止時点まで乙が遂行した個別業務についての委託料の支払い及び次項の損害を賠償した上、個別業務の未了部分について個別契約を解約することができる。 2. 甲は、前項により個別業務の未了部分について解約しようとする場合、解約により乙が出捐すべきこととなる費用その他乙に生じた損害を賠償しなければならない。	<u>議が調わなかった場合、甲及び乙は、本契約又は個別業務の未了部分について当該個別契約を解約することができる。</u> 2. <u>前項により個別契約が解約された場合、甲は、それまで乙が遂行した個別業務についての委託料その他乙の支出した費用を支払うものとする。</u>
20	(秘密情報の取扱い) 第 41 条 甲及び乙は、本件業務遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が書面により秘密である旨指定して開示した情報、又は口頭により秘密である旨を示して開示した情報で開示後○日以内に書面により内容を特定した情報（以下あわせて「秘密情報」という。）を第三者に漏洩してはならない。但し、次の各号のいずれか一つに該当する情報についてはこの限りではない。また、甲及び乙は秘密情報のうち法令の定めに基づき開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先に対し開示することができるものとする。 （第 1 項①～④、第 2 項～第 3 項省略） 4. 甲及び乙は、秘密情報を、本契約	(秘密情報の取扱い) 第 41 条 甲及び乙は、本件業務遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が書面（<u>電子的形式を含み、以下同様とする</u>）により秘密である旨指定して開示した情報、又は口頭により秘密である旨を示して開示した情報で開示後○日以内に書面により内容を特定した情報（以下、合わせて「秘密情報」という。）を第三者に漏洩してはならない。但し、次の各号のいずれか一つに該当する情報についてはこの限りではない。また、甲及び乙は秘密情報のうち法令の定めに基づき開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先に対し、<u>当該法令の範囲内で秘密を保持するための措置をとることを要求の上で開示することができるものとする。</u> （第 1 項①～④、第 2 項～第 3 項省

	及び個別契約の目的のために知る必要のある各自（本契約及び個別契約に基づき乙が再委託する場合の再委託先を含む。）の役員及び従業員に限り開示するものとし、本契約及び個別契約に基づき甲及び乙が負担する秘密保持義務と同等の義務を、秘密情報の開示を受けた当該役員及び従業員に退職後も含め課すものとする。 （第5項～第7項省略）	略） 4. 甲及び乙は、秘密情報を、本契約及び個別契約の目的のために知る必要のある<u>各自の役員及び従業員</u>に限り開示するものとし、本契約及び個別契約に基づき甲及び乙が負担する秘密保持義務と同等の義務を、秘密情報の開示を受けた当該役員及び従業員に退職後も含め課すものとする。<u>また、乙は、第7条に基づく再委託先に対して秘密情報を開示できるものとし、乙は当該再委託先に対して本条と同等の義務を課すものとする。</u> （第5項～第7項省略）
21	（個人情報） 第42条 乙は、個人情報の保護に関する法律（本条において、以下「法」という。）に定める個人情報のうち、本件業務遂行に際して甲より取扱いを委託された個人データ（法第2条第4項に規定する個人データをいう。以下同じ。）及び本件業務遂行のため、甲乙間で個人データと同等の安全管理措置（法第20条に規定する安全管理措置をいう。）を講ずることについて、個別契約その他の契約により合意した個人情報（以下あわせて「個人情報」という。）を第三者に漏洩してはならない。なお、甲は、個人情報を乙に提示する際にはその旨明示するものとする。また、甲は、甲の有する個人情報を乙に提供する場合に、個人が特定できないよう加工した上で、乙に提供す	（個人情報） 第42条 乙は、個人情報の保護に関する法律（本条において、以下、「法」という。）に定める個人情報のうち、本件業務遂行に際して甲より取扱いを委託された個人データ（法第2条第4項に規定する個人データをいう。以下同じ。）及び本件業務遂行のため、甲乙間で個人データと同等の安全管理措置（法第20条に規定する安全管理措置をいう。）を講ずることについて、個別契約その他の契約により合意した個人情報（以下、合わせて「個人情報」という。）を第三者に漏洩してはならない。なお、甲は、個人情報を乙に提示する際にはその旨明示するものとする。また、甲は、甲の有する個人情報を乙に提供する場合には、個人が特定できないよう加工した上で、乙に提供

	るよう努めるものとする。 (第2項～第4項省略) 5. 【第7条についてB案を選択した場合】第7条第1項の規定にかかわらず、乙は甲より委託を受けた個人情報情報の取扱いを再委託してはならない。但し、当該再委託につき、甲の事前の承諾を受けた場合はこの限りではない。	するよう努めるものとする。 (第2項～第4項省略) 5. <u>前第1項の定めにかかわらず、乙は、第7条第1項に従い再委託する第三者に対して、第7条第3項の措置をとった上で、当該個人情報を開示できるものとする。</u>
22	(納入物の著作権) 第45条 選択肢として【A案】【B案】【C案】を併記。	(納入物の著作権) 第45条 【A案】を採用。(【B案】【C案】はオプションとして適用ガイドに記載。)
23	【A案】 (知的財産権侵害の責任) 第47条 甲が納入物に関し第三者から著作権、特許権その他の産業財産権(以下本条において「知的財産権」という。)の侵害の申立を受けた場合、次の各号所定のすべての要件が充たされる場合に限り、第53条(損害賠償)の規定にかかわらず乙はかかる申立によって甲が支払うべきとされた損害賠償額及び合理的な弁護士費用を負担するものとする。但し、第三者からの申立が甲の帰責事由による場合(甲乙間で別段合意がない限り、第48条に定める第三者ソフトウェア又は第49条に定めるFOSSに起因する場合を含む。)にはこの限りではなく、乙は一切責任を負わないものとする。 ① 甲が第三者から申立を受けた日から○日以内に、乙に対し申立の事実及び内容を通知すること	【A案】 (知的財産権侵害の責任) 第47条 甲が納入物に関し第三者から、<u>日本国内における著作権、特許権その他の産業財産権</u>(以下、本条において「知的財産権」という。)の侵害の申立を受けた場合、次の各号所定のすべての要件が充たされる場合に限り、第53条(損害賠償)の規定にかかわらず乙はかかる申立によって甲が支払うべきとされた<u>損害賠償額</u>を負担するものとする。但し、第三者からの申立が<u>乙の責に帰すべからざる事由</u>による場合(甲乙間で別段合意がない限り、第48条に定める第三者ソフトウェア又は第49条に定めるFOSSに起因する場合を含む。)にはこの限りではなく、乙は一切責任を負わないものとする。 ① 甲が第三者から申立を受けた日から○日以内に、乙に対し申立の事実及び内容を通知すること

	② 甲が第三者との交渉又は訴訟の遂行に関し、乙に対して実質的な参加の機会及びすべてについての決定権限を与え、並びに必要な援助をすること ③ 甲の敗訴判決が確定すること又は乙が訴訟遂行以外の決定を行ったときは和解などにより確定的に解決すること (第 2 項～第 3 項省略) 【B 案】 (知的財産権侵害の責任) 第〇条 本契約及び個別契約に従った甲による納入物の利用が、第三者の著作権、特許権その他の産業財産権（以下本条において「知的財産権」という。）を侵害したとき、乙は第 53 条（損害賠償）所定の金額を限度として、甲に対してかかる侵害によって甲に生じた損害（侵害を回避した代替プログラムへの移行を行う場合の費用を含む。）を賠償する。但し、知的財産権の侵害が甲の責に帰する場合（甲乙間で別段合意がない限り、第 48 条に定める第三者ソフトウェア又は第 49 条に定める FOSS に起因する場合を含む。）はこの限りでなく、乙は一切責任を負わないものとする。 (第 2 項省略)	② 甲が第三者との交渉又は訴訟の遂行に関し、乙に対して実質的な参加の機会及びすべてについての決定権限を与え、並びに必要な援助をすること ③ 甲の敗訴判決が確定すること又は乙が訴訟遂行以外の決定を行ったときは和解などにより確定的に解決すること (第 2 項～第 3 項省略) 【B 案】 (知的財産権侵害の責任) 第〇条 本契約及び個別契約に従った甲による納入物の利用が、第三者の<u>日本国内における</u>著作権、特許権その他の産業財産権（以下、本条において「知的財産権」という。）を侵害したとき、乙は第 53 条（損害賠償）所定の金額を限度として、甲に対してかかる侵害によって甲に生じた損害（侵害を回避した代替プログラムへの移行を行う場合の費用を含む。）を賠償する。但し、知的財産権の侵害が<u>乙の責めに帰すべからざる事由による</u>場合（甲乙間で別段合意がない限り、第 48 条に定める第三者ソフトウェア又は第 49 条に定める FOSS に起因する場合を含む。）はこの限りでなく、乙は一切責任を負わないものとする。 (第 2 項省略)
24	【A 案 ベンダが主体で選定する場合】	(第三者ソフトウェアの利用) 第 48 条 甲又は乙は、本件業務遂行の

(第三者ソフトウェアの利用)

第 48 条 乙は、本件業務遂行の過程において、本件ソフトウェアを構成する一部として第三者ソフトウェアを利用しようとするときは、第三者ソフトウェアを利用する旨、利用の必要性、第三者ソフトウェア利用のメリット及びデメリット、並びにその利用方法等の情報を、書面により提供し、甲に第三者ソフトウェアの利用を提案するものとする。

2. 甲は、前項所定の乙の提案を自らの責任で検討・評価し、第三者ソフトウェアの採否を決定する。
3. 前項に基づいて、甲が第三者ソフトウェアの採用を決定する場合、甲は、甲の費用と責任において、甲と当該第三者との間で当該第三者ソフトウェアのライセンス契約及び保守契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。但し、乙が、当該第三者ソフトウェアを甲に利用許諾する権限を有する場合は、甲乙間においてライセンス契約等、必要な措置を講ずるものとする。
4. 乙は、第三者ソフトウェアに関して、著作権その他の権利の侵害がないこと及び瑕疵のないことを保証するものではなく、乙は、第 1 項所定の第三者ソフトウェア利用の提案時に権利侵害又は瑕疵の存在を知らず、若しくは重大な過失により知らずに告げなかった場合を除き、何らの責任を負わないものとする。但し、前項但書の場合で、甲乙間においてライセンス契約が締結され、当該ライセンス契約に別段の定めがあるときには、当該定めによるものとする。

過程において、本件ソフトウェアが

備える予定の機能、仕様の一部とするために、第三者ソフトウェアを利用しようとするときは、第 37 条（変更管理手続）によるものとする。

2. 前項に基づき第三者ソフトウェアを利用することとなった場合、甲は、甲の費用と責任において、甲と当該第三者との間で当該第三者ソフトウェアのライセンス契約及び保守契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。但し、乙が、当該第三者ソフトウェアを甲に利用許諾する権限を有する場合は、甲乙間においてライセンス契約等、必要な措置を講ずるものとする。
3. 乙は、第三者ソフトウェアに関して、著作権その他の権利の侵害がないこと及び瑕疵のないことを保証するものではなく、乙は、第 1 項に基づく利用決定時に、権利侵害又は瑕疵の存在を知らず、若しくは重大な過失により知らずに告げなかった場合を除き、何らの責任を負わないものとする。但し、前項但書の場合で、甲乙間において当該第三者ソフトウェアに関するライセンス契約が締結され、当該ライセンス契約に別段の定めがあるときには、当該定めによるものとする。

	する。 【B 案 ユーザが主体で選定する場合】 （第三者ソフトウェアの利用） 第〇条 甲の指示により乙に本件ソフトウェアを構成する一部として第三者ソフトウェアを利用させる場合、甲は、甲の費用と責任において、甲と当該第三者との間で当該第三者ソフトウェアのライセンス契約及び保守契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。 2. 乙は、前項所定の第三者ソフトウェアの瑕疵、権利侵害等については、当該第三者ソフトウェア利用の指示を甲から受けた時に、権利侵害又は瑕疵の存在を知りながら、若しくは重大な過失により知らずに告げなかった場合を除き、何らの責任を負わない。	
25	【A 案 ベンダが主体で選定する場合】 （FOSS の利用） 第 49 条 乙は、本件業務遂行の過程において、本件ソフトウェアを構成する一部として FOSS を利用しようとするときは、当該 FOSS の利用許諾条項、機能、開発管理コミュニティの名称・特徴など FOSS の性格に関する情報、当該 FOSS の機能上の制限事項、品質レベル等に関して適切な情報を、書面により提供し、甲に FOSS の利用を提案するものとする。 2. 甲は、前項所定の乙の提案を自らの責任で検討・評価し、FOSS の採否を決定する。	（FOSS の利用） 第 49 条 甲又は乙は、本件業務遂行の過程において、本件ソフトウェアが備える予定の機能、仕様の一部を実現するために、<u>FOSS を利用しようとするときは、第 37 条（変更管理手続）によるものとする。</u>なお、乙が第 37 条に従い FOSS の利用を提案する場合、<u>第 37 条第 1 項各号の事項に加え、当該 FOSS の利用許諾条項、機能、開発管理コミュニティの名称・特徴など FOSS の性格に関する情報、当該 FOSS の機能上の制限事項、品質レベル等に関して適切な情報を書面により提供するよう努めるものとする。</u>

3. 乙は、FOSS に関して、著作権その他の権利の侵害がないこと及び瑕疵のないことを保証するものではなく、乙は、第 1 項所定の FOSS 利用の提案時に権利侵害又は瑕疵の存在を知らず、若しくは重大な過失により知らずに告げなかった場合を除き、何らの責任を負わないものとする。 【B 案 ユーザが主体で選定する場合】 (FOSS の利用) 第〇条 甲の指示により乙に本件ソフトウェアを構成する一部として FOSS を利用させる場合、甲は、甲の費用と責任において、甲と第三者との間で FOSS の保守、障害対応支援契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。 2. 乙は、前項所定の FOSS の瑕疵、権利侵害等については、当該 FOSS 利用の指示を甲から受けた時に、権利侵害又は瑕疵の存在を知らず、若しくは重大な過失により知らずに告げなかった場合を除き、何らの責任を負わない。	2. 前項に基づき FOSS を利用することとなった場合、甲は、甲の費用と責任において、乙又は第三者との間で FOSS の保守、障害対応支援契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。 3. 乙は、FOSS に関して、著作権その他の権利の侵害がないこと及び瑕疵のないことを保証するものではなく、乙は、第 1 項に基づく利用決定時に、権利侵害又は瑕疵の存在を知らず、若しくは重大な過失により知らずに告げなかった場合を除き、何らの責任を負わないものとする。
26 (解 除) 第 52 条 甲又は乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。 ① 重大な過失又は背信行為があった場合 ② 支払いの停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産手	(解 除) 第 52 条 甲又は乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。 ＜※経済産業省モデル第 52 条第 1 項①を削除、下記⑤・⑥を追加＞ ① 支払いの停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産手続

	続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があった場合 ③ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合 ④ 公租公課の滞納処分を受けた場合 ⑤ その他前各号に準ずるような本契約又は個別契約を継続し難い重大な事由が発生した場合 (第2項～第3項省略)	開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があった場合 ② 手形交換所の取引停止処分を受けた場合 ③ 公租公課の滞納処分を受けた場合 ④ その他前各号に準ずるような本契約又は個別契約を継続し難い重大な事由が発生した場合 ⑤ <u>監督官庁から営業の取消・停止処分等を受けたとき又は転廃業しようとしたとき</u> ⑥ <u>解散又は本契約及び個別契約の履行若しくは本件ソフトウェアに係る事業の全部又は重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき</u> (第2項～第3項省略)
27	(損害賠償) 第53条 甲及び乙は、本契約及び個別契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対して、(〇〇〇の損害に限り) 損害賠償を請求することができる。但し、この請求は、当該損害賠償の請求原因となる当該個別契約に定める納品物の検収完了日又は業務の終了確認日から〇ヶ月間が経過した後は行うことができない。 2. 前項の損害賠償の累計総額は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、帰責事由の原因となった個別契約に定める〇〇〇の金額を限度とする。 3. 前項は、損害賠償義務者の故意又	(損害賠償) 第53条 甲及び乙は、本契約及び個別契約の履行に関し、相手方の責に帰すべき事由により損害を被った場合又は第29条に基づく瑕疵の修正が<u>相当な範囲内で繰返し実施されたにもかかわらず、当該瑕疵が乙の責に帰すべき事由により修正されないことにより損害を被った場合、相手方に対して、損害賠償を請求することができる。但し、この瑕疵に関する損害賠償請求は、当該損害賠償の請求原因となる当該個別契約に定める納入物の検収完了日から〇ヶ月間が経過した後は行うことができない。</u> 2. 前項の損害賠償の累計総額は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利得、不法行為その他請求原因

	は重大な過失に基づく場合には適用しないものとする。	の如何にかかわらず、帰責事由の原因となった個別契約に定める<u>委託料の金額を限度とし、また、当事者の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとする。</u>
--	----------------------------------	---

参考資料 1 :

1994 年 JEIDA 公表「ソフトウェア開発モデル契約」

契約No. _____

ソフトウェア開発委託基本モデル契約書

発注者：ユーザ（以下甲という）と受注者：ベンダ（以下乙という）とは、コンピュータソフトウェア（以下対象ソフトウェアという）の開発に係る業務を甲が乙に委託することに関し、次のとおり契約を締結し、その証として本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

平成 年 月 日

(甲)

(乙)

第 1 章 総則

第 1 条（目的）

甲は、本契約に定める条件で、対象ソフトウェアの開発に係る業務（以下対象ソフトウェア開発という）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとします。

第 2 条（個別契約）

1. 対象ソフトウェア開発は、第 7 条に定める要件定義・設計サービス・第 12 条に定める構築サービス、第 20 条に定める運用準備・移行サービスの全部または一部から構成されるものとし、甲および乙は、別段の合意のない限り、各サービスにつきそれぞれ「要件定義・設計サービス契約

書」、「構築サービス契約書」および「運用準備・移行サービス契約書」

(以下これらの契約を個別契約という)を締結するものとします。

なお、個別契約では、以下の各号の取引条件を定めるものとします。

- (1) 各サービスの前提となる甲の資料の特定
- (2) 各サービスにおける対象作業範囲の明細
- (3) 甲および乙の役割分担
- (4) 作業スケジュール
- (5) 乙の作業実施場所、その他の作業環境に関する事項
- (6) 乙の作業のために甲が貸与および使用許諾すべきドキュメント、機材およびソフトウェア等の明細
- (7) 乙の甲に対する納入物品の明細、納入期日、納入場所
- (8) 受入検査および検収条件につき特に定める事項
- (9) 対価および支払条件
- (10) その他必要な事項

2. 個別契約には、本契約の各条項が共通に適用されるものとしますが、個別契約で、本契約と異なる定めをした場合には、個別契約が本契約に優先するものとします。

第3条 (契約の履行)

甲および乙は、対象ソフトウェアの完成は、甲、乙両者の共同作業を通じて初めて達成されるものであることを認識し、相互に本契約および個別契約で定める役割分担に従い、それぞれの分担作業を誠実に実施するとともに、相手方の分担作業の実施に対しても誠意をもって協力するものとします。

第4条 (完全合意)

本契約は、締結日現在における甲、乙両者の合意を規定したものであり、本契約締結以前に甲、乙間でなされた協議内容、合意事項あるいは一方当事者から相手方に提供された各種資料、申し入れ等と本契約の内容とが相違する場合は、本契約が優先するものとします。

第2章 対象ソフトウェア開発の推進体制

第5条（開発推進体制）

1. 甲および乙は、本契約締結後すみやかに、対象ソフトウェア開発の履行のための連絡、確認を行う主任担当者およびその他の開発推進体制を定め、それぞれ相手方に書面で通知するものとします。
2. 甲および乙は、対象ソフトウェア開発に関する相手方からの要請、指示等の受理、相手方への依頼等を行う場合、前項で定めたそれぞれの主任担当者を通じてのみ行うものとします。
3. 甲および乙は、第1項により定めた主任担当者等の変更がある場合には、直ちに相手方に対して、書面をもって通知するものとします。

第6条（定期協議会等の開催）

1. 甲および乙は、本契約が終了するまでの間、対象ソフトウェア開発の進捗状況の報告、問題点の協議・解決、その他対象ソフトウェア開発の推進のために必要な事項を協議するため、定期的に協議会（以下定期協議会という）を開催するものとします。
なお、定期協議会の開催の頻度については両当事者が別途協議のうえ定めるものとします。
2. 前項の定期協議会のほか、甲および乙は必要に応じ両者の協議会を行うことを相手方に要求できるものとします。
3. 乙は、必要に応じて、対象ソフトウェアの直接利用者等、必要な甲の従業員を定期協議および前項の協議会に出席させるよう甲に対し要請することができるものとし、甲はこれに応じるものとします。

第3章 要件定義・設計サービス

第7条（要件定義・設計サービス）

要件定義・設計サービスは、甲の提示する業務要件を前提として、対象ソ

ソフトウェアを構築するための仕様書（以下システム仕様書という）の作成を目的としたサービスとし、要件定義・設計サービスにおける乙の作業形態は、次の各号のいずれかによるものとします。

- (1) 甲が主体として行うシステム仕様書作成作業に対し、乙が必要な支援作業を実施する形態（以下委任型という）
- (2) 必要な甲の支援を得て、乙が主体としてシステム仕様書作成作業を実施する形態（以下請負型という）

第8条（要件定義・設計サービスに係る個別契約の締結）

甲が要件定義・設計サービスを乙に委託する場合、甲および乙は要件定義・設計サービスに関する第2条記載の取引条件の他、前条に定めるいずれの作業形態によるかを協議のうえ決定し、要件定義・設計サービスに係る個別契約を締結するものとします。

第9条（システム仕様書の確定）

1. 前条において委任型を選択した場合、当該個別契約に定める役割分担、作業スケジュールに従い、甲は乙の支援を得てシステム仕様書を作成し、これを乙に提出して確認を得るものとします。
2. 前条において請負型を選択した場合、当該個別契約に定める役割分担、作業スケジュール等に従い、乙は甲の支援を得てシステム仕様書を作成し、これを当該個別契約に定めるその他の納入物品とともに甲に提出して確認を得るものとします。

なお、乙は、甲乙協議のうえ必要と認められる場合、対象ソフトウェアの直接利用者等必要な甲の従業員に対して、システム仕様書の概要、機能等を説明することができるものとします。

3. 前各項の確認により両者がシステム仕様書の内容を了承した場合、当該システム仕様書は確定したものとし、それぞれの主任担当者が当該システム仕様書に記名押印することをもって、その確定を確認するものとします。
4. 甲が構築サービスを乙に委託する場合、前項により確定されたシステム

仕様書を、構築サービスにおける対象ソフトウェア開発の前提となるシステム仕様書とするものとします。

第 10 条（検収）

要件定義・設計サービスの検収は、次の各号のとおりとします。

（1） 第 8 条において委任型を選択した場合

乙は、個別契約に定める支援作業の終了後、すみやかに、当該作業の内容をとりまとめ、所定の実施終了報告書により支援作業の終了を甲に報告するものとします。甲は当該実施終了報告書受領後すみやかに、その内容についての確認を行い、異議がない場合には、当該実施終了報告書に記名押印し、乙に対する検収を完了するものとします。

甲が当該実施終了報告書に記名押印しない場合であっても、当該実施終了報告書受領後○日以内に甲から書面による異議の申出がない場合は、当該期間満了をもって乙に対する検収が完了したものとします。

（2） 第 8 条において請負型を選択した場合

甲は、納入物品の納入後○日以内に、甲が示した業務要件との整合性を検査し、当該業務要件を充たしていることを確認した場合には、両者で協議のうえ定める検査合格書に甲の主任担当 者が記名押印を行ったうえで、これを乙に交付するものとします。

甲が検査合格書を交付しない場合であっても、検査期間内に甲から書面による異議の申出がない場合は、当該期間満了をもって検査が合格したものとします。

なお、検査合格をもって、甲 の検収は完了するものとします。

第 11 条（責任）

要件定義・設計サービスにより作成されたシステム仕様書に関する乙の責任は次の各号のとおりとします。

（1） 第 8 条において委任型を選択した場合

乙の責任は、個別契約に定める支援作業を甲のために最善の努力をもって実施することに限られ、かかる実施がなされた限り、乙はシス

テム仕様書の内容につき責任を負わないものとします。

(2) 第8条において請負型を選択した場合

前条に基づく検収完了後、システム仕様書の論理的誤りが発見された場合、甲および乙は当該システム仕様書の論理的誤りの原因について協議するものとし、その結果当該システム仕様書の論理的誤りが乙の責に帰するものであると判断された場合に限り、乙は無償で当該システム仕様書の論理的誤りを修正するものとします。

なお、乙が本号において責任を負う期間は、前条に基づく検収完了日から〇ヶ月とします。

第4章 構築サービス

第12条（構築サービス）

構築サービスは、次条に基づき締結される個別契約に別段の定めのない限り、乙が甲から必要な支援を得て、システム仕様書に基づき対象ソフトウェアを開発することを目的とした請負形態によるサービスとします。

第13条（構築サービスに係る個別契約の締結）

甲が構築サービスを乙に委託する場合、甲および乙は、構築サービスに関する第2条記載の取引条件を協議のうえ決定し、構築サービスに係る個別契約を締結するものとします。

なお、個別契約には次条に定めるシステム仕様書を添付するものとし、これは個別契約の一部とします。

第14条（システム仕様書）

1. 本契約において、甲が要件定義・設計サービスおよび構築サービスとともに乙に委託する場合には、第9条により確定されたシステム仕様書をもって、構築サービスの前提となるシステム仕様書とします。
2. 本契約において甲が要件定義・設計サービスを乙に委託しない場合には、甲が自らの責任において用意した仕様書をもって、構築サービスの前提

となるシステム仕様書とします。

第 15 条（システム仕様書の補正）

1. 前条第 2 項において甲の用意した仕様書をもってシステム仕様書とする場合には、乙は第 13 条に基づき締結される個別契約において、あらかじめ確認期間等を規定することにより、当該システム仕様書が十分なものであるか否かを所定期間内において確認できるものとします。
2. 前項の確認の結果、当該システム仕様書が不十分であることが発見された場合、乙は甲の承諾を得て有償で当該システム仕様書の補正を行うものとします。
この場合、システム仕様書の補正につき甲の承諾が得られないときには、乙は本契約および当該個別契約を解除できるものとします。
なお、補正されたシステム仕様書の確定手続きについては、第 9 条第 2 項、第 3 項、第 4 項の定めを準用するものとします。
3. 前項に基づく補正の結果、甲または乙が当該個別契約の変更が必要であると判断した場合、システム仕様書の確定後〇日以内に相手方に対しその変更の協議を申し入れることができるものとします。

第 16 条（中止権）

甲および乙は、前条第 3 項に基づく協議が申し入れ日から〇日以内に調わない場合には、本契約 および当該個別契約を解除できるものとします。この場合でも、乙は、前条第 2 項に基づく補正に要した費用を甲に請求できるものとします。

第 17 条（検査仕様書の作成）

甲および乙は、第 13 条に基づき締結された個別契約に定める役割分担、作業スケジュールに従い、別途協議のうえ、甲の受入検査の基準となる仕様書、テスト項目、テストデータおよびテスト方法等を定めた検査仕様書を作成するものとします。

第 18 条（納入、検収、引渡）

1. 乙は、第 13 条に基づき締結された個別契約に従い、所定の納入物品を作成し、甲に納入します。
2. 甲は、前項による納入物品の納入後○日以内に前条により作成された検査仕様書に基づき当該個別契約に定める受入検査を行い、納入物品が検査基準に合致することを確認した場合は、所定の検査合格書に甲における主任担当者が記名押印を行ったうえで、これを乙に交付するものとします。

検査合格書が交付されない場合であっても、当該期間内に甲から書面による異議の申し出がない場合は、当該期間満了をもって検査に合格したものとします。

なお、この検査合格をもって、甲の検収は完了したものとします。

3. 第 1 項に基づき納入された納入物品の所有権および危険負担は、当該個別契約に定める時期をもって、乙から甲に移転するものとします。

第 19 条（瑕疵担保責任）

前条第 2 項に基づく検収完了後、納入物品について構築サービスの前提としたシステム仕様書との不一致が発見された場合には、甲および乙は当該不一致の原因についての協議を行うものとします。

協議の結果、当該不一致が乙の責に帰すべきものであると判断された場合には、乙は無償で当該納入物品の修正を行うものとします。

なお、本条により乙が責任を負う期間は、検収完了日から○ヶ月とします。

第 5 章 運用準備・移行サービス

第 20 条（運用準備・移行サービス）

運用準備・移行サービスは、次条に基づき締結される個別契約に別段の定めのない限り、対象ソフトウェアを現実の運用に供する準備のために、甲が主体となって甲の実データを用いて行う運用テストに対し、乙が必要な支援作業を実施すること、および甲が主体となって行う甲のデータ・ソフ

トウェアの移行・切り替えなどに対し、乙が必要な支援作業を実施することを目的とした委任形態によるサービスとします。

第 21 条（運用準備・移行サービスに係る個別契約の締結）

甲が運用準備・移行サービスを乙に委託する場合、甲および乙は、運用準備・移行サービスに関する第 2 条記載の取引条件を協議のうえ運用準備・移行サービスに係る個別契約を締結するものとします。

第 22 条（検収）

乙は、前条に基づき締結された個別契約に定める作業の終了後、すみやかに、当該作業の内容をとりまとめ、所定の実施終了報告書により作業の完了を甲に報告するものとします。甲は当該実施作業終了報告書受領後すみやかに、その内容についての確認を行い、異議がない場合には、当該実施終了報告書に記名押印し、乙に対する検収を完了するものとします。

甲が当該実施終了報告書に記名押印しない場合であっても、当該実施終了報告書受領後〇日以内に甲から書面による異議の申出がない場合は、当該期間満了をもって乙に対する検収が完了したものとします。

第 23 条（責任）

運用準備・移行サービスにおける乙の責任は、第 21 条に基づき締結された個別契約に定める支援作業を甲のために最善の努力をもって実施することに限られるものとします。

第 6 章 通則

第 24 条（乙の一般義務）

1. 乙は、対象ソフトウェア開発を実施するうえで甲の事業所に立ち入る場合には、安全管理、秩序維持等に関する甲の諸規則を遵守するものとします。
2. 乙は、対象ソフトウェア開発の実施のために甲から借り受けた技術資料、

業務資料等および甲保有のシステム等の開発設備、開発環境、各種資料その他甲の管理物を利用する場合には、善良な管理者の注意をもってこれらを利用するものとします。

3. 乙は、本契約および個別契約に基づき甲から借り受けた技術資料、業務資料等を、当該資料利用目的の終了後すみやかに甲に返却するか、甲の指示に従った処置を行うものとします。
4. 乙は、対象ソフトウェア開発に従事する乙の従業員について、労働法規その他関係法令に基づく雇用主としての一切の義務を負うものとします。

第 25 条（甲の一般義務）

1. 甲は、個別契約で特に定める場合のほか、乙が対象ソフトウェア開発を実施するうえで必要となる技術資料、業務資料等および甲保有のシステム等の開発設備、開発環境、各種資料その他甲の管理物を適宜乙に無償で貸与するものとします。
2. 乙が対象ソフトウェア開発を甲の事務所等で実施する必要がある場合、甲は当該作業実施場所を無償で乙に貸与するものとします。
3. 前項に基づき、乙が甲から借り受けた作業実施場所、開発設備、開発環境を利用することに伴い発生する光熱費は、甲の負担とします。

第 26 条（再委託）

乙は、本契約および個別契約に基づき受託した対象ソフトウェア開発の全部または一部の作業を、乙の責任において第三者に再委託できるものとします。この場合、乙は当該再委託先に対して、第 30 条と同等の秘密保持義務を負わせるものとします。

第 27 条（中間資料等の確認）

甲および乙は、個別契約の履行過程で、以降の作業の仕様とするための中間資料を作成した場合、その他個別契約の履行条件を定めるものとして資料を作成した場合には、これらの資料（以下中間資料等という）につき両者でその確定を行い、それぞれの主任担当者が当該中間資料等に記名押印

することをもって、その確定を確認するものとします。

第 28 条（仕様書等の変更）

1. 甲または乙は、要件定義・設計サービスにおいて甲が指示する業務要件、構築サービスにおけるシステム仕様書、検査仕様書、および中間資料等（以下仕様書等という）の内容の変更の申し入れを行う場合、両者で協議のうえ定めた書面に変更の内容、理由等を明示して主任担当者の記名押印を行ったうえで、これを相手方に通知することをもってのみ行い得るものとします。
2. 前項に基づく相手方からの仕様書等の変更の申し入れがあった場合、甲および乙は、当該申し入れがあった日から○日以内に変更の内容およびその可否につき協議を行うものとします。
なお当該協議期間内に協議が調わない場合、乙は当該申し入れ前の契約条件に従って、作業を実施することができるものとします。
3. 前項に基づく協議の結果、変更の内容が、本契約および個別契約に定める金額、納期およびその他の契約条件に影響を及ぼすものであると両当事者が判断した場合には、変更契約書を締結して契約内容を変更することをもってのみ、仕様書等の変更を行うことができるものとします。
なお、変更の内容が、本契約および個別契約に定める金額、納期およびその他の契約条件に影響を及ぼすものではないと両当事者が判断した場合には、変更契約書を締結することなく、仕様書等の変更を行うことができるものとします。
4. 前項に基づき仕様書等の変更を行う場合には、甲および乙は当該仕様書等を変更した資料（以下変更仕様書等という）を作成するものとします。
ただし甲および乙が協議のうえ、その変更が軽微なものであると判断した場合には、変更の内容、理由等を明示した書面をもって変更仕様書等の作成に変えることができるものとします。
5. 甲および乙の主任担当者が前項に基づく変更仕様書等または当該書面に変わる書面に記名押印を行うことをもって、仕様の変更内容が確定するものとします。

第 29 条（知的財産権）

1. 対象ソフトウェア開発の過程で生じた特許権、実用新案権（特許、実用新案を受ける権利を含み、以下特許権等という）の帰属については、以下のとおりとします。
 - (1) 甲が単独で行った発明、考案（以下発明等という）から生じた特許権等については、甲単独に帰属するものとします。
 - (2) 乙が単独で行った発明等から生じた特許権等については、乙単独に帰属するものとします。
 - (3) 甲および乙が共同で行った発明等から生じた特許権等については、甲乙共有とします。この場合甲および乙は、特許権等の全部につき、それぞれ相手方の了承および対価の支払なしに自ら実施し、または第三者に対し通常実施権を実施許諾することができるものとします。
2. 乙が従前より保有する特許権等を対象ソフトウェアに適用した場合、および前項第（2）号により乙に帰属する特許権等が生じ、これが対象ソフトウェアに適用されている場合には、乙は甲に対し、当該特許権等について、甲が自ら対象ソフトウェアを使用するために必要な範囲で、無償の通常実施権を実施許諾するものとします。
3. 対象ソフトウェア開発により乙から甲に納入された納入物品（以下成果物という）に関する著作権の帰属については、個別契約に別段の定めのない限り、以下のとおりとします。

（次のいずれかのパターンを選択するものとします。）

〔パターン①〕

（1）新規に作成された成果物

成果物のうち新規に作成された成果物の著作権については、乙に帰属するものとします。この場合、乙は甲に対し、当該成果物について、甲が対象ソフトウェアを使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用（著作権法に基づく複製権、翻案権等の著作物を利用する権利をいい、以下同じ）を無償で許諾するものとします。

(2) 甲または乙が従前から有していた成果物

甲または乙が従前から有していた成果物の著作権については、それぞれ甲または乙に帰属するものとします。この場合、乙は甲に対し、当該成果物について、甲が対象ソフトウェアを使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとします。

[パターン②]

(1) 新規に作成された成果物

成果物のうち新規に作成された成果物の著作権については、個別契約において定める時期をもって、乙の著作権の持分の半分を甲に譲渡（著作権法 27 条および第 28 条の権利の譲渡も含み、以下同じ）することにより、甲乙両者の共有とします。この場合、甲および乙は、当該成果物につき、それぞれ相手方の了承および対価の支払なく自由に著作権法に基づく利用（著作権法に基づく複製権、翻案権等の著作物を利用する権利をいい、以下同じ）を行い、あるいは第三者に著作権法に基づく利用を行わせることができるものとします。

なお、甲および乙は、当該成果物につき、その持分を処分しようとする場合には、それぞれ相手方の了承を得るものとします。

(2) 甲または乙が従前から有していた成果物

甲または乙が従前から有していた成果物の著作権については、それぞれ甲または乙に帰属するものとします。この場合、乙は甲に対し、当該成果物について、甲が対象ソフトウェアを使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとします。

[パターン③]

(1) プログラム

成果物のうち新規に作成されたプログラムの著作権については、個別契約において定める時期をもって、乙から甲に譲渡（著作権法第 27 条および第 28 条の権利の譲渡も含み、以下同じ）するものとします。

(2) プログラム構成部品

- ① 成果物のうち新規に作成されたプログラムの構成部品であるルーチン、モジュール、関数、型等（以下、プログラム構成部品という）で、甲または乙が従前から有していたプログラム構成部品の著作権については、それぞれ甲または乙に帰属するものとします。

この場合、乙は甲に対し、当該プログラム構成部品について、甲が対象ソフトウェアを使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用（著作権法に基づく複製権、翻案権等の著作物を利用する権利をいい、以下同じ）を無償で許諾するものとします。

- ② 成果物のうち新規に作成されたプログラムのプログラム構成部品で、新規に作成されたプログラム構成部品の著作権については、個別契約において定める時期をもって、乙の著作権の持分の半分を甲に譲渡することにより、甲乙両者の共有とします。この場合、甲および乙は、当該プログラム構成部品につき、それぞれ相手方の了承および対価の支払なく自由に著作権法に基づく利用を行い、あるいは第三者に著作権法に基づく利用を行わせることができるものとします。

なお、甲および乙は、当該プログラム構成部品につき、その持分を処分しようとする場合には、それぞれ相手方の了承を得るものとします。

(3) ドキュメント

成果物のうち新規に作成されたドキュメントの著作権については、個別契約において定める時期をもって、乙の著作権の持分の半分を甲に譲渡することにより、甲乙両者の共有とします。この場合、甲および乙は、当該ドキュメントにつき、それぞれ相手方の了承および対価の支払なく自由に著作権法に基づく利用を行い、あるいは第三者に著作権法に基づく利用を行わせることができるものとします。

なお、甲および乙は、当該ドキュメントにつき、その持分を処分しようとする場合には、それぞれ相手方の了承を得るものとします。

4. 乙は、前項に基づき甲に著作権を譲渡し、あるいは甲に無償で著作権法に基づく利用が許諾された成果物に関し、著作者人格権を行使しないものとします。

5. 甲および乙は、第3項に基づき第三者に著作権法に基づく利用を行わせる場合であっても、第30条の秘密保持義務を負うものとします。
6. 甲および乙は、本契約に基づき開発されたアイディア、ノウハウ、コンセプト等につき、それぞれ第30条に基づく秘密保持義務の負担および対価の支払をすることなく自由に使用できるものとします。

第7章 一般条項

第30条（秘密保持義務）

甲および乙は、相手方の書面による承諾なくして、本契約および個別契約に関連して相手方から開示された相手方固有の技術上、販売上その他業務上の秘密を、本契約期間中はもとより、本契約終了後も○年間は第三者に対しては開示、漏洩しないものとする。

なお、甲および乙は、秘密情報を相手方に開示する場合には、秘密である旨の表示を行うものとします。

ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除くものとします。

- (1) 開示の時点で既に公知のもの、または開示後情報を受領した当事者の責によらずして公知となったもの
- (2) 甲または乙が開示を行った時点で既に相手方が保有しているもの
- (3) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
- (4) 相手方からの開示以降に開発されたもので、相手方からの情報によらないもの

第31条（支払遅延）

甲が、本契約および個別契約により生じる債務の弁済を怠ったときは、乙に対し支払期日の翌日から完済の日まで年利○%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第 32 条（契約の解除）

1. 甲または乙が次の各号のいずれかにでも該当したときは、相手方はなんらの通知、催告を要せずただちに本契約および未だ履行の完了していない個別契約の全部または一部を解除できるものとします。
 - (1) 手形または小切手が不渡りとなったとき
 - (2) 差押え、仮差押えまたは競売の申し立てがあったとき、もしくは租税滞納処分を受けたとき
 - (3) 破産、会社整理開始、会社更生手続開始または和議の申し立てがあったとき、もしくは、清算に入ったとき
 - (4) 解散もしくは営業の全部または重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
 - (5) 本契約または個別契約に基づく債務を履行せず、相手方からの相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に履行しないとき
2. 甲または乙は、前項各号のいずれかにでも該当したときは、当然に期限の利益を失い相手方に対して負担する一切の金銭債務を直ちに弁済するものとします。

第 33 条（損害賠償）

1. 甲および乙は、本契約または個別契約に基づく債務を履行しないこともしくは前条第 1 項第 1 号から 4 号までのいずれかにでも該当したことにより相手方に損害を与えた場合、甲および乙によるその損害額等についての協議のうえ、本契約または個別契約の解除の有無にかかわらず、損害発生の直接原因となった個別契約に定める作業に対する代金相当額を限度として賠償責任を負うものとします。

ただし、当事者の責に帰すことができない事由から生じた損害、当事者の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとします。
2. 乙の責に帰すべき事由による、第 11 条第 2 号のシステム仕様書の論理的誤りあるいは第 19 条の納入物品と構築サービスの前提としたシステム仕

様書との不一致に起因して甲に損害を与えた場合、甲および乙によるその損害額等についての協議のうえ、乙は損害発生の直接原因となった個別契約に定める作業に対する代金相当額を限度として賠償責任を負うものとしします。

ただし、乙は、乙の責に帰すことができない事由から生じた損害、乙の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとしします。

本項により乙が責任を負う期間は、当該個別契約に定める作業の検収完了日から〇ヶ月としします。

第 34 条（輸出管理）

甲は、本契約および個別契約に基づき納入された納入物品を輸出する場合には、外国為替及び外国貿易管理法等、技術輸出に関する関連法規を遵守するものとしします。

なお、甲は、米国輸出管理法等、外国の輸出関連法規が適用される場合にはそれらの法規も遵守するものとしします。

第 35 条（管轄裁判所）

本契約および個別契約に関する訴訟については、〇〇地方裁判所をもって第 1 審の専属的合意管轄としします。

第 36 条（誠実協議）

本契約および個別契約に定めのない事項については、その都度甲と乙が誠意をもって協議し円満に解決するものとしします。

以 上

参考資料 2 :

2007 年経済産業省公表「ソフトウェア開発委託基本モデル契約」

ソフトウェア開発委託基本モデル契約書

委託者：ユーザ（以下「甲」という。）と 受託者：ベンダ（以下「乙」という。）とは、コンピュータソフトウェアの開発に係る業務の委託に関して、次のとおりこの契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 章 総則

（契約の目的）

第 1 条 本契約は、甲が、甲の〇〇〇システムのコンピュータソフトウェアの開発にかかる業務（以下「本件業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託することに関する基本的な契約事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 本契約で用いる用語の定義は、次のとおりとする。

① 本件ソフトウェア

本契約及び個別契約に基づき開発されるソフトウェアであって、プログラム、コンテンツ、データベース類及び関連資料など個別契約において定めるもの

② 要件定義書

本件ソフトウェアの機能要件（甲の要求を満足するために、ソフトウェアが実現しなければならない機能に係る要件。システム機能及びデータにより定義される。）及び非機能要件（機能要件以外のすべての要素に係る要件。業務内容及びソフトウェアの機能と直接的な関連性を有さない品質要件、技術要件、移行要件、運用要件及び付帯作業等から成り、それぞれに対する目標値及び具体的事項により定義される。）をとりまとめた文書

③ 外部設計書

要件定義書に基づき本件ソフトウェアの画面、帳票などのユーザインターフェース、他システムとの通信やデータ入出力等のインターフェースなど、本件ソフトウェアの入出力全般に関する仕様を定めた設計書

④ システム仕様書

要件定義書及び外部設計書

⑤ 中間資料

本件ソフトウェアの開発過程で生成したもので、本件ソフトウェア、システム仕様書及び検査仕様書に該当しないすべてのもの

⑥ 第三者ソフトウェア

第三者が権利を保有するソフトウェア（サーバ用 OS、クライアント用 OS、ケースツール、開発ツール、通信ツール、コンパイラ、RDB などを含む。）であって、本件ソフトウェアを構成する一部として利用するため、第三者からライセンスを受けるもの（但し、FOSS を除く。）

⑦ FOSS

フリーソフトウェア及びオープンソースソフトウェア

⑧ 要件定義

共通フレーム 2007 の利害関係者要件の定義、利害関係者要件の確認に相当するもの

⑨ 外部設計

共通フレーム 2007 のシステム要件定義に相当するもの

⑩ 内部設計

共通フレーム 2007 のシステム方式設計に相当するもの

⑪ システム結合

共通フレーム 2007 のシステム結合に相当するもの

⑫ システムテスト

共通フレーム 2007 のシステム適格性確認テストに相当するもの

⑬ 導入・受入支援

共通フレーム 2007 のソフトウェア導入、ソフトウェア受け入れ支援に相当するもの

⑭ 運用テスト

共通フレーム 2007 の運用テスト、業務及びシステムの移行に相当するものの

(適用範囲)

第 3 条 本件業務は、第 14 条の要件定義作成支援業務、第 19 条の外部設計書作成支援業務（第 19 条において B 案を選択する場合は「外部設計書作成業務」、第 24 条のソフトウェア開発業務、第 30 条のソフトウェア運用準備・移行支援業務の全部又は一部から構成され、本件業務の個々の業務（以下「個別業務」という。）には本契約のほか、次条に基づき締結される当該個別業務に関する契約（以下「個別契約」という。）が適用されるものとする。

2. 甲及び乙は、個別契約において本契約の一部の適用を排除し、又は本契約と異なる事項を定めることができる。この場合、個別契約の条項が本契約に優先するものとする。また、本契約及び個別契約が当該個別業務の取引に関する合意事項のすべてであり、かかる合意事項の変更は、第 33 条（本契約及び個別契約内容の変更）に従ってのみ行うことができるものとする。

(個別契約)

第 4 条 甲及び乙は、個別業務に着手する前に、甲から乙に提示された提案依頼書（RFP）及び乙から甲に提案した提案書、見積書を基礎として、当該個別業務について以下の各号のうち必要となる取引条件を定め、個別契約を締結する。

- ① 具体的作業内容（範囲、仕様等）
- ② 契約類型（請負・準委任）
- ③ 作業期間又は納期
- ④ 作業スケジュール
- ⑤ 甲・乙の役割分担（第 8 条で定める作業責任分担の詳細）
- ⑥ 連絡協議会の運営に関する事項
- ⑦ 甲が乙に提供する情報、資料、機器、設備等（以下「資料等」という。）
- ⑧ 作業環境

- ⑨ 乙が甲の委託に基づき作成し納入すべき物件（以下「納入物」という。）
の明細及び納入場所
 - ⑩ 委託料及びその支払方法
 - ⑪ 検査又は確認に関する事項
 - ⑫ その他個別業務遂行に必要な事項
2. 甲及び乙は、作業スケジュールの進捗に支障を来すことのないように各個別契約の締結交渉に着手し、可能な限り早期に合意に至ることのできるよう双方誠実に協議するものとする。

（委託料及びその支払方法）

第5条 甲は乙に対し、本件業務の対価として、各個別契約で定めた委託料を当該個別契約で定めた方法で支払う。

（作業期間又は納期）

第6条 各個別業務の作業期間又は納期は、当該個別業務に係る当該個別契約で定める。

【A 案 再委託におけるユーザの事前承諾を設ける場合】

（再委託）

- 第7条** 乙は、事前に甲の承諾を書面で得た場合又は甲が指定した再委託先に再委託する場合、各個別業務の一部を第三者に再委託することができるものとする。なお、甲が上記の承諾を拒否するには、合理的な理由を要するものとする。
2. 乙が、前項の承諾に関して、甲に対して再委託開始時期の○日前までに当該再委託先の名称及び住所等を記載した書面による再委託承諾申請を通知し、甲から当該通知受領後○日以内に具体的理由を明記した書面による承諾拒否の通知がない場合、甲は当該再委託を承諾したものとみなす。
3. 甲の承諾拒否により、乙が他の再委託先を選定することが必要になった場合は、作業期間若しくは納期又は委託料等の個別契約の内容の変更について、第33条（本契約及び個別契約内容の変更）によるものとする。

4. 乙は当該再委託先との間で、再委託に係る業務を遂行させることについて、本契約に基づいて乙が甲に対して負担するのと同様の義務を、再委託先に負わせる契約を締結するものとする。
5. 乙は、再委託先の履行について甲に帰責事由がある場合を除き、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとする。但し、甲の指定した再委託先の履行については、乙に故意又は重過失がある場合を除き、責任を負わない。

【B 案 再委託先の選定について原則としてベンダの裁量（但し、ユーザの中止請求が可能）とする場合】

（再委託）

- 第〇条** 乙は、乙の責任において、各個別業務の一部を第三者（甲が指定する再委託先も含む。）に再委託することができる。但し、乙は、甲が要請した場合、再委託先の名称及び住所等を甲に報告するものとし、甲において当該第三者に再委託することが不適切となる合理的な理由が存する場合、甲は乙に、書面により、その理由を通知することにより、当該第三者に対する再委託の中止を請求することができる。
2. 前項但書により、甲から再委託の中止の請求を乙が受けた場合は、作業期間若しくは納期又は委託料等の個別契約の内容の変更について、第 33 条（本契約及び個別契約内容の変更）によるものとする。
 3. 乙は当該再委託先との間で、再委託に係る業務を遂行させることについて、本契約に基づいて乙が甲に対して負担するのと同様の義務を、再委託先に負わせる契約を締結するものとする。
 4. 乙は、再委託先の履行について甲に帰責事由がある場合を除き、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとする。但し、甲の指定した再委託先の履行については、乙に故意又は重過失がある場合を除き、責任を負わない。

第 2 章 本件業務の推進体制

(協働と役割分担)

第 8 条 甲及び乙は、本件業務の円滑かつ適切な遂行のためには、乙の有するソフトウェア開発に関する技術及び知識の提供と甲によるシステム仕様書の早期かつ明確な確定が重要であり、甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業が必要とされることを認識し、甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業を誠実に実施するとともに、相手方の分担作業の実施に対して誠意をもって協力するものとする。

2. 甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業は、別添〇のとおりとし、各個別契約においてその詳細を定めるものとする。
3. 甲及び乙は、共同作業及び各自の実施すべき分担作業を遅延し又は実施しない場合、それにより相手方に生じた損害の賠償も含め、かかる遅延又は不実施について相手方に対して責任を負うものとする。

(責任者)

第 9 条 甲及び乙は、各個別契約締結後すみやかに、各個別契約における各自の責任者をそれぞれ選任し、互いに書面により、相手方に通知する。なお、当該個別契約において双方の体制図を定め、当該体制図に当該責任者を記載することをもって通知に代えることができるものとする。

2. 甲及び乙は、事前に書面により相手方に通知することにより、責任者を変更できるものとする。
3. 甲の責任者は、次の各号に定める権限及び責任を有するものとする。
 - ① 第 17 条所定の要件定義書の確定を行う権限及び責任
 - ② 第 22 条所定の外部設計書の確定を行う権限及び責任
 - ③ 第 27 条所定の検査仕様書の確定を行う権限及び責任
 - ④ 第 26 条及び第 28 条所定の納入物の検収を行う権限及び責任
 - ⑤ 第 35 条所定の中間資料の承認に関する権限及び責任
 - ⑥ 第 36 条所定の未確定事項の確定後、確定した要件定義書、外部設計書の

追完、修正の業務を請求する権限及び責任

- ⑦ 第 37 条所定の変更管理書を相手方に交付する権限
- ⑧ 第 48 条及び第 49 条所定の第三者ソフトウェア及び FOSS の採否を行う権限及び責任
- ⑨ その他本契約及び個別契約の遂行に必要な権限及び責任

4. 乙の責任者は、次の各号に定める権限及び責任を有するものとする。

- ① 第 14 条の要件定義作成支援業務の実施に際し、甲から要請された事項の対応に関する権限及び責任
- ② 第 19 条の外部設計書作成支援業務の実施に際し、甲から要請された事項の対応に関する権限及び責任
- (③ 第 27 条の検査仕様書作成支援業務の実施に際し、甲から要請された事項の対応に関する権限及び責任)
- ④ 第 26 条及び第 28 条所定の納入物の検収を求める権限
- ⑤ 第 35 条所定の間接資料の承認を求める権限
- ⑥ 第 36 条所定の未確定事項が確定したときは、追完、修正の業務の請求を直ちに書面で受ける権限
- ⑦ 第 37 条所定の変更管理書を相手方に交付する権限
- ⑧ その他本契約及び個別契約の遂行に必要な権限及び責任

5. 甲及び乙が選任すべき責任者の人数は、各個別契約において定めるものとする。

6. 責任者が複数の場合には、甲及び乙は協議の上、総括責任者をおくことができるものとする。

(主任担当者)

第 10 条 甲及び乙は、各個別契約締結後すみやかに、本件業務を円滑に遂行するため、責任者の下に連絡確認及び必要な調整を行う主任担当者を選任し、書面により、相手方に通知する。なお、当該個別契約において双方の体制図を定め、当該体制図に当該主任担当者を記載することをもって通知に代えることができるものとする。

2. 甲及び乙は、事前に書面により相手方に通知することにより、主任担当者

を変更できるものとする。

3. 甲及び乙は、本契約に定めた事項のほか、本件業務遂行に関する相手方からの要請、指示等の受理及び相手方への依頼、その他日常的な相手方との連絡、確認等は原則として主任担当者を通じて行うものとする。
4. 甲及び乙が選任すべき主任担当者の人数は、各個別契約において定めるものとする。

(業務従事者)

第 11 条 本件業務に従事する乙の従業員（以下「業務従事者」という。）の選定については、乙が行う。

2. 乙は、労働法規その他関係法令に基づき業務従事者に対する雇用主としての一切の義務を負うものとし、業務従事者に対する本件業務遂行に関する指示、労務管理、安全衛生管理等に関する一切の指揮命令を行うものとする。
3. 乙は、本件業務遂行上、業務従事者が甲の事務所等に立ち入る場合、甲の防犯、秩序維持等に関する諸規則を当該業務従事者に遵守させるものとする。

(連絡協議会の設置)

第 12 条 甲及び乙は、本件業務が終了するまでの間、その進捗状況、リスクの管理及び報告、甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業の実施状況、システム仕様書に盛り込むべき内容の確認、問題点の協議及び解決その他本件業務が円滑に遂行できるよう必要な事項を協議するため、連絡協議会を開催するものとする。但し、本契約及び個別契約の内容の変更は第 33 条（本契約及び個別契約内容の変更）に従ってのみ行うことができるものとする。

2. 連絡協議会は、原則として、個別契約で定める頻度で定期的を開催するものとし、それに加えて、甲又は乙が必要と認める場合に随時開催するものとする。
3. 連絡協議会には、甲乙双方の責任者、主任担当者及び責任者が適当と認める者が出席する。また、甲及び乙は、連絡協議会における協議に必要となる者の出席を相手方に求めることができ、相手方は合理的な理由がある場合を除き、これに応じるものとする。

4. 乙は、連絡協議会において、別途甲乙間にて取り決めた様式による進捗管理報告を作成して提出し、当該進捗管理報告に基づいて進捗状況を確認するとともに、遅延事項の有無、遅延事項があるときはその理由と対応策、本章で定める推進体制の変更（人員の交代、増減、再委託先の変更など）の要否、セキュリティ対策の履行状況、個別契約の変更を必要とする事由の有無、個別契約の変更を必要とする事由があるときはその内容などの事項を必要に応じて協議し、決定された事項、継続検討とされた事項並びに継続検討事項がある場合は検討スケジュール及び検討を行う当事者等を確認するものとする。
5. 甲及び乙は、本件業務の遂行に関し連絡協議会で決定された事項について、本契約及び個別契約に反しない限り、これに従わなければならない。
6. 乙は、連絡協議会の議事内容及び結果について、書面により議事録を作成し、これを甲に提出し、その承認を得た後に、甲乙双方の責任者がこれに記名押印の上、それぞれ1部保有するものとする。乙は、議事録の原案を原則として連絡協議会の開催日から○日以内に作成して、これを甲に提出し、甲は、これを受領した日から○日以内にその点検を行うこととし、当該期間内に書面により具体的な理由を明示して異議を述べない場合には、乙が作成した議事録を承認したものとみなすものとする。
7. 前項の議事録は、少なくとも当該連絡協議会において決定された事項、継続検討とされた事項並びに継続検討事項がある場合は検討スケジュール及び検討を行う当事者の記載を含むものとする。

（プロジェクトマネジメントの責任）

- 第13条** 甲が、本件ソフトウェアの開発等を全体のシステムの一部として乙に分割発注しており、本件ソフトウェアと連携する他のソフトウェアを第三者が開発している場合、当該他のソフトウェアと本件ソフトウェアの機能の整合性、開発スケジュールの調整並びに当該第三者と乙の開発進捗管理及び調整等のプロジェクトマネジメントに係る事項については、甲がその責任を負うものとする。
2. 甲が、前項のプロジェクトマネジメントを円滑に遂行するために、本件業務に関する範囲で乙の協力を要請する場合、必要となる条件を個別契約で定

めるものとし、乙は個別契約に従い、甲のプロジェクトマネジメントに必要な協力を行うものとする。

第 3 章 本件業務

第 1 節 要件定義作成支援業務

(要件定義作成支援業務の実施)

第 14 条 乙は、第 15 条所定の個別契約を締結の上、本件業務として甲が作成した情報システム構想書、システム化計画書等に基づいて、甲による要件定義書の作成作業を支援するサービス（以下「要件定義作成支援業務」という。）を提供する。

2. 乙は、情報処理技術に関する専門的な知識及び経験に基づき、甲の作業が円滑かつ適切に行われるよう、善良な管理者の注意をもって調査、分析、整理、提案及び助言などの支援業務を行うものとする。

(要件定義作成支援業務に係る個別契約の締結)

第 15 条 甲及び乙は、要件定義作成支援業務について、第 4 条第 1 項記載の取引条件を協議の上決定し、要件定義作成支援業務に係る個別契約を締結する。

(要件定義検討会)

- 第 16 条** 甲は、要件定義書作成のために必要となる事項の明確化又は内容の確認等を行うため、必要と認められる頻度で、要件定義書作成についての第 12 条所定の連絡協議会（以下本節において「要件定義検討会」という。）を開催し、乙は、これに参加して要件定義作成支援業務を実施するものとする。
2. 乙も、要件定義作成支援業務の実施のために必要と認めるときは、要件定義検討会を開催することができるものとし、甲は、これに参加するものとする。

(要件定義書の確定)

第 17 条 甲が要件定義書の作成を完了した場合、甲及び乙は、個別契約におい

て定める期間（以下「要件定義書の点検期間」という。）内に要件定義書が前条所定の要件定義検討会での決定事項に適合するか点検を行うものとし、適合することを確認した証として甲乙双方の責任者が要件定義書に記名押印するものとする。但し、点検の結果、要件定義書が要件定義検討会での決定事項に適合しないと判断された場合、甲は、協議の上定めた期限内に修正版を作成し、甲及び乙は再度上記の点検、確認手続を行うものとする。

2. 前項による甲乙双方の確認をもって、要件定義書は確定したものとする。
3. 第1項の修正に伴い作業期間、委託料等個別契約の条件を変更する必要がある場合は、第33条（本契約及び個別契約内容の変更）の手続によるものとする。

（業務の終了・確認）

第18条 乙は、前条に定める要件定義書の確定後○日以内に、業務終了報告書を作成し、甲に提出する。

2. 甲は、個別契約に定める期間（以下「要件定義作成支援業務終了の点検期間」という。）内に、当該業務終了報告書の確認を行うものとする。
3. 甲は、当該業務終了報告書の内容に疑義がない場合、業務終了確認書に記名押印の上、乙に交付し、要件定義作成支援業務の終了を確認するものとする。
4. 要件定義作成支援業務終了の点検期間内に、甲が書面で具体的な理由を明示して異議を述べない場合には、甲は要件定義作成支援業務終了の点検期間の満了をもって、業務の終了を確認したものとみなされる。

第2節 外部設計書作成（支援）業務

【A 案 準委任の場合】

（外部設計書作成支援業務の実施）

第19条 乙は、第20条所定の個別契約を締結の上、本件業務として甲による外部設計書作成作業を支援するサービス（以下「外部設計書作成支援業務」という。）を提供する。

2. 乙は、情報処理技術に関する専門的な知識及び経験に基づき、甲の作業が

円滑かつ適切に行われるよう、善良な管理者の注意をもって調査、分析、整理、提案及び助言などの支援業務を行うものとする。

(外部設計書作成支援業務に係る個別契約の締結)

第 20 条 甲及び乙は、外部設計書作成支援業務について、第 4 条第 1 項記載の取引条件を協議の上決定し、外部設計書作成支援業務に係る個別契約を締結する。

(外部設計検討会)

第 21 条 甲は、外部設計書作成のために必要となる事項の明確化又は内容の確認等を行うため、必要と認められる頻度で、外部設計書作成について第 12 条所定の連絡協議会（以下本節において「外部設計検討会」という。）を開催し、乙は、これに参加して外部設計書作成支援業務を実施するものとする。

2. 乙も、外部設計書作成支援業務の実施のために必要と認めるときは、外部設計検討会を開催することができるものとし、甲は、これに参加するものとする。

3. 外部設計検討会における検討等により、甲が要件定義書の内容を変更しようとする場合において、作業期間、委託料等個別契約の条件を変更する必要がある場合は、第 33 条（本契約及び個別契約内容の変更）の手続によるものとする。

(外部設計書の確定)

第 22 条 甲が外部設計書の作成を完了した場合、甲及び乙は、個別契約において定める期間（以下「外部設計書の点検期間」という。）内に外部設計書が、第 17 条の規定により確定された要件定義書及び前条所定の外部設計検討会での決定事項に適合するか点検を行うものとし、適合することを確認した証として甲乙双方の責任者が外部設計書に記名押印するものとする。但し、点検の結果、外部設計書が、第 17 条の規定により確定された要件定義書及び外部設計検討会での決定事項に適合しない部分が発見された場合、甲は、協議の上定めた期限内に修正版を作成し、甲及び乙は再度上記点検、確認手続を行

うものとする。

2. 前項による甲乙双方の確認をもって、外部設計書は確定したものとする。
3. 第1項の修正に伴い作業期間、委託料等個別契約の条件を変更する必要がある場合は、第33条（本契約及び個別契約内容の変更）の手続によるものとする。

（業務の終了・確認）

第23条 乙は、前条に定める外部設計書の確定後○日以内に、業務終了報告書を作成し、甲に提出する。

2. 甲は、個別契約に定める期間（以下「外部設計書作成支援業務終了の点検期間」という。）内に、当該業務終了報告書の確認を行うものとする。
3. 甲は、当該業務終了報告書の内容に疑義がない場合、業務終了確認書に記名押印の上、乙に交付し、外部設計書作成支援業務の終了を確認するものとする。
4. 外部設計書作成支援業務終了の点検期間内に、甲が書面で具体的な理由を明示して異議を述べない場合には、甲は外部設計書作成支援業務終了の点検期間の満了をもって、業務の終了を確認したものとみなされる。

【B案 請負の場合】

（外部設計書作成業務の実施）

第○条 乙は、第○条所定の個別契約を締結の上、本件業務として第17条の規定により確定された要件定義書に基づき、本件ソフトウェアの外部設計書作成業務を行う。

2. 外部設計書作成業務の実施に際し、乙は甲に対して必要な協力を要請できるものとし、甲は乙から協力を要請された場合には適時に、これに応ずるものとする。

（外部設計書作成業務に係る個別契約の締結）

第○条 甲及び乙は、外部設計書作成業務について、第4条第1項記載の取引条件を協議の上決定し、外部設計書作成業務に係る個別契約を締結する。

(外部設計検討会)

第〇条 乙は、外部設計書作成のために必要となる事項の明確化又は内容の確認等を行うため、必要と認められる頻度で、外部設計書作成について第 12 条所定の連絡協議会（以下本節において「外部設計検討会」という。）を開催し、甲はこれに参加するものとする。

2. 甲も、外部設計書作成のために必要と認めるときは、甲が外部設計検討会を開催することができるものとし、乙はこれに参加するものとする。
3. 外部設計検討会における検討等により、甲が要件定義書の内容を変更しようとする場合において、作業期間、委託料等個別契約の条件を変更する必要がある場合は、第 33 条（本契約及び個別契約内容の変更）の手続によるものとする。

(外部設計書の納入)

第〇条 乙は個別契約に定める期日までに、外部設計書及び外部設計書検収依頼書（兼納品書）を甲に納入する。

(外部設計書の承認及び確定)

第〇条 甲は、個別契約において定める期間（以下「外部設計書の点検期間」という。）内に外部設計書が、第 17 条の規定により確定された要件定義書並びに第〇条所定の外部設計検討会での決定事項に適合するか、及び論理的誤りがないか点検を行うものとし、適合すること及び論理的な誤りがないことを承認した証として甲乙双方の責任者が外部設計書承認書に記名押印するものとする。但し、点検の結果、外部設計書が、第 17 条の規定により確定された要件定義書及び外部設計検討会での決定事項に適合しない部分又は論理的誤りが発見された場合、乙は、協議の上定めた期限内に修正版を作成して甲に提示し、甲は再度上記点検、承認手続を行うものとする。

2. 外部設計書の点検期間内に甲が書面で具体的な理由を明示して異議を述べない場合には、甲は外部設計書の点検期間の満了をもって、外部設計書を承認したものとみなされる。
3. 前 2 項による甲の承認をもって、外部設計書は確定したものとする。

(瑕疵担保責任)

第〇条 前条の確定後、外部設計書について要件定義書及び第〇条所定の外部設計検討会での決定事項との不一致又は論理的誤り（以下本条において「瑕疵」という。）が発見された場合、甲は乙に対して当該瑕疵の修正を請求することができ、乙は、当該瑕疵を修正するものとする。但し、乙がかかる修正責任を負うのは、前条の確定後〇ヶ月以内に甲から請求がなされた場合に限るものとする。

2. 前項にかかわらず、瑕疵が軽微であって、外部設計書の修正に過分の費用を要する場合、乙は前項所定の修正責任を負わないものとする。
3. 第1項の規定は、瑕疵が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示によって生じたときは適用しない。但し、乙がその資料等又は指示が不適当であることを知りながら告げなかったときはこの限りでない。

第3節 ソフトウェア開発業務

(ソフトウェア開発業務の実施)

- 第24条** 乙は、第25条所定の個別契約を締結の上、本件業務として前各節により確定したシステム仕様書に基づき、【選択案1：システムテスト・準委任型】内部設計からシステム結合まで 【選択案2：システムテスト・請負型】 内部設計からシステムテストまで」のソフトウェア開発業務を行う。
2. ソフトウェア開発業務の実施に際し、乙は甲に対して必要な協力を要請できるものとし、甲は乙から協力を要請された場合には適時に、これに応ずるものとする。

(ソフトウェア開発業務に係る個別契約の締結)

第25条 甲及び乙は、当該ソフトウェア開発業務について、第4条第1項記載の取引条件を協議の上決定し、ソフトウェア開発業務に係る個別契約を締結する

(納入物の納入)

第26条 乙は甲に対し、個別契約で定める期日までに、個別契約所定の納入物

を検収依頼書（兼納品書）とともに納入する。

2. 甲は、納入があった場合、次条の検査仕様書に基づき、第 28 条（本件ソフトウェアの検収）の定めに従い検査を行う。
3. 乙は、納入物の納入に際し、甲に対して必要な協力を要請できるものとし、甲は乙から協力を要請された場合には、すみやかにこれに応じるものとする。
4. 納入物の滅失、毀損等の危険負担は、納入前については乙が、納入後については甲が、それぞれこれを負担するものとする。

（検査仕様書の作成及び承認）

第 27 条 甲は、乙と協議の上、システム仕様書に基づき前条の納入物の検査の基準となるテスト項目、テストデータ、テスト方法及びテスト期間等を定めた検査仕様書を作成し、乙に提出するものとし、乙の責任者はシステム仕様書に適合するかの点検を行い、適合することを承認する場合、検査仕様書に記名押印の上、甲に交付して承認するものとする。但し、点検の結果、検査仕様書にシステム仕様書に適合しない部分が発見された場合、甲は、協議の上定めた期限内に修正版を作成して乙に提示するものとし、乙は再度上記点検、承認手続を行うものとする。

2. 乙の責任者は、個別契約で定める期間（以下「検査仕様書点検期間」という。）内に検査仕様書の点検を終えるものとし、乙の責任者が、検査仕様書点検期間内に書面による具体的な理由を明示した異議の申出をすることなく検査仕様書を承認しない場合、当該期間の満了をもって検査仕様書は承認されたものとする。
3. 甲は、甲が行う検査仕様書の作成についての支援（以下「検査仕様書作成支援業務」という。）を乙に委託する必要がある場合、第 25 条に定めるソフトウェア開発業務に関する個別契約を締結するときまでに、乙に検査仕様書作成支援業務の委託に関する申し込みを乙に行い、検査仕様書作成支援業務に関する個別契約を別途締結することができる。
4. 乙による検査仕様書作成支援業務については、外部設計書作成支援業務に関する第 3 章第 2 節の規定を準用するものとする。但し、「外部設計検討会」を「連絡協議会」に、「要件定義書及び外部設計検討会での決定事項」を

「システム仕様書」に読み替える。

(本件ソフトウェアの検収)

第 28 条 納入物のうち本件ソフトウェアについては、甲は、個別契約に定める期間（以下、「検査期間」という。）内に前条の検査仕様書に基づき検査し、システム仕様書と本件ソフトウェアが合致するか否かを点検しなければならない。

2. 甲は、本件ソフトウェアが前項の検査に適合する場合、検査合格書に記名押印の上、乙に交付するものとする。また、甲は、本件ソフトウェアが前項の検査に合格しない場合、乙に対し不合格となった具体的な理由を明示した書面を速やかに交付し、修正又は追完を求めるものとし、不合格理由が認められるときには、乙は、協議の上定めた期限内に無償で修正して甲に納入し、甲は必要となる範囲で、前項所定の検査を再度行うものとする。
3. 検査合格書が交付されない場合であっても、検査期間内に甲が書面で具体的な理由を明示して異議を述べない場合は、本件ソフトウェアは、本条所定の検査に合格したものとみなされる。
4. 本条所定の検査合格をもって、本件ソフトウェアの検収完了とする。

(瑕疵担保責任)

第 29 条 前条の検査完了後、納入物についてシステム仕様書との不一致（バグも含む。以下本条において「瑕疵」という。）が発見された場合、甲は乙に対して当該瑕疵の修正を請求することができ、乙は、当該瑕疵を修正するものとする。但し、乙がかかる修正責任を負うのは、前条の検収完了後〇ヶ月以内に甲から請求された場合に限るものとする。

2. 前項にかかわらず、瑕疵が軽微であって、納入物の修正に過分の費用を要する場合、乙は前項所定の修正責任を負わないものとする。
3. 第 1 項の規定は、瑕疵が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示によって生じたときは適用しない。但し、乙がその資料等又は指示が不適當であることを知りながら告げなかったときはこの限りでない。

第4節 ソフトウェア運用準備・移行支援業務

(ソフトウェア運用準備・移行支援業務の実施)

- 第30条** 乙は、第31条所定の個別契約を締結の上、本件業務として甲が行う
- 【選択案1：システムテスト・準委任型】システムテスト、導入・受入支援及び本件ソフトウェアを現実に運用するために行う運用テスト業務につき、甲のために必要な支援（以下「ソフトウェア運用準備・移行支援業務」という。）
- 【選択案2：システムテスト・請負型】導入・受入支援及び本件ソフトウェアを現実に運用するために行う運用テスト業務につき、甲のために必要な支援（以下「ソフトウェア運用準備・移行支援業務」という。）】を行う。
2. 乙は、情報処理技術に関する専門的な知識及び経験に基づき、甲の作業が円滑かつ効果的に行われるよう、善良な管理者の注意をもって支援業務を行うものとする。

(ソフトウェア運用準備・移行支援業務に係る個別契約の締結)

- 第31条** 甲及び乙は、当該ソフトウェア運用準備・移行支援業務について、第4条第1項記載の取引条件を協議の上決定し、ソフトウェア運用準備・移行支援業務に係る個別契約を締結する。

(業務の終了・確認)

- 第32条** 乙は、ソフトウェア運用準備・移行支援業務の終了後○日以内に、業務終了報告書を作成し、甲に提出する。
2. 甲は、個別契約に定める期間（以下「ソフトウェア運用準備・移行支援業務終了の点検期間」という。）内に、当該業務終了報告書の点検を行うものとする。
3. 甲は、当該業務終了報告書の内容に疑義がない場合、業務終了確認書に記名押印の上、乙に交付し、ソフトウェア運用準備・移行支援業務の終了を確認するものとする。
4. ソフトウェア運用準備・移行支援業務終了の点検期間内に甲が書面で具体的な理由を明示して異議を述べない場合には、ソフトウェア運用準備・移行

支援業務終了の点検期間の満了をもって、業務の終了を確認したものとみなされる。

第 4 章 契約内容等の変更

(本契約及び個別契約内容の変更)

第 33 条 本契約及び個別契約の内容の変更は、当該変更内容につき事前に甲乙協議の上、別途、書面により変更契約を締結することによってのみこれを行うことができる。

(システム仕様書等の変更)

第 34 条 甲又は乙は、システム仕様書、検査仕様書、第 35 条により甲に承認された中間資料（以下総称して「仕様書等」という。）の内容についての変更が必要と認める場合、その変更の内容、理由等を明記した書面（以下「変更提案書」という。）を相手方に交付して、変更の提案を行うことができる。

2. 仕様書等の内容の変更は、第 37 条（変更管理手続）によってのみこれを行うことができるものとする。

(中間資料のユーザによる承認)

第 35 条 乙は、中間資料のうち、乙が必要と認める部分を提示して、甲の承認を書面で求めることができる。

2. 甲は、前項の承認請求を乙から受けた日から○日以内（以下「中間資料の点検期間」という。）に行い、内容を承認するか点検を行い、その結果を書面に記名押印の上、乙に交付するものとする。

3. 甲は、中間資料の内容に不都合が認められる場合、又は次条で定める未確定事項の内容と関連性を有するため、当該時点では判断できない場合、その他これらに準ずる合理的な理由がある場合は、その具体的な理由を明示して乙に回答することにより、承認を拒否又は留保することができる。但し、ソフトウェア開発作業を円滑に促進するため、甲は合理的理由のない限り適時に第 2 項所定の点検結果を乙に交付するものとする。

4. 甲は、中間資料の点検期間内に書面で具体的な理由を明示した異議を述べない場合、中間資料の承認を行ったものとみなされる。
5. 甲又は乙は、前各項により中間資料の承認がなされた後に、中間資料の内容の変更の必要が生じた場合は、変更提案書を相手方に交付して、変更の提案を行うことができる。
6. 甲から承認された中間資料の内容の変更は、第 37 条（変更管理手続）によってのみこれを行うことができるものとする。

（未確定事項の取扱い）

- 第 36 条** 甲は、乙が本件業務を遂行するのに必要な事項を、甲のやむを得ない事情により確定して提示することができない場合、甲は、当該未確定事項の内容とその確定予定時期、未確定事項の確定により請求する追完、修正により委託料、作業期間、納期及びその他の契約条件の変更を要する場合に甲がこれを受け入れること、その他必要となる事項を甲が確認の上、甲乙記名押印した書面を作成することにより、甲は、当該未確定事項の確定後、乙に対して確定した要件定義書、外部設計書の追完、修正の業務を請求することができるものとする。この場合、甲は未確定事項が確定したときは直ちに乙にその内容を書面で提示するとともに、必要となる要件定義書又は外部設計書の追完又は修正の業務をすみやかに乙に請求するものとする。
2. 甲による追完又は修正の請求は、第 37 条（変更管理手続）によってのみこれを行うことができるものとする。

（変更管理手続）

- 第 37 条** 甲又は乙は、相手方から第 34 条（システム仕様書等の変更）、第 35 条（中間資料のユーザによる承認）、第 36 条（未確定事項の取扱い）に基づく変更提案書を受領した場合、当該受領日から○日以内に、次の事項を記載した書面（以下「変更管理書」という。）を相手方に交付し、甲及び乙は、第 12 条所定の連絡協議会において当該変更の可否につき協議するものとする。
- ① 変更の名称
 - ② 提案の責任者

- ③ 年月日
 - ④ 変更の理由
 - ⑤ 変更に係る仕様を含む変更の詳細事項
 - ⑥ 変更のために費用を要する場合はその額
 - ⑦ 検討期間を含めた変更作業のスケジュール
 - ⑧ その他変更が本契約及び個別契約の条件（作業期間又は納期、委託料、契約条項等）に与える影響
2. 第1項の協議の結果、甲及び乙が変更を可とする場合は、甲乙双方の責任者が、変更管理書の記載事項（なお、協議の結果、変更がある場合は変更後の記載事項とする。以下同じ。）を承認の上、記名押印するものとする。
3. 前項による甲乙双方の承認をもって、変更が確定するものとする。但し、本契約及び個別契約の条件に影響を及ぼす場合は、甲及び乙は速やかに変更管理書に従い、第33条（本契約及び個別契約内容の変更）に基づき変更契約を締結したときをもって変更が確定するものとする。
4. 乙は、甲から中断要請があるなどその他特段の事情がある場合、第1項の協議が調わない間、本件業務を中断することができる。

（変更の協議不調に伴う契約終了）

- 第38条** 前条の協議の結果、変更の内容が作業期間又は納期、委託料及びその他の契約条件に影響を及ぼす等の理由により、甲が個別契約の続行を中止しようとするときは、甲は乙に対し、中止時点まで乙が遂行した個別業務についての委託料の支払い及び次項の損害を賠償した上、個別業務の未了部分について個別契約を解約することができる。
2. 甲は、前項により個別業務の未了部分について解約しようとする場合、解約により乙が出捐すべきこととなる費用その他乙に生じた損害を賠償しなければならない

第 5 章 資料及び情報の取扱い

(資料等の提供及び返還)

- 第 39 条** 甲は乙に対し、本契約及び各個別契約に定める条件に従い、当該個別業務遂行に必要な資料等の開示、貸与等の提供を行う。
2. 前項に定めるもののほか、乙から甲に対し、本件業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、甲乙協議の上、各個別契約に定める条件に従い、甲は乙に対しこれらの提供を行う。
3. 本件業務遂行上、甲の事務所等で乙が作業を実施する必要がある場合、甲は当該作業実施場所（当該作業実施場所における必要な機器、設備等作業環境を含む。）を、甲乙協議の上、各個別契約に定める条件に従い、乙に提供するものとする。
4. 甲が前各項により乙に提供する資料等又は作業実施場所に関して、内容等の誤り又は甲の提供遅延によって生じた乙の本件業務の履行遅滞、納入物の瑕疵等の結果については、乙はその責を免れるものとする。
5. 甲から提供を受けた資料等（次条第 2 項による複製物及び改変物を含む。）が本件業務遂行上不要となったときは、乙は遅滞なくこれらを甲に返還又は甲の指示に従った処置を行うものとする。
6. 甲及び乙は、前各項における資料等の提供、返還その他処置等について、それぞれ第 10 条に定める主任担当者間で書面をもってこれを行うものとする。

(資料等の管理)

- 第 40 条** 乙は甲から提供された本件業務に関する資料等を善良な管理者の注意をもって管理、保管し、かつ、本件業務以外の用途に使用してはならない。
2. 乙は甲から提供された本件業務に関する資料等を本件業務遂行上必要な範囲内で複製又は改変できる。

(秘密情報の取扱い)

- 第 41 条** 甲及び乙は、本件業務遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は

営業上その他業務上の情報のうち、相手方が書面により秘密である旨指定して開示した情報、又は口頭により秘密である旨を示して開示した情報で開示後○日以内に書面により内容を特定した情報（以下あわせて「秘密情報」という。）を第三者に漏洩してはならない。但し、次の各号のいずれか一つに該当する情報についてはこの限りではない。また、甲及び乙は秘密情報のうち法令の定めに基づき開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先に対し開示することができるものとする。

- ① 秘密保持義務を負うことなくすでに保有している情報
 - ② 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - ③ 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - ④ 本契約及び個別契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
2. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。
 3. 甲及び乙は、秘密情報について、本契約及び個別契約の目的の範囲内でのみ使用し、本契約及び個別契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前に相手方から書面による承諾を受けるものとする。
 4. 甲及び乙は、秘密情報を、本契約及び個別契約の目的のために知る必要のある各自（本契約及び個別契約に基づき乙が再委託する場合の再委託先を含む。）の役員及び従業員に限り開示するものとし、本契約及び個別契約に基づき甲及び乙が負担する秘密保持義務と同等の義務を、秘密情報の開示を受けた当該役員及び従業員に退職後も含め課すものとする。
 5. 秘密情報の提供及び返却等については、第 39 条（資料等の提供及び返還）を準用する。
 6. 秘密情報のうち、個人情報に該当する情報については、次条の規定が本条の規定に優先して適用されるものとする。
 7. 本条の規定は、本契約終了後、○年間存続する。

（個人情報）

第 42 条 乙は、個人情報の保護に関する法律（本条において、以下「法」とい

う。)に定める個人情報のうち、本件業務遂行に際して甲より取扱いを委託された個人データ（法第2条第4項に規定する個人データをいう。以下同じ。）及び本件業務遂行のため、甲乙間で個人データと同等の安全管理措置（法第20条に規定する安全管理措置をいう。）を講ずることについて、個別契約その他の契約により合意した個人情報（以下あわせて「個人情報」という。）を第三者に漏洩してはならない。なお、甲は、個人情報を乙に提示する際にはその旨明示するものとする。また、甲は、甲の有する個人情報を乙に提供する場合には、個人が特定できないよう加工した上で、乙に提供するように努めるものとする。

2. 乙は、個人情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。
3. 乙は、個人情報について、本契約及び個別契約の目的の範囲内でのみ使用し、本契約及び個別契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前に甲から書面による承諾を受けるものとする。
4. 個人情報の提供及び返却等については、第39条（資料等の提供及び返還）を準用する。
5. 【第7条についてB案を選択した場合】第7条第1項の規定にかかわらず、乙は甲より委託を受けた個人情報の取扱いを再委託してはならない。但し、当該再委託につき、甲の事前の承諾を受けた場合はこの限りではない。

第6章 権利帰属

（納入物の所有権）

第43条 乙が本契約及び個別契約に従い甲に納入する納入物の所有権は、当該個別契約に定める時期をもって、乙から甲へ移転する。

（納入物の特許権等）

第44条 本件業務遂行の過程で生じた発明その他の知的財産又はノウハウ等（以下あわせて「発明等」という。）に係る特許権その他の知的財産権（特許その他の知的財産権を受ける権利を含む。但し、著作権は除く。）、ノウハウ等に関する権利（以下、特許権その他の知的財産権、ノウハウ等に関する権

利を総称して「特許権等」という。)は、当該発明等を行った者が属する当事者に帰属するものとする。

2. 甲及び乙が共同で行った発明等から生じた特許権等については、甲乙共有（持分は貢献度に応じて定める。）とする。この場合、甲及び乙は、共有に係る特許権等につき、それぞれ相手方の同意及び相手方への対価の支払いなしに自ら実施し、又は第三者に対し通常実施権を実施許諾することができるものとする。
3. 乙は、第1項に基づき特許権等を保有することとなる場合、甲に対し、甲が本契約及び個別契約に基づき本件ソフトウェアを使用するのに必要な範囲について、当該特許権等の通常実施権を許諾するものとする。なお、本件ソフトウェアに、個別契約において一定の第三者に使用せしめる旨を個別契約の目的として特掲した上で開発されたソフトウェア（以下「特定ソフトウェア」という。）が含まれている場合は、当該個別契約に従った第三者による当該ソフトウェアの使用についても同様とする。なお、かかる許諾の対価は、委託料に含まれるものとする。
4. 甲及び乙は、第2項、第3項に基づき相手方と共有し、又は相手方に通常実施権を許諾する特許権等について、必要となる職務発明の承継手続（職務発明規定の整備等の職務発明制度の適切な運用、譲渡手続など）を履践するものとする。

【A 案】（ベンダにすべての著作権を帰属させる場合）

（納入物の著作権）

第45条 納入物に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、甲又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、乙に帰属するものとする。

2. 甲は、納入物のうちプログラムの複製物を、著作権法第47条の2に従って自己利用に必要な範囲で、複製、翻案することができるものとする。また、本件ソフトウェアに特定ソフトウェアが含まれている場合は、本契約及び個別契約に従い第三者に対し利用を許諾することができる。乙は、かかる利用について著作者人格権を行使しないものとする。

【B 案】（汎用的な利用が可能なプログラム等の著作権をベンダへ、それ以外をユーザに権利を帰属させる場合）

（納入物の著作権）

第〇条 納入物に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。以下同じ。）は、乙又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権及び汎用的な利用が可能なプログラムの著作権を除き、甲より乙へ当該個別契約に係る委託料が完済されたときに、乙から甲へ移転する。なお、かかる乙から甲への著作権移転の対価は、委託料に含まれるものとする。

2. 甲は、著作権法第 47 条の 2 に従って、前項により乙に著作権が留保された著作物につき、本件ソフトウェアを自己利用するために必要な範囲で、複製、翻案することができるものとし、乙は、かかる利用について著作者人格権を行使しないものとする。また、本件ソフトウェアに特定ソフトウェアが含まれている場合は、本契約及び個別契約に従い第三者に対し利用を許諾することができるものとし、かかる許諾の対価は、委託料に含まれるものとする。

【C 案】（汎用的な利用が可能なプログラム等の著作権をベンダへ、それ以外を共有とする場合）

（納入物の著作権）

第〇条 納入物のうち本件業務によって新たに生じたプログラムに関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、汎用的な利用が可能なプログラムの著作権を除き、個別契約において定める時期（選択案 1 当該個別契約に係る委託料が完済されたとき 選択案 2 納入物の検収完了時）をもって、甲及び乙の共有（持分均等）とし、いずれの当事者も相手方への支払いの義務を負うことなく、第三者への利用許諾を含め、かかる共有著作権を行使することができるものとする。なお、乙から甲への著作権移転の対価は、委託料に含まれるものとする。また、乙は、甲のかかる利用について著作者人格権を行使しないものとする。

2. 甲及び乙は、前項の共有に係る著作権の行使についての法律上必要とされる共有者の合意を、予めこの契約により与えられるものとする。
3. 甲及び乙は、相手方の同意を得なければ、第 1 項所定の著作権の共有持分

を処分することはできないものとする。

(乙による納入物の再利用)

第 46 条 乙は、第 41 条（秘密情報の取扱い）に反しない範囲において、乙が著作権を保有する本件ソフトウェアその他の納入物を利用することができる。

2. 前条による利用には、有償無償を問わず乙が本件ソフトウェアの利用を第三者に許諾し、又はパッケージ化して複製物を販売する場合を含むものとする。

第 7 章 保証及び責任

【A 案】

(知的財産権侵害の責任)

第 47 条 甲が納入物に関し第三者から著作権、特許権その他の産業財産権（以下本条において「知的財産権」という。）の侵害の申立を受けた場合、次の各号所定のすべての要件が充たされる場合に限り、第 53 条（損害賠償）の規定にかかわらず乙はかかる申立によって甲が支払うべきとされた損害賠償額及び合理的な弁護士費用を負担するものとする。但し、第三者からの申立が甲の帰責事由による場合（甲乙間で別段合意がない限り、第 48 条に定める第三者ソフトウェア又は第 49 条に定める FOSS に起因する場合を含む。）にはこの限りではなく、乙は一切責任を負わないものとする。

- ① 甲が第三者から申立を受けた日から○日以内に、乙に対し申立の事実及び内容を通知すること
 - ② 甲が第三者との交渉又は訴訟の遂行に関し、乙に対して実質的な参加の機会及びすべてについての決定権限を与え、並びに必要な援助をすること
 - ③ 甲の敗訴判決が確定すること又は乙が訴訟遂行以外の決定を行ったときは和解などにより確定的に解決すること
2. 乙の責に帰すべき事由による知的財産権の侵害を理由として納入物の将来に向けての使用が不可能となるおそれがある場合、乙は、乙の判断及び費用

負担により、(i) 権利侵害のない他の納入物との交換、(ii) 権利侵害している部分の変更、(iii) 継続使用のための権利取得のいずれかの措置を講じることができるものとする。

3. 第1項に基づき乙が負担することとなる損害以外の甲に生じた損害については、第53条（損害賠償）の規定によるものとする。

【B案】

（知的財産権侵害の責任）

第〇条 本契約及び個別契約に従った甲による納入物の利用が、第三者の著作権、特許権その他の産業財産権（以下本条において「知的財産権」という。）を侵害したとき、乙は第53条（損害賠償）所定の金額を限度として、甲に対してかかる侵害によって甲に生じた損害（侵害を回避した代替プログラムへの移行を行う場合の費用を含む。）を賠償する。但し、知的財産権の侵害が甲の責に帰する場合（甲乙間で別段合意がない限り、第48条に定める第三者ソフトウェア又は第49条に定める FOSS に起因する場合を含む。）はこの限りでなく、乙は一切責任を負わないものとする。

2. 甲は、本契約及び個別契約に従った甲による納入物の利用に関して第三者から知的財産権の侵害の申立を受けた場合、すみやかに書面でその旨を乙に通知するものとし、乙は、甲の要請に応じて甲の防御のために必要な援助を行うものとする。

【A案 ベンダが主体で選定する場合】

（第三者ソフトウェアの利用）

第48条 乙は、本件業務遂行の過程において、本件ソフトウェアを構成する一部として第三者ソフトウェアを利用しようとするときは、第三者ソフトウェアを利用する旨、利用の必要性、第三者ソフトウェア利用のメリット及びデメリット、並びにその利用方法等の情報を、書面により提供し、甲に第三者ソフトウェアの利用を提案するものとする。

2. 甲は、前項所定の乙の提案を自らの責任で検討・評価し、第三者ソフトウェアの採否を決定する。

3. 前項に基づいて、甲が第三者ソフトウェアの採用を決定する場合、甲は、甲の費用と責任において、甲と当該第三者との間で当該第三者ソフトウェアのライセンス契約及び保守契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。但し、乙が、当該第三者ソフトウェアを甲に利用許諾する権限を有する場合は、甲乙間においてライセンス契約等、必要な措置を講ずるものとする。
4. 乙は、第三者ソフトウェアに関して、著作権その他の権利の侵害がないこと及び瑕疵のないことを保証するものではなく、乙は、第1項所定の第三者ソフトウェア利用の提案時に権利侵害又は瑕疵の存在を知らながら、若しくは重大な過失により知らずに告げなかった場合を除き、何らの責任を負わないものとする。但し、前項但書の場合で、甲乙間においてライセンス契約が締結され、当該ライセンス契約に別段の定めがあるときには、当該定めによるものとする。

【B 案 ユーザが主体で選定する場合】

(第三者ソフトウェアの利用)

- 第〇条 甲の指示により乙に本件ソフトウェアを構成する一部として第三者ソフトウェアを利用させる場合、甲は、甲の費用と責任において、甲と当該第三者との間で当該第三者ソフトウェアのライセンス契約及び保守契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。
2. 乙は、前項所定の第三者ソフトウェアの瑕疵、権利侵害等については、当該第三者ソフトウェア利用の指示を甲から受けた時に、権利侵害又は瑕疵の存在を知らながら、若しくは重大な過失により知らずに告げなかった場合を除き、何らの責任を負わない。

【A 案 ベンダが主体で選定する場合】

(FOSS の利用)

- 第 49 条 乙は、本件業務遂行の過程において、本件ソフトウェアを構成する一部として FOSS を利用しようとするときは、当該 FOSS の利用許諾条項、機能、開発管理コミュニティの名称・特徴など FOSS の性格に関する情報、当該 FOSS の機能上の制限事項、品質レベル等に関して適切な情報を、書面によ

り提供し、甲に FOSS の利用を提案するものとする。

2. 甲は、前項所定の乙の提案を自らの責任で検討・評価し、FOSS の採否を決定する。
3. 乙は、FOSS に関して、著作権その他の権利の侵害がないこと及び瑕疵のないことを保証するものではなく、乙は、第 1 項所定の FOSS 利用の提案時に権利侵害又は瑕疵の存在を知りながら、若しくは重大な過失により知らずに告げなかった場合を除き、何らの責任を負わないものとする。

【B 案 ユーザが主体で選定する場合】

(FOSS の利用)

第〇条 甲の指示により乙に本件ソフトウェアを構成する一部として FOSS を利用させる場合、甲は、甲の費用と責任において、甲と第三者との間で FOSS の保守、障害対応支援契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。

2. 乙は、前項所定の FOSS の瑕疵、権利侵害等については、当該 FOSS 利用の指示を甲から受けた時に、権利侵害又は瑕疵の存在を知りながら、若しくは重大な過失により知らずに告げなかった場合を除き、何らの責任を負わない。

(セキュリティ)

第 50 条 乙が納入する本件ソフトウェアのセキュリティ対策について、甲及び乙は、その具体的な機能、遵守方法、管理体制及び費用負担等を協議の上、別途書面により定めるものとする。

第 8 章 一般条項

(権利義務譲渡の禁止)

第 51 条 甲及び乙は、互いに相手方の事前の書面による同意なくして、本契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約から生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ若しくは担保に供してはならない。

(解 除)

第 52 条 甲又は乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。

- ① 重大な過失又は背信行為があった場合
 - ② 支払いの停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があった場合
 - ③ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - ④ 公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤ その他前各号に準ずるような本契約又は個別契約を継続し難い重大な事由が発生した場合
2. 甲又は乙は、相手方が本契約又は個別契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。
3. 甲又は乙は、第 1 項各号のいずれかに該当する場合又は前項に定める解除がなされた場合、相手方に対し負担する一切の金銭債務につき相手方から通知催告がなくとも当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済しなければならない。

(損害賠償)

第 53 条 甲及び乙は、本契約及び個別契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対して、(〇〇〇の損害に限り)損害賠償を請求することができる。但し、この請求は、当該損害賠償の請求原因となる当該個別契約に定める納品物の検収完了日又は業務の終了確認日から〇ヶ月間が経過した後は行うことができない。

2. 前項の損害賠償の累計総額は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、帰責事由の原因となった個別契約に定める〇〇〇の金額を限度とする。
3. 前項は、損害賠償義務者の故意又は重大な過失に基づく場合には適用しな

いものとする。

(輸出関連法令の遵守)

第 54 条 甲は、乙から納入された納入物を輸出する場合には、外国為替及び外国貿易法その他輸出関連法令を遵守し、所定の手続をとるものとする。なお、米国輸出関連法等外国の輸出関連法令の適用を受け、所定の手続が必要な場合も同様とする。

(和解による紛争解決)

- 第 55 条 本契約に関し、甲乙間に紛争が生じた場合、甲及び乙は、第 56 条所定の紛争解決手続をとる前に、紛争解決のため第 12 条に定める連絡協議会を開催し協議を十分に行うとともに、次項以下の措置をとらなければならない。
2. 前項所定の連絡協議会における協議で甲乙間の紛争を解決することができない場合、第 56 条に定める紛争解決手続をとろうとする当事者は、相手方に対し紛争解決のための権限を有する代表者又は代理権を有する役員その他の者との間の協議を申し入れ、相手方が当該通知を受領してから○日以内に（都市名）において、誠実に協議を行うことにより紛争解決を図るものとする。
- (3. 前項所定の甲及び乙の紛争解決のための協議で当事者間の紛争等を解決することができない場合、甲及び乙は、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成 16 年法律第 151 号）第 2 条第 3 項に定める認証紛争解決手続であって（都市名）において行われる認証紛争解決事業者を選択し、当該事業者による認証紛争解決手続を通した和解による解決を図るものとする。)
4. 前項に定める認証紛争解決手続によって和解が成立する見込みがないことを理由に当該認証紛争解決手続が終了した場合、甲及び乙は、第 56 条所定の紛争解決手続をとることができる。

【A 案】

(仲 裁)

第 56 条 本契約及び個別契約に関し、甲乙間に紛争解決の必要が生じた場合、

(仲裁機関名)の仲裁規則に従って、(都市名)において仲裁により終局的に解決されるものとする。

【B案】

(合意管轄)

第〇条 本契約及び個別契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協 議)

第57条 本契約及び個別契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従い甲乙協議し、円満に解決を図るものとする。

以 上

ソフトウェア開発モデル契約の解説

2008 年 10 月 19 日 初版第 1 刷発行
2019 年 4 月 P D F 公開

発行 一般社団法人 電子情報技術産業協会 ソリューションサービス事業委員会
〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-3
TEL 03-5218-1057 FAX 03-5218-1076

禁 無 断 転 載
この解説書の全部又は一部を転載しようとする場合
は、発行者の許可を得て下さい。